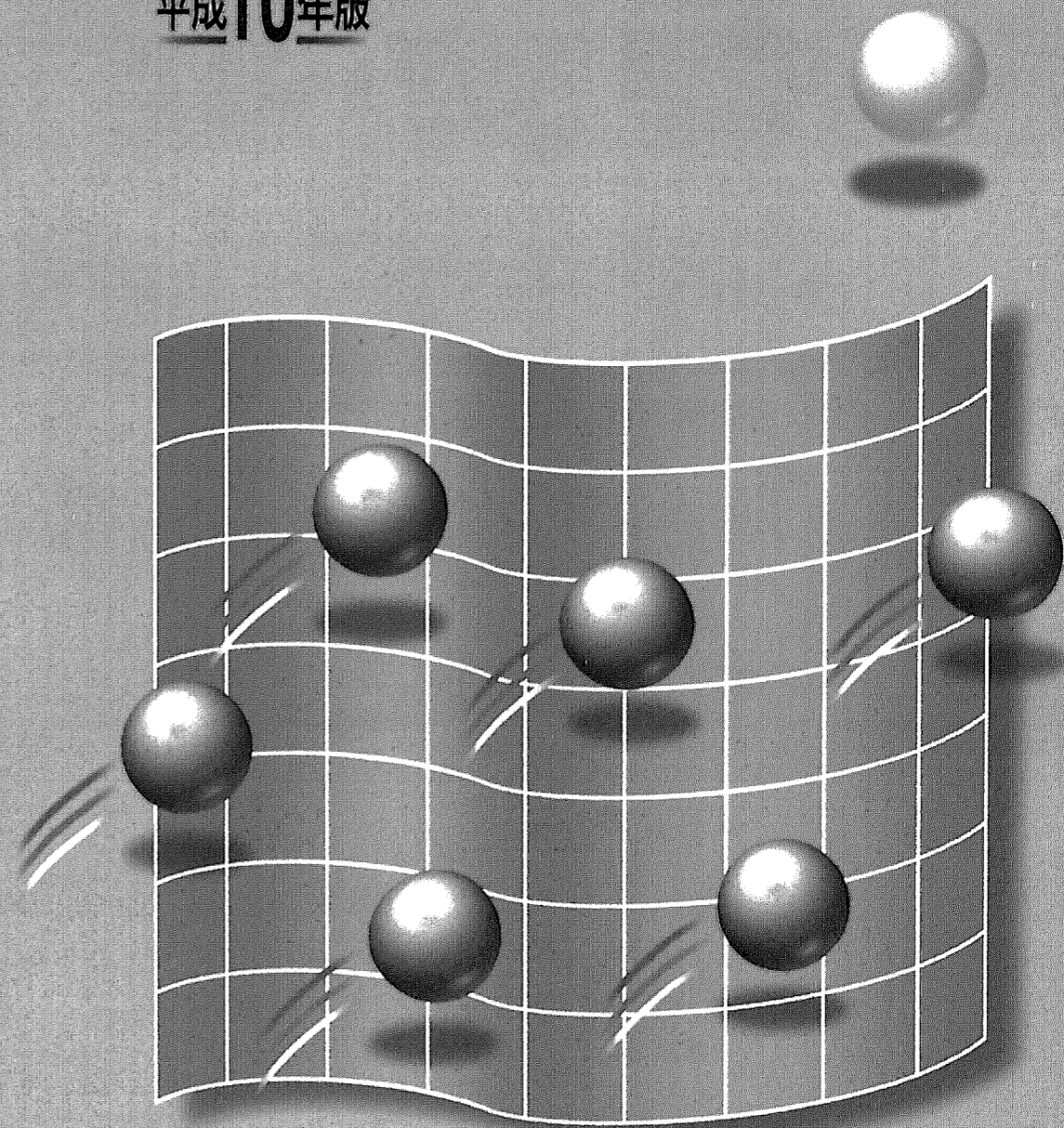


社会保障統計年報

平成10年版



総理府社会保障制度審議会事務局 編

平成10年版 社会保障統計年報

総 理 府

社会保障制度審議会事務局

推薦の言葉

—社会保障データの活用に向けて—



社会保障制度審議会

会 長 宮 澤 健 一

わが国の社会保障制度は、社会保障制度審議会が昭和25年に策定した「社会保障制度に関する勧告」を出発点として、逐次整備・拡充が図られてきた。その間、わが国経済の成長・発展の過程で昭和36年に国民皆保険・皆年金体制が確立するなど、社会保険方式を中核に著しい発展を遂げ、国民生活の安定と経済の安定的発展に貢献してきた。その結果、現在のわが国の社会保障体制は、制度的に先進諸国に比べ全体として遜色のないものとなり、すべての人々の生活に多面的にかかわり、国民の生活の基礎を支え、また、健康条件の改善や長寿化をもたらした。

しかしながら、今後のわが国が直面するのは、高齢化・少子化といった人口構造の変化、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長や財政事情の深刻化を含む経済構造の変化である。このような中で、社会保障制度審議会は平成7年7月、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告を内閣総理大臣に提出し、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し指針としたが、引き続きその実現への途を求めている。

今や社会保障制度は、社会保障給付費総額で年間67兆円を超えるまでに国民経済の大きな部分を占め、また国民生活にとっても不可欠となっている。国民による強い社会連帯の意識と、社会保障制度の意義・役割・仕組みへの国民の深い理解と協力で支えられて、必要な社会保障制度の改革と充実が図られることが望まれる。そのためにも、信頼ある統計データの情報は欠かせない。

社会保障統計年報は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものである。社会保障に係る費用全体を「社会保障関係総費用」として推計し、加えて、社会保障に関連する各種の統計を網羅的に収録する貴重な統計資料集たることを目指している。

本書が、社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層に幅広く活用されることにより、わが国の社会保障制度の一層の理解に役立ち、また、21世紀に向けての社会保障制度の発展に資することを期待して、ここに本書を推薦する。

平成11年2月

まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきているものであります。

わが国は、戦後の経済・社会の安定的な発展の中で、栄養や生活環境の向上、医学医術の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長し、今や世界最高の水準に達しています。その結果、65歳以上の高齢者の割合が全人口の15%を超えるなど高齢化が進展し、特に75歳以上の後期高齢者の増加には目をみはるものがあります。

しかしながら一方で、近年、出生率が過去最低となるなど少子化も進展しており、このまま推移すれば、労働力の減少や高齢化の一層の進展に伴って、近い将来、我が国の社会経済に様々な影響が及ぶことが予想されます。

このような状況の下、現在の社会保障制度が、21世紀に向けて広く国民に健やかで安心できる生活を真に保障するものに再構築されるためには、これまで以上に国民の皆様の社会保障に対する深い理解と、社会保障制度の再編成の過程への積極的な参画が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためであることはもちろんのこと、21世紀に向けての社会保障のあるべき姿を探る際にも役立つものと考えます。社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様の用に供されることを希望してやみません。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に厚く感謝の意を表します。

平成11年2月

総理府社会保障制度審議会
事務局長 酒井 英 幸

社会保障統計年報の構成内容

第I部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障関係総費用について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
22—24	7	1
25—46	7	2
47—59	7	3

第II部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
61—93	8	1
94—104	8	2

第III部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障関係総費用
- 第3節 社会保障給付及び再配分効果
- 第4節 国民所得と国民負担（率）の動向等
- 第5節 社会保険関係
- 第6節 高齢者保健（医療）福祉
- 第7節 医療供給と医療費
- 第8節 公衆衛生
- 第9節 福祉サービス
- 第10節 生活保護
- 第11節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第12節 関連制度・関係機関
- 第13節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第14節 財政
- 第15節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
105—119	9	1
120—135	9	2
136—146	9	3
147—161	10	4
162—233	10	5
234—310	14	6
311—320	15	7
321—341	16	8
342—354	17	9
355—359	17	10
360—363	18	11
364—383	18	12
384—389	19	13
390—400	19	14
401—459	20	15

目次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	22
2 財政・金融	23
3 雇 用	23
4 家計収支	24
5 人口・世帯	24

第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	25
2 高齢者保健医療福祉	26
3 児童福祉等	28
4 障害者福祉等	29
5 医療保険	31
6 年金保険	34
7 労働保険等	35
8 生活保護	36
9 保健医療と環境衛生	36
10 人材の確保	38
11 社会福祉基礎構造改革について	39

第 3 節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	47
2 平成 8 年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	47
3 社会保障費の推計	48
〔参 考〕 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について（社会保障制度審議会の推計）	49
2 社会保障費の各種推計の比較	56

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系.....61
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧.....62
①医療保険制度.....62
②年金制度.....64
③業務災害補償制度.....72
④雇用保険制度.....76
⑤児童手当.....78
⑥老人保健.....79
3 老人福祉.....80
①施設福祉対策.....80
②在宅福祉対策.....81
③社会活動促進対策.....81
4 身体障害者福祉施策.....82
①身体障害者在宅福祉施策の概要.....82
②身体障害者施設福祉施策の概要.....84
5 障害児(者)対策.....85
①在宅福祉対策.....85
②障害児(者)に対する施設福祉施策の概要.....86
6 精神障害者施策の概要(平成10年度).....88
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧.....89
8 社会(家族)手当.....90
9 生活保護制度.....91
[参考] 社会保障制度と行政機構の概略.....92

第2節 社会保険各制度の成立経過

社会保険各制度の成立経過.....94
①医療保険制度.....94
②年金保険制度.....96
③業務災害補償制度.....98
④雇用保険制度.....99
[参考] 1 社会保障制度審議会勧告等一覧.....100
2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ.....102

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移.....105
第2表 「日本の将来推計人口」の要約.....106
第3表 年齢3区分別人口の推移.....107
第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別).....108
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計).....109
第6表 人口動態.....112
第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別).....114
第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移.....115
第9表 年次別死因順位及び死亡率.....116
第10表 世帯数(世帯業態別).....117
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移.....117
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移.....118
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移.....118
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移.....119
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移.....119

第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移.....120
第17表 社会保障関係国庫負担の推移.....121
第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較.....121
第19表 平成8年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別).....122
第20表 平成8年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別).....124
第21表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類).....126
第22表 社会保障関係総費用(実支出)対前年度比(事項小分類).....128
第23表 社会保障関係総費用の推移(実支出、実収入の種類別).....130
第24表 社会保険収支(決算)の推移.....132
第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率.....133
第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較.....134
第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出).....135

第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移.....136
第29表 制度別社会保障給付費の推移.....137
第30表 社会保障移転の推移.....138
第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較.....139

第 32 表 高齢者関係給付費の前年度との比較…………… 139

第 33 表 平成10年度一般会計予算の内訳…………… 140

第 34 表 社会保障給付費等の年次推移…………… 141

第 35 表 社会保障関係費の推移…………… 141

第 36 表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）…………… 142

第 37 表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し…………… 143

第 38 表 所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較…………… 143

第 39 表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化…………… 144

第 40 表 世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等…………… 144

第 41 表 世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等…………… 145

第 42 表 世帯構造別 1 世帯当り平均金額等…………… 145

第 43 表 当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等…………… 146

第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 44 表 国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移…………… 147

第 45 表 国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）…………… 148

第 46 表 国内総支出（名目）…………… 150

第 47 表 家計（個人企業を含む）…………… 152

第 48 表 常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額…………… 153

第 49 表 1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）…………… 155

第 50 表 賞与支給状況…………… 155

第 51 表 全世帯年平均 1 か月間の消費支出…………… 156

第 52 表 勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出…………… 157

第 53 表 年間収入階級別勤労者 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）…………… 158

第 54 表 消費者物価指数（中分類）…………… 160

第 55 表 農村消費者物価指数…………… 160

第 56 表 農家家計費（全国 1 戸当り平均）…………… 161

第 5 節 社会保険関係

1 総括

第 57 表 医療保険適用者数（制度別）…………… 162

第 58 表 公的年金適用者数（制度別）…………… 163

第 59 表 雇用保険適用者数（制度別）…………… 163

第 60 表 業務災害補償保険適用者数（制度別）…………… 163

第 61 表 社会保険被保険者（組合員） 1 人当り平均標準報酬月額（制度別）…………… 164

第 62 表 制度別被保険者 1 人当り診療費…………… 165

第 63 表 公的年金受給権者数…………… 166

第 64 表 公的年金における年金総額（制度別）…………… 168

第 65 表 公的年金受給権者 1 人当り年金額…………… 170

第 66 表 公的年金積立金状況…………… 172

第 67 表 年金財政指標…………… 173

第 68 表 業務災害補償保険年金受給者数…………… 176

第 69 表 業務災害補償保険年金支払総額…………… 176

第 70 表 業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額…………… 177

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第 71 表 政府管掌健康保険適用状況…………… 178

第 72 表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）…………… 179

第 73 表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）…………… 180

第 74 表 政府管掌健康保険保険料徴収状況…………… 181

第 75 表 政府管掌健康保険給付決定状況…………… 182

第 76 表 政府管掌健康保険診療費決定状況…………… 185

第 77 表 政府管掌健康保険給付諸率…………… 187

第 78 表 政府管掌健康保険収支状況…………… 189

② 組合管掌健康保険

第 79 表 組合管掌健康保険適用状況…………… 189

第 80 表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 190

第 81 表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）…………… 191

第 82 表 組合管掌健康保険平均保険料率…………… 191

第 83 表 組合管掌健康保険給付決定状況…………… 192

第 84 表 組合管掌健康保険診療費決定状況…………… 194

第 85 表 組合管掌健康保険給付諸率…………… 195

第 86 表 組合管掌健康保険収支状況…………… 197

3 国民健康保険

第 87 表 国民健康保険適用状況…………… 198

第 88 表 国民健康保険給付決定状況…………… 198

第 89 表 国民健康保険療養の給付等決定状況…………… 199

第 90 表 国民健康保険療養費決定状況…………… 199

第 91 表 国民健康保険療養の給付諸率…………… 200

第 92 表 国民健康保険「その他の給付」決定状況…………… 200

第 93 表 国民健康保険諸率…………… 201

第 94 表 国民健康保険診療施設経理状況…………… 202

第 95 表 国民健康保険料（税）収納状況…………… 202

第 96 表 国民健康保険収支状況…………… 203

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第 97 表 厚生年金保険適用状況…………… 204

第 98 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 205

第 99 表 厚生年金保険適用状況（業態別）…………… 206

第 100 表 厚生年金保険年金受給権者状況…………… 207

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況…………… 208

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額…………… 208

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況…………… 209

第104表 厚生年金保険収支状況…………… 209

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況…………… 210

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況…………… 210

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況…………… 210

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額…………… 211

○参考 税制適格年金(適格退職年金)

第109表 税制適格年金加入件数…………… 211

第110表 税制適格年金加入者数…………… 211

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数…………… 212

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況…………… 212

第113表 拠出制年金受給権者状況…………… 213

第114表 福祉年金受給権者状況…………… 214

第115表 国民年金特別会計収支状況…………… 215

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数…………… 216

第117表 農業者年金受給権者状況…………… 216

第118表 農業者年金年金勘定経理状況…………… 217

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員共済組合適用状況…………… 218

第120表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況…………… 220

第121表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)…………… 222

第122表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率…………… 223

第123表 国家公務員共済組合長期部門支払状況…………… 224

第124表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 225

第125表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額…………… 226

第126表 国家公務員共済組合短期経理状況…………… 227

第127表 国家公務員共済組合長期経理状況…………… 228

第128表 国家公務員共済組合業務経理状況…………… 229

第129表 国家公務員共済組合保健経理状況…………… 229

第130表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況…………… 230

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 231

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 232

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)…………… 234

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 235

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 237

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 238

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 239

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 240

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 241

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 243

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 243

第142表 国家公務員共済組合等所要財源率…………… 244

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況…………… 245

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況…………… 246

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)…………… 248

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 249

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 251

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 252

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 253

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況…………… 254

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況…………… 254

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況…………… 255

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況…………… 255

9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況(学校種別)…………… 256

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額(学校種別)…………… 257

第156表 私立学校教職員共済組合組合員数(標準給与等級別)…………… 258

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況…………… 259

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況(診療費分)…………… 261

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率…………… 262

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況…………… 264

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 265

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額…………… 266

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況…………… 267

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況…………… 268

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況…………… 269

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況…………… 269

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況…………… 270

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数(標準給与等級別)…………… 270

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況…………… 271

第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況…………… 272

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り平均額…………… 273

第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況…………… 274

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況…………… 274

11 船員保険

第174表 船員保険適用状況…………… 275

第175表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 276

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況…………… 277

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況…………… 279

第178表 船員保険疾病部門給付諸率…………… 280

第179表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況…………… 281

第180表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況…………… 281

第181表 船員保険年金部門（職務上）1人当り金額…………… 281

第182表 船員保険失業部門給付決定状況…………… 282

第183表 船員保険収支状況…………… 283

第184表 船員保険保険料徴収状況…………… 284

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況…………… 285

第186表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）…………… 285

第187表 雇用保険給付状況…………… 286

第188表 一般求職者給付の状況…………… 287

第189表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）…………… 288

第190表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況…………… 288

13 労働者災害補償保険

第191表 労働者災害補償保険適用状況…………… 289

第192表 労働者災害補償保険給付支払状況…………… 290

第193表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）…………… 290

第194表 労働者災害補償保険給付平均支払額…………… 291

第195表 労働保険特別会計労災勘定収支状況…………… 291

14 公務災害補償

第196表 国家公務員災害補償費支払状況…………… 292

第197表 国家公務員災害補償1件当り補償費…………… 292

第198表 地方公務員災害補償費支払状況…………… 293

第199表 地方公務員災害補償1件当り補償費…………… 293

第6節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

第200表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）…………… 294

第201表 老人関係施設の比較…………… 295

2 老人福祉

第202表 老人福祉施設の施設数及び在所者数…………… 296

第203表 ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数…………… 296

第204表 性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数（推計数）…………… 297

第205表 性・年齢階級別にみた寝たきり者数（推計数）…………… 297

3 老人医療

第206表 老人医療受給対象者数…………… 298

第207表 老人医療費の状況…………… 298

第208表 制度別老人医療費の状況…………… 299

第209表 老人医療費（診療費）の状況…………… 299

第210表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移…………… 300

第211表 老人医療費と国民医療費の推移…………… 301

第212表 老人医療費の負担…………… 302

第213表 老人医療費の負担の状況…………… 302

第214表 老人医療費拠出金積算内訳（平成8年度）（加入者按分率1.0）…………… 303

第215表 開設者別老人病院数（重複計上）、病床数（実数、構成割合（%））…………… 303

第216表 老人病院等の区分別状況…………… 303

4 老人保健施設

第217表 開設者別にみた施設数及び入所定員数…………… 304

5 老人保健（ヘルス事業）

第218表 老人保健事業の概要…………… 305

第219表 老人保健事業実施状況…………… 307

第220表 老人保健健康手帳の交付状況…………… 308

第221表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況…………… 308

第222表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数…………… 309

第223表 がん検診の受診人員・結果別人員状況…………… 310

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第224表 国民医療費推計額…………… 311

第225表 治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）…………… 312

第226表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）…………… 312

2 医療機関

第227表 病院・診療所数（開設者別）…………… 314

第228表 病床数（開設者・種類別）…………… 315

第229表 医療法人数の推移…………… 315

第230表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数…………… 316

第231表 1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）…………… 316

第232表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）…………… 317

第233表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）…………… 317

3 地域医療計画

第 234 表 地域医療計画の内容…………… 318

第 235 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進…………… 319

第 236 表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況…………… 320

第 8 節 公衆衛生

1 結核等

第 237 表 結核医療費推計額…………… 321

第 238 表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）…………… 321

第 239 表 結核医療費公費負担額…………… 321

第 240 表 結核登録者…………… 321

第 241 表 結核病床数・患者数・病床利用率…………… 322

第 242 表 ハンセン病入所者等の年次推移…………… 322

第 243 表 ハンセン病療養所入所者数…………… 323

第 244 表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額…………… 323

第 245 表 エイズ対策の概要…………… 324

第 246 表 エイズ患者等の現状…………… 324

2 伝染病

第 247 表 法定・指定伝染病患者数…………… 325

第 248 表 届出伝染病等患者数…………… 326

第 249 表 予防接種被接種者数…………… 327

3 精神保健

第 250 表 精神病床数・患者数・病床利用率…………… 328

第 251 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額…………… 328

第 252 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額…………… 328

第 253 表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移…………… 329

第 254 表 医療保護入院・仮入院届出件数…………… 329

4 難病

第 255 表 難病対策の概要…………… 330

第 256 表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数…………… 330

5 環境衛生

第 257 表 全国水道普及状況…………… 331

第 258 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況…………… 331

第 259 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費…………… 331

第 260 表 廃棄物の分類と処理体制…………… 332

第 261 表 ゴミ処理等の流れ…………… 333

第 262 表 市町村のごみ処理費用の推移…………… 334

6 公害

第 263 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数…………… 335

第 264 表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況…………… 336

第 265 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移…………… 337

第 266 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数…………… 337

第 267 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等…………… 338

第 268 表 環境事業団事業状況…………… 339

7 保健所及び保健センター

第 269 表 保健所の活動…………… 340

第 270 表 保健所数及び保健所職員総数…………… 340

第 271 表 保健所活動状況…………… 341

第 272 表 市町村保健センター数…………… 341

第 9 節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者福祉

第 273 表 身体障害者手帳交付台帳登録数…………… 342

第 274 表 福祉事務所における知的障害者相談状況…………… 342

第 275 表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数…………… 343

第 276 表 身体障害者更生援護状況…………… 343

第 277 表 身体障害者に対する補装具交付等の状況…………… 344

第 278 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況…………… 345

第 279 表 障害者職業能力開発校修了者数…………… 345

2 児童福祉

第 280 表 児童相談所処理件数…………… 346

第 281 表 児童福祉施設数及び在所者数…………… 346

第 282 表 里親・保護受託者及び委託児童数…………… 347

第 283 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況…………… 347

第 284 表 1 歳 6 か月児健診実施件数…………… 348

第 285 表 3 歳児健康診査成績…………… 348

第 286 表 児童扶養手当受給世帯数…………… 348

第 287 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数…………… 348

第 288 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況…………… 349

第 289 表 児童手当拠出金徴収状況…………… 349

第 290 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況…………… 350

第 291 表 児童手当制度の費用負担…………… 350

3 社会福祉関係機関・施設等

第 292 表 社会福祉行政機関等設置状況…………… 351

第 293 表 社会福祉施設数（年次・施設の種別）…………… 352

第 294 表 生活福祉資金貸付状況…………… 354

第 295 表 母子福祉資金貸付状況…………… 354

第 296 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況…………… 354

第 10 節 生活保護

第 297 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	355
第 298 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	355
第 299 表	扶助別人員	356
第 300 表	保護開始世帯数（理由・種類別）	356
第 301 表	保護廃止世帯数（理由・種類別）	357
第 302 表	保護費（扶助別）	358
第 303 表	医療扶助決定状況（診療費分）	358
第 304 表	生活保護基準額改定の推移	358
第 305 表	生活扶助基準額の推移	359
第 306 表	保護施設の施設数及び在所者数	359

第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 307 表	文官恩給年金受給権者状況	360
第 308 表	軍人恩給年金受給権者状況	360
第 309 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	360

2 戦争犠牲者援護

第 310 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	362
第 311 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	362
第 312 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	362
第 313 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	363
第 314 表	原爆被爆者対策状況	363

第 12 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 315 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居 住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）	364
第 316 表	居住状況（地域別）	365
第 317 表	住宅の所有関係	365
第 318 表	公営住宅等建設戸数	366
第 319 表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	368
第 320 表	住宅建設戸数	368

② 雇用関係一般

第 321 表	労働力人口・非労働力人口〔年平均〕	370
第 322 表	年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕	371
第 323 表	就業者数（産業別）〔年平均〕	372
第 324 表	就業者数（従業上の地位・職業別）〔年平均〕	374
第 325 表	年齢別有効求人倍率	376
第 326 表	職業転換給付金関係予算の推移	376

第 327 表	平成10年度地域別最低賃金額の改正状況	377
第 328 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数	378

2 関係機関

第 329 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）	379
第 330 表	年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）	380
第 331 表	資金運用事業各年度別運用額の推移	380
第 332 表	年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）	380
第 333 表	社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）	381
第 334 表	社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）	382
第 335 表	労働福祉事業団経営施設数	382
第 336 表	雇用促進事業団設置運営施設数	383
第 337 表	中小企業退職金共済加入状況	383
第 338 表	中小企業退職金共済支給状況	383

第 13 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 339 表	医師数（業務別）	384
第 340 表	歯科医師数（業務別）	384
第 341 表	歯科衛生士数（就業場所別）	385
第 342 表	歯科技工士数（就業場所別）	385
第 343 表	薬剤師数（業務別）	385
第 344 表	看護職員需給見通し	386
第 345 表	保健婦数（就業場所別）	387
第 346 表	助産婦数（就業場所別）	387
第 347 表	看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）	387
第 348 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	388
第 349 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	388
第 350 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	388
第 351 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	389

第 14 節 財政

第 352 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	390
第 353 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	391
第 354 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	392
第 355 表	地方の民生費と衛生費の状況	394
第 356 表	生活保護費等国庫負担（補助）の推移	398
第 357 表	国内総支出に対する財政規模	398
第 358 表	国税及び地方税	399
第 359 表	高齢社会対策関係予算（一般会計）の推移	399
第 360 表	年金積立金還元融資資金配分の推移	400
第 361 表	市町村税納税義務者数	400

第15節 国際統計及び比較

1 人口

第362表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	401
第363表	平均寿命の国際比較	402
第364表	主要国の65歳以上人口比率の推移と予測	403
第365表	主要先進国の合計特殊出生率(1950~1997年)	406
第366表	諸外国の出生率	406
第367表	人口高齢化速度の国際比較	407
第368表	先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策	408
第369表	障害者雇用の現状	409
第370表	定年制等の状況	410

2 社会保障

第371表	社会保障制度類型別国数	411
第372表	ILO条約及び勧告(社会保障関係)	411
第373表	ILO第102号条約の批准状況	414
第374表	社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較	415
第375表	社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較	416
第376表	国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率	417
第377表	日本の社会保障制度の概要	418
第378表	イギリスの社会保障制度の概要	420
第379表	イギリスの社会保障概況	422
第380表	フランスの社会保障制度の概要	424
第381表	フランスの社会保障概況	426
第382表	ドイツの社会保障制度の概要	428
第383表	ドイツの社会保障概況	430
第384表	アメリカの社会保障制度の概要	432
第385表	アメリカの社会保障概況	434
第386表	スウェーデンの社会保障制度の概要	436

3 医療

第387表	医療保障制度の国際比較	438
第388表	主要国の国民医療費の推移	440
第389表	国民医療費の対国民所得比の各国比較	442
第390表	主要国の診療報酬支払方式	443
第391表	医療供給に関する指標の国際比較	443

4 年金

第392表	諸外国の公的年金制度の概要	444
第393表	公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)	446
第394表	主要国における公的年金に対する税制の概要	447

5 福祉・社会手当等

第395表	世界6か国の福祉行政体系	448
第396表	主要国の児童手当制度	450
6 労働		
第397表	主要国失業者数及び失業率	452
第398表	年間総実労働時間の国際比較(製造業生産労働者、1996年)	452
第399表	ILO労働統計報告による週当たり労働時間(製造業)	453
第400表	労働費用の国際比較	454
第401表	諸外国の育児休業制度について	455
第402表	諸外国の介護休業制度について	456
7 国際協力		
第403表	WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移	457
第404表	厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移	457
8 国民所得		
第405表	国民所得(総額)	458
第406表	1人当たり国民所得	459

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向

我が国経済は、バブル崩壊後、平成7～8年度を除き、一貫してゼロ成長あるいはマイナス成長であり、平成10年度の国内総生産（実績見込み）実質成長率はマイナス2.2%となっている。平成7～8年度は大型経済対策の効果、消費税率引き上げ前の駆け込み需要等により一時的に回復傾向にあったが、バブル崩壊による後遺症を引きずったままであったため、やがてこれらの要因の効果が減少した後は、大手金融機関の「貸し渋り」等のバブル崩壊の後遺症が表面化し、平成9年10～12月期から平成10年7～9月期にかけて4四半期連続のマイナス成長を記録するなど、その後の経済活動は極めて厳しい状況にある。

これらは、不良債権の増加、自己資本不足等による金融機関の破綻等金融機関の経営に対する信頼の低下、深刻な不況の継続による雇用不安などが重なって、家計や企業のマインドが冷え込み、消費、設備投資、住宅投資といった最終需要が大きく減少する悪循環が生じたこと等によるものである。

個人消費は、平成9年10～12月期の消費性向と実質所得の双方が低下する等、消費マインドの悪化を原因として低調な状況が続いている。消費マ

インド悪化の背景には、大手金融機関等の相次ぐ破綻により今後の大幅なリストラ等長期的な雇用、賃金の見通しに対する不安感が高まったことがあるものと考えられる。設備投資は、需要低迷による収益の悪化したこと、大手金融機関の経営破綻を契機とした貸し渋り等により、規模業種を問わず大幅に減少している。鉱工業生産は、平成9年7～9月期まではおおむね横ばい状態が続いたが、設備投資が大幅に減少したことにより資本財とそれにかかわる生産財の生産が減少したことを受けて、平成10年4～6月期にかけて大幅に減少している。

雇用情勢は景気低迷の中で依然として厳しい状況にある。企業の雇用過剰感は更に高まり、求人数、雇用者数とも減少を続けた結果、完全失業者数、完全失業率ともにこれまでにない水準に上昇した。雇用者数の伸び率を主要産業別にみれば、サービス業と卸売・小売業、飲食店は引き続き増加しているものの、生産の減少、公共投資の減少等により、製造業、建設業では減少し、全体では平成10年第2四半期以降減少が続いている。

消費者物価については、安定基調で推移しているものの、前年を下回る水準となっている。経常収支は、平成5年度以降海外現地生産の進展や製品輸入の拡大等による輸入の増加から貿易収支の

黒字幅が縮小したこと、サービス収支の赤字幅が拡大したこと等から、4年連続で黒字幅が縮小していたが、平成9年度においては、5年ぶりに黒字幅を拡大し、経常黒字は12兆9,491億円となった。

2 財政・金融

平成10年度予算は、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行いつつ、限られた財源を重点的・効率的に配分することとされた。平成10年度の一般会計予算の規模は77兆6,692億円（対前年度比0.4%増）、一般歳出の規模は44兆5,362億円（対前年度比1.3%減）となっている。また、平成10年度における公債発行額は15兆5,570億円、公債依存度は20%となり、前年度当初予算の21.6%より1.6%低下している。

社会保障予算については、今後の急速な少子・高齢化の進展に伴い我が国の社会保障給付費及び社会保障関係予算の増大が見込まれるなか、財政構造改革の推進の観点も踏まえ、経済の発展、社会の活力を損なわないよう、給付と負担の均衡を図る等制度の効率化・合理化を進め、将来にもわたり安定的に運営できる社会保障制度を構築していくための構造改革が求められた。このため、具体的には、医療分野において、薬価の大幅引下げや老人医療費の負担の公平化を図るための制度改革を行ったほか一般病院の病床の療養型病床群への転換の促進、救急医療対策、高度不採算医療を行う公的医療機関等への助成措置、難病対策の推進等とともに、国立医療施設を中心に、がん、小児医療等の専門医療等の専門機能の強化が図られている。年金については、年金額の物価スライド（1.9%見込み）の実施や厚生年金等の社会保険事務費の一部を保険料財源化し、また、福祉については、介護保険法の成立を踏まえた在宅・施設サービスの整備等を図る新ゴールドプラン、障害者プラン、エンゼルプランの着実な推進を図ることと

している。雇用対策については、現下の厳しい雇用失業状況や産業構造の変化等に対応し労働者の雇用の安定を図るため、円滑な労働移動を促進するとともに、多様なニーズに応じた職業能力開発を推進することとしている。これらの結果、10年度の社会保障関係費は、前年度予算額に対して2,929億円（2.0%）増の14兆8,431億円を計上している。

平成10年度財政投融资計画は、財政投融资の抜本的改革を推進するとの基本方針の下で、民業補完や償還確実性の原則を徹底するとともに、景気に配慮しながら資金の重点的・効率的な配分を図り、その規模のスリム化が図られ、一般財政投融资の規模は36兆6,592億円（全年度当初計画比6.8%減）となっている。厚生福祉関係については、1兆4,748億円（前年度比11.4%）の財政投融资を予定し、社会福祉・医療事業団において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとされている。

一方、歳入面においては、10年度の税制改正において、当面の金融・経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、法人税制、金融関係税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずるほか、たばこ特別税を創設することとし、また、平成10年分所得税について、定額の特別減税を行うこととした。

金融政策については、景気低迷が長引くなかで、平成7年9月に公定歩合が0.5%という史上最低水準を更新され、以降この水準が維持されているが、さらに日銀は、デフレスパイラルを未然に防止し、景気悪化に歯止めをかけることを確実にするため、短期金利を低めに誘導する等の金融緩和に踏み切っている。

3 雇用

有効求人倍率は、平成2年7～9月期から平成

第1部 社会保障の動向

3年1～3月期の1.44倍をピークとし、以降、低下を続けている。平成10年平均有効求人倍率は0.53倍となり、前年の0.72倍を0.19ポイント下回った。四半期別に見ると、平成9年1～3月期から7～9月期までおおむね横ばいで推移していたが、求人の減少、求職の増加幅の拡大から10～12月期には0.69倍に低下、平成10年1～3月期には0.61倍となり、昭和61年10～12月期以来の水準となった。新規求人倍率は、平成9年度は1.13倍と、前年の1.22倍から0.09ポイント減少した。完全失業率は、平成10年平均で4.1%となり、前年の3.4%を大きく上回り比較可能な昭和28年以来最高水準となった。その推移を季節調整値で見れば、2月3.6%、3月3.9%、4月4.1%、6月4.3%、11月4.4%と1年間に5回最高を更新し、また、1月の3.5%から11月の4.4%へ、1年で0.9%上昇し、年内の変動幅としても昭和28年以降で最大となった。

4 家計収支

平成10年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均58万8,916円で、前年に比べ名目で1.1%、実質で1.8%の減少と、名目、実質とも平成6年以来4年ぶりの減少となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均49万5,887円で前年に比べ、名目で0.2%、実質で0.9%の減少となった。

勤労者世帯の消費支出の動向については、平成10年には1世帯当たり1か月平均35万3,552円で、名目で1.1%、実質で1.8%の減少と3年ぶりの減少となった。消費支出の内訳をみると、「住居」、「被服及び履物」、「保健医療」、「教育」、「家具・家事用品」、「食料」が実質減少となった一方、「光熱・

水道」、「交通・通信」、「教養娯楽」が実質増加となった。また、直接税や社会保険料などの非消費支出は、特別減税の実施により調査開始（昭和38年）以来の名目で5.2%の大幅な減少となり、勤労者1世帯当たり1か月平均93,029円となった。

5 人口・世帯

平成9年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,617万人であり、この1年間に30万人(0.24%)増加した(総務庁統計局)。これを年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分別にみれば、平成9年では、それぞれ1,937万人(32万人減)、8,704万人(12万人減)、1,976万人(74万人増)となっている。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」の中位推計によると、平成7年以後生産年齢人口は減少し続け平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成20年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、平成21年度には全人口の1割を超えるると予測されている。

世帯数は、平成9年6月現在で、約4,467万世帯となっている。世帯人員別に見ると、1人世帯の数が最も多く約1,116万世帯(全世帯の25.0%)、平均世帯人員は2.79人となっている。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が約2,591万世帯で、全体の58%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢世帯」は約516万世帯で全世帯に占める割合は11.5%となっている。また、65歳以上の高齢者のうち一人暮らしの者は約248万人で、高齢者の12.7%を占めている。

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医療の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成9年簡易生命表によると、男77.19歳、女83.82歳で、前年(平成8年簡易生命表)に対して、男0.18年、女は0.23年上回っており、男女とも世界最高水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成9年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.39と前年の1.43を下回って過去最低となり、少子化が一層進行するとともに、わが国の人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また、財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きがみられた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。本勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げ

るとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子供の健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策など広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立した。同法では、「公正で活力ある社会」、「地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「豊かな社会」が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、などを規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、「高齢者の自立、参加及び選択の重視」、「国民の生涯にわたる施策の体系的な展開」、「地域の自主性の尊重」、「施策の効果的推進」、「関係行政機関の連携」、「医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用」の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

平成10年1月に召集された第142回通常国会においては、以下のような社会保障関係法が成立し

た。

〔雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律〕

労働者の主体的な能力開発の取組を支援するための給付及び介護休業をする労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行うことを内容とするものである。

〔国民健康保険法等の一部を改正する法律〕

近年の人口の高齢化等に伴い、市町村国民健康保険の加入者に占める退職者の割合が増大していること、老人加入率が著しく高い市町村国民健康保険の保険者数が増加していることにかんがみ、医療保険制度等の抜本的改革が行われるまでの間においても、現行制度の下における老人医療費拠出金の負担の見直しを図ることとし、あわせて、診療報酬の不正請求を防止するための対策及び病床過剰地域等における保険医療機関の新規病床の指定を行わないことができる等の措置等、所要の改正を行うことを内容とするものである。

〔社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を実施するため、厚生年金保険制度、国民年金制度、国家公務員共済制度、地方公務員共済制度、私立学校教職員共済制度及び農林漁業団体職員共済制度について、被保険者、組合員又は加入者の資格、給付の支給要件、給付の額等に関する特例を設けることを内容とするものである。

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことの無い速度で進展している。65歳以上人口は、1970年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、1996年には約1,902万人（全人口の約15.1%）と急

増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成9年1月推計によれば、2000年には約2,187万人（全人口の17.2%）、2020年には約3,334万人（全人口の26.9%）に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。平成5年で寝たきり老人（寝たきり痴呆を含む）、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されている（厚生省推計）。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔新ゴールドプランの策定〕

このため、政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」）。平成元年策定。）の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、訪問介護員（ホームヘルパー）や特別養護老人ホームなどについて整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。また、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、より効率的で国民誰もが円滑に利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めることなどが合意された。

〔介護保険制度の創設〕

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

①被保険者 市町村（特別区を含む）

②市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講ずることとしている。

③被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

④保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けた上で在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。

⑤公費負担 給付費の2分の1

⑥利用者負担 費用の1割（施設の場合の食費は厚生大臣が定める標準負担額）

⑦保険料 65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収（天引き）が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者（第2号被保険者）は医療保険者が徴収の上一括し

て社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

⑧施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講ずることとされ、同年10月から全面的に施行されている。また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目標として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書が取りまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目標として老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとした上で、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢

化に伴い、退職者に係る老人医療拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成7年には史上最低の約118.7万人となった。合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均子供数)で見ると、平成9年は1.39人で史上最低の数字となり、総人口の規模を維持する水準(2.08人)を大きく下回っている。また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質など好ましくない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等様々な面において、次代の社

会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

〔エンゼルプランの策定〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、我が国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図っている。

〔児童福祉法の改正〕

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境は大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行

い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告を取りまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、同法案は平成9年6月に成立した。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置(行政処分)から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院などの児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のために児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化など母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

〔その他の制度・施策の動向〕

法律改正では、平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく福祉施設が「児童育成事業」と改められ、これまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けた出産育児一時金の支給も行われている。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等退職者の再雇用特別措置(努力義務)等が同年10月より実施されている。

4 障害者福祉等

我が国の障害者総数は、身体障害(児)者約318万人(平成8年度)、知的障害(児)者約41万人(平成7年度)、精神障害者約157万人(平成5年度)の計約516万人と推計され、我が国の総人口の4.1%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」(昭和58年から平成4年まで)以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年

7月、その検討結果が「中間報告」として取りまとめられた。

〔障害者プランの策定〕

さらに、同年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(平成8～14年度)が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5～14年度)の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。このプランでは、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質(QOL)の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員など、具体的な数値目標が掲げられた。

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、そ

の一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児(者)に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児(者)通園事業を実施することとしている。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック(全国知的障害者スポーツ大会)等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設けるなどその充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立したところである。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の推進を図るとともに、精神

障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置付け、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設(援護寮)、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。

また、平成9年秋の第141回臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率(一般民間企業1.6%、特殊法人1.9%、国・地方公共団体の非現業機関2.0%・現業機関1.9%)以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適

用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取りまく職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充などが行われた。

現在の法定雇用率は身体障害者のみを対象としているため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされている。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりをみせていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと(地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進など)等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立した。民間企業の障害者実雇用率は、平成6年6月には1.44%、平成7年6月には1.45%となっている。

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成8年度の国民医療費は28兆5,210億円、国民

一人当たりの医療費は22万6,600円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成8年度には34.1%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置付けの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置付けの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、前述した出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について(第2次報告)」が取りまとめられた。本報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要がある

との認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。その上で、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

本報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。本建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭を目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円(1月4回、2,000円限度)に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の86に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し、同年9月から施行された。

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、この

ままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会(与党協)を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」を取りまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」(厚生省案)を取りまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療(与党協案)」を取りまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとしている。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行っている。抜本改革の内容は診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度など、広範多岐にわたっているが、現在、診療報酬体系、薬価基準制度、高齢者医療制度の見直しについて議論が進められており、意見がまとまり次第、所要の制度改革を行うこととされている。

〔その他の制度・施策の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額

医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の今世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者などの心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化などが図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実にすべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7%(薬価ベースで9.7%)、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることとされた。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成8年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は約7,020万人に上るが、平成8年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の受給を受けている世帯は約97(96.8)%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が58.7%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成10年4月時点で、厚生年金保険における最近年金を受けはじめた男子の平均年金月額額は20万5,200円、また、老齢基礎年金(40年加入の場合)は月額66,625円となっている。

最近の改正の動向を見ると、平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善(なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法(可処分所得スライド)に改めることとされた。)と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法によ

る失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乗せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告が取りまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9

年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、なども決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、平成8年4月以降の年金額は、平成7年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、同年の全国消費者物価指数は対前年比で0.1%の下落となった。しかし、年金額の実質的価値の維持という本来の趣旨にかんがみれば、このような小幅の改定は必要性に乏しいことから、特例として、平成8年度の物価スライドを行わないこととするための「平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」が、平成8年3月に制定された。

次に平成11年度の次期財政再計算に向けての動向については、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重な

ものとしないう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっている。年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討を行っているところである。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は年金改正法案を平成11年の通常国会に提出することとしている。

7 労働保険等

平成8年度における労災保険の適用労働者は4,790万人で、前年度比1.4%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成7年度には64万5千人となっているが、年金受給者の累増等を反映し、給付費支払額は年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成7年度には46.0%となっている。また、平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部改正法」が成立した。

雇用保険については、平成7年度平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は83.7万人で、景気の動向も反映し前年度比7.3%増となった。また平成6年6月には「雇用保険法等の一部改正法」が成立し、高年齢雇用継続給付(60歳時点に比べ

て賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者に支給)及び育児休業給付(1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給)の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成7年度実績は、高齢雇用継続給付が15万7千人、育児休業給付が、基本給付金について11万1千人、職場復帰給付金(復帰後6か月雇用時点で給付)について1万人となっている。なお、雇用保険制度については、平成10年の雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律により、労働者の主体的な能力開発の取組を支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる(施行は平成10年4月)とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁などから仕事を請負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

なお、平成9年「雇用管理調査」によると、60歳以上の定年制の普及率は90.2%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると97.1%に達している。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題と

なっている。

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきており、平成10年度においては対前年比0.9%の引き上げが行われ、世帯当たりの最低生活費は17万6,316円(標準3人世帯、1級地-1の場合)となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成4年度からは横ばい傾向となり、平成8年度後半から都市部を中心に増加傾向で推移している。平成8年度の被保護人員は88万7,450人となっている。保護率について見ると、平成8年度は7.1%となっている。

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏(日常生活圏)単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進

されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において、可決成立した。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存(薬歴管理)し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成7年度には20.3%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団

体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への委譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。健康づくり対策については、現在、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質(QOL)の向上を目的とする健康日本21の計画の策定を行っている。この計画は、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を設定し、指標となる具体的数値目標を定め達成するための諸施策を体系化するものであり、2000年からの実施を目指している。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ7年作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成10年度で144億円に上っている。新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策については、公衆衛生審議会において検討が重ねられ、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提

第1部 社会保障の動向

出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月第143回臨時国会において可決成立した。

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化などの総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。

10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、

介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされている。また、平成6年12月にはゴールドプランの見直しが行われ、平成11年度までのマンパワー整備目標として、訪問介護員（ホームヘルパー）17万人、寮母・介護職員20万人、看護職員等10万人、OT（作業療法士）・PT（理学療法士）1.5万人が位置付けられている。さらに、訪問介護員（ホームヘルパー）については、平成7年12月の「障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として4.5万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員（ホームヘルパー）等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」（いわゆる「人材確保法」）が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同法に基

づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養成力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成9年3月末現在、1,000を越える組織がサービスの提供を行っている。また全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数は、平成9年4月現在で約546万人とされている。全国の都道府県及び2,649の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供を始めとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基

礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化などの急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化するなど、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応するべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所など社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じている。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」が取りまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告を取りまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示されたところである。これを踏まえ、厚生省では、必要な制度改正に取り組んでいくこととしている。

一新ゴールドプランの概要

(表1)

1. 整備目標の引上げ等(平成11年度末までの当面の整備目標)

	旧ゴールドプラン	
(1) 在宅サービス		
・ホームヘルパー (ホームヘルプステーション)	10万人	→ 17万人
・ショートステイ	5万人分	→ 6万人分
・デイサービス	1万か所	→ 1.7万か所(デイケアを含む)
・在宅介護支援センター	1万か所	→ 1万か所
・老人訪問看護ステーション	—	→ 5,000か所
(2) 施設サービス		
・特別養護老人ホーム	24万人分	→ 29万人分
・老人保健施設	28万人分	→ 28万人分
・高齢者生活福祉センター	400か所	→ 400か所
・ケアハウス	10万人分	→ 10万人分
(3) マンパワーの養成確保		
・寮母・介護職員	—	→ 20万人
・看護職員等	—	→ 10万人
・OT・PT	—	→ 1.5万人

2. 今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みの策定

《基本理念》

利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義

《サービス基盤の整備》

- (1) 在宅サービス
 - ・かかりつけ医の充実強化
 - ・ケアプランの策定
 - ・配食サービス、緊急通報システムの普及
- (2) 施設サービス
 - ・特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進)
 - ・充実した介護力を整えた老人病棟の整備推進
 - ・福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化
- (3) 寝たきり老人対策<新寝たきり老人ゼロ作戦の展開>
 - ・地域リハビリテーション事業の実施、市町村保健センターの整備
- (4) 痴呆性老人対策の総合的実施
 - ・痴呆性老人の治療・ケアの充実(グループホームの実施等)

《支援施策》

- (1) マンパワーの養成確保
 - ・養成施設の整備、研修体制の整備
- (2) 福祉用具の開発・普及の推進
 - ・福祉用具の研究開発・普及の促進
- (3) 民間サービスの活用
 - ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・弾力化

- (4) 住宅対策・まちづくりの推進(建設省と協力して推進)
 - ・シルバーハウジング等の高齢者対応型住宅の整備
 - ・高齢者・障害者に配慮されたまちづくりの推進

《施策の実施》

これらの目標を具体化するために、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、適切に事業を実施するとともに、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に行う高齢者介護施策を支援。

3. 五年間の総事業費

9兆円を上回る規模

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の概要

(表2-1)

(策定のねらい)

共働き世帯の増大、核家族化の進行等に対応し、厚生・文部・労働・建設4大臣合意の下、

- (1) 社会全体の子育てに対する気運を醸成し、企業・職場、地域社会などの子育て支援の取組みを推進する。
- (2) 文部省、厚生省、労働省、建設省は、今後10年間における子育て支援施策の基本方向と重点施策を定め、その総合的・計画的推進を図る。
- (3) 地方公共団体における計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策の推進のための基盤整備を図る。

(今後の施策の基本的視点)

- (1) 安心して出産や育児ができる環境づくり
- (2) 家庭における子育てを基本とした「子育て支援社会」づくり
- (3) 子育て支援策における「子どもの利益」の尊重

(基本的方向)	(重点施策)
①子育てと仕事の両立支援	→ 育児休業給付の実施など 多様な保育サービスの充実など
②家庭における子育て支援	→ 地域子育て支援センターの大幅拡充など 母子保健医療体制の充実など
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	→ ゆとりある住宅の整備など
④ゆとりある教育の実現と健全育成	→ 教育内容・方法の改善など
⑤子育てコストの軽減	→ 保育料の軽減・負担の公平化など

「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」の概要

(表2-2)

(策定のねらい)

- (1) 緊急に整備することが求められている低年齢児保育や延長保育等の多様な保育サービスを飛躍的に拡充。
- (2) 各サービスについて目標値を示し、計画的に推進。これに必要な条件整備として施設整備の改善や保母配置の充実。
- (3) 国が関係省庁の合意の下に、財源措置を行い、保育対策等に積極的に取り組むことによって自治体や保育所等関係者の一層の取組みを促す。
- (4) 地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する保育対策等についても積極的に支援する。

(整備目標等)

	平成6年度予算	平成11年度
・低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→ 60万人
・延長保育	2,230か所	→ 7,000か所
[おおむね午後6時以降の保育]		
・一時的保育	450か所	→ 3,000か所
[緊急・一時的な保育]		
・乳幼児健康支援アイサービス事業	30か所	→ 500か所
[病気回復期の乳幼児の保育]		
・放課後児童クラブ	4,520か所	→ 9,000か所
[主に小学校低学年児童に対する放課後の児童育成]		
・多機能化保育所の整備	5年間で1,500か所	
[保育所の改築時に育児相談スペース等を整備]		
・地域子育て支援センター	236か所	→ 3,000か所
[育児相談、育児サークルの支援などを行う保育所等]		
・乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。		

(表3-1)

障害者プランの概要

～ノーマライゼーション7か年戦略～

【プランの特色】

◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画

◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画

◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記

◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛り込み

(注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

① 地域で共に生活するために

- 〔 障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立
 - 住まい（公共賃貸住宅、グループホーム等）や働く場（授産施設等）の確保
 - 障害児の地域療育体制の構築
 - 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
 - 介護サービス（ホームヘルパー、入所施設等）の充実
 - 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
 - 難病を有する者への介護サービスの提供 等

② 社会的自立を促進するために

- 〔 障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者とその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開
 - 各段階ごとの適切な教育の充実
 - 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
 - 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等

③ バリアフリー化を促進するために

- 〔 障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取り組み
 - 車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備
 - 公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
 - 高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
 - 公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアフリー化の推進 等

④ 生活の質（QOL）の向上を目指して

- 〔 障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進

- 福祉用具等の研究開発体制の整備
- 情報通信機器等の研究開発・普及
- 情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

⑤ 安全な暮らしを確保するために

- 〔 災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進
 - 手話交番の設置、手話バッジの装着の推進
 - ファックス110番の整備
 - 災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等

⑥ 心のバリアを取り除くために

- 〔 ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進
 - 交流教育の推進
 - ボランティア活動の振興
 - 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等

⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

- 〔 我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進
 - ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

(表3-2)

当面障害者施策として緊急に整備すべき目標(平成14年度末の目標)

1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保
- | | (現状) | (目標) |
|-------------------|------|----------|
| (1) グループホーム・福祉ホーム | 5千人分 | → 2万人分 |
| (2) 授産施設・福祉工場 | 4万人分 | → 6.8万人分 |
- (3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅は、身体機能の低下に配慮した仕様とする。
 (4) 小規模作業所について、助成措置の充実を図る。
2. 地域における自立の支援
- (1) 障害児の地域療育体制の整備
 重症心身障害児(者)等の通園事業 3百か所 → 1.3千か所
 全都道府県域において、障害児療育の拠点となる施設の機能を充実する。
- (2) 精神障害者の社会復帰の促進
 精神障害者生活訓練施設(援護寮) 1.5千人分 → 6千人分
 精神障害者社会適応訓練事業 3.5千人分 → 5千人分
 精神科デイケア施設 370か所 → 1千か所
- (3) 障害児の療育、精神障害者の社会復帰、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり、それぞれ2か所ずつ実施する。
 (4) 障害者の社会参加を促進する事業を、概ね人口5万人規模を単位として実施する。
3. 介護サービスの充実
- (1) 在宅サービス
 ホームヘルパー 4.5万人上乗せ
 ショートステイ 1千人分 → 4.5千人分
 デイサービス 5百か所 → 1千か所
- (2) 施設サービス
 身体障害者療護施設 1.7万人分 → 2.5万人分
 知的障害者更生施設 8.5万人分 → 9.5万人分
4. 障害者雇用の推進
 第3セクターによる重度障害者雇用企業等の、全都道府県域への設置を促進する。
5. バリアフリー化の促進等
- (1) 21世紀初頭までに幅の広い歩道(幅員3m以上)が約13万kmとなるよう整備する。
 (2) 新設・大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、エレベーター等の設置を計画的に整備するよう指導する。
 (3) 新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとする。
 (4) 高速道路等のS・A・P・Aや主要な幹線道路の「道の駅」には、全て障害者用トイレや障害者用駐車スペースを整備する。
 (5) 緊急通報を受理するファックス110番を全都道府県警察に整備する。

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間にどの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する勧告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分

を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

2 平成8年度社会保障関係総費用の推計 結果の概要

(1) 平成8年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計で見ると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

○ 実支出

・実額で77兆8,773億円、前年に比べて2兆8,372億円の増、伸び率は3.8%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で60.7兆円(うち年金保険で34.0兆円、医療保険で22.6兆円など)、老人保健で9.9兆円、公衆衛生及び医療で4.8兆円、社会福祉で3.8兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で66.2兆円(85%)、事務費等で5.0兆円(7%)、施設整備費で5.9兆円(8%)、施設運営費で0.8兆円(1%)となっている。

○ 実収入

・実額で96兆4,728億円、前年に比べて7兆7,080億円の増、伸び率は8.7%。

その財源別内訳をみると、保険料で50.0兆円(52%)、国庫及び地方負担で28.9兆円(30%)、運用収入等で17.5兆円(18.1%)となっている。

○ 収支差

・実額で18兆5,956億円、前年に比べて4兆8,708億円の増、伸び率は11.3%。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で18.6倍となっており、その項目別内

訳をみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で20.6倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で19.1倍、住宅等と雇用（失業）対策で6.9倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

- (3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2.9倍以上、一般会計歳出の1.9倍以上となっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から77歳、女75歳から84歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から15.7%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

3 社会保障費の推計

(1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分ずつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用と厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の

社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種別、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないので、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。

- 社会保障給付費は平成8年度で「医療」が25.2兆円（37.3%）、「年金」が35.0兆円（51.8%）、その他が7.4兆円（11.0%）に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険（特に年金保険）の占めるウエイトが高くなっている。
- 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

(2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税（専売、印紙収入等を含む）で賄われる部分（国庫負担）だけを取り出して、それが国家財政（国の一般会計予算）の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳出歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

(参 考)

社会保障関係総費用の算定等について

1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

1 算定方法

(1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

(2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費を含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費を含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体

障害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保険関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

区 分		内 容	
狭 義 の 社 会 保 障	I 公的扶助	1 生活保護	生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉	身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 知的障害者福祉	知的障害者保護更生の費用*、知的障害者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉	老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療(注1)	老人医療の費用*
		6 児童福祉	児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
		7 心身障害児等対策	育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用
		8 児童扶養手当	児童扶養手当の費用*
		9 児童手当	児童手当の費用*
		10 母子衛生	母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等	要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助（学用品、通学費等の支給を含む。）特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関	国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立知的障害児施設の運営及び整備の費用

3

狭 義 の 社 会 保 障	II社会福祉	14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用（厚生省関係のみ）
		15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用
	III社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定）
		17 組管管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（全健康保険組合の収支計算）
		18 日雇労働者健康保険(注)2	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定）
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用（市町村国民健康保険特別会計、全国民健康保険組合収支計算）
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定）
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（国民年金特別会計）
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用（労働保険特別会計）
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用（労働省所管、林野庁所管分）
		26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用（労働保険特別会計）
		27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用（船員保険特別会計）		

狭 義 の 社 会 保 障	III社会保険	29 国家公務員共済組合（各省各庁組合）	給付及び事務の費用、保健施設の費用（短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理）
		30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）(注)3	〃
		31 地方公務員等共済組合	〃
	IV公衆衛生及び医療	32 私立学校教職員共済組合	〃
		33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
		34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神衛生事業	精神衛生事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 ハンセン病対策	ハンセン病予防事業の費用*、ハンセン病療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉱害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用		
44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用		

狭義の 社会 保障	IV公衆衛生 及び医療	45 その他の公衆衛生 及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び重要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用
		V老人保健	46 医療 47 医療以外の保健 事業
	広義の 社会 保障	VI恩 給	48 文官恩給
49 地方公務員恩給			地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
50 旧軍人遺族恩給			旧軍人遺族等恩給の費用*
51 その他の恩給			国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用
VII戦争犠 牲者援護		52 戦没者遺族年金 等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
		53 戦傷病者医療等	戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）
		54 原爆医療等	原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）
		55 その他の戦争犠 牲者援護	引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用
社会 保障 関 連 制 度	VIII住宅等	56 第一種公営住宅 建設	第一種公営住宅建設の費用
		57 第二種公営住宅 建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）
		58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用
		59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用

社会 保障 関 連 制 度	IX雇 用 (失 業) 対 策	60 失業対策諸事業	一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
		61 中高年齢者等就 職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*
		62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用
		63 その他の雇用対 策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用

(注) *印のあるのは、事業費の他事務費を含む。
 1) 「5老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。
 2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。
 3) 「30国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業及び日本電信電話㈱の役員に係る費用を計上してある。

2 社会保障費の各種推計の比較

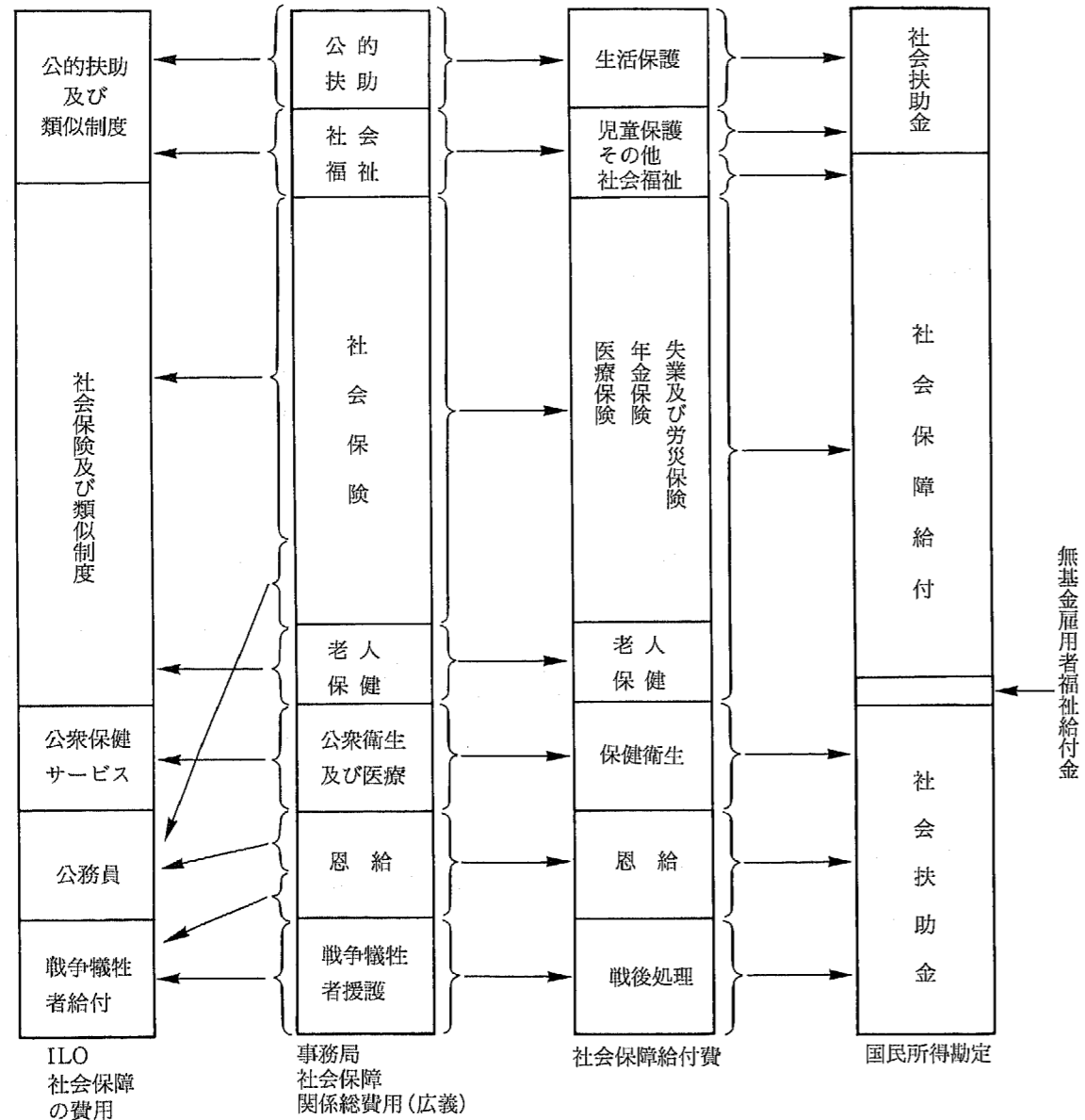
	社会保障関係総費用	社会保障給付費
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。 区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOに準拠。 ただし、ILO日本表には含まれていない公衆衛生を含む。
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費 (備考参照)
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、資産収入、他制度からの移転、など。 地方単独事業分の地方負担の一部を含む。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	ILOに準拠。 (推計方法は右欄に記載)
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	国立社会保障・人口問題研究所
掲載印刷物	社会保障統計年報	社会保障給付費、季刊社会保障研究

(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、国立社会保障・人口問題研究所では、管理費、他制度への移転等も

ILOの社会保障の費用	国民所得勘定	備考
ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理、給付の種類を医療・医療以外の現物・現金に分けている。	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇員者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。	給付費のみ	第2図参照
拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
国際労働事務局 国内：総括 厚生省	経済企画庁経済研究所国民所得部	
The Cost of Social Security	国民経済計算年報	

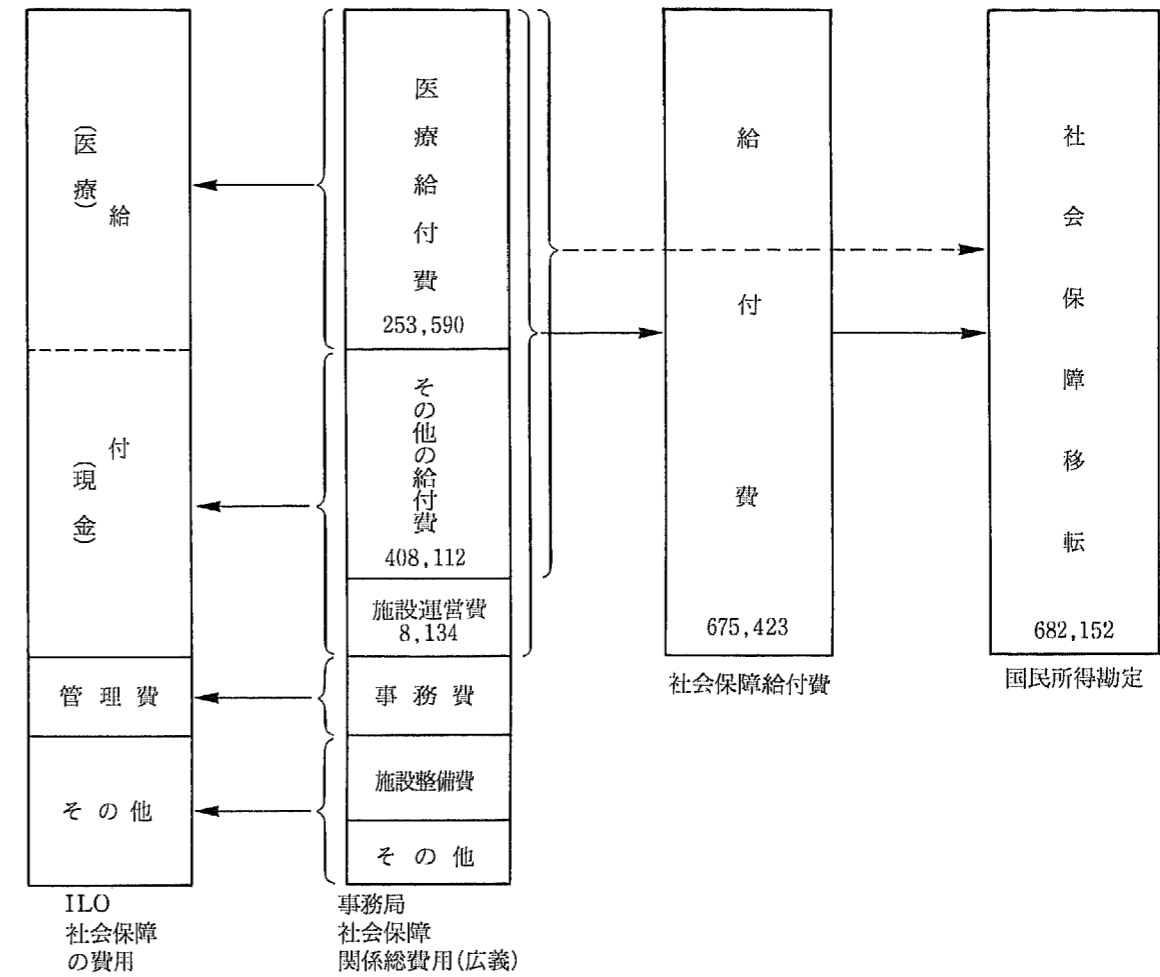
備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、国立社会保障・人口問題研究所では、管理費、他制度への移転等も

第1図 社会保障費の範囲と区分



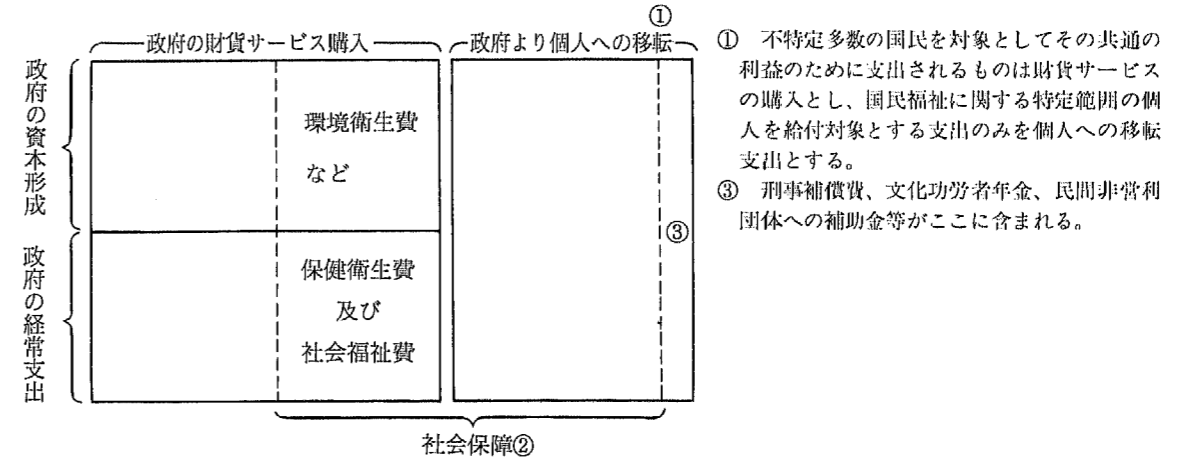
(注) 矢印は、おおよその類似を表しており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている原爆医療が、社会保障給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、おおよその類似を表しており、必ずしも一致していない。
2 単位は、億円(平成8年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費



第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 **社会保険** 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 **公的扶助** 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 **社会福祉** 普通一般の社会生活をする上でハンディキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 **公衆衛生・医療** 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 **老人保健** 疾病構造の変化及び高齢社会に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的効果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
	公的扶助	生活保護
	社会福祉	身体障害者、知的障害者、老人、児童、母子等に対する福祉等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、ハンセン病、麻薬、感染症対策、上・下水道、廃棄物処理等
	老人保健	老人医療等
恩給	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等

② 年金制度

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類	国 民 年 金	
根 拠 法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対 象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経 営 主 体	政 府	
被 保 険 者 数 (平成9年度末現在)	3,154万人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)	
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額13,300円 (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額
給 付	支 給 要 件	年 金 額
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	799,500円× $\frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 1/3}{480^{(n/2)}}$ (保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 ^(n/11) 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)
	付 加 年 金	200円×付加保険料納付済月数 付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	1級 999,400円+加算額 2級 799,500円+加算額 (加算額は子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき230,000円、3人目以上は76,700円) (1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 ^(n/2)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給
	遺 族 基 礎 年 金	子のいる妻に支給する場合 799,500円+加算額(子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障害者の場合20歳未満)2人目まで1人につき230,000円、3人目以上は1人につき76,700円) 子に支給する場合 799,500円+加算額(2人目の子に230,000円、3人目以上は1人につき76,700円)
遺 族 給 付	寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)
	死 亡 一 時 金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給 保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算
	遺 族 厚 生 年 金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき

(注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~21年の期間短縮措置がある。
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
3) 平成18年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚 生 年 金 保 険	
根 拠 法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕	
対 象	65歳未満の一般被用者及び船員	
経 営 主 体	政 府	
加 入 者 数 (平成9年度末現在)	3,347万人	
財 源	掛 金 率 本人 } 計	8.675% } 17.35% (坑内員及び船員) (特別保険料) 8.675% } 9.575% } 19.15% 0.5% } 1.0%
	国 庫 負 担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額
給 付	支 給 要 件	年 金 額
老 齢 給 付	老 齢 厚 生 年 金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 (平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(n/11)}}{1000}$ ×被保険者期間月数)×スライド率+加給年金額(配偶者230,000円、子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき230,000円、3人目以上は1人につき76,700円)
	障 害 厚 生 年 金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給 1級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数+スライド率+加給年金額 2級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数+スライド率+加給年金額 3級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数+スライド率(最低保障599,600円)
遺 族 給 付	障 害 手 当 金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度) 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間月数×2(最低保障1,170,000円)
	遺 族 厚 生 年 金	老齢厚生年金額×3/4
	順 位	子のいない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで599,600円を加算する
	配 偶 者 } 1 子 } 父 母 } 2 孫 } 3 祖 父 母 } 4	

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$ とする。
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,047円~1,677円となる。
3) 平成10年度のスライド率は1.025
4) 障害厚生年金額及び障害手当金について、被保険者期間月数が300月(25年)に満たないときは300月とする。

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類		国家公務員共済組合													
根拠法(施行)	国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正))														
対象	国家公務員														
経営主体	国家公務員共済組合連合会														
組合員数 (平成8年度末現在)	158万7千人〔国共済112万4千人、公企体等46万3千人〕														
財源	掛金率 本人使用者計	<table border="0"> <tr> <td>(連合会)</td> <td>(日本鉄道)</td> <td>(たばこ)</td> <td>(電電)</td> </tr> <tr> <td>9.195% } 18.39%</td> <td>10.045% } 20.09%</td> <td>9.96% } 19.92%</td> <td>8.675% } 17.35%</td> </tr> <tr> <td>9.195% } [一般組合員]</td> <td>10.045%</td> <td>9.96%</td> <td>8.675%</td> </tr> </table>		(連合会)	(日本鉄道)	(たばこ)	(電電)	9.195% } 18.39%	10.045% } 20.09%	9.96% } 19.92%	8.675% } 17.35%	9.195% } [一般組合員]	10.045%	9.96%	8.675%
	(連合会)	(日本鉄道)	(たばこ)	(電電)											
9.195% } 18.39%	10.045% } 20.09%	9.96% } 19.92%	8.675% } 17.35%												
9.195% } [一般組合員]	10.045%	9.96%	8.675%												
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額														
給付	支給要件	年金額													
老齢給付	退職共済年金	$\left\{ \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$													
	(特別支給) 老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後65歳まで支給。ただし、組合員期間が1年以上あること	退職共済年金額+加給年金額													
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)													
	障害一時金	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障599,600円)													
遺族給付	遺族共済年金	退職共済年金額×2(最低保障1,170,000円)													
	順位	遺族共済年金額×3/4													
	配偶者	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給													
	子	(1)組合員が死亡したとき													
	父母	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき													
孫	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき														
祖父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の支給要件を満たしている者が死亡したとき														

(注) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合については、平成9年4月から厚生年金保険に統合された。

制度の種類		地方公務員共済組合					
根拠法(施行)	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)						
対象	地方公務員						
経営主体 (平成8年度末現在)	各地方公務員共済組合(90組合)						
組合員数 (平成8年度末現在)	333万6千人						
財源	掛金率 本人使用者計	<table border="0"> <tr> <td>8.28% } 16.56% [一般職員]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.28% }</td> <td></td> </tr> </table>		8.28% } 16.56% [一般職員]		8.28% }	
	8.28% } 16.56% [一般職員]						
8.28% }							
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)						
給付	支給要件	年金額					
老齢給付	退職共済年金	$\left\{ \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$					
	(特別支給) 老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後65歳まで支給。ただし、組合員期間が1年以上あること	退職共済年金額+加給年金額					
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)					
	障害一時金	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障599,600円)					
遺族給付	遺族共済年金	退職共済年金額×2(最低保障1,170,000円)					
	順位	遺族共済年金額×3/4					
	配偶者	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給					
	子	(1)組合員が死亡したとき					
	父母	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき					
孫	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき						
祖父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の支給要件を満たしている者が死亡したとき						

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済組合		
根拠法(施行)		私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)(昭29.1.1)		
対象		私立学校教職員		
経営主体		私立学校教職員共済組合		
組合員数 (平成8年度末現在)		40万1千人		
財源	掛金率 本人使用者計	6.65% } 13.3% 6.65%		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金高上げ相当分の1/4等、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国 家 公 務 員 共 済 組 合 に 同 じ)		
	障害給付			
遺族給付	障害共済年金	(国 家 公 務 員 共 済 組 合 に 同 じ)		
	障害一時金			
	遺族共済年金			
	順位			
	配偶者			1
	子			1
遺族給付	父母	2	(国 家 公 務 員 共 済 組 合 に 同 じ)	
	孫	3		
	祖父母	4		

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合		
根拠法(施行)		農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)(昭34.1.1)		
対象		農林漁業団体等職員		
経営主体		農林漁業団体職員共済組合		
組合員数 (平成8年度末現在)		50万1千人		
財源	掛金率 本人使用者計	9.745% } 19.49% 9.745%		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国 家 公 務 員 共 済 組 合 に 同 じ)		
	障害給付			
遺族給付	障害共済年金	(国 家 公 務 員 共 済 組 合 に 同 じ)		
	障害一時金			
	遺族共済年金			
	順位			
	配偶者			1
	子			1
遺族給付	父母	2	(国 家 公 務 員 共 済 組 合 に 同 じ)	
	孫	3		
	祖父母	4		

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法(施行)	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)[昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1]		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体(平成9年度末現在)	各厚生年金基金(1,874基金)		
加入員数(平成9年度末現在)	1,225万人		
財源	掛金率(本人・使用者計)	1.6%~1.9% } 3.2%~3.8%	
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 一定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入員期間別乗率)	

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年金給付	受給資格	加入員期間1カ月以上(厚生年金本体に同じ)	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき(60歳未満でも可)。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。(例・50歳)
	支給期間	終身	終身
	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
一時金	遺族	なし	加算部分について可
	脱退	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給
掛金	脱退	なし	加算部分について可
	過去勤務分	なし	加算部分について可
掛金	加入員 ●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ (最低) ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法(施行)	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)(昭46.1.1)		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数(平成8年度末現在)	34万人		
財源	保険料	一般保険料 月額 19,270円 (11年1月~) 20,440円 特定保険料 月額 13,760円 14,590円	
	国庫負担	経営移譲年金の給付費の1/2 追加助成 平成3年度から当分の間、法律で定める額を上へのせ助成	
給付	支給要件	年金額	
年金	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 ^(注1) (一定の障害の状態にある者は15年以上)である者が65歳に達する日の前に経営移譲 ^(注2) をしたとき	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 (期間短縮者に対しては、 $\frac{240月-被保険者期間の月数}{3}$ が特別加算される。)
	農業者老齢年金	次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日以前に経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外の者で、保険料納付済期間等が20年(期間短縮措置がある)以上である者 (このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の全額について支給停止となったときに、特別支給(60歳以上の場合に限る)される。)	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
一時金	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額 (170,000円~3,149,000円)
	死亡一時金	次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)年金受給権者の場合は、受給済みの経営移譲年金又は農業者老齢年金の合計額が保険料と納付した期間に応じて計算される死亡一時金の額より少ないこと。 (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付けて、農業経営から引退することである。

③ 業務災害補償制度

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法(施行)		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)(昭22.9.1)	
対象		一般被用者	
営主		政府	
適用者数 (平成9年度末現在)		4,843万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6~14.4%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)	
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月107,100円、随時介護は月53,550円)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族4人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 305,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)(昭22.12.1)	
船員	
政府	
9万1千人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき標準報酬日額の全額 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)~4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)~2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月107,100円、随時介護は月53,550円)	
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上)+寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が305,000円未満の場合は、305,000円+1月分)	

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
営主主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	110万7千人(平成8年7月1日現在)		333万6千人(平成8年度末)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。		
障害に対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3カ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉施設〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	
	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 1,060万円(1級)~310万円(7級) (通勤途上の場合、640万円(1級)~190万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率		
一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 190万円(8級)~20万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率		
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月107,100円、随時介護は月53,550円)		
遺族に対するもの	年	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,300万円(通勤途上の場合730万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
	一時金	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,300万円~520万円 (通勤途上の場合、730万円~292万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
葬祭に対するもの	葬祭補償 305,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		

国家公務員災害補償に同じ

制度の種類	国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
財源	使用者掛金率 公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	年	障害共済年金〔公務上〕 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価}^{(W)} \times \text{スライド率})^{\text{㉑}} + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times 12 \times \frac{20}{100} \times \text{物価}^{(W)} \times \text{スライド率})^{\text{㉒}}$ + $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{1.5}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を超えると}) - 300\text{月}) \times \text{物価}^{(W)} \times \text{スライド率})^{\text{㉓}}$ ☆1級の場合は、㉑の額× $\frac{125}{100}$ と㉒の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、㉓の支給乗率 $\frac{1.5}{1000}$ は $\frac{1.875}{1000}$ となる。		
	金			
遺族に対するもの	年	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価}^{(W)} \times \frac{3}{4}) +$ $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価}^{(W)} \times \text{スライド率})$ ・長期要件 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{10 \sim 7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価}^{(W)} \times \frac{3}{4}) +$ $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{3 \sim 3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(H)} \times \text{物価}^{(W)} \times \text{スライド率})$		
	金			

(注) 組合員期間月数が300未満のときは、300月として計算する。

④ 雇用保険制度

平成10(1998)年8月1日現在

制度の種別	雇用保険																																																			
根拠法(適用)	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																			
対象	一般被保険者	短期雇用特例被保険者	高齢継続被保険者																																																	
被保険者	政 府																																																			
被保険者数 (平成9年度末現在)	3,385万人																																																			
財源	本人計 0.40% } 1.15% 保険料率 0.75% } (折半負担を超える分は3事業分) 農林水産業、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.85% } 建設業については、0.50% } 1.45% 0.95% }																																																			
国庫負担	給付費の1/4 雇用継続給付の1/8 ただし、暫定措置として、平成10年度はこの56%																																																			
求職者給付	基本手当	(1)受給要件… 離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額… 前職賃金の8割～6割 (3)給付日数()内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職の日における年齢等</th> <th colspan="4">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>210日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> </table> 特例一時金 基本手当の日額の50日分に相当する額 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終わるまで、一般求職者給付が支給される。 高年齢求職者給付金 (1)受給要件… 65歳前まで引き続き65歳に達した日以後まで雇用され、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)給付金の額… 次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">()内は短時間労働者</th> </tr> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付日数</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(50日)</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(100日)</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>150日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(100日)</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年等の理由により離職した者については、一般の受給資格者とみなして求職者給付及び就職促進給付が支給される。	離職の日における年齢等	被保険者であった期間				1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	180日	()	30歳以上45歳未満	90日	180日	210日	210日	45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	300日	60歳以上65歳未満	240日	300日	300日	300日	65歳以上	210日	210日	210日	210日	()内は短時間労働者		被保険者であった期間	給付日数	1年未満	50日		(50日)	1年以上5年未満	120日		(100日)	5年以上	150日		(100日)
	離職の日における年齢等	被保険者であった期間																																																		
		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																															
	30歳未満	90日	90日	180日	()																																															
30歳以上45歳未満	90日	180日	210日	210日																																																
45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	300日																																																
60歳以上65歳未満	240日	300日	300日	300日																																																
65歳以上	210日	210日	210日	210日																																																
()内は短時間労働者																																																				
被保険者であった期間	給付日数																																																			
1年未満	50日																																																			
	(50日)																																																			
1年以上5年未満	120日																																																			
	(100日)																																																			
5年以上	150日																																																			
	(100日)																																																			
技能習得手当	(1)受講手当… 日額590円 (2)特定職種受講手当… 月額2,000円 (3)通所手当… 42,500円を限度とする交通費実費	—	—																																																	
寄宿手当	月額10,500円	—	—																																																	
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																																	
就職促進給付	(1)再就職手当… 基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金… 基本手当日額の30日分 (3)移転費… 鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費… 鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(1を除く。)	—																																																	
継続高年齢雇用給付	(1)受給要件… 被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満の場合 (2)支給額… 60歳以後の賃金の25% (賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を超え85%未満の場合は減額した率) (3)支給期間… 65歳に達するまでの期間 (失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—																																																	
育児給付	(1)受給要件… 1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合 (2)支給額… 原則として、休業前賃金の25% (20%を休業期間中、残額は職場復帰後6か月間雇用された後) (3)支給期間… 1歳に満たない子を養育する期間	—	—																																																	
三事業	(1)雇用安定事業… 景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業… 被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力の開発、向上させることを促 (3)雇用福祉事業… 被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業																																																			

船員保険																																						
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235(昭22.11.1)																																						
日雇労働被保険者	船員																																					
政 府	府																																					
5万1千人	7万6千人																																					
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 2級 73円 } 146円 3級 48円 } 96円	1.0% } 2.0% 1.0% }																																					
給付費の1/3 (黒字のときは1/4まで)	ただし、暫定措置として、平成10年度はこの56%																																					
日雇労働求職者給付金 (1)普通給付 給付日額 (1級7,500円、2級6,200円、3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2週間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり、又は、第1級、第2級及び第3級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 ③第3級給付金 前記①、②以外るとき (2)特例給付 継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納めた者に60日分を限度として支給	求職者等給付(高齢求職者給付、再就職手当を除く)は給付費の1/5、高齢求職者給付、再就職手当はなし。雇用継続給付は給付費の7/100 ・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～6割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職日における年齢等</th> <th colspan="4">算定基礎期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>50日</td> <td colspan="3">240日</td> </tr> </table> ・高齢求職者給付金 60歳前まで引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>失業保険金日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険金日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の50日分</td> </tr> </table> ＊給付日数の延長は次の4種類 イ. 特例個別延長給付 ロ. 個別延長給付 ハ. 職業補導延長給付 ニ. 全国延長給付	離職日における年齢等	算定基礎期間				1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日	90日	120日	120日	30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日	45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日	60歳以上65歳未満	50日	240日			算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	5年以上	失業保険金日額の120日分	1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分	1年未満	失業保険金日額の50日分
離職日における年齢等	算定基礎期間																																					
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																		
30歳未満	90日	90日	120日	120日																																		
30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日																																		
45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日																																		
60歳以上65歳未満	50日	240日																																				
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																					
5年以上	失業保険金日額の120日分																																					
1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分																																					
1年未満	失業保険金日額の50日分																																					
—	(1)受講手当… 日額590円 (2)通所手当… 42,500円を限度とする交通費実費																																					
—	月額10,500円																																					
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																					
同左(1を除く。)	(1)再就職手当… 失業保険金日額の20～70日分 (2)移転費… 鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当																																					
—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・各月に支払われた報酬の原則25/100相当額 (2)高齢再就職給付金 ・高齢者雇用継続基本給付金と同じ																																					
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の20/100相当額 (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の5/100×支給単位期間の数																																					
用の安定を図る事業。 進めるための事業。	—																																					

⑤ 児童手当

平成10(1998)年4月1日現在

制度の種類	児童手当				
根拠法(施行)	児童手当法(昭46.5.27法73)(昭47.1.1)				
対象	一般国民				
経営主体	政府				
受給者数 (平成9年2月末現在)	200万2千人				
財源	国庫	非被用者 児童手当に要する費用の4/6	被用者 児童手当に要する費用の2/10	当該団体が全額負担	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/6		同上 0.5/10
		市町村	同上 1/6		同上 0.5/10
	事業主	—	同上 7/10		
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要 ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない 			
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円			
備考	附則第6条により児童手当が支給されない者に対する特例として支給される児童手当の費用は、その全額を事業主からの拠出金をもって充てることとされている。				

⑥ 老人保健

平成10(1998)年9月1日現在

制度の種類	老人保健		
根拠法	老人保健法(昭57.8.17法80)(施行昭58.2.1)		
経営主体	各市町村(特別区)		
対象人員 (平成9年3月)	1,276万1千人		
保健事業	医療以外の保健事業	医療	
対象	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。	
	財源	国庫負担	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助
地方公共団体	都道府県	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
	市町村	同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
			医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付		
保健事業の種類	健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる。 2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う。 <ul style="list-style-type: none"> ①外来 1回500円(11年度は530円)(同一医療機関ごとに1月4回を限度) ②入院 1日 10年度 1,100円 11年度 1,200円 (低所得者世帯の老齢福祉年金受給権者は1日500円) ③外来薬剤費、入院時食事療養費の負担については医療保険と同じ。 	

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯が市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する。

	施設名	事業の概要
利用型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低額な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス（訪問し介護を行う事業）	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業（特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業）	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業（寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。）とナイトケア事業（夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。）が含まれる。
デイサービス事業（日帰りで介護サービスを受ける事業）	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座（便器）、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話（貸与）、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要												
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	<table border="1"> <tr> <td>高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●長寿社会開発センターの整備</td> <td>●平成元年11月発足</td> </tr> <tr> <td>●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備</td> <td>全都道府県</td> </tr> <tr> <td>●高齢者訪問支援活動推進員養成試行的事業</td> <td>17ヶ所 (平成10年度)</td> </tr> <tr> <td>●高齢者の生きがいと健康づくり推進試行的市町村事業</td> <td>38市町村 (平成10年度)</td> </tr> <tr> <td>●高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業</td> <td>59ヶ所 (平成10年度)</td> </tr> </table>	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。		●長寿社会開発センターの整備	●平成元年11月発足	●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備	全都道府県	●高齢者訪問支援活動推進員養成試行的事業	17ヶ所 (平成10年度)	●高齢者の生きがいと健康づくり推進試行的市町村事業	38市町村 (平成10年度)	●高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業	59ヶ所 (平成10年度)
高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。													
●長寿社会開発センターの整備	●平成元年11月発足												
●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備	全都道府県												
●高齢者訪問支援活動推進員養成試行的事業	17ヶ所 (平成10年度)												
●高齢者の生きがいと健康づくり推進試行的市町村事業	38市町村 (平成10年度)												
●高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業	59ヶ所 (平成10年度)												
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。												
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等のための助成。												
都道府県高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。												
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。												

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要

事業名		
障害の軽減・補完、診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①	
	訪問診査、更生相談 ②	
補装具、日常生活用具の給付等	補装具の交付、修理 ③	
	日常生活用具の給付等 ④	
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤	
	訪問介護(ホームヘルプサービス)事業 ⑥	
	身体障害者短期入所事業 ⑦	
保健対策	身体障害者健康診査事業 ⑧	
	身体障害者相談員の設置 ⑨	
	市町村障害者生活支援事業 ⑩	
	「障害者の明るいくらし」促進事業 ⑪	
	市町村障害者参加促進事業 ⑫	
	障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業 ⑬	
	身体障害者通所介護(デイサービス)事業 ⑭	
	社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等	身体障害者自立支援事業 ⑮
	在宅重度障害者通所援護事業 ⑯	
	身体障害者通所授産施設 ⑰	
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑱	
	身体障害者スポーツの振興 ⑲	
	障害別福祉事業(委託事業) ⑳	

番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (音声言語機能障害) 人工喉頭 (ぼうこう又は直腸機能障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具、移動用リフト (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器 (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,700円 ・障害見福祉手当(月額) 14,520円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 14,520円 (平成10年4月現在)
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭等を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話および外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者等を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	車いす常用者に起こりやすい、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	在宅の障害者やその家族が地域の中で普通に生活していくことを支援するために在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の有効活用等の支援、社会生活訓練プログラムの実施などを総合的に支援。
⑪	障害者の社会参加の促進を図るため、意志伝達の確保対策等移動対策、生活訓練等、生活環境改善、スポーツ振興、相談、啓発、普及を都道府県で実施する。
⑫	障害者の社会参加の促進を図るため、点字広報等の発行、重度身体障害者移動支援事業等を市町村で実施する。
⑬	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑭	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑮	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑯	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑰	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑱	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑲	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑳	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等)、福祉機器開発普及等事業、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修事業)、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生省「厚生白書」

㊦ 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）
		視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）
		聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）
		内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）
		重度身体障害者更生援護施設	重度の肢体不自由者又は、重度の内部障害者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）
	生活施設	身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
		身体障害者授産施設	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）
	作業施設	重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別の設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
		身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一つであり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
		身体障害者福祉センター(A型)	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、運動、娯楽など保健・休養のための施設
	地域利用施設	身体障害者福祉センター(B型)	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		身体障害者通所介護(デイサービス)センター	身体障害者通所介護(デイサービス)事業を行うための施設
		障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
点字図書館		視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設	
点字出版施設		点字刊行物を出版する施設	
聴覚障害者情報提供施設		字幕(手話)入りビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設	
補装具製作施設		補装具の製作又は修理を行う施設	
盲人ホーム		あんま、はり、きゅう等視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設	

資料：厚生省「厚生白書」

5 障害児(者)施策

① 在宅福祉施策

障害児(者)に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児、幼児) 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児(者)通園事業	知的障害者援護施設(通所) 知的障害者通所介護(デイサービス事業)① 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業② 短期入所(ショートステイ)事業③ 障害児(者)地域療育等支援事業	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加		知的障害者地域生活援助事業④ 知的障害者生活支援事業 知的障害者社会活動総合推進事業 知的障害者スポーツの振興 知的障害者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度⑦ 同 左 (福祉事務所等)

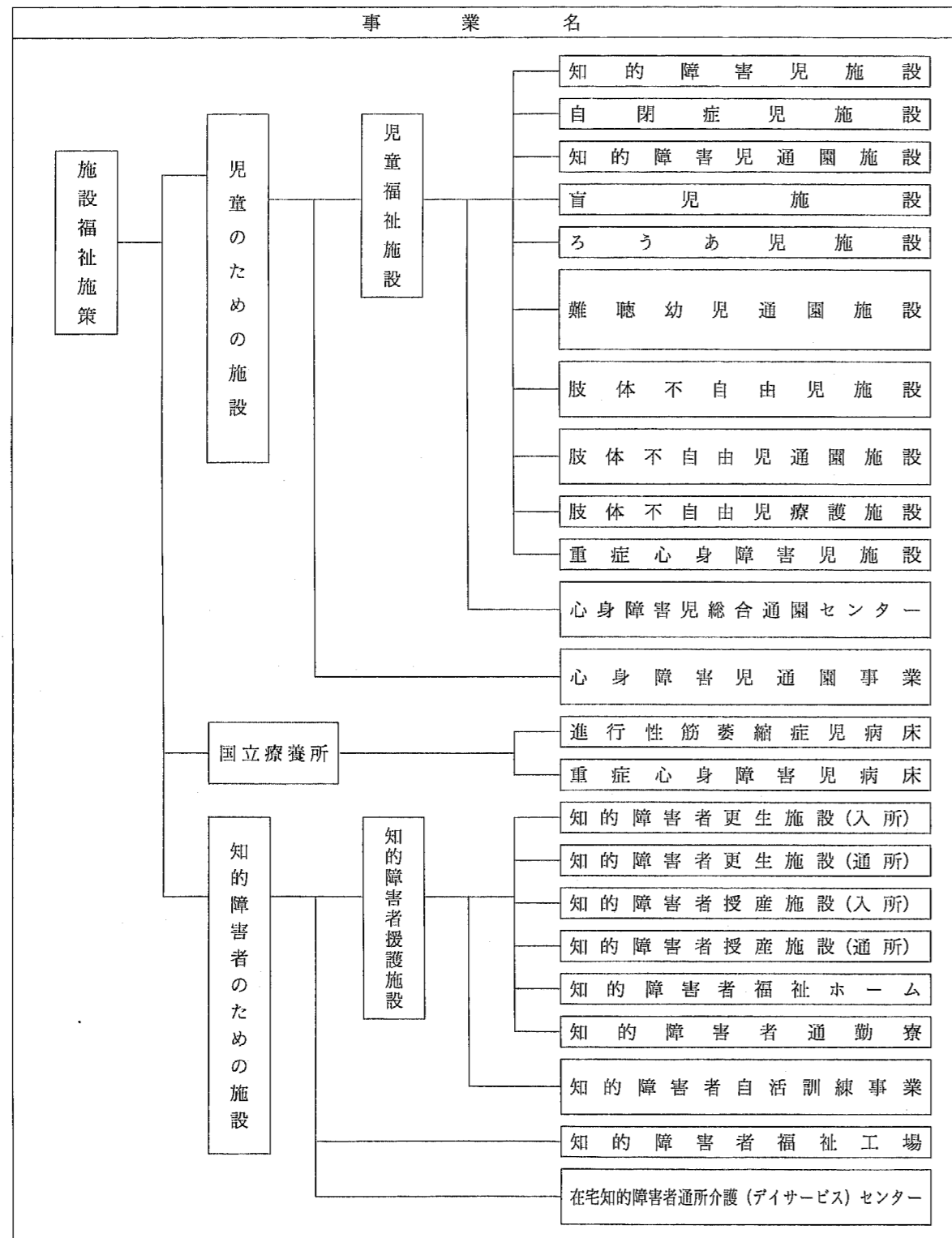
各種主要施策の概要

- ① 在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 日常生活を営むのに著しく支障のある障害児(者)のいる家庭に、訪問介護者を派遣して必要な介護、援助を行う。
- ③ 障害児(者)を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
- ④ 知的障害者に対する日常生活上の援助を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業(小規模作業所)に対し助成する。
- ⑥ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、知的障害者の自立更生を図る。
- ⑦ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

※ 精神薄弱者福祉法は平成11年4月より知的障害者福祉法と改称されるため、本書において“知的障害者”という名称は平成11年3月までは“精神薄弱者”と読みかえる。

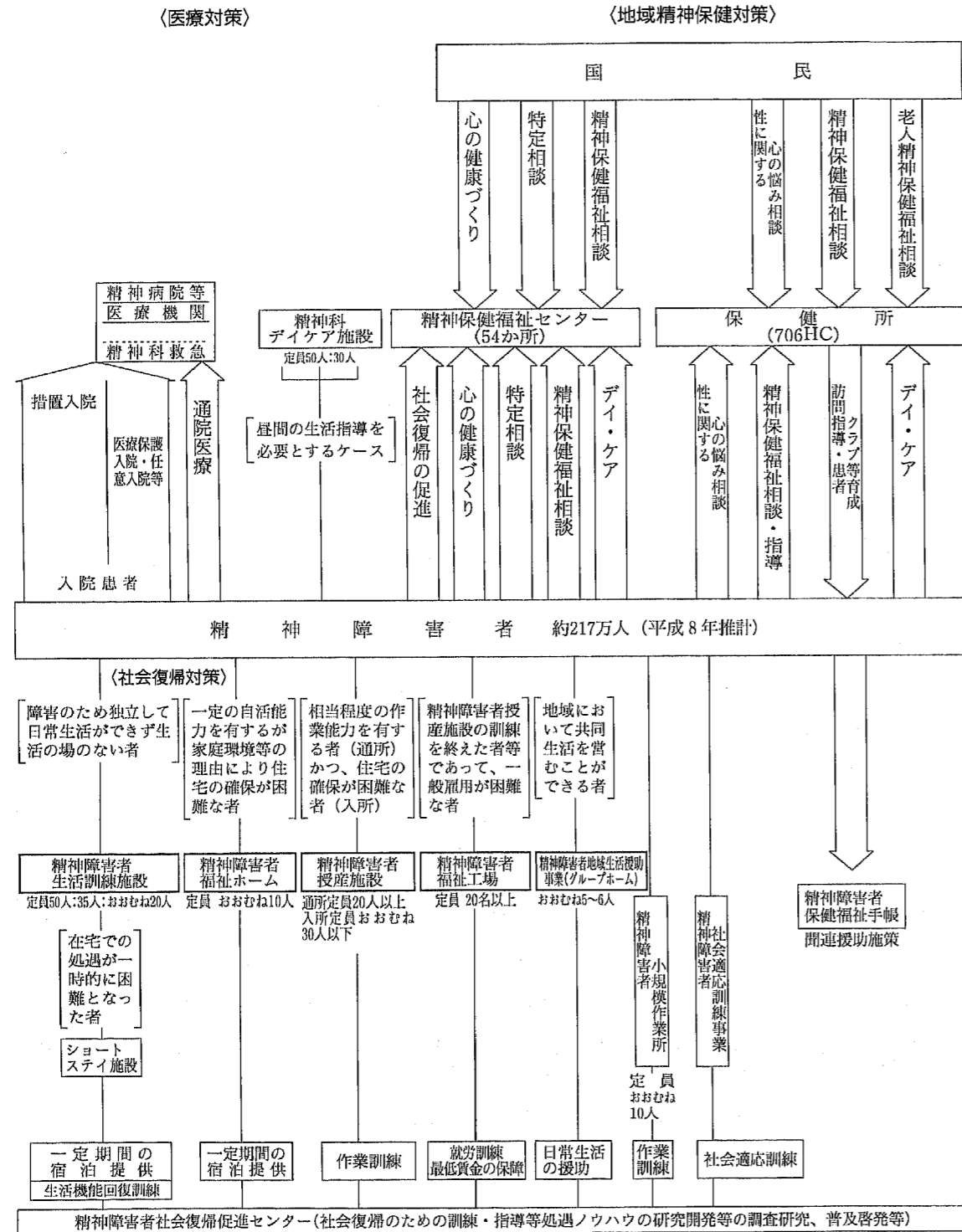
㊦ 障害児（者）に対する施設福祉施策の概要



資料：厚生省「厚生白書」

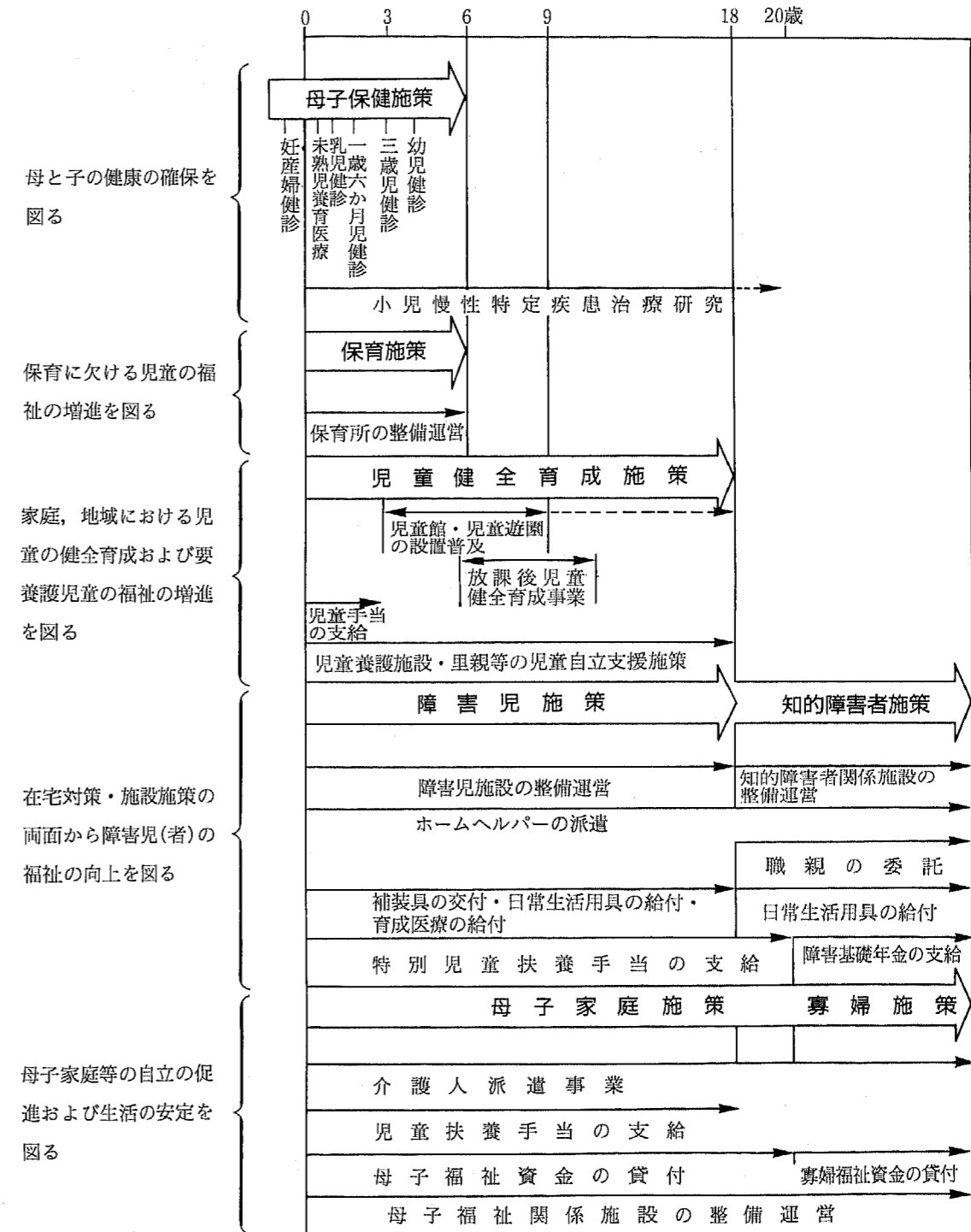
事業の概要
知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視児を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
難聴の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児・者を入院させて、治療及び日常生活の指導を行う
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設
就労している知的障害者を職場に通働させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設
知的障害者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図る事業
一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設
地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする施設

6 精神障害者施策の概要 (平成10年度)



資料：厚生省大臣官房政策課調

7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：(財)日本児童問題調査会「目で見える児童福祉」

8 社会(家族)手当

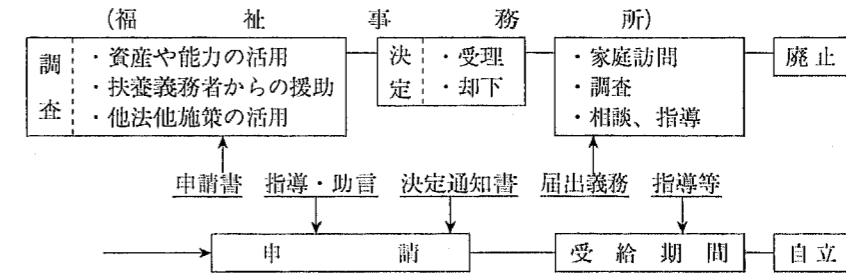
	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者 ③福祉手当(経過措置)	3歳未満の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母あるいは、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない3歳未満の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者	原爆の放射線に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある(認定被爆者)	原爆の影響に関係がある障害(11障害)のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額(平成10年度)	○児童1人 所得税非課税世帯 42,130円 それ以外 28,190円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 51,250円 2級 34,130円	①特別障害者手当 26,700円 ②障害児福祉手当 14,520円 ③福祉手当(経過措置) 14,520円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	138,790円	34,130円
所得制限額(収入ベース)(平成10年度)	○本人(2人世帯) 300.0万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 600.0万円	○本人(4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 954.2万円	○本人(2人世帯) 531.6万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 954.2万円	○児童手当(4人世帯) 381.1万円 ○特例給付(4人世帯) 620.6万円	なし	なし

資料：厚生省大臣官房政策課調

9 生活保護制度

【生活保護の流れ】

・生計中心者が病気になる
・母子世帯になった
・障害者のため働けない
・高齢のため働けない
・その他



【生活保護費の決め方】

(最低生活費の計算)

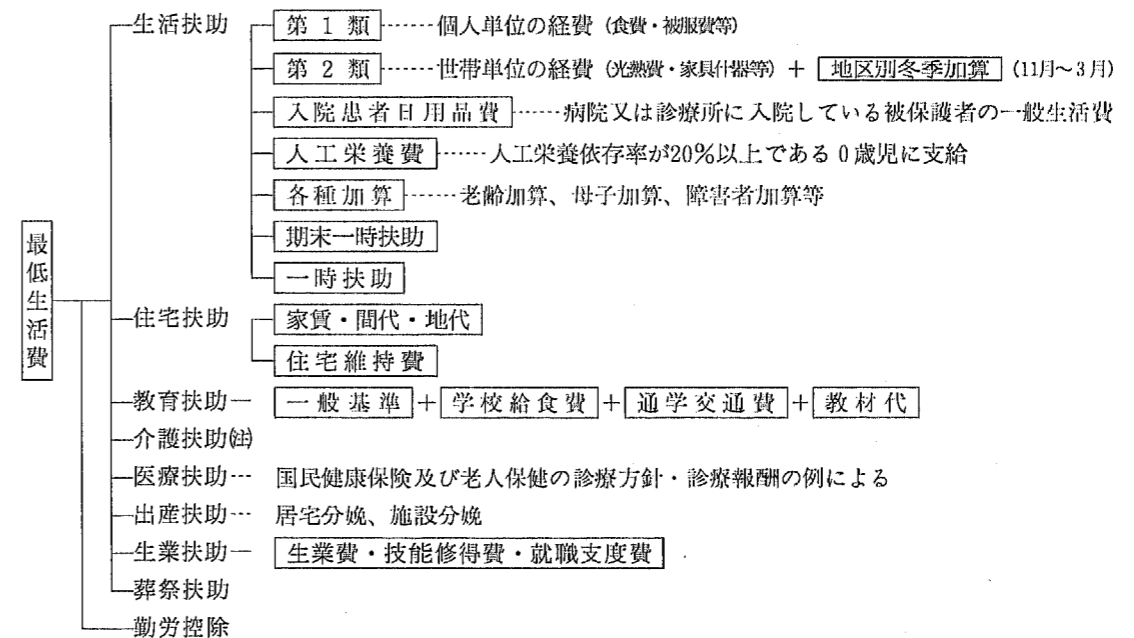
$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

(扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

【最低生活費の体系】



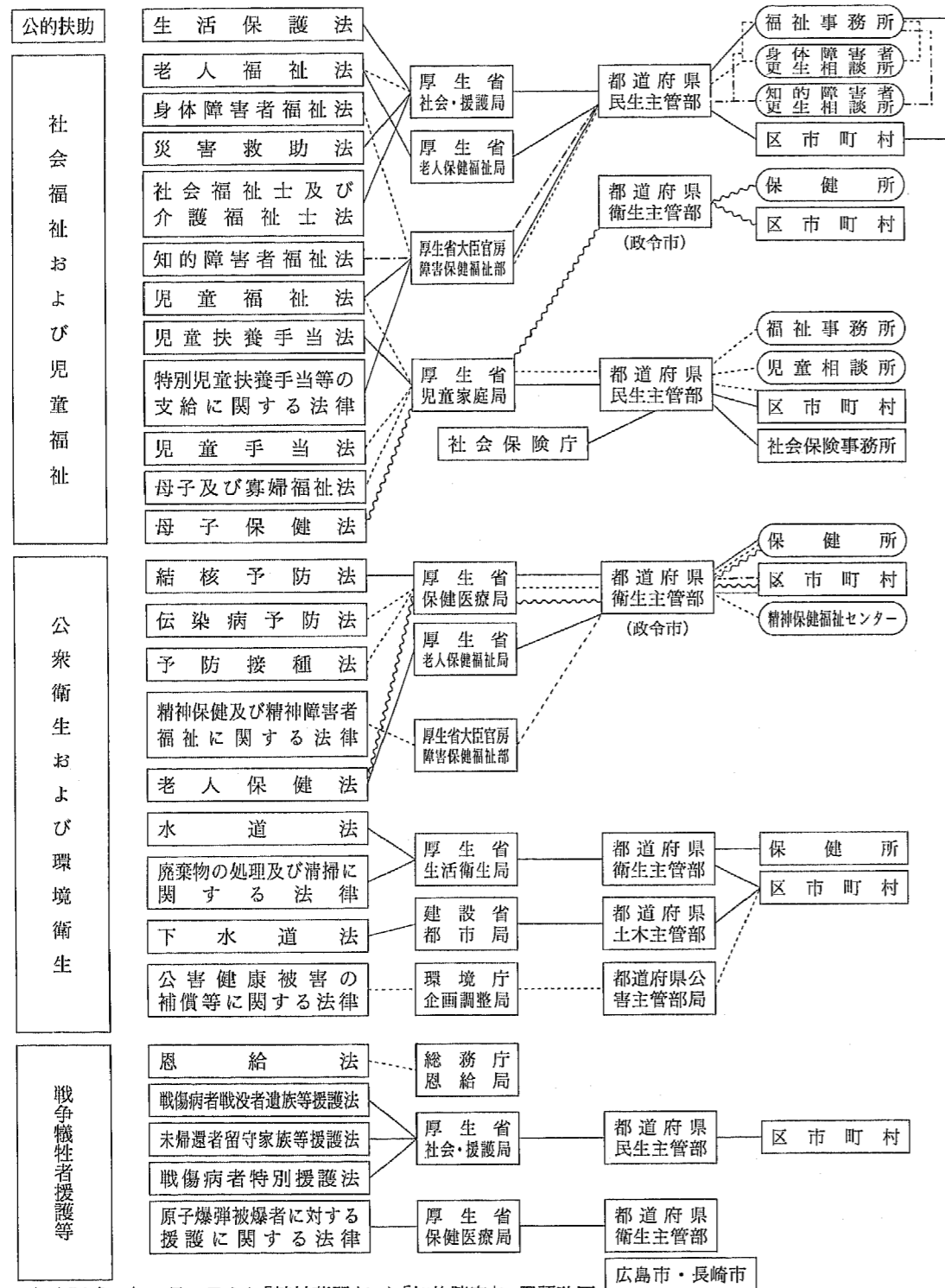
(注)平成12年4月1日より施行

資料：厚生省社会・援護局保護課

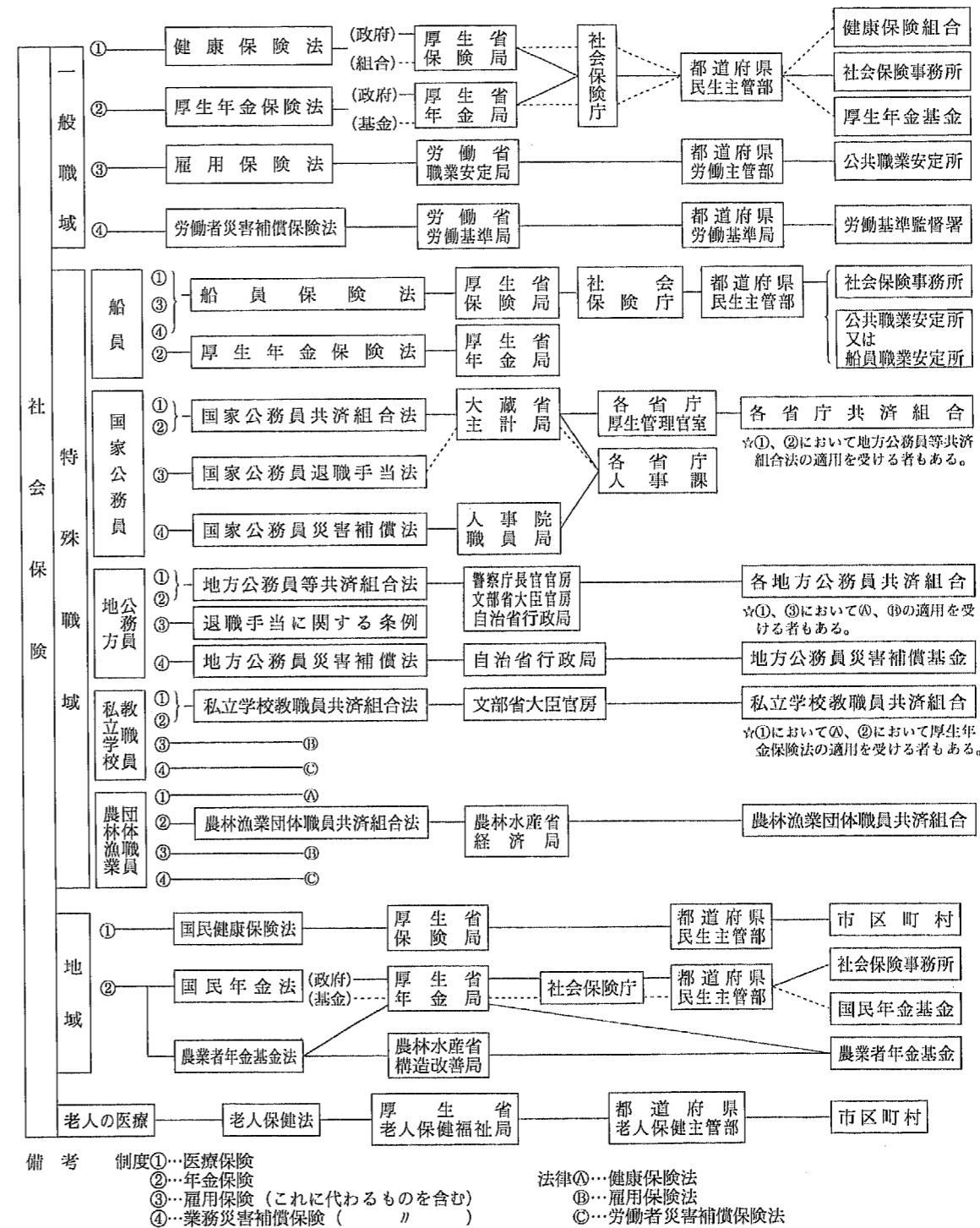
(参考)

社会保障制度と行政機構の概略

(平成10年4月1日現在)



(※)平成11年4月1日より「精神薄弱」から「知的障害」に用語改正。



第2節 社会保険各制度の成立経過

社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
		適役 用法人 職員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。		公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		
		地方公務員		政府職員共済組合令 (昭15.勅827)	健康保険法(大11.法70)	国家公務員共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
	私立学校 教職員			①	私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)		
農林漁業 団体職員				健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)			
非被用者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③		

- ① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
- ② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

		昭50	昭60	平7	平9
	④				
	⑤		国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法
					健康保険法 (大11.法70) ⑥

- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

㉑ 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) 退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ^①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)	
	日雇労働者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)		厚生年金保険法(昭29.法115)(昭61.4.1統合)	
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
		役職人員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。				公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)
			退職年金条例 ^③		市町村職員共済組合法(昭29.法204)	市町村職員共済組合法(昭29.法204)	市町村職員共済組合法(昭27.法116)
	私立学校教職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足) ^④			私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1) ^⑤	
	農林漁業団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)	
	非被用者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1) 農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)	

① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
 ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
 ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
 ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

		昭50	昭60	平7	平9
被 用 者					

⑥ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
 ⑦ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
 ⑧ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。
 ⑨ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①		労働者災害補償責任保険法② (昭6.法55)	労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行昭22.9.1)			
	船員	船員保険法 (昭14.法73) (施行昭15.6.1)			昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分			
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から 昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		③ 国家公務員災害補償法 (昭26.法191)(施行昭26.7.1)			労働者災害補償保険法 (適用昭60.4.1) ④	
	役職 適用法人			旧国家公務員共済 組合法(昭23.法50)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)			(業務災害補償 に関する協約)
	地方公務員			国家公務員 共済組合法 (施行昭33.7)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行昭37.12.1)			
				市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員災害補償法(昭42. 法121)(施行昭42.12.1)			
				災害補償に関する条例				

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様に業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116) (適用昭50.4.1)②	
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用昭28.8.1)			
	役職 適用法人						
	地方公務員			退職手当に関する条例			
				雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用

(参考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年 ～ 昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
	29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望 〃 結核対策の強化改善に関する申入書
昭和30年 ～ 昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件 〃 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
	39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)

	勸告等
昭和40年 ～ 昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ)
	〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見)
	〃 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
	48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて
	49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)
	昭和50年 ～ 昭和59年
●52.12.19 皆年金下の新年金体系	
53.2.10 共済組合制度に関する意見	
54.2.13 共済組合制度に関する意見	
●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系— ●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)	
昭和60年 ～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	60.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
	●7.7.4 社会保障体制の再構築(勧告)

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の変化

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

第III部 社会保障関係統計資料編

— 凡 例 —

1 本表の記号は次による。
 … 不問
 — なし
 0又は0.0 単位未満
 ・ 統計項目のありえない場合
 △ 負数

2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。

3 統計数字のうち円、人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分		昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成5年 (1993)	平成6年 (1994)	平成7年 (1995)	平成8年 (1996)	平成9年 (1997)
総人口	(千人)	94,302	104,665	117,060	123,611	124,764	125,034	125,570	125,864	126,166
年齢階級別人口	(千人)									
	0~14歳人口	28,434	25,153	27,507	22,486	20,841	20,415	20,014	19,686	19,366
	(%)	(30.2)	(24.0)	(23.5)	(18.2)	(16.7)	(16.3)	(15.9)	(15.6)	(15.3)
15~64歳人口	60,469	72,119	78,835	85,904	87,023	87,034	87,165	87,161	87,042	
(%)	(64.1)	(68.9)	(67.3)	(69.5)	(69.8)	(69.6)	(69.4)	(69.3)	(69.0)	
65歳以上人口	5,398	7,393	10,647	14,895	16,900	17,585	18,261	19,017	19,758	
(%)	(5.7)	(7.1)	(9.1)	(12.0)	(13.5)	(14.1)	(14.5)	(15.1)	(15.7)	
出生	(千人)	1,606	1,934	1,577	1,222	1,188	1,238	1,187	1,207	1,192
人口千対	注)	(17.2)	(18.8)	(13.6)	(10.0)	(9.6)	(10.0)	(9.5)	(9.6)	(9.4)
死亡	(千人)	707	713	723	820	878	876	922	896	913
人口千対	注)	(7.6)	(6.9)	(6.2)	(6.7)	(7.1)	(7.1)	(7.3)	(7.1)	(7.2)
自然増加	(千人)	899	1,221	854	401	310	362	265	310	278
人口千対	注)	(9.6)	(11.8)	(7.3)	(3.3)	(2.5)	(2.9)	(2.1)	(2.5)	(2.2)
平均余命	(年)									
男	0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	76.25	76.57	76.36	77.01	77.19
	65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	16.41	16.67	16.48	16.94	17.02
女	0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	82.51	82.98	82.84	83.59	83.82
	65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	20.57	20.97	20.94	21.53	21.75
合計特殊出生率	注)	2.00	2.13	1.75	1.54	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39

注) 1 昭和45年以前の数値には、沖縄県を含まない。
 2 昭和55年～平成2年・平成7年の総人口には、年齢不詳者を含む。
 資料：総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」——総人口、年齢階級別人口
 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」——上記以外

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成4年9月 将来推計人口 〔中位〕	平成9年1月将来推計人口		
		中位	高位	低位
基準人口	平成2年10月1日 国勢調査人口	平成7年10月1日国勢調査人口		
平均寿命	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男76.11 → 78.27 女82.11 → 85.06	平成7年 平成62年 (1995) (2050) 男 76.36 → 79.43 女 82.84 → 86.47		
合計特殊出生率 (最低値)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成12年 1.38 (2000) ↓ 平成62年 1.61 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成8年 1.42 (1996) ↓ 平成62年 1.85 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成17年 1.28 (2005) ↓ 平成62年 1.38 (2050)
総人口	平成7(1995)年	125,463千人	125,570千人	125,570千人
	17(2005)年	129,346	127,684	128,690
	27(2015)年	130,033	126,444	129,175
	37(2025)年 ピーク	125,806	120,913	125,201
	62(2050)年	平成23(2011)年 130,411 111,510	平成19(2007)年 127,782 100,496	平成23(2011)年 129,563 110,962
65歳以上人口比率	平成7(1995)年	14.5%	14.6%	14.6%
	17(2005)年	19.1	19.6	19.4
	27(2015)年	24.1	25.2	24.7
	37(2025)年	25.8	27.4	26.5
	47(2035)年	26.6	29.0	27.4
	57(2045)年	28.4	32.0	29.4
62(2050)年	28.2	32.3	29.2	35.2
老年人口が年少人口を上回る年	平成10(1998)年	平成9年(1997)年	平成9(1997)年	平成9(1997)年

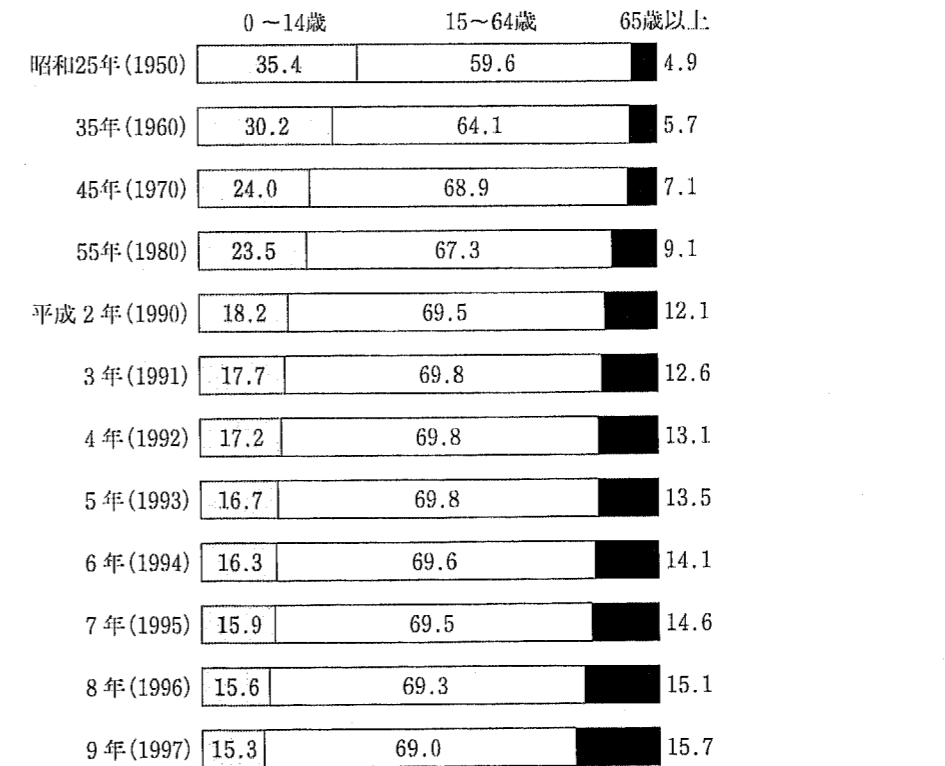
資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
3(1991)	12,404	17.7	69.8	12.6	25.3
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
6(1994)	12,503	16.3	69.6	14.1	23.5
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
8(1996)	12,586	15.6	69.3	15.1	22.6
9(1997)	12,617	15.3	69.0	15.7	22.2
平成12年(2000)	12,689	14.7	68.1	17.2	21.5
17(2005)	12,768	14.3	66.1	19.6	21.6
22(2010)	12,762	14.3	63.6	22.0	22.5

資料：平成9年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成12年以降は厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成9年1月推計—」の中位推計値。

〈年齢別人口の割合の推移〉



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	126,166	61,805	64,361	124,963	61,210	63,753
0～4歳	5,956	3,052	2,905	5,903	3,024	2,879
5～9	6,234	3,194	3,040	6,187	3,170	3,016
10～14	7,176	3,674	3,502	7,125	3,647	3,478
15～19	8,005	4,105	3,900	7,941	4,071	3,869
20～24	9,583	4,900	4,683	9,459	4,839	4,619
25～29	9,499	4,818	4,680	9,312	4,731	4,581
30～34	8,266	4,184	4,082	8,093	4,099	3,995
35～39	7,810	3,943	3,867	7,682	3,880	3,803
40～44	8,218	4,133	4,085	8,122	4,086	4,037
45～49	10,789	5,407	5,382	10,711	5,366	5,345
50～54	8,846	4,396	4,450	8,788	4,365	4,424
55～59	8,327	4,093	4,234	8,284	4,071	4,212
60～64	7,699	3,724	3,976	7,667	3,708	3,959
65～69	6,712	3,165	3,547	6,689	3,154	3,535
70～74	5,261	2,289	2,973	5,241	2,279	2,962
75～79	3,521	1,322	2,200	3,507	1,315	2,191
80～84	2,426	863	1,563	2,418	860	1,557
85～89	1,311	409	902	1,308	408	900
90歳以上	526	135	392	525	134	391
(再掲)						
0～14歳	19,366	9,919	9,446	19,215	9,841	9,373
15～64	87,042	43,703	43,339	86,059	43,216	42,844
65歳以上	19,758	8,182	11,576	19,688	8,150	11,536

資料：総務庁統計局「平成9年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成7(1995)年	125,570	20,033	87,260	18,277	16.0	69.5	14.6
8(1996)	125,869	19,707	87,158	19,004	15.7	69.2	15.1
9(1997)	126,156	19,400	87,014	19,743	15.4	69.0	15.6
10(1998)	126,420	19,099	86,848	20,473	15.1	68.7	16.2
11(1999)	126,665	18,821	86,688	21,156	14.9	68.4	16.7
12(2000)	126,892	18,602	86,419	21,870	14.7	68.1	17.2
13(2001)	127,100	18,452	86,039	22,609	14.5	67.7	17.8
14(2002)	127,286	18,335	85,652	23,299	14.4	67.3	18.3
15(2003)	127,447	18,262	85,281	23,905	14.3	66.9	18.8
16(2004)	127,581	18,230	84,977	24,373	14.3	66.6	19.1
17(2005)	127,684	18,235	84,443	25,006	14.3	66.1	19.6
18(2006)	127,752	18,257	83,747	25,748	14.3	65.6	20.2
19(2007)	127,782	18,273	83,017	26,492	14.3	65.0	20.7
20(2008)	127,772	18,303	82,323	27,145	14.3	64.4	21.2
21(2009)	127,719	18,306	81,603	27,810	14.3	63.9	21.8
22(2010)	127,623	18,310	81,187	28,126	14.3	63.6	22.0
23(2011)	127,481	18,277	80,893	28,311	14.3	63.5	22.2
24(2012)	127,292	18,227	79,834	29,232	14.3	62.7	23.0
25(2013)	127,056	18,156	78,691	30,209	14.3	61.9	23.8
26(2014)	126,773	18,060	77,547	31,166	14.2	61.2	24.6
27(2015)	126,444	17,939	76,622	31,883	14.2	60.6	25.2
28(2016)	126,068	17,791	75,856	32,421	14.1	60.2	25.7
29(2017)	125,648	17,620	75,211	32,817	14.0	59.9	26.1
30(2018)	125,184	17,427	74,670	33,087	13.9	59.6	26.4
31(2019)	124,679	17,217	74,236	33,226	13.8	59.5	26.6
32(2020)	124,133	16,993	73,805	33,335	13.7	59.5	26.9
33(2021)	123,551	16,760	73,426	33,365	13.6	59.4	27.0
34(2022)	122,934	16,522	73,115	33,297	13.4	59.5	27.1
35(2023)	122,287	16,284	72,762	33,242	13.3	59.5	27.2
36(2024)	121,612	16,049	72,362	33,202	13.2	59.5	27.3
37(2025)	120,913	15,821	71,976	33,116	13.1	59.5	27.4
38(2026)	120,193	15,604	71,590	32,999	13.0	59.6	27.5
39(2027)	119,454	15,400	71,169	32,886	12.9	59.6	27.5
40(2028)	118,699	15,210	70,686	32,803	12.8	59.6	27.6
41(2029)	117,930	15,038	70,152	32,740	12.8	59.5	27.8
42(2030)	117,149	14,882	69,500	32,768	12.7	59.3	28.0
43(2031)	116,357	14,743	69,134	32,480	12.7	59.4	27.9
44(2032)	115,557	14,622	68,393	32,542	12.7	59.2	28.2
45(2033)	114,748	14,516	67,635	32,597	12.7	58.9	28.4
46(2034)	113,934	14,425	66,829	32,680	12.7	58.7	28.7

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成47(2035)年	113,114	14,347	65,981	32,787	12.7	58.3	29.0
48(2036)	112,290	14,280	65,068	32,942	12.7	57.9	29.3
49(2037)	111,462	14,221	64,102	33,139	12.8	57.5	29.7
50(2038)	110,632	14,166	63,086	33,379	12.8	57.0	30.2
51(2039)	109,800	14,115	62,090	33,595	12.9	56.5	30.6
52(2040)	108,964	14,062	61,176	33,726	12.9	56.1	31.0
53(2041)	108,125	14,006	60,323	33,796	13.0	55.8	31.3
54(2042)	107,285	13,945	59,557	33,782	13.0	55.5	31.5
55(2043)	106,443	13,876	58,834	33,733	13.0	55.3	31.7
56(2044)	105,601	13,799	58,171	33,631	13.1	55.1	31.8
57(2045)	104,758	13,712	57,549	33,497	13.1	54.9	32.0
58(2046)	103,915	13,616	56,990	33,310	13.1	54.8	32.1
59(2047)	103,065	13,510	56,447	33,109	13.1	54.8	32.1
60(2048)	102,211	13,394	55,908	32,909	13.1	54.7	32.2
61(2049)	101,354	13,270	55,383	32,701	13.1	54.6	32.3
62(2050)	100,496	13,139	54,904	32,454	13.1	54.6	32.3
63(2051)	99,638	13,004	54,476	32,159	13.1	54.7	32.3
64(2052)	98,779	12,866	54,070	31,842	13.0	54.7	32.2
65(2053)	97,917	12,728	53,694	31,495	13.0	54.8	32.2
66(2054)	97,054	12,591	53,350	31,113	13.0	55.0	32.1
67(2055)	96,188	12,457	53,033	30,698	13.0	55.1	31.9
68(2056)	95,320	12,327	52,728	30,265	12.9	55.3	31.8
69(2057)	94,451	12,203	52,415	29,832	12.9	55.5	31.6
70(2058)	93,582	12,087	52,114	29,381	12.9	55.7	31.4
71(2059)	92,713	11,978	51,789	28,946	12.9	55.9	31.2
72(2060)	91,848	11,878	51,467	28,503	12.9	56.0	31.0
73(2061)	90,988	11,788	51,114	28,087	13.0	56.2	30.9
74(2062)	90,135	11,707	50,749	27,679	13.0	56.3	30.7
75(2063)	89,291	11,636	50,371	27,284	13.0	56.4	30.6
76(2064)	88,458	11,573	49,978	26,907	13.1	56.5	30.4
77(2065)	87,636	11,520	49,567	26,550	13.1	56.6	30.3
78(2066)	86,832	11,472	49,142	26,217	13.2	56.6	30.2
79(2067)	86,041	11,429	48,706	25,906	13.3	56.6	30.1
80(2068)	85,267	11,389	48,261	25,617	13.4	56.6	30.0
81(2069)	84,511	11,352	47,811	25,348	13.4	56.6	30.0
82(2070)	83,773	11,316	47,359	25,098	13.5	56.5	30.0
83(2071)	83,055	11,281	46,909	24,865	13.6	56.5	29.9
84(2072)	82,355	11,244	46,464	24,647	13.7	56.4	29.9
85(2073)	81,674	11,206	46,026	24,442	13.7	56.4	29.9
86(2074)	81,012	11,166	45,598	24,248	13.8	56.3	29.9

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成87(2075)年	80,368	11,122	45,183	24,063	13.8	56.2	29.9
88(2076)	79,741	11,075	44,780	23,886	13.9	56.2	30.0
89(2077)	79,130	11,024	44,393	23,713	13.9	56.1	30.0
90(2078)	78,533	10,969	44,021	23,543	14.0	56.1	30.0
91(2079)	77,948	10,910	43,666	23,372	14.0	56.0	30.0
92(2080)	77,375	10,849	43,326	23,200	14.0	56.0	30.0
93(2081)	76,812	10,784	43,002	23,025	14.0	56.0	30.0
94(2082)	76,258	10,718	42,694	22,846	14.1	56.0	30.0
95(2083)	75,712	10,650	42,399	22,662	14.1	56.0	29.9
96(2084)	75,172	10,581	42,118	22,473	14.1	56.0	29.9
97(2085)	74,640	10,513	41,849	22,278	14.1	56.1	29.8
98(2086)	74,114	10,446	41,589	22,079	14.1	56.1	29.8
99(2087)	73,594	10,381	41,337	21,876	14.1	56.2	29.7
100(2088)	73,080	10,319	41,090	21,670	14.1	56.2	29.7
101(2089)	72,571	10,260	40,847	21,464	14.1	56.3	29.6
102(2090)	72,068	10,204	40,606	21,257	14.2	56.3	29.5
103(2091)	71,570	10,153	40,365	21,052	14.2	56.4	29.4
104(2092)	71,077	10,106	40,122	20,850	14.2	56.4	29.3
105(2093)	70,590	10,063	39,877	20,651	14.3	56.5	29.3
106(2094)	70,109	10,025	39,628	20,456	14.3	56.5	29.2
107(2095)	69,635	9,991	39,377	20,267	14.3	56.5	29.1
108(2096)	69,166	9,960	39,123	20,083	14.4	56.6	29.0
109(2097)	68,705	9,934	38,866	19,905	14.5	56.6	29.0
110(2098)	68,251	9,910	38,607	19,734	14.5	56.6	28.9
111(2099)	67,804	9,888	38,347	19,569	14.6	56.6	28.9
112(2100)	67,366	9,869	38,088	19,409	14.6	56.5	28.8

各年10月1日現在人口。年齢「不詳人口」を按分補正した人口。平成7(1995)年は、総務庁統計局『国勢調査報告』による。

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和22年(1947)	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25(1950)	*83,199,637	2,337,507	28.1	904,876	10.9	1,432,631	17.2
30(1955)	*89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35(1960)	*93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40(1965)	*98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45(1970)	*103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50(1975)	*111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55(1980)	*116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6(1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7(1995)	*124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8(1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9(1997)	126,166,000	1,191,681	9.5	913,398	7.3	278,283	2.2

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠満12週以後のものである。
 値である。) 6 婚姻・離婚の実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」各年10月1日現在推計人口

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
205,360	76.7	123,837	44.2	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,848	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,547	32.1	7,645	6.4	775,662	6.2	222,650	1.78

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和50年以降は沖縄県を含む。
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満28週以後の数

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

	昭和22年 (1947)	25-27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
男													
歳													
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09	76.25	76.57	76.38	77.01	77.19
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61	71.74	72.07	71.87	72.46	72.61
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68	66.81	67.14	66.94	67.51	67.67
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91	57.02	57.35	57.16	57.71	57.86
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29	47.39	47.72	47.55	48.07	48.21
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70	37.80	38.13	37.96	38.48	38.62
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51	28.61	28.92	28.75	29.26	29.38
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08	20.17	20.44	20.28	20.75	20.87
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78	12.91	13.14	12.97	13.43	13.50
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94	7.09	7.28	7.13	7.54	7.56
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86	5.09	5.25	5.05	5.38	5.39
90	3.28	3.51	3.30	3.60	3.73	3.58	3.83	3.81
95~	2.18	2.52	2.62	2.60	2.75	2.72
女													
歳													
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22	82.51	82.98	82.85	83.59	83.82
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67	77.96	78.41	78.29	78.98	79.22
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72	73.02	73.46	73.34	74.03	74.26
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84	63.13	63.56	63.46	64.13	64.36
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03	53.30	53.74	53.65	54.30	54.53
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29	43.55	44.00	43.91	44.55	44.79
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79	34.07	34.49	34.43	35.05	35.29
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67	24.94	25.34	25.31	25.91	26.14
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13	16.40	16.78	16.76	17.32	17.53
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88	9.18	9.46	9.47	9.94	10.08
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11	6.50	6.72	6.67	7.06	7.18
90	3.82	4.18	3.98	4.45	4.63	4.64	4.95	5.03
95~	2.47	2.96	3.09	3.33	3.49	3.60

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。
 2 平成2年まで及び平成7年は完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移

死因名	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
悪性新生物	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	190.4	196.4	211.6	217.5	220.4
心疾患	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	145.6	128.6	112.0	110.8	112.2
脳血管疾患	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	95.6	96.9	117.9	112.6	111.0
肺炎	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	55.6	65.5	67.2	64.1	56.9	63.1
不慮の事故	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	28.0	29.1	36.5	31.4	31.1
自殺	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.6	16.9	17.2	17.8	18.8
肝疾患	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	16.1	16.1	15.6	13.7	13.2	13.3
結核	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.6	2.5	2.6	2.3	2.2

(注) 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年からICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更した。
 また、「不慮の事故」は、従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。
 なお、「肺炎」及び「肝疾患」の数値は新分類により遡及した。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
5(1993)	悪性新生物	190.4	心疾患	145.6	脳血管疾患	96.0	肺炎及び気管支炎	70.6	不慮の事故及び有害作用	28.0
6(1994)	悪性新生物	196.4	心疾患	128.6	脳血管疾患	96.9	肺炎及び気管支炎	72.4	不慮の事故及び有害作用	29.1
7(1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
8(1996)	悪性新生物	217.5	脳血管疾患	112.6	心疾患	110.8	肺炎	56.9	不慮の事故	31.4
9(1997)	悪性新生物	220.4	心疾患	112.2	脳血管疾患	110.0	肺炎	63.1	不慮の事故	31.1

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。
 2 平成7年からICD-10の死因分類が適用され、それによって「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。
 3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったが、これは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区 分	平成3年(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
	推計数(千世帯)	40,506	41,210	41,826	42,069	40,770	43,807
総数	37,416	38,072	38,982	39,085	37,883	41,143	41,990
雇用者・自営業者等の世帯	23,868	24,217	24,908	24,509	23,750	25,853	25,868
常雇者世帯	632	445	623	646	667	726	643
臨時雇用者世帯	315	201	279	264	229	265	244
日雇労働者世帯	5,663	5,735	5,626	5,796	5,692	5,636	5,712
自営業者世帯	6,938	7,474	7,546	7,869	7,544	8,663	9,523
その他の世帯	3,090	3,138	2,844	2,984	2,887	2,664	2,679
農耕世帯							
構成割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総数	92.4	92.4	93.2	92.9	92.9	93.9	94.0
雇用者・自営業者等の世帯	58.9	58.8	59.6	58.3	58.3	59.0	57.9
常雇者世帯	1.6	1.1	1.5	1.5	1.6	1.7	1.4
臨時雇用者世帯	0.8	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
日雇労働者世帯	14.0	13.9	13.5	13.8	14.0	12.9	12.8
自営業者世帯	17.1	18.1	18.0	18.7	18.5	19.8	21.3
その他の世帯	7.6	7.6	6.8	7.1	7.1	6.1	6.0
農耕世帯							

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯	
					被保護世帯*	その他の世帯*
		推計数(単位：千世帯)				
昭和10年('55)	18,963	4,260	8,090		479	6,135
35('60)	22,476	8,362	11,700		427	1,987
40('65)	25,940	8,746	12,874	3,153	364	802
45('70)	29,887	9,460	15,552	3,978	423	473
50('75)	32,877	9,867	18,218	3,870	414	509
55('80)	35,338	11,488	18,642	4,410	440	358
60('85)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	414
平成2年('90)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535
5('93)	41,826	12,566	22,026	6,399	391	445
6('94)	42,069	13,072	21,666	6,527	363	442
7('95)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335
8('96)	43,807	14,352	21,922	6,719	343	470
9('97)	44,669	14,531	22,631	6,893	613	613
		構成割合(単位：%)				
昭和10年('55)	100.0	22.5	42.7		2.5	32.4
35('60)	100.0	37.2	52.1		1.9	8.8
40('65)	100.0	33.7	49.6	12.2	1.4	3.1
45('70)	100.0	31.7	52.0	13.3	1.4	1.6
50('75)	100.0	30.0	55.4	11.8	1.3	1.6
55('80)	100.0	32.5	52.8	12.5	1.2	1.0
60('85)	100.0	31.7	51.7	14.2	1.3	1.1
平成2年('90)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3
5('93)	100.0	30.0	52.7	15.3	0.9	1.1
6('94)	100.0	31.1	51.5	15.5	0.9	1.0
7('95)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8
8('96)	100.0	32.8	50.0	15.3	0.8	1.1
9('97)	100.0	32.5	50.7	15.4	1.4	1.4

(注) 1 *は平成8年以前の区分である。「被保護世帯」とは、生活保護法による何らかの扶助を受けている者が一人でもいる世帯をいう。
 2 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。
 3 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。
 4 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	世帯類型別 (単位：千世帯)			
		高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
昭和40年('65)	25,940	799	335	24,806	
45 ('70)	29,887	1,196	369	28,321	
50 ('75)	32,877	1,089	374	65	31,349
55 ('80)	35,338	1,684	439	95	33,121
60 ('85)	37,226	2,192	508	99	34,427
平成2年('90)	40,273	3,113	543	102	36,515
5 ('93)	41,826	3,913	493	83	37,338
6 ('94)	42,069	4,252	491	90	37,236
7 ('95)	40,770	4,390	483	84	35,812
8 ('96)	43,807	4,866	550	85	38,306
9 ('97)	44,669	5,159	535	79	38,895
構成割合 (単位：%)					
昭和40年('65)	100.0	3.1	1.3	95.6	
45 ('70)	100.0	4.0	1.2	94.8	
50 ('75)	100.0	3.3	1.1	0.2	95.4
55 ('80)	100.0	4.8	1.2	0.3	93.7
60 ('85)	100.0	5.9	1.4	0.3	92.5
平成2年('90)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
5 ('93)	100.0	9.4	1.2	0.2	89.3
6 ('94)	100.0	10.1	1.2	0.2	88.5
7 ('95)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
8 ('96)	100.0	11.1	1.3	0.2	87.4
9 ('97)	100.0	11.5	1.2	0.2	87.1

(注) 1 平成9年から世帯類型の定義を変更している。
 新定義 ①「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 ②「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。
 ③「父子世帯」とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。
 2 昭和40～46年の「その他の世帯」には、「父子世帯」を含む。
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」。

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	世帯人員別 (単位：千世帯)							平均世帯人員
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯		
昭和40年('65)	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75	
45 ('70)	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45	
50 ('75)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35	
55 ('80)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28	
60 ('85)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22	
平成2年('90)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05	
5 ('93)	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96	
6 ('94)	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95	
7 ('95)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91	
8 ('96)	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85	
9 ('97)	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79	
構成割合 (単位：%)									
昭和40年('65)	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	·	
45 ('70)	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.1	·	
50 ('75)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	·	
55 ('80)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	·	
60 ('85)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	·	
平成2年('90)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	·	
5 ('93)	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	·	
6 ('94)	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	·	
7 ('95)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	·	
8 ('96)	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	7.7	6.1	·	
9 ('97)	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	7.4	5.8	·	

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」。

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯		核家族世帯			三世帯	その他の世帯
		総数	住み込み 寄宿舎等	その他	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯		
昭和40年('65)	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007	7,074
45 ('70)	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,301	5,739
50 ('75)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	5,548
55 ('80)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	5,714
60 ('85)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	5,672
平成2年('90)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	5,428
5 ('93)	41,826	9,320	1,451	7,868	24,836	7,393	15,291	5,342
6 ('94)	42,069	9,201	1,383	7,818	25,103	7,784	15,194	5,361
7 ('95)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	5,082
8 ('96)	43,807	10,287	1,568	8,718	25,855	8,258	15,155	5,100
9 ('97)	44,669	11,156	1,864	9,292	25,911	8,661	14,903	4,999
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3	27.3
45 ('70)	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	19.2
50 ('75)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	16.9
55 ('80)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	16.2
60 ('85)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	15.2
平成2年('90)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	13.5
5 ('93)	100.0	22.3	3.5	18.8	59.4	17.7	36.6	12.8
6 ('94)	100.0	21.9	3.3	18.6	59.7	18.5	36.1	12.7
7 ('95)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	12.5
8 ('96)	100.0	23.5	3.6	19.9	59.0	18.9	34.6	11.6
9 ('97)	100.0	25.0	4.2	20.8	58.0	19.4	33.4	11.2

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」。

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯						
		総数	全世帯に しめる割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯	夫婦(片 親)と未 婚の子の みの世帯	三世帯	その他の世帯
昭和40年('65)	25,940	7,118	27.4	611	931	683	3,871	1,023
45 ('70)	29,887	8,495	28.4	910	1,379	891	4,254	1,062
50 ('75)	32,877	9,400	28.6	1,131	1,795	996	4,313	1,150
55 ('80)	35,338	10,816	30.6	1,613	2,314	1,400	4,270	1,345
60 ('85)	37,226	12,187	32.7	1,990	2,842	1,036	4,377	1,440
平成2年('90)	40,273	12,853	32.0	2,110	3,084	1,079	4,491	1,566
5 ('93)	41,826	12,695	30.3	2,199	3,075	1,024	4,232	1,553
6 ('94)	42,069	13,593	32.3	2,360	3,401	1,069	4,323	1,659
7 ('95)	40,770	14,051	34.5	2,478	3,667	1,145	4,245	1,741
8 ('96)	43,807	14,051	32.1	2,478	3,667	1,145	4,245	1,741
9 ('97)	44,669	14,051	31.5	2,478	3,667	1,145	4,245	1,741
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	27.4	8.6	13.1	16.2	7.7	10.5	14.4
45 ('70)	100.0	28.4	10.7	16.2	16.2	8.5	10.8	12.5
50 ('75)	100.0	28.6	12.0	19.1	16.2	8.5	10.8	12.2
55 ('80)	100.0	30.6	14.9	21.4	16.2	8.4	11.8	12.4
60 ('85)	100.0	32.7	16.3	23.3	16.2	8.5	12.6	11.8
平成2年('90)	100.0	32.0	16.4	24.0	16.2	8.4	12.4	12.2
5 ('93)	100.0	30.3	17.3	24.2	16.1	8.1	12.9	12.2
6 ('94)	100.0	32.3	17.4	25.0	16.2	8.1	13.6	12.2
7 ('95)	100.0	34.5	17.6	26.1	16.2	8.1	13.7	12.4
8 ('96)	100.0	32.1	17.6	26.1	16.2	8.1	13.7	12.4
9 ('97)	100.0	31.5	17.6	26.1	16.2	8.1	13.7	12.4

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」。

第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区 分		平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
実 支 出	狭義の 社会保 障	公 的 扶 助	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645	1,548,413
		社 会 福 祉	2,587,988	2,899,370	3,082,439	3,482,865	3,915,685	3,832,129
		社 会 保 険	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152	60,688,814
		公衆衛生及び医療	2,960,681	4,036,812	5,417,854	4,795,723	4,807,183	4,818,088
		老 人 保 健	6,532,778	7,076,649	7,590,688	8,322,833	9,095,189	9,908,373
	小 計	54,108,918	59,210,148	63,881,953	67,153,077	71,977,966	74,725,517	
	恩 給 累 計	給	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,528	1,674,929
		戦 争 犠 牲 者 援 護	351,650	348,897	347,236	354,669	361,614	356,149
		累 計	56,317,758	61,408,790	66,056,324	69,296,567	74,077,107	76,756,595
	社 関 連 保 障 制 度	住 宅 等	487,134	669,517	1,107,540	903,428	898,538	1,062,324
雇 用 (失 業) 対 策		79,490	73,775	69,097	64,414	64,414	58,352	
小 計		566,624	743,292	1,176,637	967,842	962,952	1,120,676	
社会保障及び関連制度合計		56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	77,877,272	

実 収 入	狭義の 社会保 障	公 的 扶 助	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645	1,548,413
		社 会 福 祉	2,597,813	2,914,547	3,093,737	3,485,982	3,916,445	3,854,895
		社 会 保 険	61,075,774	63,511,491	65,596,991	67,162,317	71,764,180	73,373,754
		公衆衛生及び医療	2,961,133	4,037,131	5,418,049	4,795,890	4,807,218	4,818,130
		老 人 保 健	6,516,893	6,983,249	7,567,576	8,273,158	8,971,626	9,725,876
	小 計	70,301,315	74,328,267	78,195,725	79,847,996	85,702,690	93,321,068	
	恩 給 累 計	給	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,528	1,674,929
		戦 争 犠 牲 者 援 護	351,650	348,897	347,236	354,669	361,614	356,149
		累 計	72,510,155	76,526,909	80,370,696	81,991,486	87,801,831	95,352,146
	社 関 連 保 障 制 度	住 宅 等	487,134	669,517	1,107,540	903,428	898,538	1,062,324
雇 用 (失 業) 対 策		79,490	73,775	69,097	64,414	64,414	58,352	
小 計		566,624	743,292	1,176,637	967,842	962,952	1,120,676	
社会保障及び関連制度合計		73,076,779	77,270,201	81,547,333	82,959,328	88,764,784	96,472,823	

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区 分		平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
広 義 の 社 会 保 障	狭義の 社会保 障	公 的 扶 助	1,011,548	1,017,718	1,043,693	1,073,905	1,154,102	1,159,331
		社 会 福 祉	1,414,880	1,536,500	1,628,803	1,821,375	2,064,193	2,022,530
		社 会 保 険	8,597,697	8,919,250	9,268,480	9,445,534	9,753,282	9,889,867
		公衆衛生及び医療	1,797,306	2,355,503	3,058,648	2,955,833	2,691,348	2,731,565
		老 人 保 健	1,300,312	1,471,375	1,559,100	1,695,994	1,907,176	2,061,372
	小 計	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,992,641	17,570,100	17,865,265	
	恩 給 累 計	給	1,679,801	1,678,250	1,662,882	1,632,862	1,591,818	1,539,833
		戦 争 犠 牲 者 援 護	350,058	347,805	345,991	353,397	360,256	354,753
		累 計	16,151,602	17,326,401	18,567,597	18,978,900	19,522,175	19,759,851
	社 関 連 保 障 制 度	住 宅 等	275,029	380,340	602,587	549,908	475,426	529,770
雇 用 (失 業) 対 策		43,817	40,075	36,773	35,019	34,582	31,649	
小 計		318,846	420,415	639,360	584,927	510,009	561,419	
社会保障及び関連制度合計		16,470,448	17,746,816	19,206,957	19,563,828	20,032,183	20,321,270	

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区 分		平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
社 会 保 障 関 係 に 占 め る 費 用 の 割 合	狭義の社会保険	実支出	15.0	16.0	17.1	18.0	19.0	
		実収入	19.5	20.1	21.0	22.6	22.6	23.5
	広義の社会保険	実支出	15.7	16.6	17.7	18.6	19.5	19.6
		実収入	20.2	20.7	21.6	22.0	24.1	24.3
	社会保障及び関連 制度合計	実支出	15.8	16.8	18.0	18.8	19.8	19.8
		実収入	20.3	20.9	21.9	22.2	23.4	24.6
国 庫 に 占 め る 財 政 割 合	狭義の社会保険	20.0	21.7	22.0	23.1	23.1	22.7	
	広義の社会保険	22.9	24.6	24.7	25.8	25.7	25.1	
	社会保障及び関連制度合計	23.3	25.2	25.6	26.6	26.4	25.8	

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。

第19表 平成8年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)

(単位 百万円)

区 分	実 支			
	医療給付費	その他給付費	施設整備費	施設運営費
I 公 的 扶 助	875,950	622,790	4,464	—
1 生 活 会 保 護	875,950	622,790	4,464	—
II 社 会 障 害 者 福 祉	41,908	1,265,295	502,260	96,336
2 身 体 的 障 害 者 福 祉	5,359	60,852	21,508	3,764
3 知 能 障 害 者 福 祉	—	514	36,038	3,500
4 老 人 福 祉	—	401,501	315,429	925
6 心 身 障 害 児 等 対 策	22,543	40,241	52,031	28,870
7 心 身 障 害 児 養 育 手 当	10,283	196,689	6,272	37,699
8 心 身 障 害 児 養 育 手 当	—	299,317	—	—
9 心 身 障 害 児 養 育 手 当	—	152,972	603	3
10 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	3,356	22,870	57	—
11 学 校 給 食 福 祉	—	6,600	—	—
12 学 校 給 食 福 祉	—	37,537	779	—
13 国 立 更 生 援 護 機 関	367	1,071	4,999	8,567
14 災 害 救 済 会 福 祉	—	4,428	—	—
15 そ の 他 の 社 会 保 険	—	40,704	64,543	13,008
III 社 会 保 険	14,462,274	36,854,855	378,962	85,544
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	136,459	63,674	3,928,641	623,980
34 結 核 核 対 策	14,865	891	9	—
35 精 神 衛 生 事 業	57,443	—	9,056	14,997
36 ハ ン 染 セ ン 病 子 対 策	290	277	—	0
37 保 健 所 防 止 策	—	1,977	522	—
38 保 健 所 防 止 策	—	2,297	20,853	—
39 上 水 道 等 設 備 整 備	—	—	617,191	—
40 一 般 廃 棄 物 処 理 設 備	—	—	532,927	—
41 下 水 道 設 備 整 備	—	—	2,397,146	—
42 公 立 医 療 機 関 整 備	33,008	52,529	—	—
43 公 立 医 療 機 関 整 備	—	—	272,883	—
44 国 立 医 療 機 関 整 備	2,119	2,974	—	565,295
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	28,735	2,728	78,054	43,688
V 老 人 保 健 事 業	9,810,242	11,862	25,177	0
46 医 療 以 外 の 保 健 事 業	9,723,247	—	22,936	—
47 狭 義 の 社 会 保 険 (I ~ V)	86,995	11,862	2,241	—
VI 恩 給 給 付	25,326,833	38,818,476	4,839,504	805,860
48 文 地 方 官 恩 給 給 付	0	1,669,687	0	0
49 旧 軍 人 務 遺 族 恩 給 給 付	—	79,216	—	—
50 旧 軍 人 務 遺 族 恩 給 給 付	—	125,201	—	—
51 そ の 他 の 恩 給 給 付	—	1,451,781	—	—
VII 戦 争 犠 牲 者 年 金 等	32,210	315,030	13	2,054
52 戦 争 犠 牲 者 年 金 等	—	199,105	—	—
53 戦 争 犠 牲 者 年 金 等	2,300	1,173	—	—
54 原 爆 犠 牲 者 援 護 等	29,903	114,188	13	2,054
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	6	565	—	—
広 義 の 社 会 保 険 (I ~ VII)	25,359,043	40,803,193	4,839,517	807,914
VIII 住 宅 建 設 良 入 策	0	0	1,062,324	0
56 公 営 住 宅 建 設	—	—	948,710	—
57 第 二 種 公 営 住 宅 改 良	—	—	0	—
58 住 宅 改 良 入 策	—	—	113,515	—
59 電 気 導 入 策	—	—	99	—
IX 雇 用 (失 業 対 策) 対 事 業 進 進 策	0	8,044	563	5,505
60 失 業 対 策 諸 事 業 進 進 策	—	—	—	—
61 中 高 年 齢 者 就 職 促 進 策	—	7,038	—	5,450
62 炭 鉱 離 職 者 援 護 策	—	1,007	178	54
63 そ の 他 の 雇 用 策	—	—	385	—
社 会 保 険 関 連 制 度 (VIII ~ IX)	0	8,044	1,062,887	5,505
社 会 保 険 及 び 関 連 制 度 合 計 (I ~ IX)	25,359,043	40,811,237	5,902,404	813,418

(注) 老人保健拠出金の「III社会保険」と「V老人保健」での重複相当額は控除(実支出・実収入とも)して計上した。(「III社

出			実 収 入			
事 務 費	そ の 他	合 計	国 庫 負 担	地 方 負 担	そ の 他	合 計
45,209	—	1,548,413	1,159,931	388,483	—	1,548,413
45,209	—	1,548,413	1,159,931	388,483	—	1,548,413
1,906,637	19,694	3,832,129	2,022,530	1,688,555	143,809	3,854,895
131,599	146	223,228	116,438	106,790	—	223,228
333,505	—	373,556	187,124	186,433	—	373,556
684,997	13,150	1,416,002	705,382	710,620	—	1,416,002
692,650	6,180	842,516	412,199	430,317	—	842,516
15,649	—	266,593	201,550	65,043	—	266,593
1,558	—	300,875	236,417	64,458	—	300,875
5,298	18	158,894	26,194	11,534	143,809	181,538
20	—	26,302	9,330	16,972	—	26,302
436	—	7,036	4,573	2,462	—	7,036
—	—	38,316	19,557	18,759	—	38,316
—	191	15,195	15,316	—	—	15,316
—	—	4,428	2,217	2,211	—	4,428
40,926	8	159,188	86,233	72,956	—	159,188
977,114	(7,930,065)	(60,688,814)	9,889,867	2,743,033	60,740,854	73,373,754
65,090	244	4,818,088	2,731,565	2,015,609	70,956	4,818,130
1,089	—	16,854	12,743	4,112	—	16,854
7,507	—	89,002	48,965	40,038	—	89,002
172	—	739	739	0	—	739
500	—	2,999	1,098	1,900	—	2,999
12,859	—	36,009	15,249	20,760	—	36,009
73	—	617,264	268,868	348,396	—	617,264
180	—	533,107	168,302	364,805	—	533,107
—	—	2,397,146	1,285,252	1,111,894	—	2,397,146
7,829	223	93,588	22,126	1,561	69,866	93,552
—	—	272,883	259,416	13,467	—	272,883
—	—	570,388	567,194	3,195	—	570,388
34,882	21	188,107	81,613	105,482	1,090	188,185
59,253	1,839	9,908,373	2,061,372	1,089,185	6,575,319	9,725,876
27,797	1,839	9,775,819	2,016,218	1,001,786	6,575,319	9,593,322
31,455	—	132,554	45,154	87,400	—	132,554
3,053,302	1,881,542	74,725,517	17,865,265	7,924,865	67,530,938	93,321,068
5,242	0	1,674,929	1,539,833	125,201	9,894	1,674,929
268	—	79,484	69,590	9,894	—	79,484
—	—	125,201	—	125,201	—	125,201
4,965	—	1,456,746	1,456,746	—	—	1,456,746
10	—	13,498	13,498	—	—	13,498
6,842	0	356,149	354,753	1,396	0	356,149
1,540	—	200,645	200,645	—	—	200,645
310	—	3,783	3,783	—	—	3,783
2,725	—	148,883	147,487	1,396	—	148,883
2,266	—	2,838	2,838	—	—	2,838
3,065,387	1,881,542	76,756,595	19,759,851	8,051,469	67,540,833	95,352,146
0	0	1,062,324	529,770	532,554	0	1,062,324
—	—	948,710	462,847	485,863	—	948,710
—	—	0	0	0	—	0
—	—	113,515	66,892	46,623	—	113,515
—	—	99	31	68	—	99
1,277	42,963	58,352	31,649	26,703	0	58,352
0	0	0	0	0	—	0
—	42,832	55,319	29,084	26,236	—	55,319
577	132	1,947	1,884	63	—	1,947
701	—	1,086	682	404	—	1,086
1,277	42,963	1,120,676	561,419	559,257	0	1,120,676
3,066,664	1,924,505	77,877,272	20,321,270	8,610,720	67,540,833	96,472,823

会保険」の実支出の「その他」、「合計」欄の()内の数値は、老人保健拠出金を含めたものである。

第20表 平成8年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出								実 庫 担
	医療 給付費	その他 給付費	施設 整備費	施設 運営費	事務費	拠出金	その他	合 計	
社会保険合計	14,462,274	36,854,855	378,962	85,544	977,114	6,070,301	1,859,765	(54,618,513) 60,688,614	9,889,867
16 政府管掌 健康保険	4,288,754	542,966	68,935	776	77,325	2,238,159	62,468	7,279,384	1,170,293
17 組合管掌 健康保険	3,162,974	475,714	41,701	62,015	137,132	1,854,230	105,378	5,839,145	5,635
19 国民健康保険	5,524,768	116,163	54,866	—	212,982	2,149,879	215,572	8,274,230	3,093,311
20 厚生年金保険	—	15,692,244	80,370	2,252	53,734	7,411,965	2,644,158	25,884,723	2,565,922
21 厚生年金基金	—	1,243,612	2,337	7,925	63,517	—	170,787	1,488,179	74,869
22 国民年金	—	8,194,279	13,405	404	160,743	—	3,704,108	12,072,939	1,772,218
23 農業者年金 基金	—	185,999	—	—	5,492	—	1,879	193,271	94,636
24 雇用保険	—	2,201,014	90,126	—	97,850	—	323,560	2,712,550	328,168
25 政府職員失業 者退職手当	—	1,128	—	—	5	—	—	1,133	1,133
26 労働者災害 補償保険	289,779	755,138	25,358	11,584	117,579	—	83,430	1,282,868	1,307
27 公務災害補償	12,288	19,666	—	—	507	—	1	32,463	—
28 船員保険	35,636	24,994	1,866	588	2,610	18,110	1,141	84,944	6,413
29 国家公務員等 共済組合 (各省各庁組合)	234,595	1,632,281	—	—	7,719	879,315	9,865	2,763,774	688,511
30 国家公務員等 共済組合 (適用法人組合)	110,529	1,300,449	—	—	4,863	410,326	13,260	1,839,427	564
31 地方公務員等 共済組合	704,604	3,952,074	—	—	27,579	2,522,524	464,839	7,671,620	—
32 私立学校教職 員共済組合	98,345	170,562	—	—	4,176	244,637	2,887	520,608	32,364
33 農林漁業団体 職員共済組合	—	346,669	—	—	3,299	250,583	486	601,037	54,522

(注) 1 「20 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の()内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。
 ※調整後(拠出金、その他合計、積立金等繰入) [調整前は下にある。]

地 方 担 負	収 入				実収入と 実支出との 差 額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
	保 険 料	運 取 入 入	そ の 他	合 計		借 入 金 還 債	積 立 金 等 繰 入	借 入 金 受 入	積 立 金 受 入	前 年 度 繰 入 金 受 入
2,743,033	50,040,496	9,494,446	1,205,812	73,373,754	12,684,940	1,480,160	21,250,304	1,479,408	1,140,874	7,425,242
—	5,800,240	13,978	29,602	7,014,114	△265,270	1,479,228	—	1,479,228	265,270	—
—	5,408,954	—	217,014	5,631,603	△207,542	932	157,821	180	279,651	86,464
799,817	3,230,790	—	1,030,308	8,154,227	△120,004	—	267,325	—	71,373	315,956
—	19,370,603	5,606,092	4,995,602	32,538,218	6,653,495	—	6,653,495	—	—	—
—	3,368,478	1,196,415	5,653	4,645,415	3,157,236	—	6,144,756	—	—	2,987,520
—	1,920,898	399,579	8,794,632	12,887,328	814,389	—	2,215,637	—	—	1,401,248
—	61,399	8,754	209	164,998	△28,273	—	—	—	—	28,273
—	1,819,376	234,288	10,448	2,392,279	△320,271	—	11,397	—	328,421	3,246
—	—	—	—	1,133	0	—	—	—	—	—
—	1,585,295	251,346	24,171	1,862,118	579,250	—	778,625	—	196,158	3,217
—	32,157	—	997	33,154	691	—	691	—	—	—
—	90,136	4,632	2,447	103,628	18,683	—	18,978	—	—	294
—	1,334,281	350,518	727,561	3,100,871	337,097	—	337,097	—	—	—
—	1,302,160	169,332	549,907	2,021,964	182,537	—	182,537	—	—	—
1,934,474	4,015,313	1,083,256	2,319,850	9,352,893	1,681,273	—	1,807,959	—	—	126,685
8,742	379,132	98,187	147,922	666,347	145,739	—	2,618,077	—	—	2,472,338
—	321,284	78,069	203,070	656,945	55,909	—	55,909	—	—	—

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに制度間調整対象給付・基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第21表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類)

(単位 百万円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
I 公 的 扶 助						
1 生 活 保 護	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645	1,548,413
II 社 会 福 祉	2,587,988	2,899,370	3,082,439	3,482,865	3,915,685	3,832,129
2 身 体 障 害 者 福 祉	136,642	157,784	173,386	184,100	210,522	223,228
3 知 的 障 害 者 福 祉	251,831	296,654	316,990	326,826	356,088	373,556
4 老 人 福 祉	735,470	852,333	961,553	1,071,310	1,362,789	1,416,002
6 児 童 福 祉	631,743	680,424	706,036	759,641	810,639	842,516
7 心 身 障 害 児 等 対 策	230,095	239,009	249,824	240,209	255,817	266,593
8 児 童 扶 養 手 当	250,656	253,654	256,322	261,391	285,297	300,875
9 児 童 手 当	146,004	222,471	201,874	177,167	167,011	158,894
10 母 子 衛 生	19,678	20,370	21,839	23,190	23,195	26,302
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	4,867	5,049	5,057	4,486	6,298	7,036
12 学 校 給 食 等	39,051	37,339	37,024	38,201	39,268	38,316
13 国 立 更 生 援 護 機 関	8,836	11,780	15,645	14,347	12,351	15,195
14 災 害 救 助	9,932	106	6,015	236,275	230,642	4,428
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	123,183	122,397	130,874	145,722	155,768	159,188
III 社 会 保 険	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152	60,688,814
16 政 府 管 掌 健 康 保 険	5,576,063	6,076,956	6,407,663	6,746,571	7,004,847	7,279,384
17 組 合 管 掌 健 康 保 険	4,683,906	5,040,678	5,286,086	5,514,276	5,659,201	5,839,145
19 国 民 健 康 保 険	6,517,002	6,965,023	7,233,349	7,592,784	7,907,830	8,274,230
20 厚 生 年 金 保 険	18,066,736	19,732,613	21,123,343	22,503,230	24,613,876	25,884,723
21 厚 生 年 金 基 金	769,244	869,552	992,028	1,123,236	1,307,166	1,488,179
22 国 民 年 金	8,243,378	9,106,772	9,887,748	10,468,624	11,438,081	12,072,939
23 農 業 者 年 金 基 金	248,783	237,295	224,435	213,214	199,847	193,271
24 雇 用 保 険	1,538,242	1,783,654	2,155,968	2,366,231	2,693,489	2,712,550
25 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,264	1,254	1,232	1,018	1,156	1,133
26 労 働 者 災 害 補 償 保 険	1,131,397	1,170,704	1,230,554	1,259,001	1,287,198	1,282,868
27 公 務 災 害 補 償	29,545	30,373	31,693	32,355	32,965	32,463
28 船 員 保 険	85,414	87,962	90,948	88,901	85,717	84,944
29 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	2,196,140	2,334,456	2,424,067	2,538,436	2,687,350	2,763,774
30 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,614,470	1,674,845	1,705,950	1,741,713	1,811,658	1,839,427
31 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	6,000,067	6,377,122	6,625,771	6,961,129	7,434,720	7,671,620
32 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	368,170	401,762	424,914	461,890	497,630	520,608
33 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	430,348	469,560	495,675	532,303	577,155	601,037
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,960,681	4,036,812	5,417,854	4,795,723	4,807,183	4,818,088
34 結 核 対 策	40,029	40,141	39,228	40,045	24,657	16,854

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
35 精 神 衛 生 事 業	69,945	72,708	74,520	80,452	65,309	89,002
36 ハ ン セ ン 病 対 策	781	783	745	730	711	739
37 伝 染 病 予 防	3,148	2,949	3,406	3,441	3,402	2,999
38 保 健 所	40,828	40,805	25,247	35,065	36,801	36,009
39 上 水 道 等 施 設 整 備	338,402	439,809	682,199	546,723	596,994	617,264
40 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	214,683	382,076	476,192	464,483	566,567	533,107
41 下 水 道 施 設 整 備	1,325,481	2,040,712	2,990,572	2,522,562	2,376,293	2,397,146
42 公 害 対 策	106,204	105,023	102,776	98,130	95,416	93,588
43 国 公 立 医 療 機 関 整 備	221,408	257,076	292,413	269,966	254,389	272,883
44 国 公 立 医 療 機 関 運 営	496,733	537,237	590,359	586,683	598,732	570,388
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	103,039	117,493	140,197	147,443	187,912	188,107
V 老 人 保 健	6,532,778	7,076,649	7,590,688	8,322,833	9,095,189	9,908,373
46 医 療	6,427,503	6,956,111	7,471,650	8,195,071	8,965,855	9,775,819
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	105,275	120,538	119,038	127,762	129,334	132,554
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966	74,725,517
VI 恩 給	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,527	1,674,929
48 文 官 恩 給	102,693	99,815	97,179	91,152	86,700	79,484
49 地 方 公 務 員 恩 給	163,980	158,616	152,555	144,413	134,928	125,201
50 旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,574,841	1,575,767	1,562,494	1,538,560	1,501,822	1,456,746
51 そ の 他 の 恩 給	15,676	15,547	15,507	14,696	14,077	13,498
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護	351,650	348,897	347,236	354,669	361,614	356,149
52 戦 没 者 遺 族 年 金 等	216,782	210,326	205,701	208,640	203,650	200,645
53 戦 傷 病 者 医 療 等	5,028	4,662	4,460	4,017	4,260	3,783
54 原 爆 医 療 等	128,097	132,330	135,507	140,269	151,060	148,883
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	1,743	1,579	1,568	1,743	2,643	2,838
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	56,317,758	61,408,790	66,056,324	69,296,567	74,077,107	76,756,595
VIII 住 宅 等	487,134	669,517	1,107,540	903,428	898,537	1,062,324
56 公 営 住 宅 建 設	205,907	279,172	500,999	378,765	390,166	948,710
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	160,262	249,945	421,975	398,082	395,466	0
58 住 宅 地 区 改 良	120,777	140,313	184,468	126,477	112,819	113,515
59 電 気 導 入	188	87	98	105	86	99
IX 雇 用 (失 業) 対 策	79,490	73,775	69,097	64,414	64,414	58,352
60 失 業 対 策 諸 事 業	23,042	16,623	12,287	8,770	8,406	0
61 中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	49,018	51,350	52,153	51,148	51,273	55,319
62 炭 鉱 離 職 者 援 護	6,538	4,858	3,690	3,460	3,706	1,947
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	892	944	967	1,037	1,029	1,086
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	566,624	743,292	1,176,637	987,842	982,951	1,120,676
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	77,877,272

(注) 第19表及び第20表の(注)参照。

第22表 社会保障関係総費用(実支出)対前年度比(事項小分類)

(単位:百万円)

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
I	公 的 扶 助						
1	生 活 保 護	99.5	100.6	102.6	102.9	107.9	100.5
II	社 会 福 祉	106.6	112.0	106.3	113.0	112.4	97.9
2	身 体 障 害 者 福 祉	107.5	115.5	109.9	106.2	114.4	106.0
3	知 的 障 害 者 福 祉	110.7	117.8	106.9	103.1	109.0	104.9
4	老 人 福 祉	113.8	115.9	112.8	111.4	127.2	103.9
6	児 童 福 祉	102.8	107.7	103.8	107.6	106.7	110.9
7	心 身 障 害 児 等 対 策	102.6	103.9	104.5	96.2	106.5	104.2
8	児 童 扶 養 手 当	99.7	101.2	101.1	102.0	109.1	105.5
9	児 童 手 当	99.7	152.4	90.7	87.8	94.3	95.1
10	母 子 衛 生	95.2	103.5	107.2	106.2	100.0	113.4
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	112.4	103.7	100.2	88.7	140.4	111.7
12	学 校 給 食 等	96.4	95.6	99.2	103.2	102.8	97.6
13	国 立 更 生 援 護 機 関	110.7	133.3	132.8	91.7	86.1	123.0
14	災 害 救 助	605.6	1.1	5,674.5	392.8	97.6	1.9
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	106.2	99.4	106.9	111.3	106.9	102.2
III	社 会 保 険	106.5	107.7	106.1	106.1	107.0	104.3
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	108.3	109.0	105.4	105.3	103.8	103.9
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	107.2	107.6	104.9	104.3	102.6	103.2
19	国 民 健 康 保 険	103.4	106.9	103.9	105.0	104.1	104.6
20	厚 生 年 金 保 険	112.3	109.2	107.0	106.5	109.4	105.2
21	厚 生 年 金 基 金	106.5	113.0	114.1	113.2	116.4	113.8
22	国 民 年 金	106.6	110.5	108.6	105.9	109.3	105.6
23	農 業 者 年 金 基 金	98.4	95.4	94.6	95.0	93.7	96.7
24	雇 用 保 険	101.9	116.0	120.9	109.8	113.8	100.7
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	96.9	99.2	98.2	82.6	113.6	98.0
26	労 働 者 災 害 補 償 保 険	104.0	103.5	105.1	102.3	102.2	99.7
27	公 務 災 害 補 償	106.4	102.8	104.3	102.1	101.9	98.5
28	船 員 保 険	97.4	103.0	103.4	97.7	96.4	99.1
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	108.9	106.3	103.8	104.7	105.9	102.8
31	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	104.7	103.7	101.9	102.1	104.0	101.5
30	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	112.6	106.3	103.9	105.1	106.8	103.2
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	113.5	109.1	105.8	108.7	107.7	104.6
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	113.2	109.1	105.6	107.4	108.4	104.1
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療	105.0	136.3	134.2	88.5	100.2	100.2
34	結 核 対 策	95.1	100.3	97.7	102.1	61.6	68.4

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
35	精 神 衛 生 事 業	92.3	104.0	102.5	108.0	81.2	136.3
36	ハ ン セ ン 病 対 策	98.6	100.3	95.1	98.0	97.4	103.9
37	伝 染 病 予 防	110.2	93.7	115.5	101.0	98.9	88.2
38	保 健 所	103.4	99.9	61.9	138.9	105.0	97.8
39	上 水 道 等 施 設 整 備	105.2	130.0	155.1	80.1	109.2	103.4
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	109.5	178.0	124.6	97.5	122.0	94.1
41	下 水 道 施 設 整 備	106.8	154.0	146.5	84.4	94.2	100.9
42	公 害 対 策	98.2	98.9	97.9	95.5	97.2	98.1
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	95.0	116.1	113.7	92.3	94.2	107.3
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	105.0	108.2	109.9	99.4	102.1	95.3
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	121.5	114.0	119.3	105.2	127.4	100.1
V	老 人 保 健	108.2	108.3	107.3	109.6	109.3	108.9
46	医 療 以 外 の 保 健 事 業	108.1	108.2	107.4	109.7	109.4	109.0
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	112.6	114.5	98.8	107.3	101.2	102.5
	狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	105.9	109.4	107.9	105.1	107.2	103.8
VI	恩 給	99.3	99.6	98.8	97.9	97.1	96.4
48	文 官 恩 給	97.3	97.2	97.4	93.8	95.1	91.7
49	地 方 公 務 員 恩 給	97.0	96.7	96.2	94.7	93.4	92.8
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	99.7	100.1	99.2	98.5	97.6	97.0
51	そ の 他 の 恩 給	95.7	99.2	99.7	94.8	95.8	95.9
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	97.1	99.2	99.5	102.1	102.0	98.5
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	92.7	97.0	97.8	101.4	97.6	98.5
53	戦 傷 病 者 医 療 等	95.2	92.7	95.7	90.1	106.0	88.8
54	原 爆 医 療 等	105.8	103.3	102.4	103.5	107.7	98.6
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	94.7	90.6	99.3	111.2	151.6	107.4
	広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	105.6	109.0	107.6	104.9	106.9	103.8
VIII	住 宅 等	106.1	137.4	165.4	81.6	99.5	118.2
56	公 営 住 宅 建 設	105.4	135.6	179.5	75.6	103.0	243.2
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	113.0	156.0	168.8	94.3	99.3	0
58	住 宅 地 区 改 良	99.2	116.2	131.5	68.6	89.2	100.6
59	電 気 導 入	552.9	46.3	112.6	107.1	81.9	115.1
IX	雇 用 (失 業) 対 策	93.6	92.8	93.7	93.2	100.0	90.6
60	失 業 対 策 諸 事 業	82.7	72.1	73.9	71.4	95.8	0
61	中 高 年 齢 者 就 職 促 進	103.0	104.8	101.6	98.1	100.2	167.9
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	75.5	74.3	76.0	93.8	107.1	52.5
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	100.3	105.8	102.4	107.2	99.2	105.5
	社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	104.2	131.2	158.3	82.3	99.5	116.4
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	105.6	109.3	108.2	104.5	106.8	103.8

第23表 社会保障関係総費用の推移 (実支出、実収入の種類別)

(金額 単位 百万円 構成比 単位 %)

区 分	狭義の社会保障						広義の			
	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	
実支出	合計	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966	74,725,517	56,317,758	61,408,790	66,056,324
	給付費	46,689,558	50,346,547	53,355,810	57,148,736	61,493,047	64,145,309	48,882,925	52,533,367	55,518,995
	施設整備費	2,666,035	3,832,450	5,347,141	4,609,003	4,849,634	4,839,504	2,668,023	3,533,367	5,347,483
	施設運営費	772,632	848,731	923,887	896,455	823,373	805,860	774,112	850,312	925,550
	事務費	2,569,416	2,720,780	2,813,717	2,846,080	2,980,434	3,053,302	2,581,422	730,807	2,823,499
	その他	1,411,280	1,461,642	1,440,802	1,652,802	1,831,478	1,881,542	1,411,280	1,461,642	1,440,802
実収入	合計	70,301,315	74,328,267	78,195,725	79,847,996	85,702,690	93,321,068	72,510,155	76,526,909	80,370,696
	国庫負担	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,992,641	17,570,100	17,865,265	16,151,602	17,326,401	18,567,597
	地方負担	5,238,858	6,234,670	7,150,277	7,003,648	7,770,602	7,924,865	5,404,430	6,394,378	7,304,077
	保険料	40,362,590	42,013,356	43,419,215	44,943,484	48,562,929	50,040,496	40,362,590	42,013,356	43,419,215
	運用収入	8,698,358	8,926,550	9,292,155	9,177,789	9,644,879	9,494,446	8,698,358	8,926,550	9,292,155
	その他	1,879,765	1,853,347	1,775,353	1,730,433	2,154,179	7,995,996	1,893,174	1,866,226	1,787,650
実支出構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	86.3	85.0	83.5	85.1	85.4	85.8	86.8		84.0
	施設整備費	4.9	6.5	8.4	6.9	6.7	6.5	4.7	6.2	8.1
	施設運営費	1.4	1.4	1.4	1.3	1.1	1.1	1.4	1.4	1.4
	事務費	4.7	4.6	4.4	4.2	4.1	4.1	4.6	4.4	4.3
	その他	2.6	2.5	2.3	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.2
実収入構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	20.1	20.6	21.2	21.3	20.5	19.1	22.3	22.6	23.1
	地方負担	7.5	8.4	9.1	8.8	9.1	8.5	7.5	8.4	9.1
	保険料	57.4	56.5	55.5	56.3	56.7	53.6	55.7	54.9	54.0
	運用収入	12.4	12.0	11.9	11.5	11.3	10.2	12.0	11.7	11.6
	その他	2.7	2.5	2.3	2.2	2.5	8.6	2.6	2.4	2.2

社 会 保 障			社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計					
6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
68,296,667	74,077,107	76,756,595	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	77,877,272
59,279,875	63,578,429	66,162,236	48,892,194	52,541,554	55,526,336	59,287,189	63,586,187	66,170,280
4,609,005	4,849,647	4,839,517	3,155,359	4,502,444	6,455,344	5,512,887	5,748,655	5,902,404
898,367	825,380	807,914	779,666	855,866	931,089	903,906	830,885	813,418
2,856,518	2,992,174	3,065,387	2,583,764	2,732,895	2,825,329	2,858,200	2,993,764	3,066,664
1,652,802	1,831,478	1,881,542	1,473,402	1,519,323	1,494,867	1,702,227	1,880,569	1,924,505
81,991,486	87,801,831	95,352,146	73,076,779	77,270,201	81,547,333	82,959,328	88,764,784	96,472,823
18,978,900	19,522,175	19,759,851	16,470,448	17,746,816	19,206,957	19,563,828	20,032,183	20,321,270
7,149,333	7,906,887	8,051,463	5,652,208	6,717,255	7,841,354	7,532,248	8,359,831	8,610,720
44,943,484	48,562,929	50,040,496	40,362,590	42,013,356	43,419,215	44,943,484	48,562,929	50,040,496
9,177,789	9,644,879	9,494,446	8,698,358	8,926,550	9,292,155	9,177,789	9,644,879	9,494,446
1,741,979	2,164,961	8,005,891	1,893,174	1,866,226	1,787,650	1,741,979	2,164,961	8,005,891
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
85.5	85.8	86.2	86.0	84.5	82.6	84.4	84.7	85.0
6.7	6.5	6.3	5.5	7.2	9.6	7.8	7.7	7.6
1.3	1.1	1.1	1.4	1.4	1.4	1.3	1.1	1.0
4.1	4.0	4.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.0	3.9
2.4	2.5	2.5	2.6	2.4	2.2	2.4	2.5	2.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23.1	22.2	20.7	22.5	23.0	23.6	23.6	22.6	21.1
8.7	9.0	8.4	7.7	8.7	9.6	9.1	9.4	8.9
54.8	55.3	52.5	55.2	54.4	53.2	54.2	54.7	51.9
11.2	11.0	10.0	11.9	11.6	11.4	11.1	10.9	9.8
2.1	2.5	8.4	2.6	2.4	2.2	2.1	2.4	8.3

第24表 社会保険収支(決算)の推移

(単位 百万円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計						
実収入	61,075,774	63,511,491	65,596,991	67,162,317	71,764,180	73,373,754
実支出	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152	60,688,814
実収入と実支出の差額	16,198,005	15,196,023	14,325,991	12,741,309	13,551,028	12,684,940
医療保険						
実収入	18,723,541	19,510,428	20,062,463	21,116,324	21,291,824	21,986,466
実支出	17,816,112	19,147,366	20,002,792	21,410,107	21,686,358	22,553,677
実収入と実支出の差額	907,429	363,062	59,671	△293,783	△394,535	△567,211
年金保険						
実収入	37,808,566	39,483,212	41,078,485	41,617,993	46,014,650	46,930,394
実支出	24,257,276	26,065,050	27,729,417	29,228,341	32,385,330	33,972,844
実収入と実支出の差額	13,551,290	13,418,162	13,349,068	12,389,651	13,629,320	12,957,550
雇用保険						
実収入	2,541,182	2,445,326	2,347,827	2,308,170	2,414,786	2,404,163
実支出	1,547,098	1,792,283	2,165,615	2,375,682	2,703,459	2,722,178
実収入と実支出の差額	994,084	653,043	182,212	△67,512	△288,673	△318,015
業務災害補償保険						
実収入	1,875,667	1,937,106	1,961,528	1,967,467	1,887,241	1,895,272
実支出	1,160,942	1,201,077	1,262,247	1,291,356	1,320,163	1,315,331
実収入と実支出の差額	714,725	736,029	699,281	676,111	567,078	579,941

(注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門(職務上傷病を含む。)、共済組合の短期経理を掲げた。
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

昭和45年度 (1970)	昭和50年度 (1975)	昭和55年度 (1980)	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	平成6年度 (1994)	平成7年度 (1995)	平成8年度 (1996)	構成比 %	前年度 増減額	対前年度 伸び率
1,672	5,581	11,428	13,868	15,653	19,564	20,032	20,321	23.0	289	1.01
457	1,438	3,043	3,974	5,401	7,532	8,360	8,611	9.7	251	1.03
3,184	8,961	17,345	25,797	37,532	44,943	48,563	50,040	56.6	1,477	1.03
514	1,566	3,524	6,958	10,017	10,920	11,810	9,494	10.7	△2,316	0.80
5,827	17,546	35,340	50,597	68,603	82,959	88,765	96,479	100.0	△299	0.99
277	690	1,179	1,538	1,352	1,428	1,541	1,548	2.0	7	1.00
167	1,121	2,111	1,996	2,428	3,483	3,916	3,832	4.9	△84	0.98
2,848	9,535	20,728	27,837	38,458	49,124	52,619	54,619	70.1	2,000	1.04
343	924	2,270	2,369	2,819	4,796	4,807	4,818	6.2	11	1.00
—	—	—	4,136	6,037	8,323	9,095	9,908	12.7	△813	<1.09>
3,636	12,270	26,288	37,876	51,094	67,153	71,978	74,725	95.9	2,747	1.04
324	794	1,721	1,934	1,871	1,789	1,738	1,675	2.1	△63	0.96
63	134	270	319	362	355	362	356	0.5	△6	0.98
4,023	13,198	28,279	40,129	53,327	69,297	74,077	76,756	98.5	2,678	1.04
88	225	318	314	459	903	899	1,062	1.4	163	1.18
74	108	144	112	85	64	64	58	0.1	△6	0.91
162	334	463	426	544	968	963	1,120	1.5	157	1.16
4,184	13,531	28,742	40,555	53,871	70,264	75,040	77,877	100.0	2,835	1.04
3,429	11,334	24,301	34,957	46,326	59,287	63,586	66,170	85.0	2,584	1.04
329	955	2,416	2,570	2,949	5,513	5,749	5,902	7.6	153	1.03
168	578	930	733	718	904	831	813	1.0	△18	0.98
259	664	1,095	2,296	3,878	4,560	4,874	4,992	6.4	118	1.02
1,643	4,015	6,597	10,042	14,732	12,695	13,725	18,596	—	4,871	1.35

< > は昭和60年度を1とした場合の数値である。
 の上段の () は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

区分	実収入	実支出
公費		
国庫負担		
地方負担		
保険料		
運用収入等		
合計		
公的扶助		
社会福祉		
社会保険		
公衆衛生及び医療		
老人保健		
計		
恩給		
戦争犠牲者		
援護		
小計		
住宅等		
雇用(失業)		
対策		
小計		
社会保障及び		
関連制度合計		
給付費		
施設整備費		
施設運営費		
事務費等		
実収入と実支出の差		

(注) 1 老人保健の
 2 「社会保険」

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	702,644	750,401	778,773
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	16.8	17.9	18.6
社会保障給付費	35,239	117,693	247,736	356,798	472,203	604,656	647,263	675,423
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	17.2	18.4	19.2
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	478,210	508,944	491,267
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	8.1	8.6	8.3
一般会計歳出 (決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	736,136	759,385	788,479
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	9.0	9.3	9.6
一般歳出 (当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	408,548	421,417	431,409
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	6.8	7.0	7.2
社会保障関係費 (決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	136,034	145,429	150,323
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	11.8	12.6	13.0
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,602,784	3,457,391	3,737,722	3,802,145	3,925,597
	1	2.0	3.3	4.3	5.7	6.1	6.2	6.4
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,255,011	4,415,891	4,826,714	4,935,067	5,089,992
	1	2.0	3.3	4.3	5.9	6.4	6.6	6.8
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.6	236.8	271.0	289.9	310.4	309.6	309.9

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

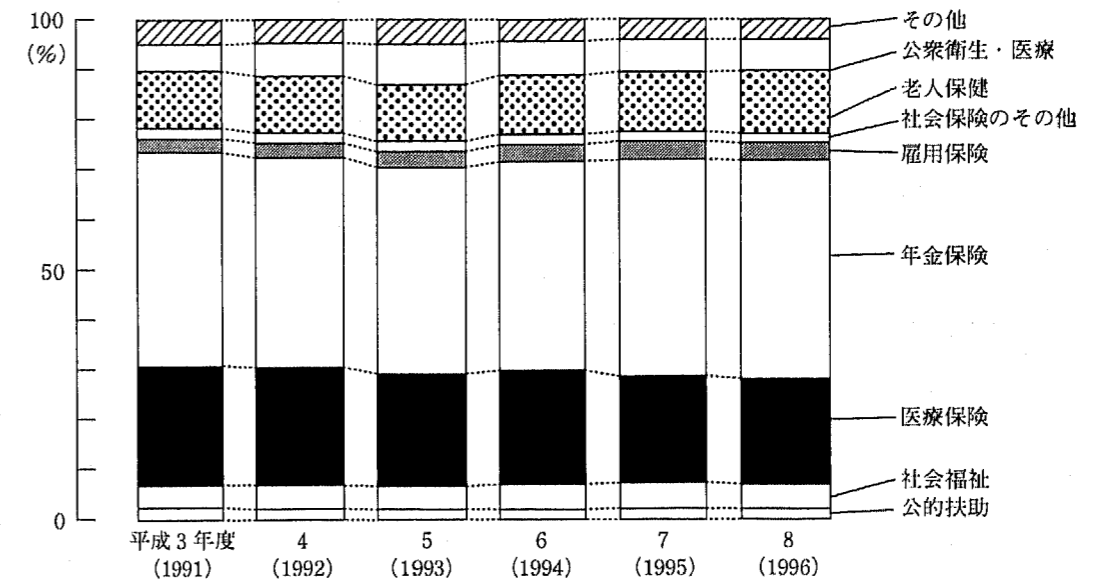
資料：社会保障給付費…社会保障研究所
 行政投資額…自治省地域政策室(行政投資実績)
 一般会計歳出 } 大蔵省
 一般歳出 }
 社会保障関係費 }
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所
 国民総生産 } (国民経済計算年報)
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

(単位 %)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公的扶助	2.4	2.2	2.1	2.0	2.1	2.0
社会福祉	4.5	4.7	4.6	5.0	5.2	4.9
社会保険	71.5	70.5	69.0	69.9	70.1	70.1
医療保険	23.9	23.6	22.5	22.9	21.4	21.2
年金保険	42.6	41.9	41.2	41.6	43.2	43.6
雇用保険	2.7	2.9	3.2	3.4	3.6	3.5
その他 ^(注1)	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8
公衆衛生・医療	5.2	6.5	8.1	6.8	6.4	6.2
老人保健	11.5	11.4	11.3	11.8	12.1	12.7
その他	4.9	4.7	5.0	4.4	4.1	4.0
恩給	3.3	3.0	2.7	2.5	2.3	2.2
その他 ^(注2)	1.6	1.8	2.3	1.9	1.8	1.9

(注) 1 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。
 2 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。
 3 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		仲率	仲率	対国民所得比	仲率	対国民所得比	仲率	対国民所得比	仲率	対国民所得比	
昭和45年(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55(1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.4	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,602,784	6.8	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
61(1986)	2,711,297	4.2	437,858	8.0	16.1	385,918	8.2	14.2	387,428	8.3	14.3
62(1987)	2,838,955	4.7	463,831	5.9	16.3	407,337	5.6	14.4	409,071	5.6	14.4
63(1988)	3,013,800	6.2	479,629	3.4	15.9	424,582	4.2	14.1	426,030	4.1	14.1
平成元年(1989)	3,221,436	6.9	505,931	5.5	15.7	448,822	5.7	13.9	450,226	5.7	14.0
2(1990)	3,457,391	7.3	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.7	474,535	5.4	13.7
3(1991)	3,630,542	5.0	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.8	503,850	6.2	13.9
4(1992)	3,690,881	1.7	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6	540,674	7.3	14.6
5(1993)	3,724,645	0.9	672,330	8.2	18.1	567,975	5.5	15.3	573,069	6.0	15.4
6(1994)	3,737,722	0.4	702,644	4.5	18.8	604,656	6.5	16.2	609,365	6.3	16.3
7(1995)	3,802,145	1.7	750,400	6.8	19.8	647,263	7.0	17.0	651,729	7.0	17.1
8(1996)	3,925,597	3.2	778,773	3.8	19.8	675,423	4.4	17.2	682,152	4.7	17.4

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。
 3 社会保障給付費は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
給 付 費	総計	50,134,609	53,828,001	56,797,461	60,465,577	64,726,258	67,542,319
	医療保険	12,208,723	13,178,492	13,620,288	14,122,562	14,630,375	15,033,435
	老人保健	6,302,277	6,791,681	7,271,074	7,909,604	8,582,796	9,304,173
	年金保険	23,190,944	24,972,832	26,619,876	28,624,789	31,156,538	32,671,304
	雇用保険	1,177,206	1,355,230	1,628,296	1,897,070	2,202,249	2,204,300
	業務災害補償	950,954	973,191	993,455	1,000,132	1,021,920	1,032,019
	家族手当	148,658	228,934	198,518	492,821	511,187	520,129
	生活保護	1,282,656	1,300,998	1,337,804	1,383,898	1,484,894	1,502,467
	社会福祉	2,139,603	2,276,762	2,452,368	2,431,341	2,603,244	2,832,488
	公衆衛生	681,330	706,624	659,052	620,350	606,661	591,010
	恩給	1,835,660	1,830,506	1,809,488	1,771,104	1,720,624	1,659,031
	戦争犠牲者援護	216,598	212,751	207,242	211,908	205,771	191,963

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
1 社会 保 障 給 付	43,684.0	47,067.1	50,081.6	53,416.9	57,422.5	60,273.1
(1)特 別 会 計	22,068.3	24,015.6	25,757.8	27,738.7	30,143.1	31,674.8
①厚生保険(除児童手当)	15,126.8	16,288.8	17,211.7	18,291.3	19,672.6	20,449.8
a 健康・日雇健康保険	3,810.6	4,149.4	4,315.2	4,471.5	4,640.2	4,768.6
b 厚生年金	11,316.2	12,139.4	12,896.6	13,819.8	15,032.4	15,681.3
②国民年金	4,930.2	5,500.2	6,059.4	6,750.3	7,557.1	8,189.3
③労 働 保 険	1,948.3	2,162.8	2,422.0	2,634.7	2,852.2	2,975.9
a 労 災 保 険	905.9	922.8	932.1	936.6	955.8	968.4
b 雇 用 保 険	1,042.5	1,240.0	1,489.9	1,698.1	1,896.4	2,007.5
④船 員 保 険	63.1	63.8	64.7	62.4	61.2	59.8
(2)国民健康保険	4,563.1	4,690.5	5,049.1	5,252.2	5,448.0	5,639.7
(3)老人保健医療	6,205.7	6,677.6	7,149.2	7,789.9	8,463.8	9,226.9
(4)共 済 組 合	7,145.3	7,575.2	7,845.5	8,155.0	8,647.8	8,780.9
①国家公務員共済組合	1,572.1	1,652.7	1,709.6	1,766.8	1,849.8	1,865.5
②地方公務員共済組合	3,749.4	3,988.0	4,154.5	4,340.4	4,582.7	4,683.7
③旧公共企業体職員共済組合	1,322.6	1,397.7	1,415.8	1,443.3	1,558.6	1,561.8
④そ の 他	501.2	536.8	565.6	604.4	656.6	669.8
(5)組合管掌健康保険	2,758.6	2,982.5	3,087.0	3,197.0	3,290.3	3,355.0
(6)児 童 手 当	136.7	215.5	192.6	169.7	160.0	152.6
(7)基 金	806.3	910.3	1,000.4	1,114.5	1,269.5	1,443.3
①年 金 基 金	773.1	876.1	964.8	1,078.1	1,232.0	1,406.0
②災 害 補 償 基 金	33.2	34.2	35.6	36.3	37.5	37.3
2 社 会 扶 助 金	6,691.2	6,990.5	7,215.2	7,508.9	7,739.1	7,931.7
う ち 恩 給	1,846.7	1,842.8	1,820.2	1,781.1	1,731.4	1,667.2
3 無基金雇用者福祉給付	9.9	9.8	10.2	10.6	11.3	10.4
う ち 公 務 災 害 補 償	9.8	9.7	10.1	10.5	11.1	10.3
合 計	50,385.0	54,067.4	57,306.9	60,936.5	65,172.9	68,215.2

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成7年度 (1995)	8 (1996)	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 647,263 (100.0)	億円 675,423 (100.0)	億円 28,161	% 4.4
医 療	240,593 (37.2)	251,789 (37.3)	11,195	4.7
年 金	334,986 (51.8)	349,548 (51.8)	14,562	4.3
福 祉 そ の 他	71,683 (11.1)	74,087 (11.0)	2,404	3.4

(注) () 内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成7年度 (1995)	8 (1996)	対前年度伸び率
社会 保 障 給 付 費	億円 647,263 (100.0)	億円 675,423 (100.0)	% 4.4
年 金 保 険 給 付 費	億円 311,565	億円 326,713	% 4.9
老人保健(医療分)給付費	84,525	92,166	9.0
老人福祉サービス給付費	10,902	11,537	5.8
高年齢雇用継続給付費	117	369	214.8
計	407,109 (62.9)	430,785 (63.8)	5.8
60 歳 以 上 人 口	万人 2,610	万人 2,663	% 2.0
65 歳 以 上 人 口	1,826	1,902	4.2
70 歳 以 上 人 口	1,187	1,246	5.0
75 歳 以 上 人 口	717	747	4.2

(注) 1 () 内は社会保障給付費に占める割合である。

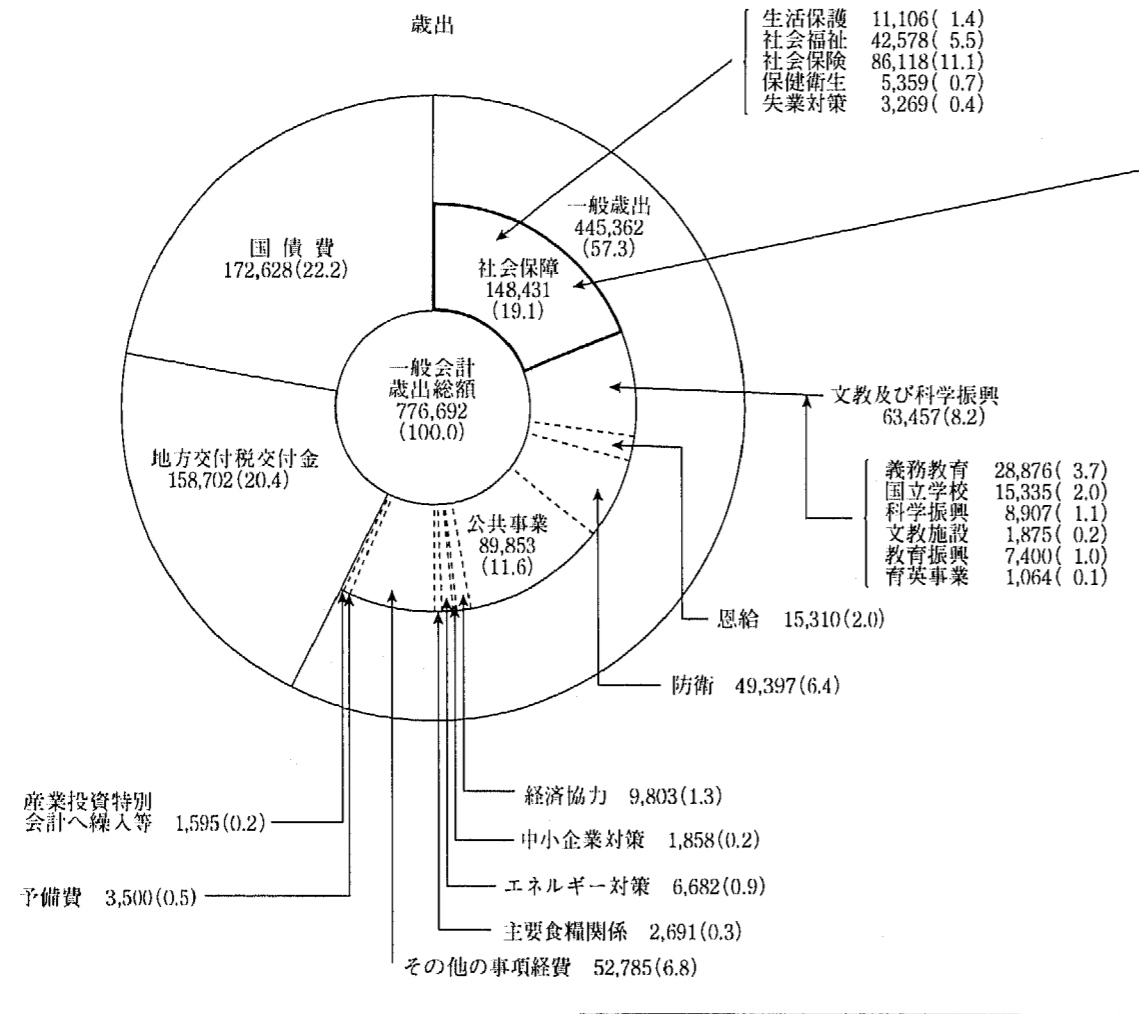
2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

3 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が相当程度低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第33表 平成10年度一般会計予算の内訳

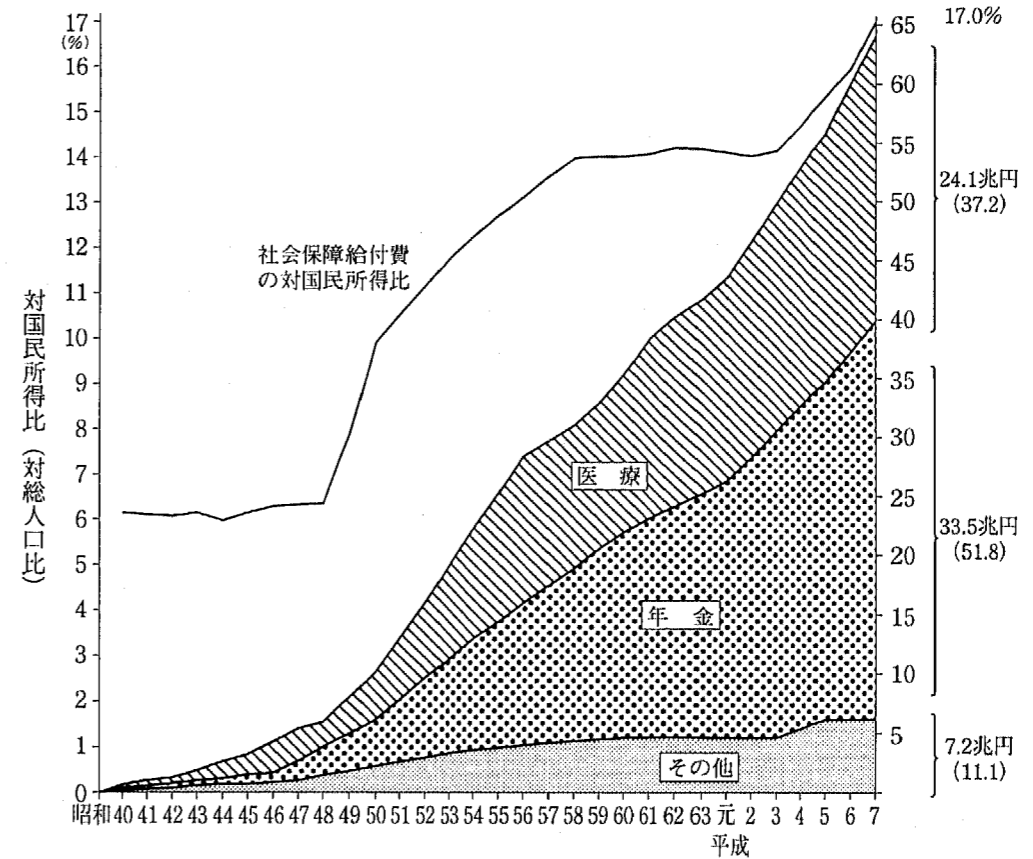
(単位 億円・%)



区分	10年度予算	区分	10年度予算
1 医療費	68,632	2 年金	42,455
(1) 医療保険	40,055	(1) 厚生年金	28,302
国民健康保険	30,896	(2) 国民年金	13,265
政府管掌健康保険	9,061	(3) 福祉年金	888
その他	97	3 福祉・その他	37,344
(うち老人保健分)	(14,368)	(1) 生活扶助	3,568
(2) 公費負担医療	28,577	(2) 老人ホーム運営費	4,301
老人医療給付費	21,067	(3) 保育所運営費	3,370
生保・医療扶助	6,186	(4) その他	26,105
その他	1,324	(生活保護費再掲)	(11,106)
(老人医療費再掲)	(35,435)	合計	148,431

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区分	昭和50年度 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
社会保障関係費	99,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	118,154 (100.0)	127,374 (100.0)	131,457 (100.0)	134,816 (100.0)	139,244 (100.0)	142,879 (100.0)
生活保護費	5,348 (5.4)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.4)	10,613 (8.3)	10,434 (7.9)	10,524 (7.8)	10,532 (7.6)	10,593 (7.4)
社会保険費	6,178 (6.2)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.3)	28,188 (22.1)	29,878 (22.7)	31,875 (23.6)	34,728 (24.9)	38,008 (26.6)
福祉費	23,277 (23.5)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.0)	78,884 (61.9)	81,513 (62.0)	82,886 (61.5)	84,700 (60.8)	84,876 (59.4)
保健衛生対策費	2,738 (2.8)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.7)	6,411 (5.0)	6,393 (4.9)	6,604 (4.9)	6,348 (4.6)	6,125 (4.3)
失業対策費	1,741 (1.7)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,277 (2.6)	3,239 (2.5)	2,928 (2.2)	2,936 (2.1)	3,277 (2.3)
厚生省予算	99,067 (99.8)	81,495 (99.2)	95,028 (99.3)	115,852 (98.0)	127,670 (99.9)	131,752 (99.9)	136,109 (99.9)	140,115 (99.9)	143,778 (99.9)
一般歳出	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	325,854 (3.4)	353,731 (3.0)	386,988 (3.0)	399,168 (3.0)	408,548 (3.0)	421,417 (3.0)	431,409 (3.0)

(注) 1 ()内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率、△は減。
 2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。
 3 厚生省大臣官房会計課調

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第36表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）

(i) 給付

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	16.3% 59兆円	19%～20% 95兆円	25%～26%～27% 170兆円～175兆円～185兆円	28½%～31½%～32½% 320兆円～330兆円～380兆円
ケースI	16.3% 59兆円	20%～21% 100兆円	26½%～27½%～28% 180兆円～185兆円～195兆円	30%～33%～33½% 335兆円～345兆円～395兆円
ケースII	16.3% 59兆円	20%～20½% 95兆円～100兆円	25½%～26½%～27% 170兆円～175兆円～185兆円	28%～31%～31½% 310兆円～320兆円～375兆円
ケースIII	16.3% 59兆円	19%～19½% 90兆円～95兆円	24%～25%～25½% 160兆円～165兆円～175兆円	26½%～29½%～30½% 300兆円～310兆円～355兆円

(ii) 負担

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	17.8% 64兆円	20%～20½% 100兆円	23½%～25%～26% 165兆円～170兆円～175兆円	28½%～31½%～32½% 320兆円～330兆円～380兆円
ケースI	17.8% 64兆円	21%～22% 105兆円	25%～26½%～27% 170兆円～175兆円～185兆円	30%～33%～34% 335兆円～345兆円～395兆円
ケースII	17.8% 64兆円	21%～22% 105兆円	24½%～25½%～26½% 165兆円～170兆円～180兆円	27½%～30%～31% 305兆円～315兆円～365兆円
ケースIII	17.8% 64兆円	20%～20½% 100兆円	23½%～24%～25% 155兆円～165兆円～170兆円	26%～29%～30% 295兆円～300兆円～350兆円

国民所得・兆円	360兆円	470兆円～500兆円	635兆円～670兆円～740兆円	990兆円～1,045兆円～1,330兆円
---------	-------	-------------	-------------------	-----------------------

[現行制度ケース]

現行制度のままと仮定した場合

[ケースI]

介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

[ケースII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

[ケースIII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

(注) 国民所得の伸びは、2000年度(平成12年度)まで平均5%～4%、それ以降は平均4%～3%で伸びるものと仮定している。

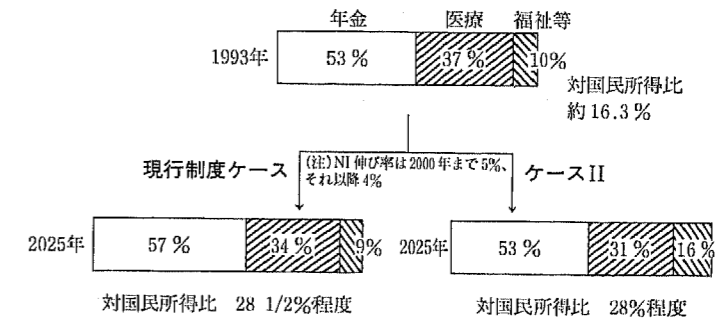
資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第37表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し

(i) 社会保障給付費の構成割合の将来見通し

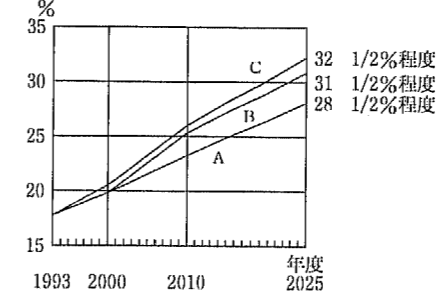
平成37年度の構成割合 (単位：%)

	年金：医療：福祉等
現行制度ケース	57:34:9
ケースI	54:31:15
ケースII	53:31:16
ケースIII	55:35:10

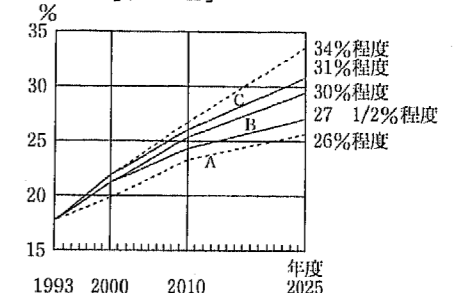


(ii) 社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)の国民所得比の将来見通し

[現行制度ケース]



[ケースII]



A: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

B: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降3%

C: NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

上の点線: ケースIで、NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

下の点線: ケースIIIで、NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第38表 所得再分配による不平等是正効果(ジニ係数)の年次比較

調査年次	当初所得		再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和56年	0.3491 (0.3515)	10.0% (9.6)	0.3143 (0.3177)	13.8 (12.5)	0.3301 (0.3348)	5.4% (4.8)	0.3317 (0.3332)	5.0% (5.2)
59年	0.3975 (0.3997)	13.8 (12.5)	0.3426 (0.3496)	16.5 (14.8)	0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)
62年	0.4049 (0.4038)	16.5 (14.8)	0.3382 (0.3439)	15.9 (14.3)	0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)
平成2年	0.4334 (0.4325)	15.9 (14.3)	0.3643 (0.3707)	17.0 (16.5)	0.4207 (0.4193)	2.9 (3.1)	0.3791 (0.3765)	12.5 (12.9)
5年	0.4394 (0.4421)	17.0 (16.5)	0.3645 (0.3690)	17.0 (16.5)	0.4255 (0.4279)	3.2 (3.2)	0.3812 (0.3817)	13.2 (13.7)

(注) 1 ()内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。

2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。

3 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付

4 税による再分配所得=当初所得-税金

5 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付

6 ジニ係数の改善度(%) = $\frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第39表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

当初所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成(%)		世帯数	世帯構成(%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	8,814	100.0	.	8,814	100.0	.
50万円未満	1,029	11.7	11.7	124	1.4	1.4
50～100	261	3.0	14.6	227	2.6	4.0
100～150	313	3.6	18.2	421	4.8	8.8
150～200	311	3.5	21.7	424	4.8	13.6
200～250	345	3.9	25.6	454	5.2	18.7
250～300	337	3.8	29.5	509	5.8	24.5
300～350	436	4.9	34.4	552	6.3	30.8
350～400	416	4.7	39.1	568	6.4	37.2
400～450	413	4.7	43.8	564	6.4	43.6
450～500	466	5.3	49.1	495	5.6	49.2
500～600	793	9.0	58.1	993	11.3	60.5
600～700	795	9.0	67.1	832	9.4	69.9
700～800	617	7.0	74.1	605	6.9	76.8
800～900	481	5.5	79.6	519	5.9	82.7
900～1,000	400	4.5	84.1	403	4.6	87.2
1,000万円以上	1,401	15.9	100.0	1,124	12.8	100.0

(注) 1 当初所得…雇用者所得、事業所得、農林所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。
 3 再分配係数(%) = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第40表 世帯主の年齢階級別1世帯当り平均金額等

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯数	8,814	718	1,235	1,997	1,979	1,754	1,131
世帯人員(人)	3.13	1.81	3.34	3.81	3.27	2.91	2.65
有業人員(人)	1.57	1.01	1.34	1.69	2.16	1.52	1.05
当初所得(万円)	598.4	340.7	556.9	724.3	817.3	514.0	333.2
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	344.7	568.4	743.7	839.0	652.0	494.3
可処分所得(万円)	549.1	298.6	480.2	617.5	687.9	546.5	423.7
再分配所得(万円)	596.7	314.1	510.1	655.7	733.8	608.2	509.0
再分配係数(%)	-0.3	-7.8	-8.4	-9.5	-10.2	18.3	52.8
拠出(万円)	拠出合計額	108.7	46.2	88.2	126.2	151.1	105.5
	税金	63.7	21.2	43.0	71.2	88.6	46.7
	社会保険料計	45.0	24.9	45.2	55.1	62.6	23.8
	長期	24.7	15.0	26.9	31.8	36.1	9.8
	短期	19.4	9.4	17.3	22.2	25.3	13.7
その他	0.9	0.6	1.0	1.2	1.2	0.6	
受給(万円)	受給合計額	107.0	19.6	41.5	57.6	67.6	199.6
	現金給付	59.4	4.1	11.6	19.4	21.7	138.0
	(再掲)年金・恩給	56.9	3.5	8.2	17.5	19.7	134.3
	現物給付	47.6	15.5	29.9	38.2	46.0	61.6
	(再掲)医療	47.1	14.6	28.7	37.9	45.7	61.4

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第41表 世帯類型等別1世帯当り平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯
世帯数	8,814	7,489	1,216	109	94
世帯人員(人)	3.13	3.40	1.56	2.66	1.73
有業人員(人)	1.57	1.76	0.44	1.06	0.35
当初所得(万円)	598.4	677.8	143.6	219.7	39.4
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	719.6	313.3	253.4	133.9
可処分所得(万円)	549.1	597.9	277.4	227.5	130.6
再分配所得(万円)	596.7	643.7	336.8	272.5	340.7
再分配係数(%)	-0.3	-5.0	134.5	24.1	764.4
拠出(万円)	拠出合計額	108.7	121.7	36.0	25.8
	税金	63.7	70.4	27.2	8.8
	社会保険料計	45.0	51.3	8.8	17.1
	長期	24.7	28.9	0.4	9.9
	短期	19.4	21.4	8.3	6.9
その他	0.9	1.0	0.1	0.3	
受給(万円)	受給合計額	107.0	87.6	229.1	78.7
	現金給付	59.4	41.8	169.7	33.7
	(再掲)年金・恩給	56.9	39.8	166.2	8.9
	現物給付	47.6	45.8	59.5	45.0
	(再掲)医療	47.1	45.3	58.6	43.8

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第42表 世帯構造別1世帯当り平均金額等

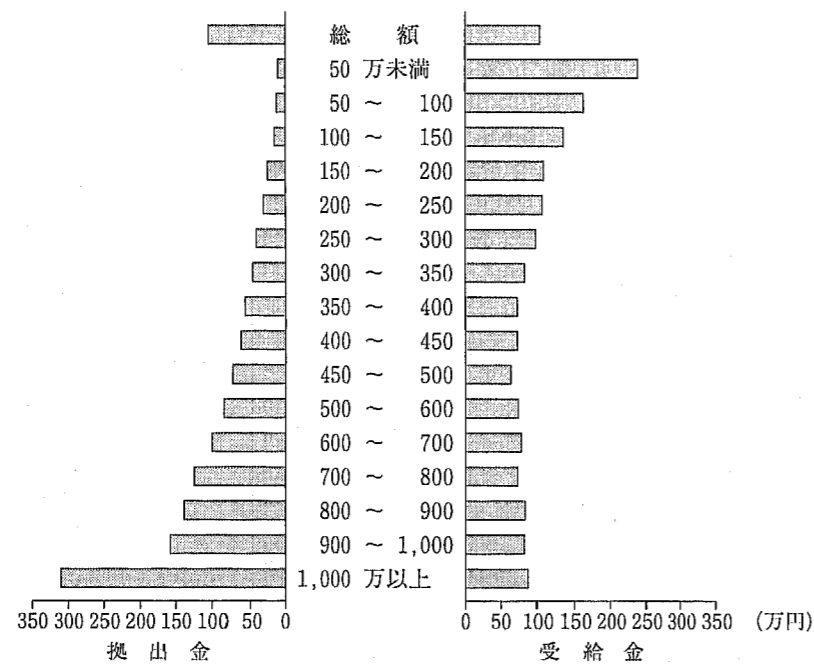
	総数	単身世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世 世帯	その他 の世帯
世帯数	8,814	1,503	1,617	3,359	494	1,351	490
世帯人員(人)	3.13	1.00	2.00	3.78	2.45	5.42	3.35
有業人員(人)	1.57	0.61	1.06	1.86	1.46	2.49	1.82
当初所得(万円)	598.4	229.6	453.1	764.7	402.1	829.3	631.5
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	276.1	567.3	785.5	454.4	920.4	733.0
可処分所得(万円)	549.1	235.6	474.8	648.0	390.4	775.9	613.0
再分配所得(万円)	596.7	260.5	525.2	681.6	453.8	856.4	710.8
再分配係数(%)	-0.3	13.4	15.9	-10.9	12.8	3.3	12.5
拠出(万円)	拠出合計額	108.7	40.5	92.5	137.5	64.0	144.5
	税金	63.7	23.8	60.6	80.0	30.2	79.8
	社会保険料計	45.0	16.8	31.9	57.5	33.8	64.7
	長期	24.7	8.9	15.2	33.0	19.2	35.3
	短期	19.4	7.6	16.1	23.3	14.0	28.3
その他	0.9	0.3	0.6	1.3	0.6	1.1	
受給(万円)	受給合計額	107.0	71.4	164.6	54.4	115.7	171.7
	現金給付	59.4	46.5	114.2	20.8	52.3	91.1
	(再掲)年金・恩給	56.9	43.3	111.9	19.4	44.6	89.0
	現物給付	47.6	24.9	50.4	33.6	63.4	80.5
	(再掲)医療	47.1	23.6	50.4	33.2	63.2	80.1

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第43表 当初所得階級別1世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当 初 得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再 分 配 所 得 (万円)	再 分 配 係 数 (%)	拠 出 (万円)		受 給 総 額 (万円)
					税 金	社 会 保 険 料	
総 数	598.4	657.8	596.7	-0.3	63.7	45.0	107.0
50 万円未満	5.4	177.1	234.6	4,265.2	5.0	6.4	240.5
50 ~ 100	73.7	182.3	224.1	204.1	6.3	8.9	165.6
100 ~ 150	121.8	200.6	243.4	99.9	6.2	10.8	138.6
150 ~ 200	172.4	233.2	259.0	50.3	10.4	16.5	113.5
200 ~ 250	223.7	290.4	299.9	34.1	12.8	21.4	110.4
250 ~ 300	271.7	329.3	329.6	21.3	17.2	26.4	101.5
300 ~ 350	318.7	366.9	356.9	12.0	19.2	28.9	86.4
350 ~ 400	372.2	407.8	388.9	4.5	22.7	34.5	73.9
400 ~ 450	419.5	452.9	430.2	2.5	26.2	37.3	74.2
450 ~ 500	471.5	501.3	465.9	-1.2	30.2	42.1	66.8
500 ~ 600	544.5	580.3	535.6	-1.6	39.4	46.7	77.2
600 ~ 700	644.3	680.6	624.0	-3.2	48.4	53.3	81.3
700 ~ 800	744.8	780.0	693.6	-6.9	64.1	60.8	73.7
800 ~ 900	843.0	882.3	789.2	-6.4	75.0	65.7	86.8
900 ~ 1,000	943.6	983.0	867.1	-8.1	89.2	71.6	84.2
1,000 万円以上	1,510.5	1,549.7	1,285.7	-14.9	225.1	88.5	88.8

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位 %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.5	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度(1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	39.2	27.8	11.4
3 (1991)	38.7	27.1	11.6
4 (1992)	36.8	24.9	11.9
5 (1993)	36.5	24.4	12.1
6 (1994)	35.7	23.2	12.5
7 (1995)	36.6	23.3	13.2
8 (1996)	36.2	23.0	13.2
9 (1997) (実績見込み)	37.4	23.8	13.7
10 (1998) (補正後見込み)	37.8	24.0	13.7

(注) 1 租税負担の計数は、租税収入ベースであり、国民経済計算ベースとは異なる。
 2 社会保障負担には、無基金雇用者福祉帰属負担を含む。
 3 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：大蔵省調

第45表 国民所得及び国民可処分所得の分配(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

Table with 7 columns (Year: 1991-1996) and 25 rows of income categories (e.g., 1 雇 用 者 所 得, 2 財 産 所 得, 3 企 業 所 得, 4 国 民 所 得). Includes numerical values for each year.

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。 2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払 3 財産所得(非企業部門)の家計の受取は個人企業の受取分を含む。

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

Table with 7 columns (Year: 1991-1996) and 25 rows of income categories (e.g., 1 雇 用 者 所 得, 2 財 産 所 得, 3 企 業 所 得, 4 国 民 所 得). Includes percentage values for each year.

第46表 国内総支出(名目)

〈実数・年度〉

(単位 10億円)

項 目	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
1 民間最終消費支出	265,417.1	273,415.9	281,136.2	286,665.6	293,605.9	303,048.1
(1) 家計最終消費支出	261,807.6	269,563.2	277,316.0	282,773.3	289,520.6	298,704.6
a 国内家計最終消費支出	258,766.5	266,690.4	274,678.4	279,903.2	286,167.5	295,037.2
b 居住者家計の海外での直接購入	3,526.2	3,326.9	3,040.9	3,208.9	3,699.2	4,149.2
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	485.1	454.1	403.3	338.8	346.1	481.8
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	3,609.4	3,852.7	3,820.2	3,892.3	4,085.4	4,343.5
2 政府最終消費支出	41,794.8	43,690.7	45,039.3	46,196.8	47,673.5	48,494.1
3 国内総資本形成	147,363.4	143,901.4	139,834.0	136,739.9	141,900.7	149,231.2
(1) 総固定資本形成	143,924.1	143,141.3	139,231.7	136,428.1	140,944.3	148,351.1
a 民間	112,456.2	106,099.4	97,887.8	95,993.1	97,656.4	106,442.2
(a) 住宅	23,095.5	22,762.6	24,215.0	26,019.7	24,264.5	27,927.7
(b) 企業設備	89,360.8	83,336.8	73,672.9	69,973.3	73,391.9	78,514.5
b 公的	31,467.8	37,041.9	41,343.9	40,435.0	43,287.9	41,908.9
(a) 住宅	1,089.9	1,244.3	1,429.3	1,404.9	1,502.3	1,553.3
(b) 企業設備	6,468.0	7,764.3	8,756.6	8,529.0	9,268.2	8,951.8
(c) 一般政府	23,909.9	28,033.4	31,158.0	30,501.1	32,517.4	31,403.8
(2) 在庫品増加	3,439.3	760.1	602.3	311.8	956.3	880.2
a 民間企業	3,646.2	746.2	763.8	108.2	749.2	737.5
b 公的企業	-206.9	13.9	-161.5	203.6	207.1	142.7
4 財貨・サービスの純輸出	8,599.2	10,917.7	10,736.6	9,239.1	6,068.8	2,294.8
(1) 財貨・サービスの輸出	47,041.2	47,340.0	43,600.4	44,416.3	46,396.4	51,212.4
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	38,442.0	36,422.3	32,863.8	35,177.2	40,327.6	48,917.6
5 国内総支出	469,174.4	471,925.7	476,746.1	478,841.4	489,248.9	503,068.2
(参考) 経常海外余剰	11,756.6	15,603.2	14,822.4	13,069.1	10,326.6	8,225.8
輸出等	66,746.5	66,396.0	60,295.5	61,496.0	67,615.9	77,641.3
(控除) 輸入等	54,989.9	50,792.8	45,473.1	48,426.9	57,289.3	69,435.5
国民総支出	466,331.8	476,611.2	480,831.9	482,671.4	493,506.7	508,999.2
(参考) 国内需要	454,575.2	461,008.0	466,009.5	469,602.3	483,180.1	500,773.4
民間需要	381,519.5	380,261.5	379,787.8	382,766.9	392,011.5	410,227.8
公的需要	73,055.7	80,746.5	86,221.7	86,835.4	91,168.6	90,545.6

- (注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
 3 国内需要=民間需要+公的需要
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

〈構成比・年度〉

(単位 %)

項 目	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
1 民間最終消費支出	57.3	57.9	59.0	59.9	60.0	60.2
(1) 家計最終消費支出	56.5	57.1	58.2	59.1	59.2	59.4
a 国内家計最終消費支出	55.9	56.5	57.6	58.5	58.5	58.6
b 居住者家計の海外での直接購入	0.8	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
2 政府最終消費支出	9.0	9.3	9.4	9.6	9.7	9.6
3 国内総資本形成	31.8	30.5	29.3	28.6	29.0	29.7
(1) 総固定資本形成	31.1	30.3	29.2	28.5	28.8	29.3
a 民間	24.3	22.5	20.5	20.0	20.0	21.2
(a) 住宅	5.0	4.8	5.1	5.4	5.0	5.6
(b) 企業設備	19.3	17.7	15.5	14.6	15.0	15.6
b 公的	6.8	7.8	8.7	8.4	8.8	8.3
(a) 住宅	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
(b) 企業設備	1.4	1.6	1.8	1.8	1.9	1.8
(c) 一般政府	5.2	5.9	6.5	6.4	6.6	6.2
(2) 在庫品増加	0.7	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2
a 民間企業	0.8	0.2	0.2	0.0	0.2	0.1
b 公的企業	-0.0	0.0	-0.0	0.0	0.0	0.0
4 財貨・サービスの純輸出	1.9	2.3	2.3	1.9	1.2	0.5
(1) 財貨・サービスの輸出	10.2	10.0	9.1	9.3	9.5	10.2
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	8.3	7.7	6.9	7.3	8.2	9.7
5 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 国内需要	98.1	97.7	97.7	98.1	98.8	99.3
民間需要	82.4	80.6	79.7	79.9	80.1	81.3
公的需要	15.8	17.1	18.1	18.1	18.6	18.0

- (注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
 3 国内需要=民間需要+公的需要
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和55年度(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,497.0	188,217.1	35,279.9	84.2	15.8	11,680.9	9,856.7	1,824.2	84.4	15.6
61(1986)	230,916.3	196,329.0	34,587.4	85.0	15.0	7,419.3	8,111.9	△692.5	109.3	△9.3
62(1987)	238,832.8	205,823.1	33,009.6	86.2	13.8	7,916.5	9,494.1	△1,577.8	119.9	△19.9
63(1988)	250,554.3	218,434.8	32,119.5	87.2	12.8	11,721.5	12,611.7	△890.1	107.6	△7.6
平成元年度(1989)	265,712.1	233,604.6	32,107.4	87.9	12.1	15,157.8	15,169.8	△12.1	100.1	△0.1
2(1990)	281,980.5	249,397.2	32,583.3	88.4	11.6	16,268.4	15,792.6	475.9	97.1	2.9
3(1991)	300,789.7	261,807.6	38,982.0	87.0	13.0	18,809.2	12,410.4	6,398.7	66.0	34.0
4(1992)	309,923.5	269,563.2	40,360.2	87.0	13.0	9,133.8	7,755.6	1,378.2	84.9	15.1
5(1993)	318,828.3	277,316.0	41,512.3	87.0	13.0	8,904.8	7,752.8	1,152.1	87.1	12.9
6(1994)	328,904.0	282,773.3	46,130.6	86.0	14.0	10,075.7	5,457.3	4,618.3	54.2	45.8
7(1995)	334,329.2	289,520.6	44,808.6	86.6	13.4	5,425.2	6,747.3	△1,322.0	124.4	△24.4
8(1996)	344,796.2	298,704.6	46,091.6	86.6	13.4	10,467.0	9,184.0	1,283.0	87.7	12.3

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(1) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	平成3年(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
調査産業計現金給与総額	384,787	392,608	393,224	401,128	408,864	413,096	421,384
きまって支給する給与	281,943	288,805	293,410	300,992	308,023	312,034	316,622
特別に支払われた給与	102,844	103,803	99,814	100,136	100,841	101,062	104,762
鉱業現金給与総額	417,826	433,125	427,280	431,041	435,201	464,508	460,511
きまって支給する給与	316,772	326,088	320,445	323,551	334,182	356,741	359,099
特別に支払われた給与	101,054	107,037	106,835	107,490	101,019	107,767	101,412
建設業現金給与総額	424,579	437,381	444,452	448,021	450,679	461,718	468,282
きまって支給する給与	310,789	324,014	331,584	340,096	346,212	355,256	360,618
特別に支払われた給与	113,790	113,367	112,868	107,925	104,467	106,462	107,664
製造業現金給与総額	368,011	372,594	371,356	378,610	390,600	401,051	412,799
きまって支給する給与	272,153	276,015	278,831	286,338	294,943	303,363	310,166
特別に支払われた給与	95,858	96,579	92,525	92,272	95,657	97,688	102,633
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	542,425	555,095	569,070	576,339	584,198	589,967	601,639
きまって支給する給与	383,381	396,071	405,223	411,631	421,802	424,181	427,841
特別に支払われた給与	159,044	159,024	163,847	164,708	162,396	165,786	173,798
運輸・通信業現金給与総額	422,216	430,949	439,653	448,520	454,488	435,284	432,889
きまって支給する給与	319,752	325,382	338,014	342,874	350,847	337,648	335,411
特別に支払われた給与	102,464	105,567	101,639	105,646	103,641	97,636	97,478
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	323,083	330,933	326,262	334,122	336,175	348,094	356,854
きまって支給する給与	239,564	246,489	247,874	254,405	257,283	265,893	271,560
特別に支払われた給与	83,519	84,444	78,388	79,717	78,892	82,201	85,294
金融・保険業現金給与総額	491,745	504,770	520,656	530,221	541,200	546,258	554,038
きまって支給する給与	335,156	346,726	362,246	373,460	383,528	388,792	389,165
特別に支払われた給与	156,589	158,044	158,410	156,761	157,672	157,466	164,873
不動産業現金給与総額	454,264	461,419	439,520	461,231	464,812	419,150	431,801
きまって支給する給与	325,917	332,296	322,732	336,513	340,979	315,873	321,353
特別に支払われた給与	128,347	129,123	116,788	124,718	123,833	103,277	110,448
サービス業現金給与総額	395,470	405,347	399,352	406,530	412,820	413,434	422,461
きまって支給する給与	285,715	294,692	295,009	302,259	308,392	310,216	315,107
特別に支払われた給与	109,755	110,655	104,343	104,271	104,428	103,218	107,354

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
	(全 国)						
集計世帯数	7,976	7,962	7,962	7,960	7,923	7,927	7,935
世帯人員数(人)	3.57	3.53	3.49	3.47	3.42	3.34	3.34
有業人員数(人)	1.63	1.62	1.60	1.60	1.59	1.54	1.54
消費支出	327,113	333,661	335,246	333,840	329,062	328,849	333,313
食料	82,130	82,381	81,562	80,552	77,886	77,042	78,306
住居	16,712	18,251	18,725	20,480	21,365	22,226	22,308
光熱・水道	17,981	18,516	19,030	19,531	19,911	20,309	21,065
家具・家事用品	13,401	13,092	12,562	12,906	12,529	12,227	12,133
被服及び履物	23,814	23,344	22,305	21,196	20,229	19,394	19,336
保健医療	9,016	9,299	9,845	9,709	9,845	10,270	10,772
交通・通信	30,533	31,090	33,129	32,681	32,966	34,865	34,738
教育	14,211	15,394	15,119	15,700	15,381	14,819	15,248
教養娯楽	31,442	32,815	33,596	33,053	31,550	31,860	32,833
その他の消費支出	87,872	89,480	89,374	88,032	87,400	85,837	86,575
現物総額	15,801	15,791	15,330	15,110	14,207	13,734	13,104
	(人口5万以上の都市)						
集計世帯数	6,922	6,912	6,924	6,924	6,891	6,902	6,904
世帯人員数(人)	3.51	3.47	3.45	3.43	3.37	3.31	3.30
有業人員数(人)	1.60	1.58	1.58	1.56	1.55	1.50	1.49
消費支出	332,898	339,224	339,480	338,507	334,069	333,763	339,275
現物総額	15,651	15,596	15,071	14,931	14,146	13,690	12,947

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
	(全 国)					
集計世帯数	4,996	4,997	5,062	5,009	4,929	4,912
世帯人員数(人)	3.69	3.65	3.63	3.58	3.53	3.53
有業人員数(人)	1.68	1.68	1.67	1.67	1.66	1.66
収入総額	1,001,938	1,031,214	1,044,382	1,045,240	1,068,999	1,078,257
実収入	563,855	570,545	567,174	570,817	579,461	595,214
勤め先収入	529,490	536,070	532,442	536,458	543,687	558,596
世帯主収入	462,253	468,324	468,000	467,799	474,550	487,356
世帯主の配偶者の収入	51,058	51,951	49,007	54,646	55,109	56,465
他の世帯員収入	16,179	15,795	15,435	14,013	14,028	14,775
事業・内職収入	5,583	5,481	5,075	4,035	4,089	3,977
その他の実収入	28,781	28,994	29,657	30,325	31,684	32,641
実収入以外の収入	338,749	363,004	381,259	379,923	397,236	394,096
預貯金引出	311,090	328,620	337,502	340,884	354,160	360,489
保険取	3,371	4,302	3,576	4,302	4,469	4,718
借入金	5,550	9,346	17,640	15,343	16,112	6,101
掛金の買	11,527	12,188	11,381	11,448	12,921	14,988
繰越の他	7,211	8,549	11,159	7,947	9,573	7,799
繰入金	99,334	97,664	95,948	94,500	92,302	88,948
支出総額	1,001,938	1,031,214	1,044,382	1,045,240	1,068,999	1,078,257
実支出	442,937	447,666	439,112	438,307	442,679	455,815
消費支出	352,820	355,276	353,116	349,663	351,775	357,636
食料	83,445	82,477	81,513	78,947	78,131	79,879
住居	20,191	20,258	22,446	23,412	24,679	24,114
光熱・水道	18,094	18,674	19,150	19,551	19,971	20,841
家具・家事用品	13,560	13,144	13,239	13,040	12,811	12,599
被服及び履物	24,033	23,134	21,963	21,085	20,438	20,264
保健医療	9,125	9,586	9,474	9,334	9,858	10,386
交通・通信	35,304	38,561	37,301	38,524	40,611	41,552
教育	18,625	18,269	18,988	18,467	18,511	19,162
教養娯楽	34,279	34,799	34,549	33,221	33,804	34,295
その他の消費支出	96,164	96,373	94,491	94,082	92,939	94,543
非消費支出	90,117	92,390	85,996	88,644	90,924	98,179
実支出以外の支出	460,169	487,583	510,529	512,956	536,047	535,505
預貯金	361,149	372,392	384,727	387,627	402,610	417,820
保険掛金	39,733	41,653	41,854	44,494	44,793	45,479
借入金返済	28,010	33,747	36,329	34,760	34,887	34,527
掛金の払	11,319	11,495	11,385	11,831	12,936	14,648
繰越の他	19,958	28,296	36,233	34,244	40,820	23,031
繰越金	98,832	95,965	94,741	93,977	90,273	86,937
現物総額	15,006	14,732	14,475	13,642	13,298	12,287
	(人口5万以上の都市)					
集計世帯数	4,363	4,366	4,416	4,400	4,321	4,284
世帯人員数(人)	3.63	3.61	3.59	3.53	3.51	3.49
有業人員数(人)	1.65	1.65	1.63	1.63	1.62	1.62
収入総額	1,016,177	1,045,263	1,059,586	1,055,357	1,085,362	1,084,768
実収入	566,395	571,172	570,727	571,652	584,652	594,038
実収入以外の収入	351,056	376,018	393,023	390,140	409,435	402,052
繰入金	98,726	98,073	95,837	93,566	91,275	88,678
支出総額	1,016,177	1,045,263	1,059,586	1,055,357	1,085,362	1,084,768
実支出	447,129	452,538	444,141	440,272	447,027	459,070
実支出以外の支出	471,650	496,180	521,102	522,630	549,239	539,238
繰越金	97,398	96,544	94,344	92,454	89,096	86,460
現物総額	14,998	14,519	14,350	13,541	13,145	12,114

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国

平成7年(1995)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成3年平均(1991)	96.5	98.8	90.6	99.3	103.1	98.7	96.3	99.7	86.5	94.9	96.0
4(1992)	98.1	99.3	93.4	99.4	104.3	101.7	99.2	100.2	90.3	98.0	97.6
5(1993)	99.4	100.4	95.9	100.1	104.0	101.7	99.6	100.5	94.1	99.5	99.0
6(1994)	100.1	101.2	98.1	99.8	101.8	100.5	99.9	99.9	97.2	100.7	99.7
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	100.1	99.9	101.4	99.8	98.0	101.1	100.7	99.3	102.4	98.9	100.4
9(1997)	101.9	101.7	103.0	104.5	97.1	103.4	105.3	99.3	104.6	100.4	102.0

(ii) 人口5万人以上の都市

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成3年平均(1991)	96.4	98.9	90.8	98.9	103.4	99.2	96.2	99.2	86.6	94.9	96.0
4(1992)	98.2	99.3	93.7	99.1	104.5	102.2	99.0	100.0	90.3	98.0	97.6
5(1993)	99.4	100.4	96.2	99.8	104.1	102.0	99.4	100.4	94.1	99.5	99.0
6(1994)	100.1	101.3	98.1	99.6	101.8	100.7	99.8	99.8	97.0	100.7	99.7
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	100.2	99.8	101.3	100.0	98.0	101.2	100.7	99.5	102.4	98.9	100.3
9(1997)	101.8	101.6	102.5	104.6	97.1	103.5	105.3	99.6	104.6	100.5	101.9

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成7年度(1995)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	雑費	臨時費
平成元年度(1989)	93.5	90.8	91.1	98.3	105.5	88.0	89.6	103.2	78.9	96.1	93.4	94.9
2(1990)	96.9	95.9	92.7	98.8	102.6	96.2	92.1	104.8	84.0	97.0	96.5	98.3
3(1991)	99.2	99.6	95.0	100.3	103.7	99.7	92.6	103.8	87.7	98.9	98.8	100.4
4(1992)	100.4	99.7	96.4	100.6	104.6	101.5	96.8	104.0	91.3	102.1	100.1	101.4
5(1993)	100.8	100.9	99.1	100.8	103.6	100.5	97.7	102.3	94.6	101.9	100.5	101.2
6(1994)	100.5	100.2	100.1	100.3	101.3	99.9	99.4	101.4	98.1	101.8	100.4	100.6
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	99.5	100.1	100.3	99.5	97.7	101.3	101.1	97.0	102.2	98.4	99.7	99.2

資料：農林水産省統計情報部「農村物価統計」

注：平成6年度までは年度値、平成7年度以降は暦年値である。

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

(単位：円)

区分	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
年間月平均世帯員数	4.20	4.25	4.21	4.12	4.09	4.05
家計費合計	5,415,000	5,584,800	5,642,800	5,703,700	5,666,400	5,671,800
飲食費	1,137,800	1,143,000	1,152,800	1,158,800	1,187,200	1,178,700
住居費	325,900	314,000	332,200	362,000	374,900	387,900
家計光熱費・水道料	206,600	212,200	219,800	225,400	233,600	245,300
家具・家事用品費	221,200	225,200	218,700	232,000	232,400	214,100
被服及び履物費	319,300	299,700	298,100	278,700	244,100	265,300
保健医療費	138,800	135,600	143,100	149,000	153,000	153,000
交通通信費	622,700	636,900	645,900	671,600	615,100	614,300
教育費	168,200	171,600	165,100	178,800	159,300	162,000
教養娯楽費	469,800	498,000	495,100	477,900	506,700	486,500
雑費	1,454,800	1,543,100	1,609,200	1,646,800	1,746,900	1,791,600
臨時費	349,900	405,500	362,800	322,700	213,200	173,100
農家経済の総括計算						
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	1,120,200	1,136,500	1,016,900	1,275,400	1,125,500	1,092,900
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	5,714,000	5,804,300	5,763,300	5,698,000	5,622,800	5,568,700
(3)農家所得((1)+(2))	6,834,200	6,940,800	6,780,200	6,973,400	6,748,300	6,661,600
(4)年金・被贈等の収入	1,903,900	1,972,300	2,175,900	2,108,300	2,208,900	2,228,900
(5)農家総所得((3)+(4))	8,738,100	8,913,100	8,956,100	9,081,700	8,957,200	8,890,500
(6)租税公課諸負担	1,440,800	1,474,300	1,478,800	1,416,200	1,424,700	1,443,200
(7)可処分所得((5)-(6))	7,297,300	7,438,800	7,477,300	7,665,500	7,532,500	7,447,300
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,882,300	1,854,000	1,834,500	1,961,800	1,866,100	1,775,500
分析指標						
農業依存度(農業所得/農家所得)	16.4%	16.4%	15.0%	18.3%	16.7%	16.4%
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	37.2%	37.3%	34.4%	39.0%	37.3%	35.9%
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	20.7%	20.3%	18.0%	22.4%	19.9%	19.3%

(注) 1 農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

2 平成7年以降の調査期間は暦年(1月~12月)である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査報告」(平成6年度まで)及び「農業経営統計調査報告(農業経営動向統計)」(平成7年以降)

第5節 社会保険関係

1 総括

第57表 医療保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	103,645	117,037	124,260	124,577	124,978	125,060	125,306	125,625
被用者保険	60,282	72,501	81,191	82,147	82,450	82,249	82,066	82,137
被保険者	28,146	31,753	37,926	39,656	39,966	40,210	40,346	40,555
被扶養者	32,136	40,748	43,265	42,490	42,483	42,038	41,719	41,582
政府管掌健康保険								
一般被保険者	26,020	31,289	36,666	37,287	37,659	37,614	37,911	38,213
被保険者	13,183	14,562	17,983	18,968	19,225	19,502	19,730	19,980
被扶養者	12,837	16,727	18,683	18,319	18,434	18,112	18,181	18,233
法第69条の7被保険者	1,192	518	155	129	101	90	81	74
被保険者 ^(注)	638	318	103	87	64	59	53	48
被扶養者 ^(注)	[554]	[200]	52	43	36	31	28	26
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	32,539	32,553	32,475	32,093	31,979
被保険者	9,697	11,431	14,668	15,414	15,487	15,463	15,393	15,373
被扶養者	11,539	16,071	17,341	17,125	17,066	17,012	16,700	16,606
船員保険	741	672	409	363	349	326	312	292
被保険者	262	212	137	125	120	115	109	105
被扶養者	479	460	272	238	228	211	202	187
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,755	2,723	2,714	2,697	2,679
組合員	1,149	1,200	1,158	1,159	1,152	1,152	1,150	1,147
被扶養者	1,811	1,842	1,647	1,596	1,571	1,562	1,548	1,532
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	1,423	1,403	1,376	1,340	1,306
組合員	789	807	513	498	494	487	479	471
被扶養者	1,414	1,265	962	924	909	889	861	835
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,854	6,855	6,838	6,811	6,770
組合員	2,237	2,902	2,963	2,985	2,996	2,998	2,994	2,989
被扶養者	3,346	3,901	3,939	3,869	3,860	3,840	3,817	3,781
私立学校教職員共済組合	347	603	770	797	807	816	821	823
組合員	191	321	401	420	428	434	438	441
被扶養者	156	282	369	376	379	381	382	382
国民健康保険	43,363	44,536	43,069	42,430	42,528	42,811	43,240	43,668

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保険庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和36年度 (1961)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	37,254	51,934	59,032	66,311	69,276	69,548	69,953	70,195
厚生年金保険	14,726	22,260	25,239	30,997	32,651	32,740	32,808	32,999
(再掲)厚生年金基金	.	3,910	5,964	9,845	11,919	12,051	12,130	12,096
船員保険 ^(注)	225	262	205	(126)	(109)	(104)	(99)	(94)
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	1,217	1,149	1,179	1,126	1,127	1,128	1,125	1,124
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	707	789	788	496	482	471	467	463
地方公務員等共済組合	164	2,536	3,225	3,286	3,335	3,344	3,339	3,336
町村職員恩給組合	200
恩給退職年金関係	1,374
私立学校教職員共済組合	92	194	319	373	394	398	400	401
農林漁業団体職員共済組合	308	407	481	498	510	511	509	501
国民年金	18,241	24,337	27,596	29,535	30,777	30,956	31,305	31,371
(再掲)農業者年金	.	787	1,057	574	442	406	372	340

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。
2 地方公務員等共済組合は、昭和36年度までは旧町村職員共済組合の数値。
3 農業者年金の昭和45年度数値は、46年9月末現在。

第59表 雇用保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	21,401	25,295	31,586	33,001	33,229	33,508	33,680	33,904
雇用保険	21,220	25,128	31,483	32,904	33,136	33,419	33,595	33,823
船員保険	181	167	103	97	93	89	85	81

第60表 業務災害補償保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	31,507	37,193	47,713	50,368	51,191	51,569	51,790	52,436
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	45,832	46,633	47,017	47,246	47,897
船員保険	262	205	127	116	110	105	100	96
国家公務員災害補償 ^(注)								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,104	1,113	1,103	1,105	1,107
公共企業体職員	789	807
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,316	3,335	3,344	3,339	3,336

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員) 1人当り平均標準報酬月額 (制度別) 年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
政府管掌健康保険 一般被保険者	49,960	167,852	251,505	282,886	285,562	287,786	290,622
法第69条の7被保険者 ^(注)1)	1,899	5,870	10,604	12,194	12,407	12,909	13,477
組合管掌健康保険 船員保険	61,915	210,985	315,243	342,971	348,685	355,308	361,173
普通保険	66,200	234,778	323,582	365,184	371,346	375,048	379,579
失業保険	71,316	245,662	343,582	387,294	394,497	397,867	401,598
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	372,809	378,593	386,520	393,799
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	403,197	416,280	427,381	435,937
地方公務員等共済組合 ^(注)2)	65,643	204,035	292,057	323,232	333,512	338,876	345,662
私立学校教職員共済組合 ^(注)3)	50,731	199,827	302,599	340,651	349,531	356,371	362,455
*厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	295,125	303,611	307,530	311,344
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	311,477	322,151	327,995	333,622
農林漁業団体職員共済組合 ^(注)3)	43,986	165,201	238,183	266,532	272,886	277,620	282,375
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	10,500	11,100	11,700	12,300

(注) 1) 平均賃金日額である。
2) 平均給料月額である。
3) 平均標準給与月額である。
* 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費 年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
政府管掌健康保険 一般被保険者	172,608	176,482	201,440	203,264	206,920	207,397	213,795
被保険者分	107,009	108,183	121,913	123,481	124,632	124,371	127,285
被扶養者分	65,599	68,299	79,527	79,783	82,288	83,026	86,510
法第69条の7被保険者	246,433	208,368	223,531	236,811	231,567	229,973	276,359
被保険者分	196,079	170,048	185,111	194,447	188,779	186,365	188,821
被扶養者分	50,354	38,320	38,420	42,364	42,788	43,608	87,538
組合管掌健康保険 被保険者分	143,855	141,206	158,152	161,264	166,266	166,535	175,052
被扶養者分	75,280	82,466	92,405	94,371	97,072	97,357	101,525
船員保険 被保険者分	260,687	215,891	243,408	247,357	248,071	247,984	259,280
被扶養者分	124,783	143,720	161,248	165,215	163,658	163,519	170,188
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	169,530	171,809	169,276	172,569	178,523
組合員分	72,402	78,333	84,663	85,438	83,354	85,251	87,414
被扶養者分	76,601	79,852	84,867	86,371	85,922	87,318	91,109
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	199,351	205,232	211,741	214,155	226,247
組合員分	82,510	85,731	97,362	102,864	107,216	109,603	116,310
被扶養者分	79,085	95,702	101,989	102,368	104,525	104,552	109,937
地方公務員等共済組合 組合員分	158,764	175,271	189,651	192,650	194,342	194,300	180,746
被扶養者分	85,180	97,184	106,331	108,997	109,325	110,641	112,844
私立学校教職員共済組合 組合員分	145,417	160,420	176,599	178,975	181,342	184,257	187,360
被扶養者分	94,568	102,072	114,254	116,269	117,080	119,522	121,302
国民健康保険	97,993 (279,268)	207,418 (488,434)	240,177 (540,176)	250,235 (552,570)	258,144 (560,704)	264,086 (564,387)	278,922 (587,440)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
3 国民健康保険の()内は、1世帯当りの医療費である。
4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第63表 公の年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

Table with 8 columns (昭和45年度, 55, 平成2年度, 5, 6, 7, 8) and rows for pension types like 老齢年金, 退職共済年金, etc.

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。 2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

Table with 8 columns (昭和45年度, 55, 平成2年度, 5, 6, 7, 8) and rows for pension types like 老齢年金, 通算老齢年金, 障害年金, etc.

(注) 1 老齢年金(退職年金)には特例老齢年金、減額退職年金を含む。 2 私立学校教職員共済組合の退職年金には恩給財団年金を含む。

第66表 公の年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	7,984,568	48,610,970	138,714,453	165,357,545	178,533,811	190,730,276	204,241,720	217,281,091
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	91,134,023	97,870,541	104,531,827	111,811,139	118,457,902
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	32,053,363	35,556,355	38,537,036	41,886,190	45,024,196
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	5,852,126	6,571,419	7,095,819	7,676,224	8,573,936
船員保険	110,757	410,679	69,557	93,903	102,700	109,547	116,287	119,417
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	6,360,752	6,658,657	6,959,255	7,269,317	7,578,211
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	2,239,642	2,286,490	2,265,277	2,347,472	2,500,712
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	23,974,902	25,612,462	27,162,201	28,840,558	30,522,019
私立学校教職員共済組合	55,474	468,022	1,709,999	2,008,248	2,150,893	2,282,212	2,426,832	2,561,057
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	1,640,586	1,724,294	1,787,102	1,867,701	1,923,641

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第67表 年金財政指標

(i) 平成4年度(1992年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,493,114	8,958,771	5,293,189	6.14	—	11.17	7.92	63.49	6.65
国共済連合会	1,130,304	543,485	523,927	2.16	3.10	16.58	13.63	74.12	7.83
鉄道共済	197,203	325,722	324,928	0.61	0.95	33.08	29.70	92.45	0.91
N T T 共済	264,500	121,539	120,257	2.20	2.81	17.02	14.22	79.08	7.95
たばこ共済	25,298	24,882	24,687	1.02	1.38	28.77	25.82	103.96	2.52
地共済連合会	3,316,543	1,205,211	1,127,302	2.94	4.81	11.18	8.64	49.84	12.99
私学共済	387,979	105,900	33,439	11.60	—	9.19	6.31	48.21	13.98
農林年金	506,303	178,941	119,825	4.23	—	17.02	13.32	78.41	5.93

(ii) 平成5年度(1993年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,650,669	9,557,928	5,597,869	5.83	—	11.61	8.16	66.03	6.76
国共済連合会	1,126,574	554,726	553,579	2.11	3.01	16.71	13.70	74.91	7.91
鉄道共済	197,615	317,654	316,799	0.62	0.98	32.10	28.61	92.80	0.98
N T T 共済	259,140	124,829	123,450	2.10	2.68	17.21	14.35	80.74	8.06
たばこ共済	25,483	24,728	24,513	1.04	1.42	27.03	23.91	102.39	2.58
地共済連合会	3,335,307	1,245,577	1,164,408	2.86	4.61	11.71	9.09	53.24	12.94
私学共済	393,744	112,217	35,909	10.97	—	9.70	6.79	51.25	13.68
農林年金	510,121	186,663	122,988	4.15	—	16.93	13.20	79.65	6.01

(iii) 平成6年度(1994年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,740,443	10,165,000	5,920,567	5.53	—	12.41	8.86	68.21	6.64
国共済連合会	1,127,764	565,942	543,135	2.08	2.93	17.14	13.96	76.06	7.89
鉄道共済	197,521	309,362	308,433	0.64	1.00	29.58	26.04	86.60	1.12
N T T 共済	247,833	130,158	128,670	1.93	2.39	18.39	15.34	82.23	7.73
たばこ共済	25,213	24,743	24,503	1.03	1.39	27.23	24.03	102.15	2.52
地共済連合会	3,344,472	1,281,158	1,197,104	2.79	4.38	12.46	9.74	56.86	12.60
私学共済	397,757	118,503	38,459	10.34	—	10.15	7.11	55.53	13.39
農林年金	511,219	196,478	127,646	4.00	—	17.83	13.93	84.86	5.83

(iv) 平成7年度(1995年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,808,314	11,194,567	6,591,672	4.98	—	13.75	9.90	68.99	6.26
国共済連合会	1,124,563	590,114	564,763	1.99	2.71	18.66	15.19	77.14	7.39
鉄道共済	196,423	301,130	300,133	0.65	1.02	31.51	27.72	91.61	1.17
N T T 共済	245,826	136,019	134,425	1.83	2.24	19.67	16.36	81.44	7.38
たばこ共済	24,649	25,151	24,868	0.99	1.33	27.92	24.45	100.99	2.42
地共済連合会	3,339,402	1,354,541	1,266,269	2.64	4.00	13.20	10.29	57.13	12.23
私学共済	399,603	141,729	49,041	8.15	—	10.79	7.50	55.40	12.87
農林年金	508,725	208,160	132,897	3.83	—	19.33	15.02	83.89	5.48

(v) 平成8年度(1996年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,999,258	11,852,713	6,933,054	4.76	—	14.63	10.64	72.41	6.18
国共済連合会	1,123,684	597,724	570,032	1.97	2.61	19.19	15.64	78.56	7.38
鉄道共済	193,435	293,803	292,743	0.66	1.01	31.59	27.54	91.66	1.26
N T T 共済	245,793	136,973	135,279	1.82	2.22	19.37	16.08	76.00	7.55
たばこ共済	23,974	25,412	24,824	0.97	1.28	28.11	24.53	102.70	2.43
地共済連合会	3,336,178	1,381,689	1,289,925	2.59	3.94	13.10	10.10	57.33	12.83
私学共済	400,820	150,993	53,626	7.47	—	11.16	7.79	58.53	12.98
農林年金	501,247	216,912	136,249	3.68	—	20.48	16.04	89.33	5.37

(注) 1) 通算年齢(退職)年金受給権者を含む。
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

- 年金扶養比率(Pensioner Support Ratio)

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末高齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$
- 総合費用率(Total Cost Rate)

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$
- 独自給付費用率(Supplementary Benefits Cost Rate)

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$
- 収支比率(Income Outgo Ratio)

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$
- 積立比率(Reserve Fund Ratio)

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

注) 1) 支出総額: 基礎年金拠出金+給付費+制度間調整拠出金
ただし、国共済連合会、N T T 共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。
2) 収入総額: 拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金+追加費用
ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計	153,656	202,492	205,355	208,090	210,738	213,358	216,058	218,809
障 害 補 償 年 金	58,815	84,786	86,502	88,063	89,638	91,192	92,561	93,739
労働者災害補償保険	57,276	83,310	84,978	86,513	88,075	89,588	90,918	92,069
国家公務員災害補償								
国家公務員	396	490	506	511	513	525	528	538
公共企業体職員	564	—	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	579	986	1,018	1,039	1,051	1,081	1,115	1,132
傷 病 補 償 年 金	21,773	20,814	20,001	19,175	18,326	17,525	16,693	16,065
労働者災害補償保険	21,607	20,653	19,854	19,021	18,174	17,373	16,533	15,915
国家公務員災害補償								
国家公務員	71	61	57	62	57	57	59	57
地方公務員災害補償	95	100	90	92	95	95	101	93
遺 族 補 償 年 金	73,068	98,892	98,852	100,852	102,774	104,641	106,804	109,005
労働者災害補償保険	67,871	92,800	94,672	96,599	98,450	100,250	102,327	104,481
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,044	1,392	1,426	1,451	1,490	1,490	1,516	1,521
公共企業体職員	2,290	—	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	1,863	2,700	2,754	2,802	2,835	2,901	2,961	3,003

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
障 害 補 償 年 金								
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,347,444	1,399,029	1,446,134	1,476,046	1,507,777	1,539,509
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,213,124	1,778,606	1,837,671	1,874,789	1,994,146	2,096,016	2,103,652	2,026,094
公共企業体職員	2,049,543	—	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	1,430,097	2,139,441	2,199,643	2,250,255	2,353,020	2,390,558	2,465,482	2,323,365
傷 病 補 償 年 金								
労働者災害補償保険	1,648,637	2,441,342	2,530,911	2,621,552	2,695,722	2,732,354	2,784,903	2,844,372
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,975,141	2,614,547	3,018,954	3,011,356	2,804,120	3,289,905	3,183,836	3,078,237
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,196	3,325,631	3,786,025	3,803,136	4,405,722	4,479,534	4,260,843
遺 族 補 償 年 金								
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,498,288	1,541,548	1,578,977	1,603,478	1,647,325	1,681,958
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,234,126	1,766,842	1,836,326	1,905,567	1,979,948	2,034,546	2,124,564	2,036,242
公共企業体職員	1,125,889	—	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	1,367,708	2,031,690	2,130,893	2,189,770	2,287,263	2,333,066	2,394,467	2,268,441

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計	164,791,118	302,289,518	318,725,601	332,542,503	345,259,320	354,539,989	366,509,360	376,941,586
障 害 補 償 年 金	52,933,337	110,301,551	117,672,504	124,330,227	130,862,302	135,916,406	140,949,559	145,459,823
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275	132,235,996	137,084,041	141,741,039
国家公務員災害補償								
国家公務員	480,397	883,880	932,826	958,017	1,027,132	1,101,617	1,116,506	1,088,734
公共企業体職員	1,155,942	—	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	2,239,237	2,338,015	2,473,024	2,584,194	2,749,012	2,630,050
傷 病 補 償 年 金	35,974,870	50,920,240	50,720,099	50,399,558	49,513,192	48,075,249	46,683,077	45,839,898
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059	47,469,180	46,042,798	45,268,180
国家公務員災害補償								
国家公務員	140,235	159,487	172,080	186,704	159,835	187,525	187,846	175,460
地方公務員災害補償	212,516	339,720	299,307	348,314	361,298	418,544	452,433	396,258
遺 族 補 償 年 金	75,882,911	141,067,727	150,332,998	157,812,718	164,882,826	170,548,334	178,876,724	185,641,865
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292	160,748,636	168,565,870	175,732,611
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,288,428	2,459,444	2,618,601	2,764,978	2,952,125	3,031,473	3,220,839	3,097,124
公共企業体職員	2,578,285	—	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	5,868,480	6,135,737	6,484,391	6,768,225	7,090,015	6,812,130

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

(年度末現在)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
(一般被保険者関係)						
事業所数	1,354,056	1,399,978	1,426,959	1,449,334	1,468,304	1,512,176
被保険者数	18,573,730	18,968,300	19,224,536	19,501,776	19,730,390	19,979,961
男	11,746,603	11,972,649	12,128,471	12,299,630	12,432,113	12,572,950
女	6,827,127	6,995,651	7,096,065	7,202,146	7,298,277	7,407,011
強制適用	17,663,018	18,013,798	18,193,805	18,399,552	18,577,937	18,775,502
任意包括適用	612,761	618,421	625,872	633,779	633,396	641,891
任意継続適用	297,951	336,081	404,859	468,445	519,057	562,568
被扶養者数	18,100,597	18,318,628	18,434,298	18,112,224	18,180,983	18,232,986
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.98	0.97	0.96	0.93	0.92	0.91
平均標準報酬月額	263,696	278,710	282,886	285,562	287,786	290,622
男	310,381	328,595	332,327	334,492	336,546	339,403
女	183,370	193,335	198,383	202,000	204,726	207,819
(法第69条の7被保険者関係)						
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	7,869	7,140	6,364	5,884	5,273	4,825
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	93,187	86,507	64,126	59,116	53,359	47,954
男	45,569	41,763	37,342	36,496	33,713	30,846
女	47,618	44,744	26,784	22,620	19,646	17,108
被扶養者数	47,334	42,628	36,453	31,288	27,825	25,539
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.51	0.49	0.57	0.53	0.52	0.53
平均賃金日額	11,385	11,494	12,194	12,407	12,909	13,477

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成9年3月末現在

等級	標準報酬 月額	被保険者数		
		計	男	女
総数	(万円)	19,979,961	12,572,950	7,407,011
第1級	9.2	225,670	71,611	154,059
2	9.8	197,577	70,172	127,405
3	10.4	108,595	18,769	89,826
4	11.0	188,459	35,112	153,347
5	11.8	318,404	55,810	262,594
6	12.6	327,424	46,958	280,466
7	13.4	438,704	76,357	362,347
8	14.2	474,173	87,287	386,886
9	15.0	719,419	193,031	526,388
10	16.0	723,494	194,883	528,611
11	17.0	746,631	232,806	513,825
12	18.0	798,481	303,414	495,067
13	19.0	735,316	309,995	425,321
14	20.0	1,303,958	668,044	635,914
15	22.0	1,378,343	824,453	553,890
16	24.0	1,265,916	866,527	399,389
17	26.0	1,295,526	955,220	340,306
18	28.0	1,257,337	1,022,750	234,582
19	30.0	1,104,162	879,526	224,636
20	32.0	825,475	708,995	116,480
21	34.0	710,857	626,953	83,904
22	36.0	710,187	621,552	88,635
23	38.0	651,531	592,909	58,622
24	41.0	730,153	643,967	86,186
25	44.0	498,132	453,706	44,426
26	47.0	330,598	307,992	22,606
27	50.0	390,867	334,636	56,231
28	53.0	180,175	168,668	11,507
29	56.0	160,371	146,069	14,302
30	59.0	182,211	157,592	24,619
31	62.0	76,352	70,834	5,518
32	65.0	81,079	73,008	8,071
33	68.0	46,434	43,127	3,307
34	71.0	114,714	98,430	16,284
35	75.0	60,598	54,721	5,877
36	79.0	94,616	80,919	13,697
37	83.0	49,583	45,039	4,544
38	88.0	55,183	49,125	6,058
39	93.0	30,249	27,773	2,476
40	98.0	393,007	354,205	38,802

資料：社会保険庁調

第73表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成9年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
合 計	1,559,959	19,791,508	12,355,993	7,435,515	296,375	346,907	212,402
農 林 水 産 業	14,830	134,071	91,390	42,681	276,114	314,595	193,718
石 炭 鉱 業	125	1,890	1,544	346	310,659	331,727	216,647
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,051	76,238	61,785	14,453	328,618	351,447	231,030
総 合 工 事 業	131,512	1,456,615	1,190,317	266,298	332,432	356,019	227,000
職 別 工 事 業	80,544	505,071	407,346	97,725	344,341	369,203	240,708
設 備 工 事 業	75,735	628,166	515,125	113,041	350,664	374,252	243,172
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	31,222	722,250	366,329	355,921	253,300	329,092	175,292
織 維 製 品 製 造 業	34,223	532,806	187,628	345,178	224,102	339,815	161,204
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	25,031	297,141	215,251	81,890	278,718	312,493	189,939
紙 製 品 製 造 業	7,639	153,513	104,518	48,995	293,159	339,931	193,383
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	27,433	325,141	220,628	104,513	328,989	374,260	233,420
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,612	582,675	403,133	179,542	305,905	352,905	199,049
金 属 工 業	43,205	600,781	458,353	142,428	327,273	362,346	214,402
機 械 器 具 製 造 業	78,505	1,570,893	1,073,821	497,072	301,977	354,149	189,270
そ の 他 の 製 造 業	24,379	369,243	242,794	126,449	300,519	352,811	200,113
卸 売 業	123,468	1,531,620	1,046,771	484,849	322,472	369,093	221,817
飲 食 料 品 小 売 業	54,269	467,077	244,010	223,067	267,405	334,652	193,843
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	185,948	1,769,160	1,057,398	711,762	292,796	345,730	214,157
飲 食 店	39,875	334,185	195,857	138,328	279,323	327,464	211,160
金 融 ・ 保 険 業	11,881	176,253	107,792	68,461	331,127	394,889	230,733
不 動 産 業	50,047	287,200	176,703	110,497	316,019	363,557	239,998
運 輸 ・ 通 信 業	54,711	1,270,172	1,094,289	175,883	299,655	313,945	210,747
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,760	92,459	71,083	21,376	326,178	357,023	223,606
物 品 賃 貸 業	9,181	120,053	81,132	38,921	309,100	350,103	223,630
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	13,516	296,516	154,512	142,004	254,676	302,216	202,949
対 個 人 サ ー ビ ス 業	26,120	302,223	150,508	151,715	277,779	341,036	215,025
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	31,553	296,937	199,773	97,164	327,583	369,483	241,435
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	47,076	1,002,525	618,357	384,168	259,549	299,661	194,986
修 理 業	38,585	284,117	227,895	56,222	310,900	332,103	224,953
映 画 ・ 娯 楽 業	16,936	377,174	190,001	187,173	284,630	337,135	231,332
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	65,548	1,320,572	340,130	980,442	284,620	405,862	242,560
教 育	12,712	193,389	84,319	109,070	264,441	323,612	218,698
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	25,630	516,161	122,066	394,095	241,154	296,683	223,954
学 術 研 究 機 関	2,001	28,327	16,439	11,888	325,359	404,366	216,106
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	26,617	203,834	112,483	91,351	286,245	337,309	223,369
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	91,223	690,475	435,934	254,541	318,020	369,390	230,042
公 務	18,256	274,585	88,579	186,006	178,861	209,501	164,270

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第74表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
徴 収 決 定 額	4,929,940,440	5,198,801,063	5,477,162,082	5,630,608,139	5,781,678,210	5,899,563,456
前年度より繰越額(再掲)	29,703,165	34,503,659	47,987,402	66,269,127	100,830,364	93,791,256
取 納 済 額	4,891,160,819	5,146,452,228	5,405,102,852	5,522,779,240	5,679,791,987	5,788,696,810
不 納 欠 損 額	3,587,941	2,858,631	4,025,273	4,765,701	6,294,164	8,480,169
取 納 未 済 額	35,191,679	49,490,310	68,033,957	103,063,198	95,592,059	102,386,478
取 納 率 (%)	99.2	99.0	98.7	98.1	98.2	98.1

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(千枚)	16,421	14,968	11,671	9,478	8,188	7,064
第 1 級	15	13	9	10	7	5
第 2 級	105	71	54	43	34	26
第 3 級	155	130	111	84	75	99
第 4 級	1,633	1,124	715	473	337	203
第 5 級	2,069	1,611	1,116	939	759	468
第 6 級	1,741	1,249	901	696	567	414
第 7 級	2,556	2,549	1,849	1,554	1,283	943
第 8 級	2,620	2,735	1,649	1,247	1,072	1,159
第 9 級	2,349	2,010	2,042	1,713	1,470	1,341
第 10 級	1,529	1,765	1,560	1,164	1,081	958
第 11 級	1,649	1,271	832	648	588	564
第 12 級	.	250	504	550	567	547
第 13 級	.	189	326	358	349	338
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	3,554,082	3,122,549	2,441,977	2,012,012	1,754,203	1,578,424
取 納 済 額	3,539,301	3,116,909	2,433,201	1,994,975	1,734,368	1,553,810
不 納 欠 損 額	7,093	—	636	—	88	6,168
取 納 未 済 額	7,689	5,640	8,140	17,037	19,747	18,445

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

Table with columns for '区分' (Category) and '年度' (Year) from Heisei 3 to Heisei 8. Rows include '被保険者分' (Insured) and '被扶養者分' (Dependent) for various medical fees like 診療費 (Medical fees), 入院 (Hospitalization), etc.

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
3 平成8年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ48,242人、含めれば50,063人である。

資料：社会保険庁調

第78表 政府管掌健康保険収支状況

(単位：千円)

Table showing '収支' (Income and Expenditure) for government-managed health insurance from Heisei 3 to Heisei 8. Categories include '収入' (Income) such as 保険料収入 (Insurance premium income) and '支出' (Expenditure) such as 保険給付費 (Insurance benefit payment).

資料：社会保険庁調

② 組合管掌健康保険

第79表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

Table showing '適用状況' (Application status) for combination-managed health insurance at the end of the fiscal year. Columns include '区分' (Category) and years Heisei 3 to Heisei 8. Rows include 組合数 (Number of combinations), 被保険者数 (Number of insured persons), 被扶養者数 (Number of dependents), and 平均標準報酬月額 (Average standard remuneration per month).

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組保管掌健康保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成9年3月末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額 (千円)	計	男	女
総数		15,274,001	11,020,827	4,253,174
第1級	92	47,463	15,032	32,431
2	98	28,645	7,172	21,473
3	104	33,524	4,832	28,692
4	110	61,793	9,924	51,869
5	118	87,995	8,234	79,761
6	126	100,364	8,773	91,591
7	134	120,877	11,904	108,973
8	142	132,731	13,896	118,835
9	150	177,307	29,751	147,556
10	160	246,615	47,794	198,821
11	170	292,541	63,125	229,416
12	180	351,123	88,006	263,117
13	190	394,816	113,185	281,631
14	200	676,213	249,931	426,282
15	220	913,124	425,666	487,458
16	240	874,683	505,702	368,981
17	260	840,813	559,239	281,574
18	280	788,930	579,138	209,792
19	300	766,048	603,863	162,185
20	320	730,209	607,107	123,102
21	340	701,830	605,170	96,660
22	360	684,188	606,320	77,868
23	380	790,615	716,419	74,196
24	410	887,156	816,678	70,478
25	440	777,287	724,486	52,801
26	470	673,334	633,136	40,198
27	500	580,606	548,481	32,125
28	530	473,058	451,772	21,286
29	560	384,681	368,649	16,032
30	590	316,288	303,736	12,552
31	620	249,619	241,326	8,293
32	650	200,083	193,699	6,384
33	680	155,752	151,159	4,593
34	710	145,127	140,113	5,014
35	750	123,256	119,259	3,997
36	790	93,691	90,228	3,463
37	830	74,886	72,384	2,502
38	880	59,687	57,545	2,142
39	930	39,266	37,866	1,400
40	980	197,777	190,127	7,650

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組保管掌健康保険適用状況 (業態別)

平成9年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,814	15,371,948	11,103,804	4,268,144	361,170	409,764	234,752
化学工業	170	922,103	731,294	190,809	386,546	428,628	225,264
窯業並びに土石業	32	100,128	82,158	17,970	375,040	408,115	223,823
紡織工業	43	102,825	58,480	44,345	287,377	359,933	191,694
機械器具工業	397	3,505,822	2,887,602	618,220	370,154	402,616	218,529
その他の工業	97	472,920	344,165	128,755	344,294	396,793	203,963
金属鉱業	4	39,081	32,447	6,634	366,278	400,813	197,364
運送の事業	115	898,023	742,712	155,311	375,640	405,271	233,943
物品販売事業	170	1,023,819	605,234	418,585	321,418	399,947	207,873
金融保険の事業	209	1,518,089	727,958	790,131	368,541	495,796	251,299
その他の事業	185	979,551	786,438	193,113	411,421	450,080	253,987
法人又は団体の事務所	80	591,321	368,216	223,105	423,437	480,903	328,595
石炭鉱業	2	5,050	4,472	578	362,961	385,264	190,405
小計	1,504	10,158,732	7,371,176	2,787,556	372,043	422,854	237,681
総合組合	310	5,213,216	3,732,628	1,480,588	339,984	383,913	229,236

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組保管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成3年度	82.54	35.85	46.69	100	43	57
4	82.68	35.92	46.75	100	43	57
5	82.90	36.04	46.86	100	43	57
6	83.37	36.28	47.09	100	44	56
7	83.92	36.57	47.36	100	44	56
8	84.56	36.87	47.69	100	44	56

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第84表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
被保険者分	件数 89,666,836	93,814,035	94,295,415	97,570,684	96,332,301	98,750,762
	日数 209,672,380	217,082,468	216,610,745	221,141,299	216,708,549	217,334,471
	金額 1,306,729,858	1,433,980,949	1,474,901,608	1,512,458,021	1,509,659,934	1,569,855,900
一般診療	件数 69,590,905	72,909,046	73,189,852	76,678,794	75,492,154	77,234,489
	日数 156,651,892	162,271,730	161,433,431	166,236,207	161,980,515	161,850,343
	金額 1,050,683,002	1,152,118,980	1,188,490,123	1,225,446,721	1,221,686,337	1,260,374,506
入院	件数 1,363,203	1,404,501	1,408,280	1,429,873	1,402,410	1,382,176
	日数 18,716,858	18,893,728	18,763,752	18,758,058	18,248,800	17,599,471
	金額 353,107,884	405,569,052	417,957,587	426,801,848	421,335,053	434,662,393
入院外	件数 68,227,702	71,504,545	71,781,572	75,248,921	74,089,744	75,852,313
	日数 137,935,034	143,378,002	142,669,679	147,478,149	143,731,715	144,250,872
	金額 697,575,118	746,549,928	770,532,536	798,644,873	800,351,284	825,712,113
歯科診療	件数 20,075,931	20,904,989	21,105,563	20,891,890	20,840,147	21,516,273
	日数 53,020,488	54,810,738	55,177,314	54,905,092	54,728,034	55,484,128
	金額 256,046,856	281,861,969	286,411,485	287,011,300	287,973,597	309,481,394
被扶養者分	件数 107,663,148	108,840,923	105,505,753	107,633,515	106,211,813	107,118,825
	日数 244,411,139	244,413,112	235,750,068	238,834,882	233,482,117	231,845,446
	金額 1,005,092,561	1,071,553,520	1,075,329,532	1,108,614,486	1,099,703,805	1,151,643,088
一般診療	件数 86,295,103	87,721,992	84,722,034	87,347,398	86,178,099	87,124,002
	日数 193,917,543	194,880,830	187,008,317	190,849,078	186,157,672	185,127,908
	金額 845,478,671	905,870,313	910,794,724	944,967,255	937,652,433	982,807,516
入院	件数 1,725,750	1,701,937	1,702,422	1,738,682	1,716,753	1,696,801
	日数 21,739,460	21,326,752	21,097,869	21,263,549	20,856,835	20,222,248
	金額 319,360,707	354,083,867	358,686,746	366,099,083	357,395,968	371,554,549
入院外	件数 84,569,353	86,020,055	83,019,612	85,608,716	84,461,346	85,427,201
	日数 172,178,083	173,554,078	165,910,448	169,585,529	165,300,837	164,905,660
	金額 526,117,964	551,786,446	552,107,978	578,868,172	580,256,465	611,252,967
歯科診療	件数 21,368,045	21,118,931	20,783,719	20,286,117	20,033,714	19,994,823
	日数 50,493,596	49,532,282	48,741,751	47,985,804	47,324,445	46,717,538
	金額 159,613,889	165,683,207	164,534,808	163,647,231	162,051,372	168,835,572

(注) 老人保健による給付分を除く。
資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第85表 組合管掌健康保険給付諸率

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《被保険者分》						
診療費	1,000人あたり件数 5,920.74	6,045.35	6,033.45	6,262.22	6,212.44	6,386.36
	1件あたり日数 2.34	2.31	2.30	2.27	2.25	2.20
	1件あたり金額(円) 14,573	15,285	15,641	15,501	15,671	15,897
	1人あたり金額(円) 86,284	92,405	94,371	97,072	97,357	101,525
入院	1,000人あたり件数 90.01	90.51	90.11	91.77	90.44	89.39
	1件あたり日数 13.73	13.45	13.32	13.12	13.01	12.73
	1件あたり金額(円) 259,028	288,764	296,786	298,489	300,436	314,477
	1人あたり金額(円) 23,316	26,135	26,743	27,393	27,172	28,110
入院外	1,000人あたり件数 4,505.10	4,607.73	4,592.91	4,829.58	4,778.02	4,905.49
	1件あたり日数 2.02	2.01	1.99	1.96	1.94	1.90
	1件あたり金額(円) 10,224	10,441	10,734	10,613	10,802	10,886
	1人あたり金額(円) 46,061	48,107	49,302	51,258	51,614	53,400
歯科診療	1,000人あたり件数 1,325.62	1,347.11	1,350.43	1,340.87	1,343.97	1,391.49
	1件あたり日数 2.64	2.62	2.61	2.63	2.63	2.58
	1件あたり金額(円) 12,754	13,483	13,570	13,738	13,818	14,384
	1人あたり金額(円) 16,907	18,163	18,326	18,421	18,571	20,015
薬剤支給	1,000人あたり件数 571.12	630.24	717.03	856.88	936.88	1,058.02
	1件あたり金額(円) 5,471	5,613	5,876	6,090	6,355	6,201
	1人あたり金額(円) 3,125	3,538	4,213	5,219	5,953	6,561
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1,000人あたり件数 —	—	—	39.61	88.23	82.66
	1件あたり日数 —	—	—	12.27	12.12	11.85
	1件あたり金額(円) —	—	—	18,238	18,486	17,537
	1人あたり金額(円) —	—	—	722	1,631	1,450
訪問看護療養費	1,000人あたり件数 —	—	—	0.02	0.11	0.20
	1件あたり日数 —	—	—	4.76	5.77	6.79
	1件あたり金額(円) —	—	—	36,039	40,292	45,698
	1人あたり金額(円) —	—	—	1	4	9
入院時食事療養費 (差額支給)	1,000人あたり件数 —	—	—	0.01	0.03	0.01
	1件あたり日数 —	—	—	24.64	34.07	43.15
	1件あたり金額(円) —	—	—	4,180	8,609	9,718
	1人あたり金額(円) —	—	—	0	0	0
療養費	1,000人あたり件数 170.16	180.16	188.78	198.35	204.58	212.80
	1件あたり金額(円) 6,594	6,770	6,810	6,741	6,707	6,754
	1人あたり金額(円) 1,122	1,220	1,286	1,337	1,372	1,437
看護費	1,000人あたり件数 11.57	10.34	8.71	6.22	2.33	0.36
	1日あたり金額(円) 3,939	3,851	3,709	3,731	3,737	3,868
移送費	1,000人あたり件数 0.02	0.04	0.04	0.03	0.03	0.02
傷病手当金	1,000人あたり件数 30.77	30.38	30.19	28.63	27.22	26.78
	1人あたり日数 0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
	1件あたり金額(円) 149,443	155,318	159,087	167,477	176,851	181,904
埋葬料	1,000人あたり件数 1.44	1.46	1.48	1.50	1.49	1.50
分娩費	1,000人あたり件数 5.68	5.62	5.55	2.84	—	—
育児手当金	1,000人あたり件数 5.60	5.52	5.49	2.79	—	—
出産育児一時金	1,000人あたり件数 —	—	—	3.69	5.73	5.91
出産手当金	1,000人あたり件数 5.24	5.23	5.29	5.72	5.59	6.23
	1件あたり金額(円) 318,362	315,497	328,573	332,371	349,102	344,859
《被扶養者分》						
診療費	1,000人あたり件数 6,577.06	6,678.14	6,563.22	6,717.94	6,681.39	6,838.97
	1件あたり日数 2.27	2.25	2.23	2.22	2.20	2.16
	1件あたり金額(円) 9,336	9,845	10,192	10,300	10,354	10,751
	1人あたり金額(円) 61,400	65,747	66,893	69,194	69,178	73,526
入院	1,000人あたり件数 105.42	104.43	105.90	108.52	107.99	108.33

	1件あたり日数	12.60	12.53	12.39	12.23	12.15	11.92
	1件あたり金額(円)	185,056	208,048	210,692	210,561	208,181	218,974
	1人あたり金額(円)	19,510	21,725	23,313	22,850	22,482	23,722
入院外	1,000人あたり件数	5,166.28	5,277.92	5,164.42	5,343.26	5,313.15	5,454.08
	1件あたり日数	2.04	2.02	2.00	1.98	1.96	1.93
	1件あたり金額(円)	6,221	6,415	6,650	6,762	6,870	7,155
	1人あたり金額(円)	32,140	33,856	34,345	36,130	36,502	39,025
歯科診療	1,000人あたり件数	1,305.36	1,295.79	1,292.90	1,266.16	1,260.25	1,276.56
	1件あたり日数	2.36	2.35	2.35	2.37	2.36	2.34
	1件あたり金額(円)	7,470	7,845	7,917	8,067	8,089	8,444
	1人あたり金額(円)	9,751	10,166	10,235	10,214	10,194	10,779
薬剤支給	1,000人あたり件数	693.70	773.42	871.23	1,034.47	1,136.43	1,288.76
	1件あたり金額(円)	3,211	3,323	3,521	3,727	3,864	3,879
	1人あたり金額(円)	2,228	2,570	3,067	3,856	4,391	4,999
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1,000人あたり件数	—	—	—	45.45	100.63	96.32
	1件あたり日数	—	—	—	11.90	11.71	11.52
	1件あたり金額(円)	—	—	—	17,374	17,415	16,516
	1人あたり金額(円)	—	—	—	790	1,752	1,591
訪問看護療養費	1,000人あたり件数	—	—	—	0.04	0.23	0.46
	1件あたり日数	—	—	—	5.89	5.39	5.67
	1件あたり金額(円)	—	—	—	27,294	39,148	34,701
	1人あたり金額(円)	—	—	—	1	9	16
入院時食事療養費 (差額支給)	1,000人あたり件数	—	—	—	0.00	0.02	0.02
	1件あたり日数	—	—	—	23.63	25.20	12.14
	1件あたり金額(円)	—	—	—	5,022	8,263	5,623
	1人あたり金額(円)	—	—	—	0	0	0
第二家族療養費	1,000人あたり件数	147.01	154.95	157.34	160.07	164.96	172.05
	1件あたり金額(円)	5,432	5,563	5,675	5,717	5,744	5,674
	1人あたり金額(円)	799	862	893	915	947	976
看護費	1,000人あたり件数	14.08	13.77	11.84	8.27	3.30	0.78
	1日あたり金額(円)	3,339	3,381	3,305	3,302	3,347	3,265
家族移送費	1,000人あたり件数	0.02	0.08	0.03	0.02	0.02	0.02
家族埋葬料	1,000人あたり件数	3.19	3.46	3.36	3.40	3.50	3.26
配偶者分娩費	1,000人あたり件数	18.40	18.31	18.27	9.45	—	—
配偶者育児手当金	1,000人あたり件数	18.19	18.08	18.05	9.35	—	—
配偶者出産育児一時金	1,000人あたり件数	—	—	—	11.05	18.38	19.13

(注) 1 特定健康保険組合を含む。
 2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)分娩費」「(配偶者)育児手当金」「(配偶者)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者が含まれているが、他は含まれていない。
 3 被保険者、被扶養者の「1,000人あたり件数」「1,000人あたり日数」「1人あたり金額(円)」「1人あたり日数」は、それぞれ被保険者数、被扶養者数で除した数値である。

資料：厚生省保険局調

第86表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収入	5,229,701,851	5,516,549,296	5,729,019,704	5,882,756,161	6,016,732,172	6,175,486,293
保険料	4,651,537,351	4,933,657,323	5,116,053,177	5,208,060,805	5,341,866,748	5,489,151,061
国庫支出金	64,538,228	64,573,349	62,731,575	63,141,614	71,987,625	72,809,160
事務負担金	5,215,852	5,442,789	5,610,475	5,618,283	5,883,156	5,635,023
国庫補助金	59,322,376	59,130,560	57,121,100	57,523,331	66,104,469	67,174,137
前年度より繰越金	79,773,748	99,398,475	104,914,150	113,879,613	87,931,876	86,464,136
積立金より繰入金	62,657,218	81,000,137	123,536,027	212,339,832	240,502,457	279,650,638
その他の収入	371,195,306	337,920,012	321,784,775	285,334,297	274,443,466	247,411,288
支出	4,776,528,813	5,134,319,701	5,385,084,967	5,614,529,998	5,762,523,742	5,945,589,672
保険給付費	2,758,605,999	2,982,533,228	3,087,031,167	3,197,034,510	3,290,289,508	3,353,282,819
老人保健拠出金	1,067,718,945	1,128,593,928	1,237,487,617	1,330,914,536	1,400,015,763	1,506,534,160
退職者給付拠出金	259,018,214	276,248,865	291,188,272	330,971,769	339,426,051	346,415,332
日雇拠出金	1,612,968	1,082,594	1,471,097	1,994,206	1,759,155	1,280,443
事務費	120,001,520	128,825,247	132,359,259	135,191,264	137,572,098	137,132,250
保健事業費	334,491,273	361,982,482	376,529,083	373,374,764	366,689,143	385,015,378
その他の支出	235,079,894	255,053,357	259,018,472	245,048,949	226,772,024	242,929,290
収支差引残	453,173,038	382,229,595	343,934,737	268,226,163	254,208,430	229,896,611
翌年度への繰越	99,481,289	105,081,560	114,047,774	87,900,381	87,232,915	57,715,191
法定準備金へ繰入	68,333,256	64,500,884	58,645,594	53,848,057	47,968,672	51,581,705
別途積立金へ繰入	284,923,410	212,246,610	170,832,512	125,687,181	118,232,705	125,098,300
その他	435,083	400,541	408,857	790,544	774,138	501,415
年度末現在積立金	3,082,783,806	3,286,785,048	3,402,799,216	3,381,562,611	3,314,644,754	3,235,802,400
法定準備金	991,870,543	1,055,816,768	1,113,277,870	1,162,723,957	1,203,086,122	1,241,880,499
別途積立金	2,090,913,263	2,230,968,280	2,289,521,346	2,218,838,654	2,111,558,632	1,993,921,901

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第87表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
保険者数	3,420	3,419	3,418	3,417	3,415	3,415
市町村	3,254	3,253	3,252	3,251	3,249	3,249
国保組合	166	166	166	166	166	166
世帯数	18,690,432	18,987,403	19,353,514	19,823,224	20,335,385	20,839,774
市町村	16,979,956	17,200,282	17,503,754	17,926,963	18,411,564	18,886,943
国保組合	1,710,476	1,787,121	1,849,760	1,896,261	1,923,821	1,952,831
被保険者数	42,817,242	42,429,627	42,527,901	42,811,161	43,240,484	43,687,578
市町村	38,293,693	37,978,013	37,971,179	38,195,237	38,590,174	39,018,781
国保組合	4,523,549	4,451,614	4,556,722	4,615,924	4,650,310	4,668,797

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総件数	284,912,187	289,427,052	290,202,756	300,396,293	305,107,559	316,776,819
金額	5,670,087,624	6,067,058,180	6,227,892,685	6,499,571,444	6,739,858,591	6,994,444,763
療養諸費						
件数	283,066,678	287,513,626	288,256,431	298,811,557	303,099,194	314,319,439
金額	5,604,198,066	5,973,993,227	6,131,344,317	6,393,407,504	6,627,316,706	6,878,363,347
療養の給付等						
件数	275,213,696	279,456,944	280,264,645	290,576,459	294,669,369	305,693,041
金額	5,525,709,892	5,891,608,150	6,049,062,522	6,309,529,150	6,543,229,500	6,790,778,546
療養費等						
件数	7,852,982	8,056,682	7,991,786	8,235,098	8,429,825	8,626,398
金額	78,488,174	82,385,076	82,281,795	83,878,355	84,087,205	87,584,801
高額療養費(再掲)						
件数	5,408,090	5,587,614	5,665,712	5,564,505	5,484,607	5,620,259
金額	393,148,458	439,351,681	460,635,946	458,036,043	440,435,085	468,003,560
医療給付費(再掲)	4,455,533,505	4,776,127,921	4,916,039,730	5,108,459,768	5,296,755,200	5,487,718,090
その他の給付						
件数	1,845,509	1,913,426	1,946,325	1,584,736	2,008,365	2,457,380
金額	65,889,558	93,064,953	96,548,368	106,163,940	112,541,886	116,081,416

(注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。
2 老人保健による給付分を除く。
3 平成6年度において、療養の給付等及び療養費等のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が、導入された。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	391,495,458	404,485,348	414,845,707	437,922,926	455,504,129	484,723,621
金額	9,843,981,521	10,621,613,722	11,153,851,248	11,984,243,776	12,817,256,626	13,762,062,029
診療費						
件数	355,475,065	363,917,578	368,232,070	382,147,521	391,281,769	409,196,523
日数	1,214,441,227	1,232,329,148	1,236,212,864	1,269,599,583	1,289,959,297	1,327,247,500
金額	9,506,865,090	10,203,690,715	10,627,448,322	11,020,945,987	11,375,058,042	12,138,486,404
入院件数	14,286,989	14,407,805	14,518,257	14,883,725	15,187,963	15,593,554
日数	301,657,117	299,637,521	299,418,935	303,313,072	309,018,040	313,303,437
金額	4,422,593,807	4,851,617,872	5,022,662,225	5,119,435,079	5,182,857,102	5,574,079,388
入院外件数	290,795,256	298,821,340	303,006,128	316,262,520	324,127,310	339,047,780
日数	772,682,239	792,360,646	796,591,077	823,960,932	835,351,001	862,743,235
金額	4,360,033,074	4,562,913,760	4,806,206,255	5,073,740,070	5,338,749,761	5,635,428,926
歯科診療件数	50,392,820	50,688,433	50,707,685	51,001,276	51,966,496	54,555,189
日数	140,101,871	140,330,981	140,202,852	142,325,579	145,590,256	151,200,828
金額	724,238,209	789,159,084	798,579,842	827,770,838	853,451,178	928,978,090
入院時食事療養費						
件数	—	—	—	6,999,118	14,361,372	14,718,194
金額	—	—	—	294,692,108	614,582,042	621,506,913
薬剤の支給						
件数	35,658,950	40,053,689	45,863,015	54,701,226	62,693,844	73,309,400
金額	273,037,197	321,255,174	399,237,737	491,270,370	596,730,322	692,308,312
老人保健施設療養費						
件数	361,443	499,966	680,435	912,474	1,197,164	1,656,380
金額	64,079,234	96,247,290	124,904,948	170,725,521	216,629,351	282,755,426
訪問看護療養費						
件数	—	14,115	70,187	161,705	331,352	561,318
金額	—	420,542	2,260,241	6,609,790	14,256,869	27,004,975

(注) 1 老人保健分を含む。
2 入院時食事療養費の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第90表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	11,635,106	11,563,527	11,658,243	12,084,602	12,473,697	12,838,370
金額	191,107,099	193,046,952	188,264,805	184,065,514	189,681,806	185,592,311
診療費						
件数	86,539	87,607	89,323	91,880	114,680	138,242
金額	1,711,482	1,740,024	1,815,173	1,926,136	2,070,196	2,362,883
その他						
件数	11,548,567	11,475,920	11,568,920	11,992,722	12,359,017	12,700,128
金額	189,395,616	191,306,928	186,449,631	182,139,378	167,611,410	163,229,428

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
診 療 費	被保険者1人当診療費	222,177	240,177	250,235	258,144	264,086	278,922
	被保険者1,000人当件数	8,308	8,566	8,670	8,951	9,084	9,403
	診療1件当日数	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2
	診療1件当金額	26,744	28,038	28,861	28,840	29,071	29,664
入 院	被保険者1人当診療費	103,357	114,199	118,264	119,913	120,327	128,083
	被保険者1,000人当件数	334	339	342	349	353	358
	診療1件当日数	21.1	20.8	20.6	20.4	20.3	20.1
	診療1件当金額	309,554	336,735	345,955	343,962	341,248	357,460
入 院 外	被保険者1人当診療費	101,895	107,403	113,167	118,843	123,946	129,493
	被保険者1,000人当件数	6,796	7,034	7,135	7,408	7,525	7,791
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5
	診療1件当金額	14,993	15,270	15,862	16,043	16,471	16,621
歯科診療	被保険者1人当診療費	16,926	18,575	18,803	19,389	19,814	21,346
	被保険者1,000人当件数	1,178	1,193	1,194	1,195	1,206	1,254
	診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	診療1件当金額	14,372	15,569	15,749	16,230	16,423	17,028
療 養 費	被保険者1,000人当件数	272	272	275	283	290	294

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 件 数	1,845,509	1,913,426	1,946,325	1,584,736	2,008,365	2,457,380
金 額	65,889,558	93,064,953	96,548,368	106,163,940	112,541,886	116,081,416
助産給付 件数	243,292	238,134	235,145	—	—	—
金 額	33,035,605	55,400,288	56,368,175	—	—	—
葬祭給付 件数	481,161	495,788	520,846	519,858	525,314	579,248
金 額	17,891,456	21,386,291	22,583,970	24,978,629	23,367,025	26,839,774
育児手当給付 件数	73,913	69,571	69,025	—	—	—
金 額	474,337	403,309	411,540	—	—	—
出産育児給付 件数	—	—	—	287,373	238,140	244,451
金 額	—	—	—	65,572,011	71,345,273	73,382,800
そ の 他 件 数	1,032,516	1,084,875	1,122,297	743,385	1,220,911	1,633,681
金 額	14,488,160	15,875,065	17,184,683	15,613,300	15,612,870	15,858,842

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)		
保険料(税)現年分	1世帯当調定額	154,513	156,126	158,329	158,646	158,580	162,264	
	被保険者1人当調定額	67,206	69,418	71,700	73,039	74,202	77,044	
	被保険者1人当収納額	63,773	65,726	67,683	68,848	69,978	72,436	
被保険者一人当国庫支出金	合 計	60,057	60,856	63,207	66,191	69,082	71,038	
	事務費負担金	2,365	669	408	171	171	171	
	療養給付費等負担金	46,518	48,532	50,540	53,087	55,276	56,549	
	普通調整交付金	7,955	8,114	8,291	8,683	9,105	9,712	
	特別調整交付金	2,993	3,259	3,514	3,796	3,634	3,604	
	そ の 他	227	282	453	453	897	491	
被保険者一人当諸費	都道府県支出金	1,106	1,173	1,285	1,381	1,416	1,524	
	一般会計繰入金	6,882	5,339	5,538	6,055	6,771	7,142	
	総 務 費	5,339	5,481	5,126	4,858	4,862	4,894	
	保健事業費 (保健施設費)	1,169	1,211	1,149	1,210	1,265	1,261	
	療 養 諸 費	234,521	254,558	267,062	285,024	297,569	320,034	
	老人保健 拠出金	事 務 費	271	295	323	364	407	443
		事 業 費	—	—	—	105	206	200
		医 療 費	35,974	35,738	39,134	43,169	45,274	48,757
	診 療 費	被保険者1,000人当 受診件数	8,308	8,566	8,670	8,951	9,084	9,403
		診療1日当金額	7,828	8,280	8,597	8,681	8,818	9,146

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 表中、被保険者一人当諸費のうち、「保健施設費」は「保健事業費」となり、「老人保健拠出金」については「事業費」が追加されている。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
事業所数	1,488,393	1,536,292	1,564,404	1,587,337	1,606,374	1,652,179
船舶所有者数	8,268	7,995	7,802	7,628	7,440	7,259
被保険者数	31,959,272	32,493,114	32,650,869	32,740,443	32,808,314	32,999,258
男子	21,257,910	21,588,602	21,693,603	21,773,486	21,823,437	21,941,595
女子	10,552,166	10,767,544	10,829,291	10,847,990	10,873,351	10,954,782
坑内員	7,774	6,962	6,095	4,924	4,634	3,257
任意継続	21,799	15,496	12,442	9,901	7,918	5,212
船員	119,603	114,499	109,232	104,141	98,974	94,412
船員任意継続	20	11	6	1	—	—
平均標準報酬月額	284,362	291,145	295,125	303,611	307,530	311,344
男子	330,566	337,142	340,798	351,140	355,607	359,836
女子	190,914	198,458	203,125	207,696	210,526	213,720
坑内員	354,887	365,433	374,234	390,047	396,997	404,524
任意継続	168,119	177,226	186,096	194,484	206,743	210,608
船員	333,511	345,673	353,246	363,927	367,371	371,453
船員任意継続	153,400	159,636	172,333	170,000	—	—

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成9年3月末現在

等級	標準報酬 月額	被保険者数				
		計	男子	女子	坑内員	船員
総数		32,994,046	21,941,595	10,954,782	3,257	94,412
第1級	万円					
2	9.2	198,340	44,414	153,733	—	193
3	9.8	165,258	40,805	124,221	1	231
4	10.4	121,690	14,294	107,236	—	160
5	11.0	215,795	28,055	187,451	—	289
6	11.8	357,130	42,420	314,350	—	360
7	12.6	385,185	38,434	346,339	1	411
8	13.4	506,044	63,328	442,319	—	397
9	14.2	555,425	76,490	478,534	—	401
10	15.0	801,784	167,180	633,995	3	606
11	16.0	894,250	197,872	695,746	2	630
12	17.0	967,022	252,179	714,134	3	706
13	18.0	1,076,993	344,452	731,512	6	1,023
14	19.0	1,066,929	381,949	684,015	8	957
15	20.0	1,848,351	823,836	1,022,277	45	2,193
16	22.0	2,171,889	1,161,535	1,007,228	39	3,087
17	24.0	2,032,586	1,290,207	738,289	68	4,022
18	26.0	2,021,310	1,426,434	590,435	93	4,348
19	28.0	1,758,340	1,350,799	401,856	180	5,505
20	30.0	1,783,639	1,415,257	361,158	203	7,021
21	32.0	1,483,999	1,256,512	221,022	185	6,280
22	34.0	1,344,294	1,175,271	163,826	201	4,996
23	36.0	1,320,028	1,164,614	149,785	196	5,433
24	38.0	1,383,671	1,259,185	117,610	223	6,653
25	41.0	1,547,750	1,402,559	137,054	304	7,833
26	44.0	1,230,802	1,143,477	80,519	381	6,425
27	47.0	969,058	914,017	49,294	375	5,372
28	50.0	924,451	844,115	75,648	321	4,367
29	53.0	626,807	596,456	26,937	193	3,221
30	56.0	517,314	489,346	25,486	115	2,367
30	59.0	2,717,912	2,536,103	172,773	111	8,925

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	5,099	6,286	9,470	10,304	17,344	19,637
金額	1,069,894	1,285,141	1,862,788	2,158,580	5,992,056	6,828,481
脱退手当金件数	4,941	6,154	9,291	10,111	10,949	12,335
金額	871,384	1,105,169	1,637,972	1,906,754	2,158,768	2,597,842
障害手当金件数	158	132	179	193	272	262
金額	198,510	179,973	224,816	251,826	403,030	391,403
脱退一時金件数	6,123	7,040
金額	3,430,259	3,839,235

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
年						
新規裁定	1,130,806	1,162,042	1,199,894	1,258,583	1,392,882	1,269,173
老齢厚生年金(老齢相当)	1,931,641	1,970,771	2,068,884	2,103,315	2,076,466	2,169,475
老齢厚生年金(通老相当)	349,988	361,720	365,938	384,961	380,200	366,136
障害厚生年金	1,098,733	1,146,331	1,153,619	1,207,833	1,256,098	1,248,734
遺族厚生年金	923,984	953,942	974,252	1,026,833	1,031,523	1,037,342
老齢年金	1,919,717	1,520,880	1,574,379	1,643,498	1,682,529	1,607,241
通算老齢年金	303,241	312,423	321,380	312,889	322,078	241,268
障害年金	944,244	945,486	972,981	991,139	1,000,574	980,433
遺族年金	786,036	778,661	801,556	900,114	885,000	860,204
通算遺族年金	208,245	219,001	218,956	218,242	237,033	254,547
年度末現在	1,152,914	1,198,881	1,228,523	1,302,619	1,331,547	1,338,958
老齢厚生年金(老齢相当)	1,893,890	1,957,398	2,000,232	2,105,931	2,105,111	2,108,712
老齢厚生年金(通老相当)	438,842	516,064	573,451	639,307	666,257	686,676
障害厚生年金	1,089,783	1,117,049	1,133,416	1,187,377	1,196,144	1,194,115
遺族厚生年金	915,388	944,529	959,597	1,008,226	1,014,187	1,013,525
老齢年金	1,764,329	1,819,909	1,847,056	1,940,467	1,950,347	1,946,593
通算老齢年金	379,196	391,262	397,429	417,534	419,702	417,784
障害年金	1,153,991	1,186,454	1,200,518	1,257,499	1,260,556	1,254,624
遺族年金	895,414	928,092	946,582	1,001,562	1,012,141	1,015,604
通算遺族年金	230,605	238,257	242,194	254,783	256,639	256,838
一時金	209,824	204,445	196,704	209,489	345,483	347,735
脱退手当金	176,358	179,585	176,297	188,582	197,165	210,607
障害手当金	1,256,393	1,363,431	1,255,958	1,304,799	1,481,729	1,493,905
脱退一時金	560,225	545,346

(注) 1 第100表及び第101表の(注)参照

2 1人当り金額には、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 1人当り金額は、基金代行支給分を含む。

4 平成6年度の年金の新規裁定は年金額改定後に係るものである。

資料：社会保険庁調

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
徴収決定額	14,298,370,574	15,073,124,486	15,507,274,508	16,602,233,090	18,943,648,604	19,651,193,872
前年度からの繰越額	64,562,311	76,623,598	110,016,086	149,094,683	249,079,777	234,541,134
現年度分	14,233,808,263	14,996,500,888	15,397,258,421	16,453,138,407	18,694,568,827	19,416,652,738
取納済額	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453	18,693,281,717	19,370,602,672
不納欠損額	6,450,235	5,469,556	7,648,948	9,570,153	12,681,846	17,528,582
取納未済額	77,812,878	112,644,110	151,979,022	252,857,483	237,684,041	263,062,618
取納率(%)	99.4	99.2	99.0	98.4	98.7	98.6

資料：社会保険庁調

第104表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収入	29,557,559,889	31,726,185,477	33,033,524,312	34,771,534,328	38,123,682,913	39,373,578,386
保険料収入	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453	18,693,281,717	19,370,602,672
国庫負担金	2,413,946,312	2,648,078,432	2,880,216,734	3,024,430,847	2,875,955,142	2,567,051,368
事務費	40,089,157	42,116,154	42,521,274	45,372,417	46,411,023	50,147,658
給付費	2,373,857,155	2,605,962,278	2,837,695,460	2,979,058,430	2,829,544,119	2,516,903,710
制度間調整勘定より受入	5,943,874,081	6,606,153,104	7,017,973,162	7,602,798,047	8,424,010,622	9,244,153,987
国年特会より受入	2,292,094,372	2,500,992,909	2,679,277,163	2,509,285,636	2,568,888,248	2,549,117,021
運用収入	4,665,221,044	4,955,416,510	5,077,151,038	5,262,117,093	5,526,757,073	5,606,091,769
その他の収入	28,316,118	60,533,700	31,259,677	33,097,252	34,790,111	36,561,570
積立金より受入	-	-	-	-	-	-
雑収入等	28,316,118	60,533,700	31,259,677	33,097,252	34,790,111	36,561,570
支出	22,420,861,631	24,589,131,320	26,296,355,284	28,108,794,895	30,841,042,425	32,722,623,172
保険給付費	11,322,974,252	12,146,046,864	12,905,548,419	13,827,699,018	15,041,281,893	15,689,025,510
制度間調整勘定へ繰入	6,034,871,115	6,697,173,260	7,095,386,729	7,680,477,912	8,474,774,362	9,294,865,621
国年特会へ繰入	4,840,410,050	5,510,191,970	6,021,072,883	6,317,128,418	7,015,433,053	7,411,964,507
事務費	43,496,415	45,305,848	45,195,722	48,275,704	49,405,048	54,056,911
福祉施設費	146,093,554	151,897,626	180,748,864	173,504,128	191,838,767	195,446,261
その他の支出	33,016,245	38,515,752	48,402,667	61,709,715	68,309,301	77,264,363
収支差引残	7,136,697,758	7,137,054,157	6,737,169,028	6,662,739,433	7,282,640,488	6,650,955,214
翌年度への繰越	121,165	70,902	650,581	1,453,569	3,328,410	4,192,821
積立金への繰入	7,136,576,594	7,136,983,255	6,736,518,447	6,661,285,863	7,279,312,078	6,646,762,393
積立金から補足	-	-	-	-	-	-
年度末現在積立金	89,897,039,756	91,134,023,010	97,870,541,457	104,531,827,320	111,811,139,398	118,457,901,791

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
基金数	1,593	1,735	1,804	1,842	1,878	1,883
設立事業所数	153,934	173,422	185,080	190,865	195,323	195,021
加入員数	10,678,024	11,571,433	11,918,988	12,051,482	12,130,088	12,095,585
特例第1種	7,686,937	8,272,869	8,515,564	8,635,754	8,720,483	8,717,768
2	2,990,972	3,298,463	3,403,325	3,415,666	3,409,544	3,377,777
3	115	101	99	62	61	40
平均標準給与月額	302,637	307,627	311,447	322,151	327,995	333,622
特例第1種	345,182	349,881	353,214	365,676	371,699	377,646
2	193,293	201,650	206,942	212,108	216,216	220,000
3	278,000	290,594	291,010	297,903	301,967	319,750

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	2,098,391	2,306,902	2,542,147	2,793,932	3,121,104	3,420,850
金額	567,735,139	658,822,035	770,334,371	895,996,297	1,063,983,830	1,238,254,121
基金裁定件数	1,584,944	1,739,769	1,921,777	2,112,756	2,362,033	2,592,180
金額	545,400,428	633,629,339	742,249,400	864,611,665	1,028,276,751	1,198,540,763
基金連合会裁定件数	513,447	567,133	620,370	681,176	759,071	828,670
金額	22,334,711	25,192,696	28,084,971	31,384,632	35,707,089	39,713,358

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	264,962	288,288	312,278	328,276	363,902	394,800
金額	214,701,879	236,480,848	264,131,838	293,950,621	338,462,655	359,372,909
脱退一時金件数	225,948	242,801	260,391	273,285	302,012	328,970
金額	58,498,160	60,576,139	65,591,155	72,146,346	85,880,512	92,432,199
死亡一時金件数	8,736	9,852	10,808	11,695	12,355	13,078
金額	19,697,767	22,231,413	26,302,521	29,664,794	32,266,185	35,062,641
選択一時金件数	30,278	35,633	41,079	43,296	49,535	57,752
金額	136,505,952	153,673,296	172,238,162	192,139,481	220,315,958	231,878,069

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
年金	270,557	285,587	303,025	320,694	340,900	361,973
一時金	810,312	820,299	845,823	895,437	930,093	910,266
脱退一時金	258,901	249,489	251,895	263,997	284,361	280,975
死亡一時金	2,254,781	2,256,538	2,433,616	2,536,537	2,611,589	2,681,040
選択一時金	4,508,420	4,312,668	4,192,852	4,437,811	4,447,683	4,395,626

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金(適格退職年金)

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
保険型	82,511	82,890	82,717	81,804	80,534	78,380
共済型	1,206	1,141	1,058	1,016	953	921
信託型	8,366	8,436	8,580	8,646	8,756	9,011
計	92,083	92,467	92,355	91,466	90,243	88,312

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
保険型	5,973	6,074	6,164	6,198	6,148	5,979
共済型	109	112	116	119	120	121
信託型	4,314	4,405	4,470	4,459	4,357	4,330
加入者数	10,396	10,591	10,750	10,776	10,625	10,430

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総 数	30,586,353	30,620,165	30,777,277	30,956,028	31,304,894	31,370,781
第1号被保険者	18,172,831	18,148,830	18,263,285	18,413,351	18,746,838	18,999,601
任意加入被保険者	363,623	358,999	350,626	348,066	357,481	355,998
第3号被保険者 (再 掲)	12,049,899	12,112,336	12,163,366	12,194,611	12,200,575	12,015,182
付加保険料納付被保険者	1,424,841	1,308,245	1,216,096	1,131,702	1,053,756	985,935
強 制	491,414	447,496	411,203	376,957	344,156	316,562
任 意	933,427	860,749	804,893	754,745	709,600	669,373
保険料免除被保険者	2,550,243	2,665,611	2,865,937	3,089,581	3,304,233	3,339,983
法 定 免 除	870,194	860,625	861,547	864,564	868,796	865,329
申 請 免 除	1,680,049	1,804,986	2,004,390	2,225,017	2,435,437	2,474,654

資料：社会保険庁調

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
印紙売りさばき 代金収納済額	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793	1,818,807,201
保険料収納済額	1,464,872,475 (6,973,688)	1,541,255,123 (4,986,457)	1,641,904,475 (5,856,197)	1,728,726,339 (5,372,717)	1,829,125,572 (4,986,457)	1,917,174,726 (4,742,968)
印紙収入検認額	1,378,270,534 (6,942,056)	1,463,475,060 (6,275,344)	1,560,002,385 (5,833,452)	1,640,726,399 (5,352,537)	1,731,497,258 (4,967,658)	1,815,083,744 (4,720,520)
過年度保険料	61,975,665 (28,400)	64,641,376 (26,446)	67,725,093 (21,220)	73,337,472 (18,702)	81,587,894 (16,128)	86,233,281 (18,767)
前納保険料	309,485 (3,233)	296,227 (2,284)	258,186 (1,525)	257,959 (1,477)	474,007 (2,670)	747,801 (3,681)
追納保険料	24,316,791	12,842,461	13,918,811	14,404,509	15,566,413	15,109,900

(注) () 内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第113表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 人 員	625,923	641,489	670,487	697,671	652,658	594,584
金 額	332,236,178	361,828,705	389,169,716	387,436,717	411,466,526	380,265,877
老齢基礎年金 人 員	405,489	485,084	517,546	492,971	500,480	466,481
金 額	207,264,185	261,714,463	288,697,340	288,104,734	301,799,895	281,820,602
障害基礎年金 人 員	61,879	63,734	64,848	64,584	69,725	65,057
金 額	49,917,795	52,933,737	54,575,588	55,804,317	62,095,460	57,934,983
遺族基礎年金 人 員	53,736	52,356	50,425	46,640	49,891	46,435
金 額	35,960,024	36,139,936	35,413,114	33,827,545	37,450,560	34,934,312
老 齢 年 金 人 員	33,033	3,025	1,944	1,480	1,339	1,183
金 額	20,645,962	1,921,812	1,419,608	1,201,501	1,251,528	663,486
通算老齢年金 人 員	64,024	29,899	28,733	25,723	24,943	9,825
金 額	14,646,115	5,438,343	5,551,035	5,309,133	5,581,094	1,992,940
障 害 年 金 人 員	656	502	429	309	341	358
金 額	516,503	409,798	350,179	254,112	294,308	305,767
母 子 年 金 人 員	10	13	3	1	1	—
金 額	8,437	13,053	3,133	1,229	1,313	—
準母子年金 人 員	—	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人 員	6	2	2	—	—	—
金 額	2,578	1,451	950	—	—	—
寡 婦 年 金 人 員	7,090	6,854	6,557	5,963	5,938	5,245
金 額	3,274,578	3,256,112	3,158,771	2,934,147	2,992,369	2,613,787

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 人 員	12,027,663	12,758,632	13,559,376	14,312,013	15,152,290	16,010,203
金 額	5,054,676,151	5,709,269,196	6,351,919,128	7,282,054,436	7,973,117,050	8,632,383,686
老齢基礎年金 人 員	1,761,208	2,696,967	3,711,921	4,703,976	5,788,202	6,923,614
金 額	830,309,906	1,412,501,403	2,055,670,369	2,823,923,168	3,568,628,479	4,325,842,335
障害基礎年金 人 員	942,280	980,790	1,019,424	1,056,792	1,098,287	1,138,092
金 額	779,298,553	834,224,146	877,627,898	958,562,694	999,284,099	1,031,781,024
遺族基礎年金 人 員	224,487	239,076	250,364	257,513	264,197	266,150
金 額	151,910,349	167,322,818	178,297,551	194,330,456	201,224,172	203,193,387
老 齢 年 金 人 員	6,569,273	6,341,946	6,109,936	5,864,428	5,612,069	5,352,637
金 額	2,634,379,666	2,632,905,936	2,584,084,043	2,629,390,966	2,540,443,667	2,428,766,353
通算老齢年金 人 員	2,183,703	2,171,924	2,156,836	2,134,441	2,109,391	2,063,432
金 額	398,764,422	410,536,870	415,554,029	436,301,165	436,062,875	428,127,006
障 害 年 金 人 員	256,340	244,309	232,635	221,380	210,711	200,396
金 額	205,261,785	201,613,751	194,793,055	195,748,780	187,348,106	177,961,778
母 子 年 金 人 員	33,345	25,879	20,101	15,205	11,331	8,139
金 額	29,299,864	23,311,482	18,254,432	14,495,927	10,781,110	7,698,705
準母子年金 人 員	49	38	20	16	9	6
金 額	43,304	34,253	18,784	15,622	8,878	5,843
遺 児 年 金 人 員	1,100	777	530	344	217	140
金 額	676,864	496,008	350,800	240,048	159,266	102,698
寡 婦 年 金 人 員	55,878	56,926	57,609	57,918	57,876	57,597
金 額	24,731,439	26,322,530	27,268,167	29,045,612	29,176,399	28,904,558

資料：社会保険庁調

第114表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計人員	502	417	319	242	215	211
金額	180,067	152,907	120,359	94,553	86,222	84,612
老齢福祉年金人員	501	410	319	242	214	210
金額	179,959	152,151	120,359	94,553	86,114	84,504
老齢特別給付金人員	1	7	—	—	1	1
金額	108	756	—	—	108	108

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計人員	1,045,237	890,151	755,813	630,174	525,162	433,363
金額	375,445,111	330,331,879	285,165,013	251,815,781	211,324,011	174,384,094
老齢福祉年金人員	1,045,221	890,139	755,801	630,168	525,158	433,359
金額	375,443,383	330,330,583	285,163,717	251,815,133	211,323,579	174,383,662
再掲 一部支給停止人員	122,577	105,339	89,580	73,847	61,806	49,036
金額	30,690,340	26,862,928	22,587,027	18,903,595	13,464,538	19,732,086
全部支給停止人員	229,220	207,049	175,742	148,475	125,633	103,886
老齢特別給付金人員	16	12	12	6	4	4
金額	1,728	1,296	1,296	648	432	432
再掲 一部支給停止人員	1	1	1	1	1	1
金額	68	40	36	22	20	20
全部支給停止人員	2	1	1	—	—	—

(注) 一部支給停止金額欄については、支給額である。

資料：社会保険庁調

第115表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
基礎年金勘定	8,493,467,680	9,497,338,941	10,374,033,424	11,131,225,398	12,274,110,721	12,857,532,327
歳入	8,419,574,072	9,418,976,884	10,311,565,223	11,034,276,592	12,191,947,350	12,781,686,269
換入金等収入	70,515,185	74,816,909	58,485,328	92,209,425	76,669,955	69,970,376
運用収入	3,378,422	3,545,149	4,042,873	4,739,381	5,493,415	5,875,684
雑収入	7,749,728,818	8,626,711,702	9,374,688,104	9,969,769,149	11,007,464,856	11,624,721,210
基礎年金給付費	1,354,889,935	1,954,815,321	2,596,833,054	3,335,145,970	4,169,509,637	4,945,477,687
基礎年金相当給付費	6,394,730,535	6,671,687,827	6,777,530,783	6,634,391,156	6,837,771,901	6,679,046,323
繰入及交付金	108,148	208,554	224,267	232,023	183,318	197,200
諸支出金	743,739,062	870,627,239	999,505,320	1,161,456,249	1,266,645,865	1,232,811,117
歳入歳出差引	743,739,062	870,627,239	999,505,320	1,161,456,249	1,266,645,865	1,232,811,117
(翌年度へ繰越)	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
年度末現在積立金	6,239,948,546	6,456,652,180	6,559,861,365	6,491,172,920	6,672,993,473	6,863,492,261
国民年金勘定	1,450,500,979	1,541,601,348	1,646,593,800	1,729,584,598	1,825,122,108	1,920,898,183
歳入	1,068,287,727	1,155,028,518	1,238,236,240	1,088,933,446	1,184,555,938	1,467,871,595
一般会計より受入	3,276,870,663	3,266,672,758	3,158,727,986	3,132,806,722	3,186,849,547	3,039,463,490
基礎年金勘定より受入	205,708,138	255,111,915	278,925,274	304,284,364	318,373,231	329,608,860
運用収入	238,581,038	237,583,502	237,378,065	235,563,790	158,092,650	105,650,133
雑収入	5,281,517,016	5,456,229,101	5,610,370,033	5,815,184,430	5,994,037,408	5,919,125,938
歳出	3,264,977,036	3,276,256,016	3,234,282,537	3,218,343,124	3,219,324,948	3,104,236,013
国民年金給付費	1,965,572,728	2,125,997,863	2,318,813,318	2,537,141,441	2,705,516,536	2,732,337,677
基礎年金勘定へ繰入	15,850,390	17,198,335	18,408,964	19,663,267	24,610,051	29,606,855
諸支出金	35,116,862	36,776,887	38,865,214	40,036,598	44,585,873	52,945,394
業務勘定へ繰入	958,431,530	1,000,423,079	949,491,332	675,988,490	678,955,055	944,366,322
歳入歳出差引	233,030,433	232,103,415	230,841,113	152,887,463	100,867,432	51,073,789
(超過受入)	725,401,097	768,319,664	718,650,219	523,101,027	578,088,632	893,292,533
(積立金へ繰入)	4,357,171,434	5,127,518,672	5,846,811,259	6,371,210,828	6,951,616,007	7,849,327,723
年度末現在積立金	402,567,150	328,580,319	267,131,407	229,248,383	201,514,971	171,781,944
福祉年金勘定	290,234,466	239,649,235	210,804,216	195,272,164	173,765,956	143,792,265
歳入	112,332,684	88,931,084	56,327,191	33,976,219	27,749,015	27,989,679
雑収入等	314,294,386	272,967,315	233,895,902	201,950,503	173,846,935	144,565,107
歳出	314,294,164	272,967,307	233,895,815	201,950,217	173,846,870	144,565,033
福祉年金給付費	222	8	87	286	65	74
諸支出金	88,272,784	55,613,004	33,295,505	27,297,880	27,668,036	27,216,837
歳入歳出差引	1,542,051,533	1,649,783,570	1,753,637,709	1,838,527,943	1,935,561,563	2,039,323,340
歳入	139,397,126	143,175,910	145,637,055	152,643,041	158,318,064	160,554,200
一般会計より受入	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793	1,818,807,201
印紙売さばき収入	35,116,862	36,776,887	38,865,214	40,036,598	44,585,873	52,945,394
国民年金勘定より受入	3,638,507	6,009,488	4,443,730	4,263,645	5,163,833	7,016,545
雑収入等	1,538,079,593	1,644,132,749	1,750,052,441	1,833,289,412	1,927,177,938	2,028,080,293
歳出	138,795,272	143,863,836	146,769,102	152,490,873	157,005,727	160,365,300
業務取扱費	326,850	359,665	360,823	392,059	405,816	378,189
施設整備費	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793	1,818,807,201
国民年金勘定へ繰入	34,337,752	36,087,964	38,230,806	38,821,821	42,272,601	48,529,603
福祉施設費	3,971,940	5,650,820	3,585,267	5,238,531	8,383,825	11,243,047
歳入歳出差引	3,913,196	3,623,246	2,942,900	3,939,989	6,067,078	6,823,864
(翌年度へ繰越)	58,744	2,027,575	642,367	1,298,542	2,316,547	4,419,183
(国民年金勘定積立金へ繰入)						

資料：社会保険庁調

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人・%)

年度	区分 総数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	30a以上 50a未満 の経営者			
				農業生産 法人構成員	後継者	その他	
昭和63年度	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
4	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
6	405,803	203,144	202,659	4,335	1,393	195,825	1,106
7	371,632	180,505	191,127	3,799	1,354	184,850	1,124
8	340,477	160,642	179,835	3,338	1,300	172,501	2,696
8年度構成比	100.0	47.2	52.8	1.0	0.4	50.6	0.8

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。
資料：農業者年金基金「事業年報」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
経営移譲年金 人員 金額	652,645 181,682,453	660,559 162,266,104	669,347 137,097,029	671,125 111,595,857	674,181 96,633,252	671,091 87,943,017
農業者老齢年金 人員 金額	496,098 57,599,142	536,673 65,460,042	573,243 72,727,605	607,549 83,911,848	635,353 90,714,064	633,740 92,341,793

資料：農業者年金基金調

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 益	814,503,579	801,813,290	797,448,491	823,996,448	793,309,963	630,476,582
(年金給付関係)	809,515,626	796,715,974	792,266,522	818,688,720	787,913,642	624,982,998
保険料収入	72,238,511	70,675,892	70,118,378	68,172,980	65,483,010	61,399,296
運用収入	22,678,015	18,006,243	16,155,296	13,333,360	10,206,117	8,193,985
国庫補助金・負担金収入	99,707,827	104,469,698	104,511,444	108,183,191	101,441,121	89,710,367
支払・責任準備金戻入	581,313,427	565,717,885	564,517,339	578,012,114	610,781,832	439,428,095
雑 益	39,300	72,557	35,086	801	1,559	205,997
当期欠損金	33,538,547	37,773,697	36,928,976	50,986,270	—	26,045,255
(年金給付関係以外)	4,987,952	5,097,316	5,181,969	5,307,728	5,396,321	5,493,584
国庫補助金収入	4,369,808	4,484,440	4,572,867	4,691,012	4,792,112	4,925,318
資産見返補助金収入	4,758	4,977	4,647	4,523	4,605	5,157
運用収入	605,191	603,797	600,684	608,914	596,708	560,294
雑 益	8,195	4,100	3,770	3,278	2,894	2,814
費 用	814,503,579	801,813,290	797,448,491	823,996,448	793,309,963	630,476,582
(年金給付関係)	809,515,627	796,715,974	792,266,522	818,688,720	787,913,642	624,982,998
給付金	242,262,906	230,626,104	212,573,322	206,369,002	192,910,905	185,899,200
支払・責任準備金繰入	565,717,885	564,517,339	578,012,114	610,781,832	439,428,095	437,192,483
雑 損	—	—	—	—	—	12,188
保険料還付金	1,534,836	1,572,530	1,681,085	1,537,884	1,540,364	1,879,126
当期利益金	—	—	—	—	154,034,277	—
(年金給付関係以外)	4,987,952	5,097,316	5,181,969	5,307,728	5,396,321	5,493,584
一般管理費	4,985,734	5,096,392	5,181,071	5,307,415	5,396,146	5,492,294
固定資産除却損	0	322	51	26	13	997
当期利益金	2,217	601	846	286	161	292

資料：農業者年金基金調

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	組 合 員 数		
	長期組合員	短期組合員	計
平成3年度 (1991)	< 1 > (3,255) 1,128,678	(33,163) 94	(36,419) 1,128,772
4 (1992)	< 3 > (3,357) 1,126,944	(31,517) 98	(34,877) 1,127,042
5 (1993)	< 4 > (3,438) 1,123,132	(29,051) 98	(32,493) 1,123,230
6 (1994)	< 1 > (3,487) 1,124,276	(28,106) 99	(31,594) 1,124,375
7 (1995)	(3,441) 1,121,122	(28,514) 97	(31,955) 1,121,219
8 (1996)	(3,529) 1,120,155	(26,951) 98	(30,480) 1,120,253
衆議院	(1) 2,600	(135) —	(136) 2,600
参議院	— 1,336	(54) —	(54) 1,336
総務府	(288) 20,505	(597) 44	(855) 20,549
法務省	(4) 30,278	(847) 5	(851) 30,283
外務省	(10) 5,049	(84) 2	(94) 5,051
大蔵省	(410) 72,456	(1,254) 6	(1,664) 72,462
文部省	(290) 138,127	(3,496) 2	(3,786) 138,129
農林水産省	(223) 35,044	(857) 3	(1,080) 35,047
通商産業省	(505) 12,314	(207) 3	(712) 12,317
運輸省	(623) 37,544	(581) 11	(1,204) 37,555
厚生省	(240) 5,783	(112) 8	(352) 5,791
厚生省第二	(6) 55,066	(1,517) —	(1,523) 55,066
労働省	(217) 23,218	(202) 8	(419) 23,226
裁判所	(2) 26,119	(1,417) —	(1,419) 26,119
会計検査院	(20) 1,245	(12) —	(32) 1,245
刑務所	— 20,992	(502) —	(502) 20,992
防衛施設庁	(1) 3,299	(33) —	(34) 3,299
防衛庁	— 265,154	(2,008) 2	(2,008) 265,156
印刷局	(1) 6,035	(71) —	(72) 6,035
造幣局	— 1,419	(20) —	(20) 1,419
林野庁	(22) 18,030	(2,078) —	(2,100) 18,030
建設省	(492) 24,408	(555) 2	(1,047) 24,410
郵政省	(174) 301,914	(9,929) 2	(10,103) 301,916
連合会職員	— 12,220	(383) —	(383) 12,220

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額		
		長期組合員	短期組合員	平均
(29,785) 1,591,347	(0.90) 1.41	<530,000> (451,303) 339,950	(297,257) 710,000	346,749
(27,424) 1,568,554	(0.87) 1.39	<453,333> (461,055) 351,401	(304,866) 980,000	362,242
(24,715) 1,546,413	(0.85) 1.38	<362,500> (472,184) 360,400	(317,237) 980,000	372,809
(23,953) 1,538,008	(0.85) 1.37	<300,000> (507,374) 371,116	(325,155) 980,000	378,593
(24,347) 1,523,173	(0.85) 1.36	(516,972) 378,364	(331,104) 980,000	386,520
(22,767) 1,509,658	(0.84) 1.35	(521,907) 384,762	(337,905) 980,000	393,799
(101) 2,365	(0.75) 0.91	(260,000) 437,454	(445,704) —	479,881
(55) 1,485	(1.02) 1.11	— 457,148	(467,037) —	502,231
(473) 27,160	(0.79) 1.32	(501,493) 405,736	(319,966) 980,000	421,668
(860) 40,406	(1.02) 1.33	(590,000) 392,933	(379,374) 980,000	407,029
(85) 7,469	(1.01) 1.48	(559,000) 425,072	(409,762) 980,000	457,961
(1,425) 106,325	(1.14) 1.47	(527,610) 409,186	(382,177) 980,000	418,294
(2,793) 198,475	(0.80) 1.44	(439,586) 432,399	(365,555) 980,000	446,358
(716) 55,495	(0.84) 1.58	(520,314) 385,674	(345,461) 980,000	392,241
(209) 17,071	(1.01) 1.39	(520,000) 444,290	(408,792) 980,000	467,078
(524) 65,632	(0.90) 1.75	(544,254) 425,358	(381,136) 980,000	437,387
(66) 7,058	(0.59) 1.22	(496,000) 430,666	(364,911) 980,000	454,160
(638) 46,923	(0.42) 0.85	(466,667) 403,111	(327,680) —	422,990
(156) 29,590	(0.77) 1.27	(557,880) 372,860	(342,426) 980,000	375,391
(1,189) 27,108	(0.84) 1.04	(590,000) 387,606	(329,308) —	417,115
(9) 1,495	(0.75) 1.20	(546,500) 435,382	(409,167) —	457,149
(460) 37,115	(0.92) 1.77	— 422,331	(336,753) —	427,223
(25) 5,106	(0.76) 1.55	(530,000) 404,789	(318,788) —	415,153
(2,033) 348,392	(1.01) 1.31	— 343,813	(305,842) 980,000	347,450
(29) 6,831	(0.41) 1.13	(410,000) 368,360	(336,338) —	372,499
(17) 2,017	(0.85) 1.42	— 364,498	(331,000) —	368,465
(1,831) 25,781	(0.88) 1.43	(531,364) 366,373	(280,250) —	368,581
(366) 35,770	(0.66) 1.47	(550,569) 395,722	(298,541) 980,000	399,916
(8,563) 406,555	(0.86) 1.35	(512,356) 375,743	(334,608) 980,000	381,747
(144) 8,034	(0.38) 0.66	— 387,003	(331,734) —	412,009

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者、その他は自衛官である。
 2 長期組合員欄内の()書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲である。
 3 短期組合員欄内の()書は、任意継続組合員(退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲である。
 資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。

第120表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns (1991-1996) and multiple rows for medical benefits including hospital care, medication, and nursing costs.

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns (1991-1996) for unemployment benefits including sick leave, childbirth, and parental leave.

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns (1991-1996) for disaster relief including bereavement and disaster relief payments.

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns (1991-1996) for additional benefits including family care, childbirth, and funeral costs.

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
組合員分	6,323,693	6,304,891	6,269,772	6,242,777	6,291,147	6,272,115
日数	14,691,629	14,465,805	14,295,345	13,928,392	13,943,844	13,685,497
金額	93,728,248	98,458,517	99,429,080	96,510,010	98,240,932	100,421,701
一般診療	5,171,896	5,141,430	5,100,346	5,080,237	5,140,529	5,089,606
日数	11,592,897	11,362,470	11,137,009	10,857,969	10,935,452	10,608,209
金額	79,119,185	82,947,485	83,640,673	80,740,709	82,745,247	83,827,828
入院	109,627	106,166	102,864	100,273	102,499	102,852
日数	1,523,334	1,472,619	1,472,185	1,292,015	1,327,372	1,297,870
金額	27,293,092	29,862,250	29,461,737	27,649,022	28,064,704	29,144,883
外来	5,062,269	5,035,264	4,997,482	4,979,964	5,038,030	4,986,754
日数	10,069,563	9,889,851	9,664,824	9,565,954	9,608,080	9,310,339
金額	51,826,093	53,085,235	54,178,935	53,091,687	54,680,543	54,682,945
歯科診療	1,151,797	1,163,461	1,169,426	1,162,540	1,150,618	1,182,509
日数	3,098,732	3,103,335	3,098,336	3,070,423	3,008,392	3,077,288
金額	14,609,063	15,511,032	15,788,408	15,769,301	15,495,685	16,593,873
被扶養者分	10,335,319	10,259,745	10,103,222	9,985,923	10,029,152	9,983,252
日数	23,453,058	23,004,893	22,590,456	21,956,003	21,852,313	21,482,641
金額	95,431,674	98,695,475	100,515,684	99,484,297	100,622,489	104,666,359
一般診療	8,299,985	8,169,598	8,169,598	8,109,719	8,209,033	8,158,328
日数	18,659,312	18,359,109	18,016,383	17,506,464	17,542,137	17,234,322
金額	80,153,558	83,153,078	84,881,016	84,275,423	85,767,111	89,374,129
入院	180,996	176,735	174,638	170,239	174,764	173,590
日数	2,284,416	2,191,481	2,161,377	2,068,452	2,100,676	2,073,495
金額	31,531,502	33,230,234	34,180,505	33,125,625	33,146,391	34,890,142
外来	8,158,824	8,123,250	7,994,960	7,939,480	8,034,269	7,984,738
日数	16,374,896	16,167,628	15,855,006	15,438,012	15,441,461	15,160,827
金額	48,622,057	49,922,844	50,700,510	51,149,798	52,620,720	54,483,987
歯科診療	1,995,499	1,959,760	1,933,624	1,876,204	1,820,119	1,824,924
日数	4,793,746	4,645,784	4,574,073	4,449,539	4,310,176	4,248,319
金額	15,278,116	15,542,397	15,634,668	15,208,874	14,855,378	15,292,230

(注) 老人保健による給付費を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第122表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(金額 単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
〈組合員分〉						
診療費	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	14,822	15,616	15,858	15,459	15,616	16,011
診療1件当金額	80,606	84,663	85,438	83,354	85,251	87,414
組合員1人当金額	5,438	5,422	5,387	5,392	5,459	5,460
組合員1,000人当件数	13.9	13.9	14.3	12.9	13.0	12.6
入院	248,963	281,279	286,414	275,737	273,805	283,367
診療1件当日数	23,472	25,678	25,316	23,880	24,354	25,370
診療1件当金額	94	91	88	87	89	90
組合員1人当金額	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9
組合員1,000人当件数	10,238	10,543	10,841	10,661	10,854	10,966
入院外	44,570	45,674	46,555	45,854	47,450	47,600
診療1件当日数	4,354	4,330	4,294	4,301	4,372	4,341
診療1件当金額	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6
組合員1人当金額	12,684	13,332	13,501	13,565	13,467	14,033
組合員1,000人当件数	12,564	13,338	13,567	13,620	13,447	14,444
産費	991	1,000	1,005	1,004	998	1,029
組合員1,000人当件数	5.6	5.7	5.7	6.1	6.1	6.4
埋葬料	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4
組合員1,000人当件数						
〈被扶養者分〉						
診療費	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	9,234	9,620	9,949	9,962	10,033	10,484
診療1件当金額	82,071	84,867	86,371	85,922	87,318	91,109
組合員1人当金額	8,888	8,822	8,687	8,625	8,703	8,690
組合員1,000人当件数	12.6	12.4	12.4	12.2	12.0	11.9
入院	174,211	188,023	195,722	194,583	189,664	200,992
診療1件当日数	27,117	28,574	29,371	28,610	28,764	30,371
診療1件当金額	156	152	150	147	152	151
組合員1人当金額	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
組合員1,000人当件数	5,959	6,146	6,342	6,442	6,550	6,824
入院外	41,815	42,928	43,566	44,177	45,663	47,427
診療1件当日数	7,017	6,985	6,870	6,857	6,972	6,950
診療1件当金額	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
組合員1人当金額	7,656	7,931	8,086	8,106	8,162	8,380
組合員1,000人当件数	13,139	13,365	13,435	13,136	12,891	13,311
配偶者出産費	1,716	1,685	1,662	1,620	1,579	1,589
組合員1,000人当件数	26.2	25.7	25.1	25.9	24.7	24.6
家族埋葬料	5.5	5.4	5.1	5.1	4.9	4.8

(注) 第121表の(注)参照

(ii) 休業給付

(金額 単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
傷病手当金	10.0	8.9	6.9	6.9	9.0	9.7
組合員1,000人当件数	22.5	21.7	20.5	19.8	20.3	20.2
1件当日数	3,763	3,859	4,219	4,690	4,593	4,550
1日当金額	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	1.1
出産手当金	34.1	28.2	26.3	27.2	25.2	23.6
組合員1,000人当件数	5,927	6,472	6,647	7,042	7,561	7,738
1件当日数	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2
1日当金額	3.4	3.8	3.0	3.9	5.8	8.2
休業手当金	4,312	4,639	5,061	5,552	3,910	3,234

第125表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
<年 金>						
新規裁定	2,031,662	2,055,504	2,041,907	2,121,401	2,193,497	2,082,956
退職共済年金	2,248,242	2,244,975	2,226,067	2,301,900	2,339,658	2,229,008
障害共済年金	1,019,125	1,023,860	1,022,000	1,087,884	1,051,109	1,101,944
遺族共済年金	1,369,996	1,415,679	1,434,976	1,510,365	1,519,188	1,511,073
退職年金	1,723,816	1,603,238	1,002,537	1,795,528	1,767,986	1,758,121
減額退職年金	1,387,092	1,448,193	1,380,333	1,338,174	1,299,010	1,171,264
通算退職年金	592,883	384,267	487,909	532,600	392,713	597,825
障害年金	2,016,993	2,089,058	2,070,309	2,115,751	1,879,375	2,124,045
遺族年金	860,322	874,967	851,466	841,419	882,198	876,364
通算遺族年金	582,900	—	—	144,800	401,700	194,467
船員年金	—	—	—	—	—	—
公務災害給付	—	—	—	—	—	—
年度末現在	2,037,415	2,081,131	2,090,104	2,172,873	2,165,993	2,134,054
退職共済年金	2,424,507	2,417,702	2,376,986	2,433,520	2,384,726	2,314,429
障害共済年金	1,099,615	1,094,751	1,076,715	1,104,940	1,087,264	1,078,779
遺族共済年金	1,365,617	1,410,829	1,433,411	1,505,056	1,514,625	1,512,213
退職年金	2,368,198	2,441,308	2,480,741	2,606,941	2,625,959	2,627,270
減額退職年金	1,787,545	1,838,721	1,866,687	1,959,938	1,974,017	1,974,511
通算退職年金	717,466	740,636	752,655	793,948	799,426	800,782
障害年金	1,933,570	1,978,390	1,996,779	2,093,069	2,097,605	2,084,598
遺族年金	1,169,549	1,206,826	1,227,392	1,290,815	1,302,097	1,302,663
通算遺族年金	323,895	334,094	337,571	353,108	355,184	353,098
船員年金	2,247,445	2,323,506	2,369,876	2,502,850	2,490,535	2,500,152
公務災害給付	1,792,588	1,874,879	1,902,081	1,963,891	2,000,874	1,994,345
<一 時 金>						
退職一時金	1,642,454	1,595,918	1,398,028	718,077	2,604,692	131,011,800
障害一時金	1,186,660	1,257,575	2,309,800	—	—	1,387,600

(注) 退職一時金には返還一時金と脱退一時金を含む。

資料：大蔵省主計局調

第126表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利 益	411,079,689	404,658,179	415,989,157	423,434,214	434,626,918	448,426,359
負担金収入(負担金)	174,722,754	171,541,606	177,716,751	178,810,651	182,272,623	186,268,586
掛金収入(掛金)	182,814,363	178,886,536	184,752,086	185,572,204	188,773,002	191,824,605
雑 収 入	88	1	163	4	1	2
国庫補助金収入(補助金)	6,303,675	6,672,655	6,455,442	6,387,071	5,053,406	4,514,189
交付金収入(交付金)	914,402	858,923	713,844	695,950	951,071	1,215,928
支払準備金戻入	35,789,384	36,876,654	38,664,362	39,525,274	39,749,129	41,772,862
受 取 利 息	7,210,350	5,482,104	3,771,774	2,934,304	1,601,914	904,498
有価証券利息	523,582	422,653	416,464	414,817	379,635	575,057
受取配当金	404,576	408,713	737,761	569,897	436,205	420,886
貸付金利息	—	—	—	30	24	34
信託収益	47,741	38,103	28,274	12,560	3,779	1,923
有価証券売却益 (利息及び配当金)	—	5,451	161	—	—	34,521
還付金収入	545,361	505,232	319,849	313,749	159,711	78,006
賠償金収入(賠償金)	426,620	399,655	311,657	362,524	426,263	371,770
雑 益	10,320	62	187	91	80	171
前期損益修正益	187,918	540,870	174,404	188,107	223,941	217,764
当期損失金 (償還差益) (当期不足金)	1,178,557	2,018,786	1,925,606	7,639,936	14,453,044	20,169,461
	—	175	373	7,047	143,091	56,096
損 失	411,079,689	404,658,179	415,989,157	423,434,214	434,626,918	448,426,359
短期給付金	220,018,530	230,554,616	235,656,246	237,039,837	249,220,126	253,737,700
保健給付	200,044,030	209,637,156	213,783,909	213,703,539	221,782,983	228,951,157
直営保健給付	4,296,409	4,402,025	4,419,802	4,627,892	4,667,300	4,742,866
連合会直営保健給付	7,916,644	8,463,701	8,762,570	8,551,870	8,820,980	8,750,545
休業給付	1,190,866	1,067,399	880,413	922,710	2,664,162	3,476,161
災害給付	226,394	141,249	267,450	1,048,001	2,399,087	203,829
附加給付	6,344,187	6,843,087	7,542,102	8,185,824	8,885,613	7,613,142
老人保健拠出金	95,806,755	102,679,868	106,912,839	112,360,945	111,815,711	120,337,571
一部負担金返還金	10,816	70,168	10,454	12,231	12,177	9,798
退職者給付拠出金	21,271,412	22,206,633	23,795,590	28,068,728	28,744,748	29,550,891
一部負担金払戻金	1,230,337	1,361,304	1,484,941	1,442,707	1,403,856	1,458,716
信託等売買手数料	—	—	—	—	—	3,150
償還差損	—	—	—	6,850	—	—
負担金	—	—	—	—	—	100
雑 費	—	—	—	1	—	—
雑 損	58	—	—	—	15,226	545
特別拠出金	184,254	95,417	98,999	101,092	102,716	261,955
支払準備金繰入	36,876,654	38,664,362	39,525,274	39,749,129	41,772,862	42,534,369
前期損益修正損	61,966	32,108	33,688	32,069	59,573	53,419
当期利益金	35,618,908	8,993,705	8,471,125	4,620,624	1,479,922	477,964

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局調

第127表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year 1991-1996) and rows for income (利) and expense (損) items such as '負担金収入', '退職給付', and '当期利益金'.

(注) 第126表の(注)参照

資料：大蔵省主計局調

第128表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year 1991-1996) and rows for income (利) and expense (損) items such as '負担金収入', '職員給与', and '当期利益金'.

資料：大蔵省主計局調

第129表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year 1991-1996) and rows for income (利) and expense (損) items such as '負担金収入', '職員給与', and '当期利益金'.

資料：大蔵省主計局調「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第130表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	合 計	退職年金	障害年金	遺族年金	公務傷病年金	公務傷病遺族年金	殉職年金	
平成3年度 (1991)	人 員	11,028	2,280	16	7,372	288	151	921
	年金額	11,277,698	2,502,836	3,629	6,097,291	901,464	203,603	1,568,875
	1人当り 年金額	1,023	1,098	227	827	3,130	1,348	1,703
平成4年度 (1992)	人 員	10,236	1,943	15	6,982	274	153	869
	年金額	10,834,643	2,203,934	3,216	5,983,859	891,831	214,308	1,537,495
	1人当り 年金額	1,058	1,134	214	857	3,255	1,401	1,769
平成5年度 (1993)	人 員	9,493	1,670	14	6,576	261	155	817
	年金額	10,306,753	1,940,775	3,252	5,785,847	870,968	222,775	1,483,136
	1人当り 年金額	1,086	1,162	232	880	3,337	1,437	1,815
平成6年度 (1994)	人 員	8,781	1,388	14	6,199	253	147	780
	年金額	9,729,021	1,634,162	3,024	5,576,602	853,321	215,863	1,446,049
	1人当り 年金額	1,108	1,177	216	900	3,373	1,468	1,854
平成7年度 (1995)	人 員	8,085	1,158	13	5,784	238	155	737
	年金額	9,051,671	1,372,395	3,027	5,253,333	810,704	230,496	1,381,716
	1人当り 年金額	1,120	1,185	233	908	3,406	1,487	1,875
平成8年度 (1996)	人 員	7,457	992	9	5,366	235	150	705
	年金額	8,443,124	1,178,202	2,949	4,899,730	806,551	224,460	1,331,232
	1人当り 年金額	1,132	1,188	328	913	3,432	1,496	1,888

(注) 年金支給額の算定上、人員、年金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
組 合 員 数	504,417	498,496	494,225	486,807	479,142	470,698
旅客鉄道会社等	198,290	197,903	198,493	198,611	197,959	196,300
短期組合員	2	2	2	2	2	2
長期組合員	196,937	197,121	197,531	197,453	196,360	193,386
船員組合員	65	60	65	57	54	40
任意継続組合員	1,262	698	876	1,088	1,534	2,863
継続長期組合員	24	22	19	11	9	9
日本電信電話(株)	280,470	275,134	269,895	262,401	255,738	249,562
普通組合員	270,424	264,351	258,987	247,684	245,682	245,622
船員組合員	164	149	153	149	144	171
短期組合員	2	2	2	2	2	1
任意継続組合員	9,880	10,632	10,753	14,566	9,910	3,768
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	25,657	25,459	25,837	25,795	25,445	24,836
長期組合員	24,894	25,298	25,483	25,213	24,649	23,974
短期組合員	0	0	0	0	0	0
任意継続組合員	763	161	354	582	796	862
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
被 扶 養 者 数	943,763	924,393	908,938	889,431	861,314	834,632
旅客鉄道会社等	424,639	414,919	407,001	396,548	379,889	364,693
日本電信電話(株)	479,278	469,821	462,390	453,515	442,595	431,695
日本たばこ産業(株)	39,846	39,653	39,547	39,368	38,830	38,244
組合員1人当たり被扶養者数	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
旅客鉄道会社等	2.2	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9
日本電信電話(株)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
日本たばこ産業(株)	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
平均標準報酬月額	378,737	392,303	403,197	416,280	427,381	435,937
旅客鉄道会社等	351,338	370,186	382,349	392,243	399,062	403,705
日本電信電話(株)	397,681	407,216	417,917	434,636	450,153	461,937
日本たばこ産業(株)	383,413	403,071	409,604	414,629	418,829	429,426

(注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。

2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。

3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。

4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
組合員分	3,023,253	3,078,483	3,097,862	3,144,326	3,075,842	3,188,567
件数	6,702,245	7,002,770	7,001,391	7,037,873	7,478,030	7,023,536
日数	45,950,479	48,792,625	51,021,451	52,547,345	53,049,829	55,336,148
金額	2,420,145	2,463,395	2,480,136	2,527,075	2,464,506	2,564,334
一般診療	5,151,270	5,369,569	5,369,092	5,406,191	5,840,578	5,393,932
件数	37,859,271	40,210,362	42,195,144	43,711,772	44,342,271	46,095,537
日数	48,659	48,578	48,970	50,155	49,542	51,162
金額	12,434,706	13,699,773	14,489,649	15,127,062	14,955,860	16,345,095
入院	2,371,486	2,414,817	2,431,166	2,476,920	2,414,964	2,513,172
件数	4,487,537	4,692,657	4,702,728	4,741,679	5,198,446	4,721,637
日数	25,424,565	26,510,588	27,705,495	28,584,710	29,386,411	29,750,443
金額	603,108	615,088	617,726	617,251	611,336	624,233
歯科診療	1,550,975	1,633,201	1,632,299	1,631,682	1,637,452	1,629,604
件数	8,091,208	8,582,264	8,826,307	8,835,573	8,707,559	9,240,611
日数	5,954,887	5,844,630	5,586,300	5,447,813	5,338,322	5,138,072
金額	12,850,588	13,396,743	12,363,189	11,980,079	11,566,980	11,151,632
被扶養者分	50,562,957	51,111,293	50,775,310	51,228,694	50,805,239	52,304,283
件数	4,773,819	4,692,663	4,480,744	4,383,298	4,315,063	4,144,464
日数	10,068,174	10,713,175	9,757,711	9,492,241	9,164,430	8,838,911
金額	41,850,618	42,295,766	42,025,263	42,794,401	42,460,579	44,083,236
一般診療	87,677	82,348	79,484	77,847	75,327	75,476
件数	1,059,586	1,387,499	961,953	945,473	920,306	931,552
日数	14,812,084	15,256,898	15,336,109	15,465,691	14,963,772	16,321,790
金額	4,686,142	4,610,315	4,401,260	4,305,451	4,239,736	4,068,988
入院	9,008,588	9,325,676	8,795,758	8,546,768	8,244,124	7,907,359
件数	27,038,534	27,038,868	26,689,154	27,328,710	27,496,807	27,761,445
日数	1,181,068	1,151,967	1,115,556	1,064,515	1,023,259	993,608
金額	2,782,414	2,683,568	2,605,478	2,487,838	2,402,550	2,312,721
歯科診療	8,712,339	8,815,527	8,750,047	8,434,294	8,144,659	8,221,048

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《組合員分》						
診療費	5,959	6,143	6,246	6,416	6,355	6,702
組合員1,000人当件数	90,575	97,362	102,864	107,216	109,603	116,310
組合員1人当金額	15,199	15,850	16,470	16,712	17,247	17,355
診療1件当金額	2.2	2.3	2.3	2.2	2.4	2.2
診療1件当日数	4,770	4,916	5,000	5,156	5,092	5,390
一般診療	74,626	80,237	85,070	89,188	91,613	96,887
組合員1,000人当件数	15,643	16,323	17,013	17,297	17,992	17,976
組合員1人当金額	2.1	2.2	2.2	2.1	2.4	2.1
診療1件当日数	96	97	99	102	102	108
入院	24,511	27,337	29,213	30,865	30,899	34,355
組合員1,000人当件数	255,548	282,016	295,888	301,606	301,882	319,477
組合員1人当金額	13.6	13.9	13.6	13.2	13.0	13.1
診療1件当日数	4,675	4,819	4,901	5,054	4,989	5,282
外来	50,116	52,900	55,857	58,323	60,713	62,532
組合員1,000人当件数	10,721	10,978	11,396	11,540	12,168	11,838
組合員1人当金額	1.9	1.9	1.9	1.9	2.2	1.9
診療1件当日数	1,189	1,227	1,245	1,259	1,263	1,312
歯科診療	15,949	17,125	17,795	18,028	17,990	19,422
組合員1,000人当件数	13,416	13,953	14,288	14,314	14,243	14,803
組合員1人当金額	2.6	2.7	2.6	2.6	2.7	2.6
診療1件当日数	5.8	6.7	6.3	5.2	0.8	0.0
看護料	4,181	3,495	3,600	3,765	4,011	6,317
組合員1,000人当日数	1.9	1.7	1.6	1.6	1.6	1.7
1日当金額	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.5
出産費	11,738	11,663	11,283	11,116	11,029	10,800
組合員1,000人当件数	99,667	101,989	102,368	104,525	104,552	109,937
組合員1人当金額	8,491	8,745	9,073	9,404	9,480	10,180
診療1件当金額	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	9,410	9,364	9,034	8,944	8,915	8,711
一般診療	82,494	84,398	84,727	87,316	87,725	92,657
組合員1,000人当件数	8,767	9,013	9,379	9,763	9,840	10,637
組合員1人当金額	2.1	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1
診療1件当日数	173	164	160	159	156	159
入院	29,197	30,444	30,919	31,556	30,916	34,306
組合員1,000人当件数	168,939	185,273	192,946	198,668	198,651	216,251
組合員1人当金額	12.1	16.8	12.1	12.1	12.2	12.3
診療1件当日数	9,237	9,200	8,873	8,785	8,759	8,552
外来	53,297	53,954	53,808	55,761	56,809	58,351
組合員1,000人当件数	5,770	5,865	6,064	6,347	6,485	6,823
組合員1人当金額	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
診療1件当日数	2,328	2,299	2,249	2,172	2,114	2,088
歯科診療	17,173	17,591	17,641	17,209	16,827	17,280
組合員1,000人当件数	7,377	7,653	7,844	7,923	7,960	8,274
組合員1人当金額	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
診療1件当日数	11.2	10.9	9.4	7.6	2.3	0.3
看護料	3,132	3,185	3,322	3,355	3,443	2,803
組合員1,000人当日数	27.4	24.9	22.7	22.5	19.5	18.9
配偶者出産費	5.9	5.8	5.9	6.6	6.0	6.3
家族埋葬料						

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	21.0	22.7	22.2	22.9	22.8	24.1
	1件当日数	16.2	15.5	15.6	15.8	15.6	15.5
	1日当金額	7,994	8,579	8,965	9,576	10,964	10,984
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	1.3
	1件当日数	17.8	16.8	18.5	17.9	17.7	17.0
	1日当金額	5,464	6,273	6,580	6,495	7,437	7,863
休業手当金	組合員1,000人当件数	4.2	3.9	3.1	2.6	2.2	1.7
	1件当日数	3.8	4.0	3.9	4.1	4.5	4.8
	1日当金額	5,678	5,887	6,074	6,735	7,387	7,791

(ii) 災害給付

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	338,947	365,455	324,444	417,500	395,714	450,667
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	308,000	293,462	318,500	303,059	292,833	335,000
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.1	0.3	1.7	4.1	0.2
	1件当金額	586,025	792,800	641,657	567,455	482,716	602,843

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位：千円)

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	件数	3,741,736	3,747,124	3,748,625	3,741,792	3,759,474	3,763,595
	金額	1,210,143,483	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430	1,303,999,316	1,293,205,753
退職共済年金	件数	494,992	535,665	572,755	610,995	669,761	711,036
	金額	158,091,661	174,186,384	185,777,142	198,040,491	216,832,461	224,363,871
障害共済年金	件数	1,780	2,273	2,836	3,541	4,383	4,984
	金額	270,722	330,857	425,834	520,086	645,198	733,616
遺族共済年金	件数	232,788	280,737	330,773	380,226	431,320	481,859
	金額	51,127,690	63,607,745	76,397,799	89,869,747	105,064,626	117,161,281
退職年金	件数	1,877,903	1,815,400	1,753,868	1,693,841	1,632,489	1,570,948
	金額	720,159,033	715,048,048	704,352,279	699,142,921	696,608,037	672,522,365
減額退職年金	件数	478,628	474,330	468,810	463,084	456,986	450,993
	金額	156,334,368	158,168,947	158,738,545	160,626,575	163,465,287	161,491,878
通算退職年金	件数	5,150	5,009	4,868	4,687	4,565	4,424
	金額	524,227	510,185	514,733	502,112	502,907	498,598
退職一時金	件数	3	1	3	10	1	5
	金額	3,332	1,935	4,411	23,819	280	4,462
障害年金	件数	25,999	24,944	23,948	22,972	21,526	20,967
	金額	6,742,818	6,627,988	6,505,119	6,422,779	6,310,538	6,002,844
障害一時金	件数	3	—	1	1	3	3
	金額	3,558	—	1,046	1,988	5,655	4,485
遺族年金	件数	601,292	580,048	558,337	536,477	513,476	494,365
	金額	108,625,556	108,197,275	106,330,242	105,077,808	104,195,404	100,384,636
通算遺族年金	件数	602	598	595	590	578	564
	金額	22,656	26,075	24,175	24,781	24,885	24,381
死亡一時金	件数	10	9	8	6	5	9
	金額	17,571	20,868	16,778	18,569	14,289	27,260
船員年金	件数	—	6,622	6,419	5,937	6,063	5,886
	金額	—	2,992,370	2,958,247	2,960,961	2,981,799	2,900,275
公務災害給付	件数	22,586	21,488	20,404	19,425	18,318	17,552
	金額	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792	7,347,949	7,085,801

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include 合計, 退職共済年金, 障害共済年金, etc.

資料: 国鉄清算事業団、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include 合計, 退職共済年金, 障害共済年金, etc.

資料: 国鉄清算事業団、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社調

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include <年金>, 新規裁定, 退職共済年金, etc.

資料: 大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利 益	218,811,183	218,649,251	222,917,435	226,530,478	230,571,965	233,686,908
負担金収入(負担金)	92,973,610	92,672,670	95,002,762	95,976,004	94,261,948	96,714,555
掛金収入(掛金)	96,735,647	96,131,208	98,030,451	99,426,612	99,157,436	99,535,672
雑収入等	3,588,737	3,553,632	3,059,313	1,652,868	7,814,900	9,474,388
国庫補助金収入(補助金)	587,234	627,529	529,117	2,991,210	3,278,317	2,910,681
支払準備金戻入	18,074,744	18,664,162	19,493,177	19,970,689	20,827,964	21,269,780
受取利息	1,953,029	1,185,859	761,589	674,659	275,362	268,140
有価証券利息	3,611,425	3,700,526	3,600,309	3,721,551	3,703,020	2,762,808
信託収益 (利息及び配当金)	1,233,031	2,006,378	2,318,165	1,981,269	1,190,118	657,881
前期損益修正益	24,275	23,992	19,323	47,375	48,464	54,820
償還差益	29,452	83,295	103,228	88,241	14,435	38,183
当期不足金	—	—	—	—	—	—
損 失	218,811,183	218,649,251	222,917,435	226,530,478	230,571,965	233,686,908
短期給付金	111,331,058	116,200,598	118,984,867	124,107,745	126,775,277	129,745,757
保健給付	107,013,578	111,832,370	114,216,297	117,999,102	120,055,100	124,368,151
休業給付	1,467,857	1,597,083	1,625,395	1,776,675	1,987,991	2,062,925
災害給付	82,555	47,475	115,833	793,579	955,477	80,777
附加給付	2,767,068	2,723,670	3,027,342	3,538,388	3,776,708	3,233,904
老人保健拠出金	46,637,277	49,133,647	50,341,498	52,112,252	56,946,780	60,897,428
退職者給付拠出金	10,428,555	10,973,284	11,187,618	12,833,075	13,394,524	13,776,499
一部負担金払戻金	653,916	758,465	839,267	860,038	843,404	906,414
償還差損	1,166	92,637	304	1,183	3,271	6,156
負担金	—	—	—	—	—	—
特別拠出金	87,469	45,352	46,207	47,015	47,618	118,537
支払準備金繰入	18,664,162	19,493,177	19,970,689	20,827,964	21,269,780	21,775,362
雑費	—	—	—	130	—	—
雑損	—	—	137	—	5,459	1,499
前期損益修正損	5,657	5,019	15,499	29,603	12,209	18,753
当期利益金	31,001,922	21,947,072	21,531,349	15,711,474	11,273,641	6,440,501

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(i) 適用法人合計

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利 益	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490	1,646,893,512	1,700,279,241	1,787,075,458
負担金収入(負担金)	835,208,486	833,754,076	846,537,361	855,692,838	888,678,841	879,746,259
掛金収入(掛金)	172,429,629	178,003,454	181,977,891	190,363,569	210,379,603	217,501,028
受取利息	26,304,742	24,490,020	21,346,086	20,718,047	17,738,473	15,382,072
有価証券利息	57,016,807	63,346,991	54,015,359	53,741,119	52,969,485	51,008,886
受取配当金	1,876,815	1,816,766	1,724,003	1,801,805	1,838,649	2,023,084
信託収益	4,809,874	2,507,876	7,548,965	5,195,476	10,013,524	16,272,476
投資不動産収益	16,684,825	18,489,588	16,487,542	21,073,544	17,216,018	29,083,024
生命保険資産収益 (利息及び配当金)	6,357,089	7,331,504	8,801,175	6,920,355	6,293,620	2,912,203
貸付料	—	—	—	—	—	—
有価証券売却益 (財産処分益)	1,083,945	190,595	330,557	219,212	365,317	52,442,063
償還差益	1,007,730	1,371,163	1,355,423	459,859	299,812	208,298
雑収入	8,240	8,240	12,772	14,420	10,300	52,942
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	57,027	74,307	55,637	140,168	145,373	167,317
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	150,283,275	170,250,417	191,405,903	215,039,523	237,204,028	244,494,238
長期財調交付金	8,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	2,000,000	2,000,000
制度間調整交付金収入 (負担調整交付金)	251,542,937	265,888,436	256,963,354	270,787,437	254,932,899	273,509,359
前期損益修正益	120,878	127,503	197,290	246,507	193,296	270,572
その他の他	—	0	3,265	4,257	3	1,638
当期不足金 (当期損失金)	107,774	1,227,780	316,906	475,377	—	—
損 失	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490	1,646,893,512	1,700,279,241	1,787,075,458
長期給付金	1,210,143,484	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430	1,303,999,316	1,293,205,753
退職給付	1,035,112,620	1,047,916,621	1,049,387,110	1,058,333,470	1,077,408,972	1,058,876,712
障害給付	7,017,098	6,958,845	6,931,999	6,944,853	6,961,391	6,740,945
遺族給付	159,793,473	171,850,842	182,768,994	194,993,354	209,299,204	217,602,020
船員給付	—	2,992,370	2,958,247	2,960,961	2,981,799	2,900,275
公務災害給付	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792	7,347,949	7,085,801
旅務費	—	—	—	—	—	—
保険料	—	—	—	—	—	—
諸謝金	—	—	—	—	—	—
負担金	—	—	—	150	—	43,028
その他の他	3,235,372	1,987,542	2,070,641	1,977,125	2,083,278	4,998,500
償還差損	79,065	65,355	82,158	76,658	34,549	38,424
長期財調拠出金	—	—	—	—	—	—
基礎年金拠出金	90,965,953	100,271,157	105,457,573	111,539,302	121,781,644	126,730,832
制度間調整拠出金	134,946,786	149,293,493	157,996,162	171,736,497	190,179,850	208,802,887
前期損益修正損	2,204	9,328	27,804	18,613	5,302	15,751
当期利益金	93,527,210	87,404,314	77,488,283	90,634,736	82,195,304	153,240,284

(注) 第138表の(注)参照

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

(ii) 平成8年度(1996年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利益	1,058,138,443	645,098,527	83,838,489	1,787,075,458
負担金収入	479,037,352	236,046,443	42,662,464	757,746,259
掛金収入	94,133,240	111,591,286	11,776,502	217,501,028
基礎年金交付金収入	190,410,622	43,099,789	10,983,826	244,494,238
長期財調交付金収入	2,000,000	—	—	2,000,000
制度間調整交付金収入	143,795,664	114,305,516	15,408,178	273,509,359
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	153,963	13,355	—	167,317
雑収入	—	—	52,942	52,942
利息及び配当金等	26,328,659	139,877,454	2,917,694	169,123,807
償還差益	64,809	107,010	36,480	208,298
その他	214,134	57,673	402	272,210
当期損失金	—	—	—	—
損失	1,058,138,443	645,098,527	83,838,489	1,787,075,458
長期給付	873,700,209	353,528,344	65,977,200	1,293,205,753
退職給付	694,268,621	308,416,280	55,693,213	1,058,378,114
障害給付	4,452,309	2,003,959	284,677	6,740,945
遺族給付	164,985,919	42,679,492	9,904,888	217,570,298
公務災害給付	6,911,458	161,559	12,784	7,085,801
船員給付	2,900,275	—	—	2,900,275
通算退職年金	158,998	262,704	76,896	498,598
返還一時金	1,482	290	—	1,772
脱退一時金	1,257	1,434	—	2,690
特例死亡一時金	19,890	2,626	4,744	27,260
その他	76,838	4,967,284	13,157	5,057,280
償還差損	38,424	—	—	38,424
基礎年金拠出金	56,321,372	64,079,584	6,329,876	126,730,832
制度間調整拠出金	81,795,664	115,598,996	11,408,227	208,802,887
当期利益金	46,205,938	106,924,317	110,029	153,240,284
年度末現在長期給付積立金	414,859,900	2,005,222,750	80,629,541	2,500,712,191

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利益	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039	2,595,434	2,502,585
負担金収入(負担金)	1,164,011	1,535,252	1,569,416	1,586,908	2,008,813	1,862,421
国庫補助金収入(補助金)	568,757	567,303	566,076	567,103	574,749	563,872
受取利息等(利息及び配当金)	41,049	28,260	24,250	21,800	10,812	7,252
雑収入	629	756	1,095	1,099	1,060	1,026
前期損益修正益	0	359	3	25	—	—
当期損失金	108,968	799	12,226	88,105	—	68,015
当期不足金	—	—	—	—	—	—
損失	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039	2,595,434	2,502,585
職員給与	2,016	2,145	2,520	2,505	2,505	2,505
厚生費	—	—	—	—	—	—
旅費	67,934	64,898	64,772	58,159	58,386	63,766
事務費	572,425	605,434	596,015	622,022	597,309	606,276
その他	1,213,292	1,283,824	1,365,574	1,559,286	1,662,407	1,820,012
財産処分損	37	—	—	104	—	349
当期利益金	27,710	176,429	144,183	22,963	274,827	9,678

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
利益	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130	8,543,716	34,851,000
負担金収入(負担金)	3,077,426	3,144,164	3,222,732	3,276,217	3,295,491	3,349,235
掛金収入(掛金)	3,204,516	3,267,368	3,330,428	3,399,230	3,470,484	3,451,290
国庫補助金収入(補助金)	43,498	9,868	—	—	30,240	83,582
交付金収入	71,116	68,879	74,916	71,419	57,677	56,052
受取利息等(利息及び配当金)	1,024,089	893,119	771,276	667,739	468,417	421,759
相互繰入金	—	—	—	—	—	26,617,148
施設収入	1,083,792	1,048,886	1,049,113	1,041,206	757,557	509,761
雑収入	38,235	73,578	62,028	79,269	83,564	85,898
償還差益	7,130	26,669	372	251	6,354	27
その他	62,133	63,869	166,562	115,158	371,961	253,220
前期損益修正益	23,368	2,654	322	2,641	1,970	23,030
損失	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130	8,543,716	34,851,000
職員給与	24,251	25,323	35,455	36,294	37,298	30,120
厚生費	2,144,007	2,601,272	2,971,095	2,970,547	3,151,352	3,060,549
旅費	32,010	26,052	23,759	19,516	17,395	16,559
事務費	54,203	45,452	44,401	27,547	26,705	20,872
その他	2,383,069	2,452,436	2,898,476	2,923,545	2,607,216	2,482,038
財産処分損	159,230	296,015	264,049	189,359	165,289	6,106,001
当期利益金	2,390,533	1,686,505	261,842	662,283	635,300	20,751,157
繰入金	1,328,000	1,336,000	2,055,673	1,721,040	1,799,179	1,981,128
相互繰入金	120,000	130,000	123,000	103,000	103,982	402,576

(注) 第140表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第142表 国家公務員共済組合等所要財源率

平成10年4月1日現在 (単位 %))

区 分	短 期 給 付			長 期 給 付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合	衆議院	29.00	29.06	58.06	91.95	92.35
	参議院	28.00	28.06	56.06		
	総理府	43.00	43.06	86.06		
	法務省	40.00	40.06	80.06		
	外務省(本)	33.50	33.56	67.06		
		(在)	16.00	16.06		
	大蔵省	39.00	39.06	78.06		
	文部省	37.00	37.06	74.06		
	農林水産省	46.00	46.06	92.06		
	通商産業省	37.50	37.56	75.06		
	運輸省	40.00	40.06	80.06		
	厚生省	36.50	36.56	73.06		
	厚生省第二	34.50	34.56	69.06		
	労働省	42.70	42.76	85.46		
	裁判所	37.50	37.56	75.06		
	会計検査院	28.00	28.06	56.06		
	刑務務	42.50	42.56	85.06		
	防衛施設庁	41.00	41.06	82.06		
	防衛庁(自)	28.00	28.06	56.06		
	(文)	37.00	37.06	74.06		
印刷局	37.00	37.06	74.06			
造幣局	47.10	47.16	94.26			
林野庁	57.80	57.86	115.66			
建設省	45.40	45.46	90.86			
連合会職員	35.00	35.06	70.06			
郵政省	39.00	39.06	78.06			
地方職員	52.0	52.0	104.0			
(41.6)	(41.6)	(83.2)				
公立学校	44.2	44.2	88.4			
(35.36)	(35.36)	(70.72)				
警察	52.75	52.75	105.5			
(42.2)	(42.2)	(84.4)				
東京都職員	48.6	48.6	97.2			
(38.88)	(38.88)	(77.76)	103.5			
指定都市職員	49.0~64.26	49.0~64.26	98.0~128.52	(82.80)	104.7	
(39.2~51.408)	(39.2~51.408)	(78.4~102.816)		(83.76)		
都市職員	51.00~60.79	51.00~60.79	102.00~121.58			
(40.8~48.632)	(40.8~48.632)	(81.6~97.264)				
市町村職員	44.0~63.98	44.0~63.98	88.00~127.96			
(35.2~51.184)	(35.2~51.184)	(70.4~102.368)				

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る。)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。
 2 長期給付は一般組合員に係る率である。
 3 財源率は給料に対する率であり、() 書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。
 4 短期給付の財源率には、福祉財源率を含む。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

各年度末現在

区 分	組 合 員 数	組 合 員 数					被扶養者数		組合員1人当り本俸月額						
		合計	短期長期	短期	長期	任継	継続長期	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	平均	短期長期	短期	長期	任継	継続長期
平成3年度	90	3,371,621	2,901,987	47	398,515	70,941	131	3,906,798	1.3	302,457	302,398	406,702	306,817	280,246	339,252
					(7)			(57,829)	(0.8)						
4	90	3,366,823	2,914,615	42	401,786	70,238	142	3,869,287	1.3	312,249	312,183	425,071	316,486	280,552	347,542
					(6)			(56,958)	(0.8)						
5	90	3,401,479	2,929,476	33	405,695	66,139	136	3,859,669	1.3	319,904	319,863	450,424	323,292	299,696	352,965
					(7)			(52,917)	(0.8)						
6	90	3,406,139	2,936,133	23	408,060	61,644	279	3,840,337	1.3	332,226	332,603	446,043	333,398	306,467	332,577
					(4)			(49,179)	(0.8)						
7	90	3,401,630	2,931,593	17	407,441	62,211	366	3,816,748	1.3	338,876	339,459	450,294	338,811	311,802	342,432
					(5)			(48,937)	(0.8)						
8	90	3,396,957	2,928,580	11	407,133	60,769	465	3,781,035	1.3	345,662	346,465	456,545	344,458	314,974	350,105
					(0)			(47,105)	(0.8)						
地方職員共済組合	1	402,958	383,488	—	14,114	5,111	245	539,154	1.4	341,405	342,241	—	330,251	308,564	360,131
								(3,782)	(0.7)						
公立学校共済組合	1	1,110,782	1,081,517	—	—	29,246	19	1,198,617	1.1	367,274	368,114	—	—	336,184	411,105
								(23,061)	(0.8)						
警察共済組合	1	267,454	266,048	—	—	1,339	67	508,607	1.9	358,029	358,233	—	—	315,829	391,627
								(1,290)	(1.0)						
東京都職員共済組合	1	168,148	166,417	—	—	1,718	13	183,499	1.1	346,521	346,994	—	—	300,307	402,154
								(1,115)	(0.6)						
指定都市職員共済組合	10	217,318	17,788	—	199,322	208	—	27,692	1.5	343,186	348,130	—	342,794	296,058	—
								(182)	(0.8)						
市町村職員共済組合	47	1,066,480	977,813	11	65,994	22,543	119	1,275,560	1.3	322,743	321,144	456,545	357,699	289,902	289,891
								(17,216)	(0.8)						
都市職員共済組合	29	163,817	35,509	—	127,703	603	2	47,906	1.3	340,999	338,455	—	341,785	324,305	396,000
								(459)	(0.8)						

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。
 2 本俸月額は各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。
 3 被扶養者数の()は任意継続組合員の再掲である。
 4 長期の()は特例継続の再掲である。
 5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
組合員分 件数	20,543,119	20,876,491	21,012,462	21,088,516	21,502,402	21,466,922
日数	47,813,192	47,868,416	48,074,754	47,166,342	47,337,116	46,637,335
金額	298,835,531	317,393,302	326,467,125	327,736,011	331,239,926	337,328,087
一般診療 件数	16,663,891	16,921,788	17,040,234	17,125,745	17,561,526	17,416,105
日数	37,648,421	37,632,851	37,412,640	36,887,879	37,128,489	36,308,134
金額	251,062,984	266,435,637	274,438,370	275,590,043	279,143,201	281,932,759
入院 件数	348,002	344,399	339,811	341,134	333,213	333,054
日数	4,575,624	4,432,505	4,354,100	4,240,477	4,082,205	4,044,906
金額	81,598,584	90,061,990	92,329,803	92,511,791	89,930,689	92,926,612
外来 件数	16,315,889	16,577,389	16,700,423	16,784,611	17,228,313	17,083,051
日数	33,072,797	33,200,346	33,058,540	32,647,402	33,046,284	32,263,228
金額	169,464,400	176,373,647	182,108,567	183,078,252	189,212,512	189,006,147
歯科診療 件数	3,879,228	3,954,703	3,972,228	3,962,771	3,940,876	4,050,817
日数	10,164,771	10,235,565	10,662,114	10,278,463	10,208,627	10,329,201
金額	47,772,607	50,957,665	52,028,755	52,145,968	52,096,726	55,395,328
被扶養者分 件数	25,807,640	25,839,441	25,274,267	25,084,947	25,072,557	24,604,501
日数	58,700,378	58,198,343	56,253,918	55,759,747	54,618,783	53,010,366
金額	238,060,115	248,706,821	250,558,882	254,864,840	250,460,814	256,741,401
一般診療 件数	20,969,529	21,032,319	20,538,293	20,480,078	20,565,566	20,154,597
日数	47,421,164	47,142,483	45,415,536	45,210,248	44,285,128	42,924,260
金額	202,441,276	212,139,394	213,995,708	218,904,993	215,221,177	221,018,491
入院 件数	422,409	410,375	402,402	411,210	399,386	399,378
日数	5,814,784	5,599,977	5,422,210	5,429,260	5,199,024	5,112,937
金額	77,593,302	82,636,368	83,991,386	85,934,212	79,795,332	83,489,506
外来 件数	20,547,120	20,621,944	20,135,891	20,068,868	20,166,180	19,755,219
日数	41,606,380	41,542,506	39,993,326	39,780,988	39,086,104	37,811,323
金額	124,847,974	129,503,026	130,004,322	132,970,781	135,425,845	137,528,985
歯科診療 件数	4,838,111	4,807,122	4,735,974	4,604,869	4,506,991	4,449,904
日数	11,279,214	11,055,860	10,838,382	10,549,499	10,333,655	10,086,106
金額	35,618,839	30,567,426	36,563,174	35,959,847	35,239,637	35,722,911

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《組合員分》						
診療費	6,880	6,994	7,015	7,035	7,182	7,181
組合員1,000人当件数	100,515	106,331	108,997	109,325	110,641	112,844
組合員1人当金額	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	14,547	15,203	15,537	15,541	15,405	15,714
診療1件当金額	5,605	5,669	5,689	5,713	5,866	5,826
一般診療 組合員1,000人当件数	84,446	89,260	91,626	91,930	93,240	94,313
組合員1人当金額	2.1	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
診療1件当日数	15,066	15,745	16,105	16,092	15,895	16,188
診療1件当金額	117	115	113	114	111	111
入院 組合員1,000人当件数	27,446	30,172	30,826	30,860	30,039	31,086
組合員1人当金額	13.1	12.9	12.8	12.4	12.3	12.1
診療1件当日数	234,477	261,505	271,709	271,189	269,889	279,014
診療1件当金額	5,488	5,554	5,576	5,599	5,755	5,715
一般診療 組合員1,000人当件数	57,000	59,088	60,800	61,071	63,201	63,227
組合員1人当金額	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
診療1件当日数	10,386	10,639	10,904	10,908	10,983	11,064
診療1件当金額	1,305	1,325	1,326	1,322	1,316	1,355
歯科診療 組合員1,000人当件数	16,069	17,072	17,371	17,395	17,401	18,531
組合員1人当金額	2.6	2.6	2.7	2.6	2.6	2.5
診療1件当日数	12,315	12,885	13,098	13,159	13,220	13,675
診療1件当金額	10	10	8	6	2	0.4
看護料 組合員1,000人当日数	3,801	3,771	3,718	3,725	3,748	3,812
1日当金額	1	1	1	1	1	1
埋葬料 組合員1,000人当件数	16	15	15	34	14	14
出産費 組合員1,000人当件数	33	32	31	—	—	—
育児手当金 組合員1,000人当件数						
《被扶養者分》						
診療費	8,681	8,657	8,438	8,368	8,375	6,507
組合員1,000人当件数	80,073	83,320	83,653	85,017	83,659	67,902
組合員1人当金額	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	9,224	9,625	9,914	10,160	9,989	10,435
診療1件当金額	7,053	7,046	6,857	6,832	6,869	5,330
一般診療 組合員1,000人当件数	68,092	71,070	71,446	73,021	71,888	58,454
組合員1人当金額	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
診療1件当日数	9,654	10,086	10,419	10,689	10,465	10,966
診療1件当金額	142	137	134	137	133	106
入院 組合員1,000人当件数	26,099	27,684	28,042	28,666	26,653	22,081
組合員1人当金額	13.8	13.6	13.5	13.2	13.0	12.8
診療1件当日数	183,692	201,368	208,725	208,979	199,795	209,049
診療1件当金額	6,911	6,909	6,723	6,694	6,736	5,225
一般診療 組合員1,000人当件数	41,993	43,385	43,404	44,356	45,235	36,373
組合員1人当金額	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
診療1件当日数	6,076	6,280	6,456	6,626	6,715	6,962
診療1件当金額	1,627	1,610	1,581	1,536	1,505	1,177
歯科診療 組合員1,000人当件数	11,981	12,251	12,207	11,995	11,771	9,448
組合員1人当金額	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
診療1件当日数	7,362	7,607	7,720	7,809	7,819	8,028
診療1件当金額	17	16	13	9	4	0.7
看護料 組合員1,000人当日数	3,347	3,278	3,272	3,237	3,363	3,305
1日当金額	6	6	6	6	6	5
埋葬料 組合員1,000人当件数	18	17	16	17	15	12
配偶者出産費 組合員1,000人当件数						

(注) 第143表の(注)1参照

(iii) 休業給付

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 組合員1,000人当件数	8.8	8.9	8.8	8.6	116.2	144.2
1 日 当 金 額	8,110	8,302	8,435	9,001	3,608	4,076
1 件 当 金 額	192,826	192,332	184,902	190,736	69,570	72,846
傷病手当金 組合員1,000人当件数	7.3	7.3	7.1	6.8	6.5	6.6
1 日 当 金 額	8,516	8,654	8,800	9,399	10,347	10,723
1 件 当 金 額	192,905	191,294	184,211	192,922	216,968	221,623
出産手当金 組合員1,000人当件数	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1 日 当 金 額	6,432	6,781	6,962	7,258	8,366	8,396
1 件 当 金 額	368,196	385,012	369,622	356,319	426,917	366,282
休業手当金 組合員1,000人当件数	1.1	1.1	1.3	1.4	0.6	0.5
1 日 当 金 額	6,840	7,336	7,532	8,049	8,986	9,498
1 件 当 金 額	118,654	125,880	125,125	136,469	144,757	149,517
育児休業手当金 組合員1,000人当件数	—	—	—	—	105.1	119.8
(休業中支給分) 1 日 当 金 額	—	—	—	—	3,025	3,029
1 件 当 金 額	—	—	—	—	59,783	61,021
育児休業手当金 組合員1,000人当件数	—	—	—	—	3.7	16.8
(復職後支給分) 1 件 当 金 額	—	—	—	—	41,863	88,805

(ii) 災害給付

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 組合員1,000人当件数	0.5	0.3	0.5	1.1	3.7	0.6
1 件 当 金 額	525,811	707,838	548,439	873,630	644,910	624,058
弔 慰 金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	371,010	381,817	387,678	434,643	450,493	413,554
家族弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	297,129	294,149	311,695	332,504	327,964	326,611
災害見舞金 組合員1,000人当件数	0.4	0.2	0.5	1.0	3.6	0.6
1 件 当 金 額	557,710	839,089	573,718	910,901	649,349	648,715

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位：千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 件 数	8,644,726	9,041,982	9,429,191	9,778,198	10,031,834	10,358,134
金 額	3,098,659,154	3,300,034,971	3,448,572,205	3,618,974,348	3,817,568,090	3,880,497,398
退職共済年金 件 数	1,895,184	2,328,975	2,746,896	3,154,973	3,426,013	3,790,987
金 額	782,856,108	942,881,137	1,077,768,056	1,216,199,210	1,372,920,987	1,470,971,163
障害共済年金 件 数	17,792	21,887	26,357	30,653	34,805	38,773
金 額	3,640,402	4,245,520	4,964,298	5,681,012	6,270,706	6,867,918
遺族共済年金 件 数	582,455	699,967	828,526	947,319	1,086,249	1,217,834
金 額	130,126,138	163,107,533	196,782,821	233,075,850	274,146,548	308,062,354
退職年金 件 数	4,542,379	4,421,168	4,293,928	4,160,571	4,039,340	3,899,950
金 額	1,863,239,937	1,869,313,330	1,851,694,918	1,846,037,699	1,847,170,286	1,786,154,711
減額退職年金 件 数	145,938	145,325	148,381	142,554	142,950	140,935
金 額	42,102,471	43,182,146	43,751,560	44,494,985	45,597,929	44,944,397
通算退職年金 件 数	279,561	272,785	265,123	255,757	249,129	240,521
金 額	32,886,118	33,018,482	32,656,521	32,456,323	32,418,123	31,282,811
障害年金 件 数	117,256	113,416	109,038	104,637	95,897	91,484
金 額	40,812,062	40,195,756	38,182,449	36,350,289	35,475,942	33,786,533
遺族年金 件 数	1,044,980	1,020,035	992,986	964,441	940,497	921,349
金 額	201,754,603	202,816,431	201,500,250	201,434,863	202,349,656	197,153,466
通算遺族年金 件 数	19,024	18,259	17,797	17,127	16,804	16,113
金 額	1,000,544	996,287	982,906	976,313	977,839	940,213
退職一時金 件 数	1	—	—	1	—	—
金 額	640	△339	△1,713	△2,291	△219	△511
脱退一時金 件 数	32	22	28	20	24	13
金 額	69,495	56,547	76,317	43,703	68,068	33,836
返還一時金 件 数	62	75	78	76	57	89
金 額	83,256	104,989	106,654	110,947	70,524	143,631
障害一時金 件 数	10	12	6	12	8	7
金 額	14,677	20,120	10,698	20,292	14,221	12,295
特例死亡一時金 件 数	23	30	21	29	19	32
金 額	54,156	61,505	46,297	67,332	57,075	101,039
死亡一時金 件 数	29	26	26	28	37	19
金 額	18,548	35,528	50,173	27,819	27,967	19,393
短期在留脱退一時金 件 数	—	—	—	—	5	28
金 額	—	—	—	—	2,436	24,149

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計人員	93,041	94,193	91,787	91,841	128,181	83,008
金額	204,982,152	209,644,178	204,868,456	210,402,254	310,257,351	177,202,531
退職共済年金人員	69,345	69,397	66,639	65,579	101,330	54,999
金額	171,495,170	173,891,664	167,065,343	169,818,896	268,231,676	133,440,613
障害共済年金人員	1,082	1,092	1,021	1,166	1,139	1,330
金額	1,152,273	1,174,732	1,157,957	1,320,293	1,315,318	1,507,175
遺族共済年金人員	21,161	22,446	22,495	24,189	24,791	25,966
金額	29,233,775	31,861,430	32,837,887	37,211,429	38,429,810	40,561,801
退職年金人員	780	729	1,179	551	651	460
金額	2,117,835	1,989,723	3,191,690	1,594,991	1,931,492	1,397,938
減額退職年金人員	181	203	174	120	94	70
金額	280,655	309,437	271,453	192,971	144,958	101,308
通算退職年金人員	57	50	47	51	36	45
金額	25,052	19,220	18,115	14,647	10,246	11,588
障害年金人員	280	160	111	75	64	65
金額	525,937	296,480	219,932	144,021	120,524	112,928
遺族年金人員	152	111	117	105	75	71
金額	130,856	100,984	104,778	103,661	73,061	68,212
通算遺族年金人員	3	5	4	5	1	2
金額	599	508	1,303	1,346	266	967

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料: 自治省行政局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計人員	1,479,975	1,542,003	1,600,137	1,654,245	1,747,074	1,792,994
金額	3,192,924,878	3,399,700,915	3,544,273,347	3,804,816,379	4,005,268,821	4,043,722,505
退職共済年金人員	336,146	402,393	464,974	525,324	623,107	675,501
金額	831,586,493	992,734,484	1,126,228,878	1,296,724,253	1,511,893,958	1,585,015,992
障害共済年金人員	5,601	6,904	8,152	9,398	10,652	12,013
金額	6,977,845	8,554,586	10,066,164	11,752,994	13,219,975	14,768,728
遺族共済年金人員	112,269	133,728	155,549	178,033	201,198	223,773
金額	153,336,142	189,142,907	224,442,116	270,745,408	308,270,375	343,722,286
退職年金人員	754,410	733,259	712,430	689,242	666,490	642,992
金額	1,873,059,676	1,878,405,142	1,856,239,400	1,890,711,243	1,843,107,255	1,780,443,708
減額退職年金人員	24,497	24,424	24,331	24,129	23,900	23,645
金額	42,797,017	43,986,186	44,479,897	46,360,682	46,210,226	45,681,488
通算退職年金人員	46,389	45,135	43,842	42,463	41,044	39,551
金額	33,099,606	33,305,014	32,882,478	33,593,266	32,733,359	31,598,124
障害年金人員	21,241	20,640	19,423	18,480	17,749	17,042
金額	44,731,549	44,333,388	42,084,015	41,706,045	40,147,693	38,317,422
遺族年金人員	176,233	172,434	168,450	164,270	160,124	155,782
金額	206,333,876	208,239,871	206,866,555	212,215,922	208,712,927	203,243,431
通算遺族年金人員	3,189	3,086	2,986	2,906	2,810	2,695
金額	1,002,676	999,339	983,845	1,006,566	973,053	931,326

資料: 自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《年金》						
新規裁定	2,202,923	2,225,687	2,231,999	2,290,940	2,420,463	2,134,764
退職共済年金	2,473,072	2,505,752	2,507,021	2,589,532	2,647,110	2,426,237
障害共済年金	1,064,947	1,075,762	1,134,140	1,132,327	1,154,801	1,133,214
遺族共済年金	1,381,493	1,419,470	1,459,786	1,538,362	1,550,152	1,562,112
退職年金	2,715,173	2,729,387	2,707,116	2,894,721	2,966,962	3,038,996
減額退職年金	1,550,580	1,524,320	1,560,075	1,608,092	1,542,106	1,447,257
通算退職年金	439,509	384,400	385,426	287,196	284,611	275,511
障害年金	1,878,346	1,853,000	1,981,369	1,920,280	1,883,188	1,737,354
遺族年金	860,895	909,766	895,538	987,248	974,147	960,732
通算遺族年金	199,667	101,600	325,750	269,200	266,000	483,500
年度末現在	2,157,417	2,204,780	2,214,981	2,300,032	2,282,558	2,255,291
退職共済年金	2,473,885	2,467,077	2,422,133	2,468,428	2,426,379	2,346,430
障害共済年金	1,245,821	1,239,077	1,234,809	1,250,585	1,241,079	1,229,395
遺族共済年金	1,365,792	1,414,385	1,442,903	1,520,760	1,532,174	1,536,031
退職年金	2,482,814	2,561,721	2,605,504	2,743,175	2,765,394	2,768,998
減額退職年金	1,747,031	1,800,941	1,828,116	1,921,368	1,933,482	1,931,972
通算退職年金	713,523	737,898	750,022	791,119	797,519	798,921
障害年金	2,105,906	2,147,935	2,166,710	2,256,821	2,261,969	2,248,411
遺族年金	1,170,802	1,207,650	1,228,059	1,291,873	1,303,446	1,304,666
通算遺族年金	314,417	323,830	329,486	346,375	346,282	345,576
《一時金》						
脱退一時金	2,171,719	2,570,318	2,725,607	2,185,150	2,836,167	2,602,769
返還一時金	1,342,839	1,399,853	1,367,359	1,459,829	1,237,263	1,613,831
障害一時金	1,467,700	1,676,667	1,783,000	1,691,000	1,777,625	1,756,429
特例死亡一時金	2,354,609	2,050,167	2,204,619	2,321,793	3,003,947	3,157,469
死亡一時金	639,586	1,366,462	1,929,731	993,536	755,865	1,020,684

資料: 自治省行政局調

9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)			
平成3年度(1991)	414,251	377,600	20,739(20,581)	3,410	12,502	410,841	381,010	13,552	373,175	0.91
4(1992)	423,174	384,872	22,129(21,970)	3,107	13,066	420,067	387,979	13,602	376,453	0.90
5(1993)	431,303	390,623	23,380(23,223)	3,121	14,179	428,182	393,744	13,663	378,677	0.88
6(1994)	437,378	394,656	24,697(24,543)	3,101	14,924	434,277	397,757	13,715	381,480	0.88
7(1995)	441,501	396,544	25,590(25,447)	3,059	16,308	438,442	399,603	13,671	382,457	0.87

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
									短期	長期			
平成8年度(1996)	444,383	397,763	37	136	26,260	3,020	0	17,167	441,363	400,820	13,719	382,396	0.87
大 学	163,094	150,858	4	—	10,699	1,533	—	—	161,561	152,395	473	162,597	1.01
短 大	28,185	24,756	7	—	3,126	296	—	—	27,889	25,059	494	25,080	0.90
高 専	202	197	—	—	5	—	—	—	202	197	3	313	1.55
高 校	86,728	82,321	3	—	4,049	355	—	—	86,373	82,679	1,309	109,390	1.27
中 学	11,297	10,822	1	—	358	116	—	—	11,181	10,939	591	11,463	1.03
小 学	3,786	3,611	1	—	131	43	—	—	3,743	3,655	167	3,190	0.85
幼 稚 園	91,218	85,718	16	16	5,468	—	—	—	91,218	85,734	8,624	20,250	0.22
盲・ろう	369	347	—	—	22	—	—	—	369	347	16	251	0.68
各 種	9,955	9,376	2	120	457	—	—	—	9,955	9,378	440	9,639	0.97
専 修	31,160	28,542	3	—	1,938	677	—	—	30,483	29,222	1,576	26,604	0.87
組 合	1,222	1,215	—	—	7	—	—	—	1,222	1,215	26	1,222	1.00
任 継	17,167	—	—	—	—	—	—	17,167	17,167	—	—	12,397	0.72

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲	
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)
平成2年度(1990)	302,599	299,213	395,649	401,745	232,656	301,755	292,380
3(1991)	315,351	312,019	405,397	407,270	241,523	314,588	303,246
4(1992)	330,101	326,586	425,836	414,875	251,326	329,474	314,200
5(1993)	340,651	337,159	435,732	421,503	262,271	340,061	322,561
6(1994)	349,531	345,928	442,478	450,471	270,019	348,810	337,382
7(1995)	356,371	352,852	450,514	455,213	275,661	355,681	343,239

区分	合計	甲1・甲2		乙1・2	丙1・2	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成8年度(1996)	362,455	358,847	347,507	459,093	459,061	280,470	361,794	348,348
大 学	428,180	414,468	394,005	611,446	498,509	—	427,513	395,057
短 大	414,565	407,214	394,877	475,549	385,541	—	414,873	394,767
高 専	510,277	513,127	488,152	398,000	—	—	510,277	488,152
高 校	409,033	410,584	402,950	373,276	457,177	—	408,835	403,182
中 学	409,283	409,877	401,808	382,492	436,552	—	409,000	402,177
小 学	392,316	391,043	385,027	409,405	447,256	—	391,685	385,759
幼 稚 園	212,585	208,483	207,415	276,715	—	—	212,585	207,415
盲・ろう	302,065	298,594	298,248	356,818	—	—	302,065	298,248
各 種	307,265	304,427	295,765	353,397	—	—	307,265	295,765
専 修	323,133	320,190	313,586	337,011	407,474	—	321,260	315,761
組 合	342,340	341,457	329,572	495,714	—	—	342,340	329,572
任 継	280,470	—	—	—	—	280,470	280,470	—

(注) 第154表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第156表 私立学校教職員共済組合組合員数(標準給与等級別)

平成9年3月末現在

Table with 12 columns: 標準給与 (等級, 月額), 短期 (除任継) (計, 男, 女), 長期 (計, 男, 女), 任継給与 (計, 男, 女), 任継 (計, 男, 女). Rows include 合計 and 第1級 through 40.

資料: 私立学校教職員共済組合「事業統計」

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況

(1) 保健給付

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区分, 平成3年度 (1991), 4 (1992), 5 (1993), 6 (1994), 7 (1995), 8 (1996). Rows include 合計, 組合員分, 療養の給付, 訪問看護療養の給付, 入院時食事療養費, 調剤, 療養費, 調剤費, 看護料, 移送料, 出産費, 育児手当金, 埋葬料, 被扶養者分, 療養の給付, 訪問看護療養の給付, 入院時食事療養費, 調剤, 療養費, 高額療養費, 調剤費, 看護料, 移送料, 配偶者出産費, 家族埋葬料, 支払基金審査費.

- (注) 1 育児手当金には配偶者育児手当金を含む。
2 老人保健による給付分を除く。
3 入院時食事療養費の件数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(II) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 件 数	10,540	11,947	12,506	11,979	11,818	11,868
日 数	400,897	440,850	458,928	453,596	455,659	462,039
金 額	2,344,654	2,795,775	3,010,112	3,086,682	3,086,072	3,142,170
傷病手当金 件数	7,586	8,867	9,415	8,756	8,513	8,501
日 数	178,153	207,114	222,022	205,750	200,637	201,867
金 額	1,181,149	1,475,584	1,610,550	1,557,266	1,509,072	1,514,307
出産手当金 件数	2,949	3,055	3,066	3,197	3,282	3,363
日 数	222,696	233,406	236,522	247,364	254,568	260,151
金 額	1,163,375	1,319,258	1,398,142	1,526,066	1,553,739	1,627,794
休業手当金 件数	5	25	25	26	23	4
日 数	48	330	384	482	454	21
金 額	130	933	1,421	3,350	3,261	69

(III) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 件 数	136	93	199	3,836	4,726	371
金 額	58,256	52,284	85,877	2,300,675	2,352,472	187,723
弔 慰 金 件 数	11	8	16	15	18	8
金 額	3,538	2,600	5,818	5,973	6,439	3,110
家族弔慰金 件数	8	17	10	18	10	6
金 額	2,642	5,425	3,514	6,034	3,423	2,324
災害見舞金 件数	117	68	173	3,803	4,698	357
金 額	52,076	44,259	76,545	2,288,668	2,342,610	182,289

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
組 合 員 分 件 数	3,081,260	3,210,845	3,281,792	3,341,240	3,425,475	3,453,653
日 数	7,019,847	7,236,022	7,330,331	7,361,733	7,439,359	7,422,965
金 額	43,681,331	47,497,268	49,215,774	50,232,055	51,706,869	52,802,800
一 般 診 療 件 数	2,475,050	2,580,643	2,638,328	2,692,242	2,775,858	2,777,264
日 数	5,443,243	5,619,828	5,675,781	5,697,038	5,805,602	5,712,568
金 額	36,546,599	39,804,708	41,213,048	42,079,479	43,512,358	43,925,178
入 院 件 数	42,536	43,465	42,810	43,696	42,756	44,105
日 数	556,306	560,457	547,912	544,584	601,167	536,622
金 額	11,343,826	12,975,303	13,165,705	13,573,060	13,663,203	14,115,570
入 院 外 件 数	2,432,514	2,537,178	2,595,518	2,648,546	2,733,102	2,733,159
日 数	4,886,937	5,059,371	5,127,869	5,152,454	5,204,435	5,175,946
金 額	25,202,773	26,829,406	28,047,344	28,506,419	29,849,155	29,809,608
歯 科 診 療 件 数	606,210	630,202	643,464	648,998	649,617	676,389
日 数	1,576,604	1,616,194	1,654,550	1,664,695	1,633,757	1,710,397
金 額	7,134,732	7,692,560	8,002,726	8,152,576	8,194,512	8,877,622
被 扶 養 者 分 件 数	2,518,374	2,573,512	2,571,163	2,596,196	2,635,697	2,628,788
日 数	5,792,627	5,861,166	5,737,947	5,812,559	5,826,537	5,757,851
金 額	24,326,651	25,917,790	26,543,017	27,570,973	28,005,383	28,754,887
一 般 診 療 件 数	2,039,697	2,085,027	2,080,611	2,106,285	2,149,802	2,135,841
日 数	4,667,399	4,723,632	4,654,068	4,672,343	4,691,474	4,618,587
金 額	20,808,812	22,185,382	22,724,028	23,690,762	24,143,973	24,697,918
入 院 件 数	39,316	38,985	38,323	39,298	39,408	39,299
日 数	555,436	544,643	531,235	542,293	535,485	530,923
金 額	7,891,880	8,633,508	8,813,156	9,204,168	9,138,427	9,369,912
入 院 外 件 数	2,000,381	2,046,042	2,042,288	2,066,987	2,110,394	2,096,542
日 数	4,111,963	4,178,989	4,122,833	4,130,050	4,155,989	4,087,664
金 額	12,916,932	13,551,874	13,910,871	14,486,594	15,005,546	15,328,006
歯 科 診 療 件 数	478,677	488,485	490,552	489,911	485,895	492,947
日 数	1,125,228	1,137,534	1,083,879	1,140,216	1,135,063	1,139,264
金 額	3,517,840	3,732,409	3,818,989	3,880,211	3,861,410	4,056,969

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《組合員分》							
診療費	組合員1,000人当件数	7,583	7,724	7,753	7,788	7,918	7,934
	組合員1人当金額	107,505	114,254	116,269	117,080	119,522	121,302
	診療1件当金額	14,176	14,793	14,997	15,034	15,095	15,289
一般診療	診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1
	組合員1,000人当件数	6,091	6,208	6,233	6,275	6,416	6,380
	組合員1人当金額	89,946	95,750	97,363	98,078	100,580	100,908
入院	診療1件当金額	14,766	15,424	15,621	15,630	15,675	15,816
	診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
	組合員1,000人当件数	105	105	101	102	99	101
入院外	組合員1人当金額	27,919	31,212	31,103	31,636	31,583	32,427
	診療1件当金額	266,688	298,523	307,538	310,625	319,562	320,045
	診療1件当日数	13.1	12.9	12.8	12.5	14.1	12.2
歯科診療	組合員1,000人当件数	5,987	6,103	6,132	6,173	6,318	6,279
	組合員1人当金額	62,027	64,538	66,260	66,442	68,997	68,481
	診療1件当金額	10,361	10,575	10,806	10,763	10,921	10,907
看護料	診療1件当日数	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
	組合員1,000人当件数	1,492	1,516	1,520	1,513	1,502	1,554
	組合員1人当金額	17,559	18,504	18,906	19,002	18,942	20,394
出産費	診療1件当金額	11,769	12,206	12,437	12,562	12,614	13,125
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
	組合員1,000人当日数	16.6	14.8	15.1	10.4	3.3	0.0
埋葬料	1日当金額	4,153	4,024	4,016	3,935	3,594	4,310
	組合員1,000人当件数	12	11	11	11	11	11
《被扶養者分》	診療費	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8
	組合員1,000人当件数	6,198	6,191	6,074	6,051	6,092	6,039
	組合員1人当金額	59,871	62,345	62,706	64,262	64,735	66,058
一般診療	診療1件当金額	9,660	10,071	10,323	10,620	10,625	10,938
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	5,020	5,016	4,915	4,909	4,969	4,907
入院	組合員1人当金額	51,213	53,367	53,684	55,218	55,810	56,738
	診療1件当金額	10,202	10,640	10,922	11,248	11,231	11,563
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
入院外	組合員1,000人当件数	97	94	91	92	91	90
	組合員1人当金額	19,423	20,768	20,821	21,453	21,124	21,525
	診療1件当金額	200,729	221,457	229,970	234,215	231,893	238,426
歯科診療	診療1件当日数	14.1	14.0	13.9	13.8	13.6	13.5
	組合員1,000人当件数	4,923	4,922	4,825	4,818	4,878	4,816
	組合員1人当金額	31,790	32,599	32,864	33,765	34,686	35,213
看護料	診療1件当金額	6,457	6,623	6,811	7,009	7,110	7,311
	診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	組合員1,000人当件数	1,178	1,175	1,159	1,142	1,123	1,132
配偶者出産費	組合員1人当金額	8,658	8,978	9,022	9,044	8,926	9,320
	診療1件当金額	7,349	7,641	7,785	7,920	7,947	8,230
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3
家族埋葬料	組合員1,000人当日数	14.8	14.0	15.4	12.5	7.4	1.3
	1日当金額	3,523	3,509	3,415	3,388	3,453	3,500
家族埋葬料	組合員1,000人当件数	14	13	13	13	12	12
	組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4	4

(注) 1 第158表の(注)参照
2 平成7年度の組合員の数は、4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	19	21	22	20	20	20
	1件当日数	23.5	23.4	23.6	23.5	23.6	23.8
	1日当金額	6,630	7,125	7,254	7,569	7,521	7,502
出産手当金	組合員1,000人当件数	7	7	7	7	8	8
	1件当日数	75.5	76.4	77.1	77.4	77.6	77.4
	1日当金額	5,224	5,652	5,911	6,169	6,103	6,257
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	1件当日数	9.6	13.2	15.4	18.5	19.7	5.3
	1日当金額	2,706	2,827	3,700	6,950	7,183	3,271

(iii) 災害給付

区	分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	321,636	325,000	363,625	398,200	357,722	388,750
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	330,225	319,118	351,400	335,222	342,300	387,333
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.3	0.2	0.4	9	11	0.8
	1件当金額	445,094	650,868	442,457	601,806	498,640	510,613

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計 件数	719,894	768,454	817,500	867,767	924,238	990,220
金額	112,553,093	122,348,443	130,947,011	141,791,876	153,779,037	161,844,703
退職共済年金 件数	294,643	344,515	395,495	447,610	505,887	572,700
金額	49,576,096	58,364,872	66,750,303	76,640,864	87,509,818	96,297,593
障害共済年金 件数	1,454	1,813	2,226	2,711	3,197	3,574
金額	244,919	289,896	370,621	484,036	517,789	595,554
遺族共済年金 件数	60,044	72,869	85,917	98,952	112,939	126,600
金額	6,030,116	7,528,657	9,026,044	10,654,478	12,526,903	14,011,097
退職年金 件数	90,840	88,041	85,026	82,243	79,290	76,712
金額	29,507,745	29,504,975	28,915,379	28,792,898	28,678,990	27,738,635
減額退職年金 件数	2,247	2,281	2,305	2,304	2,302	2,314
金額	539,895	558,369	571,586	583,589	602,225	605,546
通算退職年金 件数	190,664	181,254	171,864	162,047	151,810	142,251
金額	17,641,902	17,177,844	16,513,720	15,921,783	15,341,767	14,327,453
障害年金 件数	5,295	5,101	4,762	4,531	4,216	3,993
金額	1,311,943	1,278,878	1,252,701	1,228,505	1,113,985	1,072,753
遺族年金 件数	43,930	42,654	41,232	39,925	38,462	37,022
金額	6,067,548	6,036,141	5,939,244	5,888,625	5,896,882	5,654,068
通算遺族年金 件数	29,254	28,349	27,214	26,158	25,042	23,998
金額	1,279,966	1,279,735	1,253,098	1,235,601	1,222,278	1,174,001
恩給財団給付年金 件数	1,423	1,500	1,369	1,179	888	802
金額	232,570	217,398	204,635	179,862	160,990	146,775
退職一時金 件数	—	1	1	1	1	—
金額	—	231	74	9	58	—
返還一時金 件数	29	9	13	23	13	16
金額	17,663	9,419	13,741	27,499	9,410	22,862
脱退一時金 件数	37	31	40	41	27	24
金額	64,067	59,398	84,985	100,282	67,031	44,845
新脱退一時金 件数	—	—	—	—	145	197
金額	—	—	—	—	107,065	129,070
障害一時金 件数	—	1	—	—	—	—
金額	—	1,920	—	—	—	—
死亡一時金 件数	8	6	4	8	1	3
金額	8,741	2,342	1,914	8,166	324	4,490
特例死亡一時金 件数	4	6	6	9	4	5
金額	11,229	20,024	29,919	23,115	9,391	10,109
恩給財団給付一時扶助金 件数	22	23	26	25	14	9
金額	18,694	18,343	19,048	22,565	14,132	9,851

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計 人員	17,105	16,634	16,106	16,438	35,381	26,764
金額	14,665,772	14,358,528	15,248,503	16,305,491	47,406,959	33,413,511
退職共済年金 人員	14,382	12,914	13,435	13,609	32,306	23,764
金額	12,729,111	12,444,002	13,355,506	14,215,974	44,998,050	31,145,428
障害共済年金 人員	116	130	134	174	156	188
金額	101,837	124,634	141,601	194,719	176,715	214,482
遺族共済年金 人員	2,430	2,461	2,412	2,540	2,763	2,708
金額	1,530,373	1,637,717	1,582,794	1,713,470	2,002,967	1,893,211
退職年金 人員	59	46	73	63	83	77
金額	81,728	75,113	118,083	111,211	149,265	134,371
減額退職年金 人員	2	2	1	—	3	2
金額	3,226	3,044	1,858	—	5,167	3,008
通算退職年金 人員	58	38	18	13	11	8
金額	23,351	11,632	5,345	6,035	2,788	1,312
障害年金 人員	55	40	26	31	53	8
金額	94,519	59,652	38,954	57,640	65,427	15,569
遺族年金 人員	3	3	4	6	6	9
金額	1,627	2,736	3,618	6,121	6,582	6,131
通算遺族年金 人員	—	—	3	2	—	1
金額	—	—	746	321	—	235

(ii) 年度末現在

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計 人員	124,158	132,282	140,333	148,460	175,316	187,655
金額	122,518,829	133,351,524	142,830,638	157,423,348	196,321,124	211,323,735
退職共済年金 人員	52,662	61,079	69,530	78,013	105,124	117,569
金額	57,766,679	67,465,331	76,780,840	88,921,807	128,064,076	143,742,943
障害共済年金 人員	335	417	493	615	708	812
金額	332,978	414,858	501,193	661,016	763,057	872,998
遺族共済年金 人員	11,089	13,303	15,421	17,575	19,894	22,153
金額	7,346,260	9,066,733	10,623,017	12,573,094	14,383,368	15,948,707
退職年金 人員	15,223	14,700	14,229	13,739	13,250	12,794
金額	30,189,489	29,983,641	29,451,092	29,864,813	28,993,310	27,975,390
減額退職年金 人員	401	398	394	391	391	388
金額	580,870	591,015	592,793	617,486	621,565	617,120
通算退職年金 人員	31,221	29,623	27,999	26,306	24,605	23,073
金額	17,350,012	16,982,267	16,278,410	16,088,878	15,101,820	14,124,476
障害年金 人員	936	876	820	785	775	730
金額	1,399,025	1,335,606	1,260,365	1,258,777	1,217,795	1,151,928
遺族年金 人員	7,242	7,016	6,785	6,568	6,312	6,091
金額	6,056,990	6,028,517	5,907,805	6,008,954	5,813,151	5,596,886
通算遺族年金 人員	4,821	4,661	4,475	4,306	4,112	3,913
金額	1,271,167	1,268,809	1,237,002	1,253,746	1,204,743	1,148,154
恩給財団年金 人員	228	209	187	162	145	132
金額	225,359	214,748	198,121	174,778	158,239	145,134

(注) 退職年金には在職分(既裁定)の退職年金、減額退職年金、通算退職年金を含む。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《年 金》						
新規裁定	851,551	918,417	946,759	991,939	1,339,899	1,248,450
退職共済年金	885,072	963,606	994,083	1,044,601	1,392,870	1,310,614
障害共済年金	877,902	958,721	1,056,726	1,119,074	1,132,786	1,140,862
遺族共済年金	629,783	665,468	656,216	674,594	724,925	699,118
退職年金	1,559,532	1,668,070	1,645,028	1,773,816	1,794,353	1,754,907
減額退職年金	1,612,950	1,521,950	1,857,600	—	1,722,333	1,503,800
通算退職年金	402,605	306,097	296,917	464,262	253,445	163,938
障害年金	1,739,056	1,667,403	1,524,016	1,899,980	1,747,187	2,086,486
遺族年金	542,267	911,867	904,550	1,020,150	1,096,917	681,244
通算遺族年金	—	—	248,567	160,250	—	235,000
年度末現在	986,798	1,008,085	1,017,798	1,060,376	1,119,813	1,126,129
退職共済年金	1,096,933	1,104,559	1,104,284	1,139,833	1,218,219	1,222,626
障害共済年金	993,964	994,864	1,016,618	1,074,823	1,077,765	1,075,120
遺族共済年金	662,482	681,555	688,867	715,397	723,000	719,934
退職年金	1,984,765	2,040,500	2,070,652	2,174,212	2,189,581	2,188,163
減額退職年金	1,448,555	1,484,963	1,504,550	1,579,248	1,589,681	1,590,516
通算退職年金	555,716	573,280	581,393	611,605	613,770	612,165
障害年金	1,503,940	1,535,582	1,545,611	1,611,564	1,606,175	1,613,782
遺族年金	836,370	859,253	870,716	914,883	920,968	918,878
通算遺族年金	263,673	272,218	276,425	291,162	292,982	293,420
恩給財団年金	988,415	1,027,500	1,059,472	1,078,877	1,091,300	1,099,500
《一時金》						
退職一時金	—	231,398	73,870	8,571	58,491	—
返還一時金	609,066	1,046,522	1,056,969	1,195,587	723,838	1,428,881
脱退一時金	1,731,543	1,916,074	2,124,625	2,445,910	2,482,611	1,868,530
新脱退一時金	—	—	—	—	738,376	655,177
障害一時金	—	1,920,000	—	—	—	—
死亡一時金	1,092,652	390,318	478,500	1,020,738	323,800	1,496,767
特例死亡一時金	2,807,225	3,337,383	4,986,450	2,568,378	2,347,750	2,021,800
恩給財団給付一時扶助金	849,727	797,522	732,596	902,604	1,009,414	1,094,533

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	127,264,861	143,050,373	151,415,878	157,944,992	164,113,338	166,943,113
掛 金	126,006,077	134,781,706	142,653,086	148,890,440	153,444,202	157,387,595
助 成 金	255,467	221,708	99,111	114,027	107,571	111,109
利息及び配当金	768,793	832,911	787,531	778,468	369,605	251,702
延 滞 金	13,876	21,644	71,974	32,419	28,075	54,474
損害賠償金	112,000	134,186	122,959	124,478	175,456	122,373
事業雑収入	5,739	1,654	1,556	2,147	2,610	1,859
事業外収入	102,910	—	—	—	—	—
前期損益修正益	—	11,626	9,320	10,985	31,725	10,889
支払準備金戻入	—	7,044,938	7,670,340	7,992,028	8,618,513	9,003,112
当期損失金	—	—	—	—	1,335,583	—
支 出	127,264,861	143,050,373	151,415,878	157,944,992	164,113,338	166,943,113
保健給付	76,379,324	82,726,226	85,950,075	89,494,448	93,434,024	95,719,825
災害給付	58,256	52,284	85,877	2,300,675	2,352,472	187,723
休業給付	2,344,654	2,795,775	3,010,112	3,086,682	3,066,072	3,142,170
附加給付	4,403,822	4,916,527	5,216,608	6,884,323	7,513,795	6,301,983
老人保健拠出金	28,033,330	29,192,683	32,003,252	34,264,568	36,570,216	40,102,545
退職者給付拠出金	6,905,789	7,386,208	8,061,829	9,664,636	10,383,845	10,677,973
財産処分損	78,534	—	—	—	—	2,732
その他	1,353,205	1,553,354	1,641,658	1,670,270	1,775,803	1,818,864
支払準備金繰入	—	7,670,340	7,992,028	8,618,513	9,003,112	8,921,856
前期損益修正損	—	6,842	7,842	11,343	13,999	19,487
当期利益金	7,707,947	6,750,134	7,446,596	1,949,534	—	47,956

資料：私立学校教職員共済組合調

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389	2,709,025,450	2,880,408,967
掛 金	154,011,403	162,873,096	170,289,182	177,791,373	206,584,901	212,673,305
国庫補助金	24,615,963	27,435,577	25,307,655	25,889,674	29,440,830	31,781,089
都道府県補助金	7,423,778	7,867,895	8,228,143	8,431,207	8,668,665	8,742,084
助成金	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	175	339	109	59	40	70
退職一時金等返還金	186,704	201,243	238,163	259,457	350,942	484,004
交付金	31,305,359	26,758,862	26,744,254	29,374,359	29,480,088	29,123,305
運用取入 (利息及び配当金)	104,599,319	107,031,893	109,592,868	104,255,544	105,630,628	98,531,243
延滞金	13,870	21,637	71,965	32,411	28,158	55,189
事業雑収入	58,565	31,835	29,433	29,619	181,029	86,983
事業外収入	1,525,866	11,585	5,141	1,057	106	74
責任準備金戻入	—	1,780,464,349	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192
前期損益修正益	—	792,152	885,868	1,070,584	630,297	582,943
当期損失金	—	—	—	150,532,689	43,629,824	25,699,125
支 出	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389	2,709,025,450	2,880,408,967
退職給付	97,347,367	105,675,108	112,849,789	122,066,923	132,316,363	139,166,005
障害給付	1,556,862	1,570,694	1,623,322	1,712,541	1,631,774	1,668,307
遺族給付	13,397,599	14,866,900	16,250,218	17,809,985	19,655,778	20,853,765
恩給財団給付	251,264	235,741	223,683	202,427	175,122	156,626
基礎年金拠出金	56,898,372	62,649,819	65,942,428	72,260,761	81,264,390	84,713,716
調整拠出金	2,399,899	2,387,308	1,990,512	1,878,522	1,243,722	1,298,923
管理費	1,285	366	5,429	845	1,293	1,764
負担金	101,184	128,508	165,938	176,869	388,695	210,355
支払交付金	—	93	—	—	—	—
事業外支出等	116,878	867	864	17,642	9,020	73,658
責任準備金繰入	—	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192	2,632,262,594
前期損益修正損	—	654	6,977	63	1,101	3,253
当期利益金	151,981,419	36,377,985	30,316,071	—	—	—
年度末現在責任準備金	2,683,125,705	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192	2,632,262,594
整理資源等将来収入現価	902,661,355	・	・	・	・	・

資料：私立学校教職員共済組合調

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	3,588,381	3,696,352	3,752,922	3,895,876	4,159,101	4,217,652
掛 金	2,669,444	2,845,343	2,995,020	3,175,723	3,491,280	3,569,299
補助金	478,297	499,694	516,195	533,157	553,791	577,194
利息及び配当金	422,598	329,856	220,172	156,695	91,483	50,317
事業雑収入	319	16	16	11	62	11
貸 貸 料	9,216	11,248	11,456	13,027	12,144	10,376
その他	8,507	10,195	10,063	17,177	10,330	10,455
前期損益修正益	—	—	—	85	11	—
支 出	3,588,381	3,696,352	3,752,922	3,895,876	4,159,101	4,217,652
給 与	1,614,560	1,534,134	1,592,892	1,637,027	1,668,279	1,707,926
委員手当	1,261	1,682	2,032	2,198	2,798	2,315
厚生費	129,918	135,301	139,485	140,500	151,106	153,749
旅 費	18,429	19,090	16,202	17,535	12,466	12,722
事務費	342,945	389,586	388,826	390,225	404,435	417,488
その他	1,418,540	1,474,084	1,552,122	1,695,750	1,850,775	1,774,042
当期利益金	62,728	142,476	61,363	12,642	69,241	149,410

資料：私立学校教職員共済組合調

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	4,787,000	4,944,377	5,113,921	5,309,428	5,442,951	5,553,993
掛 金	4,430,417	4,716,327	4,966,480	5,187,732	5,377,407	5,501,264
助成金	6,041	—	—	—	—	5,911
利息及び配当金	348,112	225,822	145,174	120,255	64,338	45,565
その他	2,430	2,229	2,267	1,441	1,206	1,252
支 出	4,787,000	4,944,377	5,133,921	5,309,428	5,442,951	5,553,993
職員給与	213,591	182,753	234,922	249,372	256,581	268,661
厚生費	16,242	17,686	21,169	22,741	23,907	24,741
旅 費	25,279	30,887	29,699	30,355	29,820	27,228
事務費	15,310	24,056	19,478	17,713	21,387	18,822
他経理への繰入	1,824,154	1,851,136	1,876,683	1,988,736	2,088,058	2,220,821
その他	1,723,368	2,164,545	2,031,688	2,314,260	2,335,076	2,265,585
当期利益金	969,054	673,313	900,282	686,250	688,122	728,135

資料：私立学校教職員共済組合調

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
団体数	11,662	11,280	10,886	10,496	10,157	9,833
組合員数	500,505	506,301	510,121	511,219	508,725	501,247
男	316,202	316,854	317,196	315,849	313,437	308,844
女	184,303	189,447	192,925	195,370	195,288	192,403
平均標準給与月額	249,058	259,387	266,532	272,886	277,620	282,375
男	284,197	296,250	304,413	312,326	317,579	322,281
女	188,773	197,731	204,250	209,125	213,485	218,317

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数 (標準給与等級別)

平成8年度末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女		
(千円)				(千円)					
合計	501,247	308,844	192,403						
第1級	92	1,649	167	1,482	第21級	340	24,810	18,916	5,894
2	98	1,126	95	1,031	22	360	22,402	18,051	4,351
3	104	1,655	95	1,560	23	380	24,156	20,246	3,910
4	110	3,133	196	2,937	24	410	23,092	20,060	3,032
5	118	5,822	441	5,381	25	440	16,994	15,262	1,732
6	126	7,591	675	6,916	26	470	12,326	11,347	979
7	134	9,244	1,353	7,891	27	500	8,595	8,082	513
8	142	11,071	2,229	8,842	28	530	5,846	5,597	249
9	150	15,028	3,980	11,048	29	560	3,977	3,867	110
10	160	18,920	5,912	13,008	30	590	13,035	12,663	372
11	170	20,190	7,458	12,732					
12	180	20,320	8,578	11,742					
13	190	19,785	9,226	10,559					
14	200	27,977	15,070	12,907					
15	220	33,622	20,020	13,602					
16	240	31,814	19,911	11,903					
17	260	31,021	19,904	11,117					
18	280	30,051	19,971	10,080					
19	300	29,054	19,975	9,079					
20	320	26,941	19,497	7,444					

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	1,203,088	1,270,442	1,333,837	1,407,592	1,487,898	1,559,453
金額	256,834,031	277,261,145	292,704,939	313,055,306	337,627,713	346,669,497
退職共済年金件数	314,128	379,649	439,923	511,759	590,859	661,426
金額	72,836,138	88,019,760	100,128,022	116,048,139	134,758,449	144,693,222
障害共済年金件数	4,383	5,239	6,037	6,948	7,886	8,699
金額	772,855	957,967	1,061,163	1,137,534	1,335,208	1,481,956
遺族共済年金件数	89,075	108,523	129,653	150,233	171,484	193,409
金額	13,937,722	17,493,766	21,220,089	25,168,417	29,511,121	33,150,862
退職年金件数	435,457	425,827	416,049	405,699	394,353	382,520
金額	124,893,158	126,107,948	125,832,853	126,198,114	127,180,123	123,671,711
減額退職年金件数	37,975	38,054	37,936	37,838	37,484	37,111
金額	8,416,462	8,692,835	8,819,149	9,016,257	9,233,236	9,156,467
通算退職年金件数	165,438	160,073	154,525	149,015	143,346	137,600
金額	13,288,507	13,200,010	12,936,357	12,786,666	12,675,173	12,134,583
障害年金件数	15,868	15,240	14,684	14,039	13,426	12,923
金額	3,919,029	3,825,373	3,774,083	3,645,089	3,609,798	3,501,740
遺族年金件数	124,585	121,972	119,499	116,926	114,344	111,494
金額	18,025,825	18,210,226	18,192,909	18,315,209	18,583,318	18,183,252
通算遺族年金件数	16,079	15,769	15,417	15,022	14,630	14,184
金額	660,368	662,514	661,648	660,950	663,028	640,565
脱退一時金件数	14	4	5	14	11	8
金額	23,363	14,738	7,443	20,285	11,148	16,398
退職一時金件数	19	21	23	18	15	24
金額	665	468	396	246	462	660
障害一時金件数	4	4	1	1	1	3
金額	3,566	5,745	1,337	1,354	1,345	3,879
遺族一時金件数	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0
返還一時金件数	8	12	27	30	23	12
金額	8,719	12,107	27,600	16,095	29,643	8,493
死亡一時金件数	39	34	46	40	27	33
金額	13,099	14,469	19,163	14,300	10,117	14,745
特例死亡一時金件数	16	21	12	10	9	7
金額	34,554	43,219	22,727	26,651	25,544	10,964

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計人員	15,705	15,494	16,478	18,152	21,092	18,041
金額	19,519,739	18,701,478	19,388,383	23,418,441	26,991,157	21,254,180
退職共済年金人員	11,703	11,419	11,873	13,805	16,281	13,291
金額	15,701,216	14,695,289	14,862,862	18,904,945	22,180,130	16,374,606
障害共済年金人員	216	294	310	339	317	298
金額	211,029	261,931	295,611	325,550	302,918	281,235
遺族共済年金人員	3,536	3,578	4,088	3,799	4,354	4,319
金額	3,335,266	3,504,825	4,000,119	3,974,965	4,345,172	4,463,741
退職年金人員	28	17	26	40	50	23
金額	43,340	27,177	39,754	63,880	88,095	41,368
減額退職年金人員	79	69	65	54	25	28
金額	100,325	93,489	85,313	72,254	35,107	37,243
通算退職年金人員	63	43	47	64	44	45
金額	18,418	8,941	8,606	9,131	6,385	6,617
障害年金人員	72	73	65	46	20	35
金額	109,078	109,801	95,125	66,310	33,309	49,157
遺族年金人員	1	—	—	1	0	0
金額	315	—	—	780	0	0
通算遺族年金人員	7	1	4	4	1	2
金額	753	27	995	627	41	213

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計人員	215,888	226,784	237,927	250,910	266,032	278,162
金額	278,022,073	298,486,378	313,928,999	344,438,298	362,260,519	371,023,603
退職共済年金人員	58,611	69,402	80,416	93,334	108,381	120,478
金額	79,193,731	93,849,749	106,878,765	127,468,697	145,019,005	155,039,265
障害共済年金人員	1,047	1,275	1,515	1,795	2,037	2,254
金額	1,094,127	1,303,632	1,541,806	1,862,962	2,098,174	2,285,856
遺族共済年金人員	16,912	20,204	23,932	27,329	31,151	34,885
金額	16,336,926	20,166,713	24,178,217	28,987,190	32,925,038	36,829,795
退職年金人員	78,437	76,404	74,181	71,991	69,745	67,446
金額	135,695,827	130,840,377	135,352,254	138,689,362	135,645,830	131,504,182
減額退職年金人員	6,533	6,533	6,507	6,482	6,408	6,333
金額	8,832,325	9,120,963	9,224,082	9,669,167	9,634,701	9,523,759
通算退職年金人員	27,485	26,602	25,559	24,671	23,626	22,655
金額	13,260,792	13,246,860	12,909,454	13,108,834	12,626,945	12,082,621
障害年金人員	3,093	3,028	2,946	2,874	2,796	2,716
金額	4,424,318	4,472,636	4,410,571	4,506,684	4,431,348	4,284,429
遺族年金人員	21,061	20,678	20,270	19,883	19,425	18,996
金額	18,520,164	18,814,503	18,767,886	19,458,663	19,212,722	18,824,883
通算遺族年金人員	2,709	2,658	2,601	2,551	2,463	2,399
金額	663,863	670,946	665,964	686,740	666,757	648,814

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り平均額

(単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《年金》						
新規裁定	1,242,900	1,207,014	1,176,622	1,290,130	1,279,687	1,178,104
退職共済年金	1,341,640	1,286,916	1,251,820	1,369,427	1,362,332	1,232,007
障害共済年金	976,988	890,923	953,583	960,326	955,578	943,741
遺族共済年金	943,231	979,548	978,503	1,046,319	997,972	1,033,513
退職年金	1,547,843	1,598,624	1,529,012	1,596,995	1,761,894	1,798,613
減額退職年金	1,269,930	1,354,907	1,312,505	1,338,028	1,404,296	1,330,114
通算退職年金	292,346	207,923	183,096	142,669	145,107	147,038
障害年金	1,514,965	1,504,118	1,463,462	1,441,524	1,665,455	1,404,491
遺族年金	315,300	—	—	780,000	—	—
通算遺族年金	107,500	26,600	248,625	156,700	40,700	106,250
年度末現在	1,287,807	1,316,170	1,319,434	1,372,756	1,361,718	1,333,840
退職共済年金	1,351,175	1,352,263	1,329,073	1,365,726	1,338,048	1,286,868
障害共済年金	1,045,012	1,022,457	1,017,694	1,568,088	1,030,031	1,014,133
遺族共済年金	965,996	998,154	1,010,288	1,060,675	1,056,950	1,055,749
退職年金	1,729,998	1,791,011	1,824,622	1,926,482	1,944,883	1,949,770
減額退職年金	1,351,955	1,396,137	1,417,563	1,491,695	1,503,543	1,503,831
通算退職年金	482,474	497,965	505,084	531,346	534,451	533,331
障害年金	1,430,429	1,477,092	1,497,139	1,037,862	1,584,888	1,577,478
遺族年金	879,358	909,880	925,895	978,658	989,072	990,992
通算遺族年金	245,058	252,425	256,042	269,204	270,709	270,452
《一時金》						
退職一時金	35,021	22,285	17,223	13,682	32,767	27,498
脱退一時金	1,668,807	3,684,400	1,488,640	1,448,957	882,960	2,049,738
障害一時金	891,450	1,436,325	1,336,500	1,353,800	1,345,200	1,293,033
返還一時金	1,089,900	1,008,917	1,022,215	536,513	1,138,100	707,725
死亡一時金	335,868	425,556	416,581	357,492	443,256	446,837
特例死亡一時金	2,159,625	2,058,067	1,893,950	2,665,050	2,838,211	1,566,257

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収入	421,304,634	448,652,664	470,896,183	477,454,387	531,459,483	519,873,764
掛金収入	238,680,663	251,044,219	262,380,639	269,858,688	315,322,149	321,283,639
国庫補助金	40,090,166	44,383,911	45,710,804	47,920,589	52,451,078	53,943,740
基礎年金交付金	45,248,173	57,309,092	65,440,528	67,835,908	68,930,470	58,921,017
運用収入	89,803,761	90,528,146	91,770,237	86,196,950	87,528,050	78,069,285
助成金	4,620,000	4,820,000	4,980,000	5,150,000	6,680,000	7,060,000
給付金返還金	539,745	529,401	612,510	490,135	547,161	595,616
事業外収入	2,321,674	16,595	1,231	2,082	489	458
その他の収入	453	21,300	234	35	86	9
支出	421,304,634	448,652,664	470,896,183	477,454,387	531,459,483	519,873,764
退職給付金	219,467,014	236,047,866	247,751,821	264,085,803	283,888,234	289,681,534
障害給付金	4,695,450	4,789,085	4,836,582	4,783,976	4,946,351	4,987,575
遺族給付金	32,671,567	36,424,194	40,116,536	44,185,527	48,793,129	52,000,388
基礎年金拠出金	77,109,412	85,678,965	90,216,516	97,140,438	108,997,316	113,235,072
調整拠出金	1,599,923	1,597,268	1,318,539	1,304,537	928,377	885,169
償却費	62	35	85	633	646	864
事業外支出	305,448	349,006	395,804	487,606	607,901	485,743
業務経理へ繰入金	2,402,973	2,505,607	2,552,643	2,657,966	2,698,545	2,657,229
当期利益金	83,052,785	81,260,638	83,707,657	62,807,900	80,598,984	55,940,191
年度末現在給付準備金	1,559,325,826	1,640,586,464	1,724,294,121	1,787,102,021	1,867,701,005	1,923,641,196

(注) 1 事業外収入には給付金返還金と雑収入を含まない。
2 「その他の収入」とは、雑収入と受取延滞金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収入	3,009,206	3,032,822	3,149,827	3,277,140	3,345,416	3,302,194
事務費国庫補助金	475,494	488,131	504,613	524,754	551,793	578,480
給付経理より繰入金	2,400,389	2,413,619	2,529,849	2,642,821	2,691,956	2,629,149
受取利息	78,838	72,930	54,866	48,874	41,601	31,654
資産見返繰入金戻入	42,441	44,878	47,569	47,776	47,083	49,797
雑収入	12,043	13,264	12,930	12,915	12,983	13,114
支出	3,009,206	3,032,822	3,149,827	3,277,140	3,345,416	3,302,194
人件費	1,587,346	1,599,679	1,722,393	1,730,135	1,771,167	1,775,192
事務費	1,379,418	1,388,265	1,379,965	1,499,229	1,527,167	1,477,205
償却費	42,328	42,876	46,759	47,207	46,635	46,365
固定資産処分損	113	—	—	—	—	—
雑損	—	2,002	709	569	448	3,432
当期剰余金(不足金)	0	—	—	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

11 船員保険

第174表 船員保険適用状況

年度末現在

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《船舶所有者数》						
普通保険	9,305	9,008	8,629	8,388	8,190	8,026
漁船	4,209	4,006	3,696	3,542	3,413	3,315
その他	5,117	5,025	4,950	4,862	4,786	4,720
失業保険	5,971	5,844	5,740	5,646	5,528	5,401
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	120,634	115,625	110,459	105,422	100,349	96,050
漁船	53,140	47,995	44,084	41,134	37,920	35,773
その他	67,494	67,630	66,375	64,288	62,429	60,277
任意継続適用	10,011	9,656	9,813	9,135	9,042	8,864
失業保険	99,395	96,699	92,653	88,713	84,736	80,761
《被扶養者数》	256,669	238,025	228,373	211,241	202,339	186,826
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.97	1.90	1.90	1.84	1.85	1.78
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	339,888	356,584	365,184	371,346	375,048	379,579
漁船	291,089	298,448	297,614	299,675	299,660	304,531
その他	378,309	397,482	410,061	417,204	420,839	424,118
任意継続適用	281,833	296,456	307,669	312,658	318,951	329,630
失業保険	359,995	377,102	387,294	394,497	397,867	401,598

(注) 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

資料：社会保険庁調

第175表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成9年3月末現在

標準報酬		普通保険(強制適用)			失業保険
等級	月額	合計	漁船	その他	
総数	(千円)	96,050	35,773	60,277	80,761
第1級	92	222	211	11	21
2	98	278	257	21	121
3	104	167	154	13	88
4	110	309	296	13	78
5	118	378	367	11	95
6	126	483	477	6	210
7	134	430	418	12	119
8	142	445	409	36	114
9	150	656	567	89	200
10	160	661	582	79	405
11	170	762	597	165	389
12	180	1,081	886	195	424
13	190	989	805	184	424
14	200	2,273	1,664	609	1,045
15	220	3,166	2,030	1,136	1,873
16	240	4,112	2,490	1,622	2,786
17	260	4,448	2,548	1,900	3,353
18	280	5,586	3,241	2,345	4,495
19	300	7,146	3,336	3,810	6,091
20	320	6,360	3,142	3,218	5,499
21	340	5,055	1,810	3,245	4,560
22	360	5,498	1,500	3,998	5,039
23	380	6,727	1,714	5,013	6,268
24	410	7,910	1,638	6,272	7,382
25	440	6,479	1,089	5,390	6,158
26	470	5,412	788	4,624	5,189
27	500	4,404	600	3,804	4,228
28	530	3,239	465	2,774	3,104
29	560	2,384	330	2,054	2,295
30	590	2,079	304	1,775	1,980
31	620	1,573	214	1,359	1,530
32	650	1,170	150	1,020	1,146
33	680	837	104	733	815
34	710	812	105	707	787
35	750	632	105	527	614
36	790	471	59	412	457
37	830	372	57	315	364
38	880	391	46	345	388
39	930	257	53	204	250
40	980	396	165	231	377

資料：社会保険庁調

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計件数	2,767,480	2,665,072	2,499,018	2,449,099	2,321,615	2,276,904
金額	50,206,928	51,154,565	49,690,112	48,010,533	46,285,156	45,294,782
被保険者分件数	975,839	955,051	923,786	910,363	879,752	881,170
金額	29,676,435	30,377,717	30,060,479	28,644,325	27,695,742	27,032,642
診療費件数	833,646	812,824	778,560	759,703	728,640	722,664
日数	2,689,454	2,591,779	2,461,727	2,319,769	2,181,389	2,089,796
金額	19,984,567	20,735,871	20,278,437	19,228,175	18,309,077	18,205,001
薬剤の支給件数	73,238	76,143	80,898	91,376	95,831	107,328
処方箋枚数	116,978	122,602	128,887	145,202	149,654	166,063
金額	448,777	481,476	537,304	629,859	699,213	784,395
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)件数	—	—	—	14,431	28,061	25,953
日数	—	—	—	244,698	471,006	423,034
金額	—	—	—	404,958	792,811	713,782
訪問看護療養費件数	—	—	—	6	14	10
日数	—	—	—	29	56	58
金額	—	—	—	227	464	492
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)件数	—	—	—	7	13	1
日数	—	—	—	222	568	7
金額	—	—	—	33	195	1
療養費件数	26,773	25,939	25,071	24,153	23,926	21,905
金額	422,124	395,248	404,246	340,089	362,873	290,646
看護費件数	121	96	71	38	23	—
日数	2,741	1,770	1,699	1,018	383	—
金額	11,305	7,157	6,828	4,190	1,475	—
移送費件数	165	143	88	88	109	64
金額	81,487	58,050	38,427	33,593	35,706	21,593
高額療養費件数	1,061	1,251	1,201	1,290	1,220	1,212
金額	48,613	64,536	63,651	68,315	62,783	70,220
傷病手当金件数	(12,476)	(11,380)	(11,180)	(9,564)	(8,707)	(7,847)
日数	40,208	38,066	37,289	33,153	29,442	27,516
金額	(358,128)	(328,101)	(324,687)	(276,628)	(258,075)	(231,910)
件数	1,200,353	1,135,996	1,114,692	997,459	903,351	845,159
金額	(3,252,266)	(3,127,911)	(3,110,087)	(2,668,609)	(2,576,089)	(2,332,869)
葬祭料件数	8,314,953	8,275,214	8,340,797	7,576,888	7,071,683	6,619,757
金額	(108)	(123)	(125)	(73)	(85)	(65)
件数	605	554	538	507	497	433
金額	(66,340)	(76,192)	(93,621)	(48,477)	(60,758)	(43,544)
出産育児一時金件数	359,616	353,621	375,492	345,760	342,028	308,475
金額	—	—	—	5	12	12
件数	—	—	—	1,500	3,600	3,600
分娩費件数	8	13	22	9	0	—
金額	1,600	2,960	5,280	2,160	0	—

出産手当金	件数	8	9	27	19	25	25
	日数	1,093	951	2,531	2,108	3,043	3,105
	金額	3,380	3,558	9,973	8,561	13,835	14,681
育児手当金	件数	6	13	21	9	0	—
	金額	12	26	42	18	0	—
被扶養者分	件数	1,791,366	1,709,734	1,574,966	1,538,458	1,441,589	1,395,507
	金額	20,507,653	20,745,670	19,602,795	19,339,723	18,562,630	18,241,816
診療費	件数	1,585,487	1,500,913	1,366,109	1,316,269	1,219,529	1,163,377
	日数	4,081,204	3,813,048	3,435,866	3,251,706	2,974,868	2,788,651
	金額	18,077,823	18,120,993	17,070,543	16,452,077	15,409,131	15,151,064
薬剤の支給	件数	155,538	159,904	163,171	179,200	183,107	195,484
	処方箋枚数	265,385	272,714	275,428	300,686	302,396	318,836
	金額	521,289	575,977	613,222	711,820	753,338	818,484
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	—	—	—	11,924	23,956	22,552
	日数	—	—	—	185,852	359,288	328,467
	金額	—	—	—	266,869	528,275	466,514
訪問看護療養費	件数	—	—	—	9	54	64
	日数	—	—	—	61	348	265
	金額	—	—	—	354	2,007	1,812
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	—	2	8	5
	日数	—	—	—	78	402	87
	金額	—	—	—	12	73	12
療養費	件数	36,774	35,902	33,673	32,380	30,184	28,437
	金額	190,537	191,755	186,540	180,630	167,082	160,584
看護費	件数	113	122	109	41	7	2
	日数	2,943	3,013	3,003	1,011	123	10
	金額	9,564	9,748	8,977	3,072	447	34
移送費	件数	6	1	9	6	5	5
	金額	454	56	1,567	464	288	140
高額療養費	件数	6,137	5,973	5,712	5,382	5,122	4,749
	金額	316,327	372,278	356,545	326,490	314,069	309,609
家族葬祭料	件数	1,730	1,661	1,548	1,522	1,406	1,353
	金額	822,930	843,642	798,736	798,776	738,536	723,723
配偶者出産育児一時金	件数	—	—	—	868	2,163	2,031
	金額	—	—	—	260,400	648,900	609,300
配偶者分娩費	件数	2,816	2,647	2,342	1,400	2	—
	金額	563,200	626,000	562,080	336,000	480	—
配偶者育児手当金	件数	2,765	2,611	2,293	1,379	2	—
	金額	5,530	5,222	4,586	2,758	4	—
世帯合算高額療養費	件数	275	287	266	278	274	227
	金額	22,841	31,178	26,838	26,485	26,784	20,324

(注) 1 () 内の数字は職務上(再掲)を示す。
 2 老人保健による給付分を除く。
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は、診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
被保険者分	件数	833,646	812,824	778,560	759,703	728,640	722,664
	日数	2,688,454	2,591,779	2,461,727	2,319,769	2,181,389	2,089,796
	金額	19,984,567	20,735,871	20,278,437	19,228,175	18,309,077	18,205,001
一般診療	件数	679,651	662,687	634,784	622,932	596,913	593,802
	日数	2,257,572	2,167,816	2,059,080	1,931,996	1,808,970	1,727,480
	金額	17,313,393	17,888,296	17,590,325	16,634,303	15,809,483	15,664,123
入院	件数	39,807	37,612	35,878	32,765	30,743	28,690
	日数	717,518	671,769	641,127	574,658	532,531	487,065
	金額	9,473,974	10,003,525	9,822,337	9,059,134	8,416,482	8,357,872
入院外	件数	639,844	625,075	598,906	590,167	566,170	565,112
	日数	1,540,054	1,496,047	1,417,953	1,357,338	1,276,439	1,240,415
	金額	7,839,419	7,884,771	7,767,987	7,575,169	7,393,001	7,306,251
歯科診療	件数	153,995	150,137	143,776	136,771	131,727	128,862
	日数	431,882	423,963	402,647	387,773	372,419	362,316
	金額	2,671,174	2,847,576	2,688,112	2,593,872	2,499,594	2,540,878
被扶養者分	件数	1,585,487	1,500,913	1,366,109	1,316,269	1,219,529	1,163,377
	日数	4,081,204	3,813,048	3,435,866	3,251,706	2,974,868	2,788,651
	金額	18,077,823	18,120,993	17,070,543	16,452,077	15,409,131	15,151,604
一般診療	件数	1,301,824	1,236,385	1,122,107	1,091,894	1,010,256	965,925
	日数	3,338,678	3,127,715	2,806,921	2,669,291	2,428,030	2,280,035
	金額	15,649,862	15,701,680	14,824,804	14,340,078	13,414,555	13,198,592
入院	件数	34,230	31,298	28,958	27,142	25,765	24,310
	日数	538,039	495,145	455,844	425,248	393,295	363,402
	金額	6,828,807	7,069,484	6,722,560	6,282,277	5,783,481	5,645,972
入院外	件数	1,267,594	1,205,087	1,093,149	1,064,752	984,491	941,615
	日数	2,800,639	2,632,570	2,351,077	2,244,043	2,034,735	1,916,633
	金額	8,821,055	8,632,196	8,102,244	8,057,802	7,631,074	7,552,620
歯科診療	件数	283,663	264,528	244,002	224,375	209,273	197,452
	日数	742,526	685,333	628,945	582,415	546,838	508,616
	金額	2,427,961	2,419,313	2,245,739	2,111,999	1,994,575	1,953,012

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第178表 船員保険疾病部門給付諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《被保険者分》						
診療費 1人当診療費	148,650	161,248	165,215	163,658	163,519	170,188
1,000人当件数	6,201	6,321	6,343	6,466	6,508	6,756
診療1件当日数	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	3.0
診療1件当金額	23,972	25,511	26,046	25,310	25,128	25,192
一般診療 1人当診療費	128,781	139,104	143,314	141,581	141,195	146,435
1,000人当件数	5,055	5,153	5,172	5,302	5,331	5,551
診療1件当日数	3.3	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0
診療1件当金額	25,474	26,994	27,711	26,703	26,485	26,379
入院 1人当診療費	70,470	77,790	80,026	77,106	75,168	78,133
1,000人当件数	296	292	292	279	275	268
診療1件当日数	18.0	17.9	17.9	17.5	17.3	17.0
診療1件当金額	237,998	265,966	273,770	276,488	273,769	291,317
入院外 1人当診療費	58,311	61,314	63,288	64,475	66,027	68,302
1,000人当件数	4,759	4,861	4,879	5,023	5,056	5,283
診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2
診療1件当金額	12,252	12,614	12,970	12,836	13,058	12,929
歯科診療 1人当診療費	19,869	22,143	21,901	22,077	22,324	23,753
1,000人当件数	1,145	1,168	1,171	1,164	1,176	1,205
診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
診療1件当金額	17,346	18,967	18,697	18,965	18,976	19,718
看護費 1,000人当日数	20.4	13.8	13.8	8.7	3.4	—
傷病手当金 1日当金額	4,124	4,044	4,019	4,116	3,851	—
1,000人当件数	299	296	304	282	262	256
1人当日数	8.9	8.8	9.1	8.5	30.7	30.7
1件当金額	206,798	217,391	223,680	228,543	240,190	240,578
葬祭料 1,000人当件数	4.5	4.3	4.4	4.3	4.4	4.0
分焼 1,000人当件数	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	—
出産手当金 1,000人当件数	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
1件当金額	422,500	395,333	369,388	450,579	553,390	587,231
《被扶養者分》						
診療費 1人当診療費	75,522	82,160	82,142	84,413	84,465	89,092
1,000人当件数	6,624	6,805	6,574	6,754	6,685	6,841
診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4
診療1件当金額	11,402	12,073	12,496	12,499	12,635	13,024
一般診療 1人当診療費	65,379	71,191	71,336	73,577	73,532	77,609
1,000人当件数	5,438	5,606	5,399	5,602	5,538	5,680
診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
診療1件当金額	12,021	12,700	13,212	13,133	13,278	13,664
入院 1人当診療費	28,528	32,053	32,348	32,233	31,702	33,199
1,000人当件数	143	142	139	139	141	143
診療1件当日数	15.7	15.8	15.7	15.3	15.3	15.0
診療1件当金額	199,498	225,877	232,149	231,460	224,470	232,249
入院外 1人当診療費	36,851	39,138	38,987	41,343	41,830	44,410
1,000人当件数	5,295	5,464	5,260	5,463	5,396	5,537
診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
診療1件当金額	6,959	7,163	7,412	7,568	7,751	8,021
歯科診療 1人当診療費	10,143	10,969	10,806	10,836	10,933	11,484
1,000人当件数	1,185	1,199	1,174	1,151	1,147	1,161
診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
診療1件当金額	8,559	9,146	9,204	9,413	9,531	9,891
看護費 1,000人当日数	12.3	14	14.5	5.2	0.7	0.1
1日当金額	3,250	3,235	2,989	3,039	3,633	3,400
家族葬祭料 1,000人当件数	6.5	6.8	6.7	7.0	6.9	7.0
配偶者分焼費 1,000人当件数	10.7	10.8	10.1	6.4	0.0	—

(注) 1 「1人当診療費」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当件数」及び「1,000人当日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
3 平成8年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含まなければ106,970人、含めれば107,305人である。平成8年度の平均被扶養者数は老人保健対象者を含まなければ170,066人、含めれば191,269人である。

資料：社会保険庁調

第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
合計人員	149	143	193	114	115	108
障害年金人員	42	39	43	39	22	42
遺族年金人員	107	104	150	75	93	66
合計金額	258,886	264,575	379,771	232,825	247,881	209,023
障害年金金額	74,148	77,171	88,294	77,100	44,230	91,086
遺族年金金額	184,738	187,404	291,477	155,725	203,650	117,937

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
合計人員	991	1,116	1,294	1,387	1,481	1,573
障害年金人員	264	293	330	364	379	418
遺族年金人員	727	823	964	1,023	1,102	1,155
合計金額	1,778,556	2,072,134	2,454,255	2,685,004	2,995,785	3,199,645
障害年金金額	489,192	568,114	652,960	730,296	780,380	870,248
遺族年金金額	1,289,364	1,504,020	1,801,295	1,954,708	2,215,405	2,329,397

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
合計件数	358	274	407	248	175	190
障害手当金件数	341	255	374	237	168	181
遺族一時金件数	14	18	30	10	7	9
合計金額	976,379	870,717	1,358,714	811,287	629,470	724,443
障害手当金金額	839,722	691,860	1,026,010	684,622	563,950	627,963
遺族一時金金額	121,464	176,904	306,360	117,648	65,520	96,480
その他の一時金件数	3	1	3	1	—	—
合計金額	15,193	1,953	26,344	9,017	—	—

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(金額 単位 円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
新規裁定分	1,737,488	1,850,175	1,967,725	2,042,324	2,155,485	1,935,397
障害年金	1,765,424	1,978,744	2,053,356	1,976,928	2,010,473	2,168,719
遺族年金	1,726,522	1,801,962	1,943,177	2,076,329	2,189,789	1,786,920
年度末現在	1,794,708	1,856,751	1,896,642	1,935,836	2,028,112	2,034,103
障害年金	1,853,000	1,938,955	1,978,666	2,006,308	2,080,693	2,081,932
遺族年金	1,773,540	1,827,485	1,868,563	1,910,761	2,010,569	2,016,794

(ii) 一時金

(金額 単位 円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
障害手当金	2,462,527	2,713,178	2,743,342	2,888,700	3,356,846	3,469,408
遺族一時金	8,676,000	9,828,000	10,212,000	11,764,800	9,360,000	10,720,000
その他の一時金	5,064,272	1,952,639	8,781,480	9,016,751	—	—

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計 件 数	49,432	44,598	51,100	47,718	47,229	43,638
金 額	7,575,620	7,309,325	8,388,450	8,385,477	8,736,704	8,437,331
失 業 保 險 金 件 数	43,400	39,061	43,444	42,984	42,384	38,830
日 数	1,031,623	931,034	1,039,771	1,030,322	1,017,573	931,831
金 額	6,713,824	6,498,018	7,337,019	7,476,100	7,635,892	7,190,918
傷 病 給 付 金 件 数	305	226	318	281	168	207
日 数	8,119	6,063	8,961	7,979	4,623	5,615
金 額	53,688	44,369	61,482	55,205	34,709	44,593
技 能 習 得 手 当 受 講 手 当 件 数	3,392	3,203	2,574	2,332	2,398	2,236
日 数	65,900	59,278	47,682	43,173	44,970	42,372
金 額	38,881	34,974	28,132	25,472	26,532	24,999
通 所 手 当 件 数	2,613	2,641	2,183	1,907	1,953	1,784
月 数	2,874	2,792	2,591	1,928	2,073	1,827
金 額	26,248	26,457	22,078	20,034	21,289	20,472
寄 宿 手 当 件 数	285	218	210	271	243	206
日 数	8,655	6,194	5,415	7,651	6,877	5,911
金 額	2,821	2,021	2,071	2,727	2,365	2,078
再 就 職 手 当 件 数	1,650	1,481	1,533	1,258	1,277	1,336
日 数	79,416	65,129	76,720	60,772	60,370	64,980
金 額	504,301	266,532	507,162	422,777	422,735	466,289
高 齢 求 職 者 給 付 金 件 数	400	409	616	592	759	823
日 数	39,969	42,016	64,431	59,013	83,882	94,472
金 額	235,863	266,532	415,756	383,162	593,182	687,982
移 転 に 要 す る 費 用 件 数	239	187	222	251	241	241
金 額	14,559	12,820	14,751	16,321	15,790	14,553
失業保険金 月末受給者数(年間平均)	3,021	2,707	3,038	2,941	2,947	2,739
1,000人当り失業者数	30	27	34	32	34	33
1 件 当 り 日 数	23.8	23.8	23.9	24.0	24.0	24.0
1 日 当 り 金 額	6,058	6,979	7,056	7,256	7,504	7,717
1 件 当 り 金 額	154,698	166,356	168,885	173,928	180,160	185,190
傷病給付金 1 件 当 り 日 数	26.6	26.8	28.2	28.4	27.5	27.1
1 日 当 り 金 額	6,613	7,318	6,861	6,919	7,508	7,942
1 件 当 り 金 額	176,026	196,321	193,339	196,459	206,599	215,423
受 講 手 当 1 件 当 り 日 数	19.4	18.51	18.5	18.5	18.8	19.0
1 日 当 り 金 額	590	590	590	590	590	590
1 件 当 り 金 額	11,463	10,919	10,929	10,923	11,064	11,180
寄 宿 手 当 1 件 当 り 日 数	30.4	28.41	25.8	28.2	28.3	28.7
1 日 当 り 金 額	326	326	383	356	344	352
1 件 当 り 金 額	9,898	9,273	9,864	10,063	9,731	10,086

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。

2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	113,840,100	115,630,345	116,013,574	111,902,965	108,290,346	103,921,996
保 険 料	100,720,656	100,287,733	99,094,357	95,593,930	93,849,466	90,135,750
疾 病 給 付	66,554,679	66,198,873	65,389,204	63,112,047	61,935,780	59,559,185
年 金 給 付	17,421,604	17,324,633	17,073,558	16,422,167	16,099,934	15,438,172
失 業 給 付	9,103,455	9,168,772	9,160,165	8,856,758	8,750,566	8,366,121
福 祉 施 設	6,653,249	6,633,822	6,525,292	6,243,289	6,121,808	5,869,509
業 務 取 扱 費	987,669	961,683	946,138	959,669	941,378	902,763
利 子	2,934,622	3,627,288	4,127,971	4,202,985	4,624,087	4,631,677
国 庫 負 担 金	5,966,909	6,440,924	6,085,268	6,195,785	6,207,814	6,413,243
疾 病 給 付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	42,898	43,106	39,521	39,130	36,762	36,029
失 業 給 付	1,571,243	1,985,467	1,729,684	1,790,878	1,822,057	2,038,456
業 務 取 扱 費	1,352,768	1,412,351	1,316,063	1,365,777	1,348,995	1,338,758
厚年特会業務勘定より受入	2,464,238	2,466,805	2,467,932	2,383,742	2,275,193	2,106,758
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
雑 収 入	794,910	2,045,870	3,220,725	2,754,630	767,390	340,107
前年度剰余金受入	958,765	761,725	1,017,321	771,893	566,396	294,410
支 出	99,747,525	103,597,776	106,444,626	104,488,912	101,255,797	100,462,492
保 険 給 付 費	60,365,039	61,138,531	61,727,805	59,756,802	58,673,740	57,326,854
疾 病 給 付	50,467,682	51,268,820	50,106,759	48,233,350	46,849,768	45,519,191
年 金 給 付	2,318,071	2,506,323	3,219,070	3,102,905	3,022,685	3,325,423
失 業 給 付	7,579,286	7,363,388	8,401,976	8,420,547	8,801,287	8,482,240
老 人 保 健 拠 出 金	13,862,135	13,559,882	14,214,229	14,504,844	14,384,008	15,355,727
退 職 者 給 付 拠 出 金	1,721,520	2,469,948	2,633,886	2,872,626	2,845,871	2,754,317
福 祉 施 設 費	6,583,678	7,908,964	9,537,538	8,880,378	6,981,344	6,775,451
業 務 取 扱 費	2,750,190	2,762,562	2,714,295	2,769,338	2,715,342	2,609,958
諸 支 出 金	14,464,963	15,757,807	15,616,449	15,704,798	15,655,452	15,640,140
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	46	82	424	126	40	45
収 入 支 出 差 引	14,092,575	12,032,569	9,568,948	7,414,053	7,034,549	3,459,505
翌年度へ繰越	761,725	1,017,321	771,893	566,396	294,411	330,181
積立金へ繰入	13,330,850	11,015,248	8,797,055	6,847,657	6,740,138	3,129,323
積立金から補足	—	—	—	—	—	—
年度末現在積立金	82,887,387	93,902,635	102,699,690	109,547,347	116,287,485	119,416,809

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
徴収決定額	105,745,999	105,056,482	103,974,146	101,331,637	98,372,748	94,310,528
現年度分	100,875,922	100,752,568	99,795,769	96,953,686	93,450,203	90,278,330
前年度からの繰越額	4,870,077	4,303,913	4,178,377	4,377,951	4,922,545	4,032,198
収納済額	100,720,656	100,287,733	99,094,357	95,593,930	93,849,467	90,135,750
不納欠損額	718,486	579,639	501,260	748,551	489,755	501,094
収納未済額	4,306,857	4,189,110	4,378,530	4,989,156	4,033,526	3,673,684
収納率 (%)	95.2	95.2	95.3	94.3	95.4	95.6

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況

(単位 所・人)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《一般・高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》 適用事業所数 ^(注1)	1,805,299	1,841,042	1,866,278	1,893,704	1,915,202	1,958,664
新規加入	101,598	92,565	85,569	88,816	87,709	90,520
廃止・脱退	57,130	59,936	63,401	64,168	68,792	48,159
被保険者数 ^(注1)	32,254,447	32,834,700	33,071,811	33,358,438	33,539,935	33,770,717
資格取得者数 ^(注2)	550,771	522,308	482,453	495,583	486,629	513,308
資格喪失者数 ^(注2)	478,410	473,342	462,354	471,204	471,229	493,338
《日雇労働被保険者関係》 被保険者数 ^{(注1)・(3)}	79,803	68,801	63,954	60,895	55,352	52,655

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。
2) 年度平均を示す。
3) 日雇求職者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第186表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成9年3月現在 (単位：所・人)

区分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合計	1,958,664	1,110,224	666,086	130,188	45,331	6,835
農業	8,723	5,859	2,559	268	37	0
林業	3,490	2,266	1,035	178	11	0
漁業	2,715	1,944	687	69	12	3
鉱業	4,511	1,897	2,203	333	68	10
建設業	323,070	192,372	116,063	11,902	2,424	309
製造業	417,700	206,777	154,253	39,555	14,545	2,570
電気・ガス・熱供給・水道業	1,892	814	559	235	184	100
運輸・通信業	76,076	24,406	34,798	12,114	4,150	608
卸売・小売業・飲食店	482,251	297,079	148,907	25,778	9,120	1,367
金融・保険・不動産業	58,590	33,328	17,411	5,223	2,124	504
サービス業	563,258	334,080	182,481	33,144	12,221	1,332
公務	15,690	8,955	4,931	1,347	425	32
分類不能	698	447	199	42	10	0
《被保険者数》						
合計	33,770,717	2,010,305	7,440,124	6,710,919	8,837,111	8,772,258
農業	53,495	8,485	26,529	12,655	5,826	0
林業	25,138	2,824	12,143	8,543	1,626	0
漁業	17,472	2,305	7,485	3,213	2,186	2,283
鉱業	67,335	3,561	26,518	16,070	11,699	9,487
建設業	2,917,107	333,104	1,216,332	575,203	458,304	334,164
製造業	10,479,055	382,357	1,824,648	2,067,896	2,855,667	3,348,487
電気・ガス・熱供給・水道業	243,753	1,519	6,836	13,206	39,425	182,767
運輸・通信業	2,946,926	47,268	454,223	631,252	791,568	1,022,615
卸売・小売業・飲食店	6,981,927	523,915	1,617,892	1,318,002	1,789,590	1,732,528
金融・保険・不動産業	1,807,369	54,200	227,864	266,187	446,555	812,563
サービス業	7,956,550	635,282	1,957,251	1,726,800	2,350,439	1,286,778
公務	267,117	14,644	60,235	69,652	82,000	40,586
分類不能	7,473	841	2,168	2,238	2,226	0

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第187表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区分	平成6年度 (1994)			平成7年度 (1995)			平成8年度 (1996)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人数 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人数 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人数 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,704,485,476	—	—	1,904,011,137	—	—	2,015,555,463
I 一般求職者給付	—	—	1,358,557,470	—	—	1,501,117,318	—	—	1,557,271,012
基本手当	—	—	1,346,945,113	—	—	1,488,888,634	—	—	1,544,813,704
基本分	1,643,058	779,961	1,320,867,765	1,717,302	836,587	1,444,172,024	1,705,895	843,985	1,481,145,819
(うち短時間分)	29,695	11,531	—	30,083	12,089	—	—	—	—
個別延長給付	23,289	4,460	5,561,625	78,471	17,749	23,278,975	134,036	27,330	42,275,365
訓練延長給付	34,056	10,985	19,836,303	35,169	11,266	20,908,546	34,807	11,198	20,884,272
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	747	330	679,420	641	265	529,089	619	258	508,248
技能習得手当	—	—	4,425,704	—	—	4,749,514	—	—	4,766,962
受講手当	41,001	18,668	2,434,066	42,730	19,693	2,606,801	42,467	19,730	2,595,950
特定職種受講手当	2,877	1,686	41,109	2,784	1,672	40,499	2,658	1,569	38,504
通所手当	38,543	17,490	1,950,529	40,198	18,464	2,102,214	39,966	18,534	2,132,508
寄宿手当	95	66	8,072	105	72	8,811	82	59	7,231
傷病手当	16,371	3,541	7,178,581	16,930	3,605	7,470,359	16,698	3,624	7,683,115
II 高年齢求職者給付	109,512	—	68,132,826	121,118	—	82,445,197	126,078	—	90,149,269
(うち短時間分)	3,066	—	—	2,966	—	—	5,755	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	439,012	—	124,691,972	416,625	—	120,178,698	410,254	—	119,633,478
IV 就職促進給付	—	—	123,886,298	—	—	147,292,704	—	—	161,126,802
再就職手当	309,269	—	121,085,317	329,420	—	144,623,739	354,026	—	158,093,853
常用就職支度金	15,918	—	2,732,732	14,582	—	2,598,486	15,844	—	2,971,623
移転費	519	—	65,225	544	—	68,270	472	—	58,891
広域求職活動費	63	—	3,024	42	—	2,209	49	—	2,435
V 雇用継続給付	—	—	—	145,256	—	24,011,397	185,234	—	59,253,077
高年齢雇用継続給付	—	—	—	75,416	—	11,950,823	84,447	—	37,023,366
基本給付金	—	—	—	69,895	—	10,863,770	76,849	—	33,540,510
再就職給付金	—	—	—	5,521	—	1,087,053	7,598	—	3,482,856
育児休業給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基本給付金	—	—	—	59,720	—	11,759,025	59,292	—	19,234,507
職場復帰給付金	—	—	—	10,120	—	301,549	41,495	—	2,995,204
VI 日雇求職者給付	—	—	29,216,910	—	—	28,965,823	—	—	28,121,825
普通給付	—	39,265	29,211,806	—	34,352	28,960,871	—	31,949	28,117,152
第1級	—	30,161	24,540,768	—	26,061	24,194,629	—	25,847	24,558,264
第2級	—	5,487	3,387,449	—	4,293	3,090,342	—	2,657	1,931,178
第3級	—	3,408	1,251,148	—	3,999	1,690,633	—	3,445	1,626,674
第4級	—	209	33,234	—	—	—	—	—	—
特例給付	34	6	5,104	16	5	4,952	15	5	4,673

(注) 1 給付額は決算値である。ただし、V雇用継続給付、VI日雇求職者給付については、暫定値であり年度計と一致しない。
 2 初回受給者数欄は、II高年齢求職者給付、III短期雇用特例求職者給付については受給者数、IV就職促進給付については支給人員数である。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第188表 一般求職者給付の状況

平成8年度(単位：人、円、件)

	計(短時間を含む)	うち男	うち女
① 一般求職者給付支給総額	1,560,807,811,632	943,866,056,907	616,941,754,725
② 一般受給資格決定件数	2,075,233	948,596	1,126,637
③ 基本手当受給者実人員	869,940	435,921	434,019
④ 基本手当支給総額	1,548,350,503,398	935,512,541,970	612,837,961,428

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

(基本手当基本分(短時間を除く))	⑤ 初回受給者数			⑥ 受給者実人員			⑦ 支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,673,880	745,101	928,779	891,327	416,921	414,406	1,209,418	485,526	723,892
30歳未満	559,940	133,781	426,159	165,042	37,092	127,950	429,561	85,499	344,062
被保期間1年未満(90日)	57,848	18,746	39,102	15,786	5,038	10,748	38,363	12,184	26,179
1~4年(90日)	310,622	78,453	232,169	88,859	21,228	67,632	236,525	51,510	185,015
5~9年(90日)	173,682	31,276	142,406	51,055	8,258	42,798	142,965	19,384	123,581
10年以上(180日)	13,273	2,955	10,318	6,457	1,141	5,316	9,126	1,197	7,929
就職困難者(240日)	4,515	2,351	2,164	2,885	1,429	1,457	2,582	1,224	1,358
30歳~45歳未満	339,737	145,486	194,251	136,565	55,827	80,738	223,156	78,370	144,786
被保期間1年未満(90日)	33,468	10,821	22,647	9,327	2,959	6,369	22,838	7,432	15,406
1~4年(90日)	113,479	39,896	73,583	32,289	10,840	21,449	86,111	27,275	58,836
5~9年(180日)	84,565	36,682	47,883	39,189	15,424	23,765	53,063	18,551	34,512
10~19年(210日)	88,972	44,648	44,324	45,343	19,792	25,551	50,114	18,326	31,788
20年以上(210日)	13,810	9,896	3,914	6,879	4,622	2,258	7,514	4,693	2,821
就職困難者(240日)	5,443	3,543	1,900	3,538	2,190	1,348	3,516	2,093	1,423
45歳~60歳未満	412,439	202,959	209,480	239,221	114,006	125,215	264,538	109,323	155,215
被保期間1年未満(90日)	29,029	12,715	16,314	8,018	3,450	4,568	18,510	8,022	10,488
1~4年(180日)	107,590	44,734	62,856	50,937	19,297	31,640	72,164	25,166	46,998
1~4年(210日)	192	91	101	198	94	104	454	210	244
5~9年(210日)	77,449	29,706	47,743	41,587	14,337	27,250	50,324	15,743	34,581
5~9年(240日)	152	65	87	217	94	123	643	233	410
10~19年(240日)	80,859	29,624	51,235	50,530	15,848	34,682	53,039	14,353	38,686
10~19年(300日)	505	273	232	1,700	823	878	4,832	2,234	2,598
20年以上(300日)	106,843	78,873	27,970	78,031	54,717	23,314	57,762	38,890	18,872
就職困難者(240日)	147	85	62	151	91	61	289	182	107
就職困難者(300日)	9,673	6,793	2,880	7,852	5,255	2,597	6,521	4,290	2,231
60歳以上	361,764	262,875	98,889	290,498	209,996	80,502	292,163	212,334	79,829
被保期間1年未満(90日)	9,450	6,527	2,923	2,715	1,887	828	6,718	4,830	1,888
1~4年(210日)	243	167	76	271	190	80	674	483	191
1~4年(240日)	54,048	38,012	16,036	35,974	24,923	11,051	40,559	28,028	12,531
5~9年(240日)	210	149	61	313	209	103	978	634	344
5~9年(300日)	49,989	31,581	18,408	40,521	25,347	15,174	34,545	21,868	12,677
10~19年(300日)	65,924	33,775	32,149	56,480	28,371	28,108	55,494	28,074	27,420
20年以上(300日)	174,926	146,930	27,996	147,933	123,968	23,965	146,646	123,154	23,492
就職困難者(300日)	6,974	5,734	1,240	6,294	5,101	1,192	6,549	5,263	1,286

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第189表 労働保険保険料徴収状況 (雇用勘定)

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
《保険料収入》						
徴収決定済額	2,082,293,180	1,927,561,442	1,788,701,000	1,791,370,143	1,821,259,314	1,850,272,674
収納済歳入額	2,063,286,806	1,903,967,769	1,762,128,442	1,762,648,215	1,789,785,876	1,819,699,167
不納欠損額	786,531	679,162	877,357	735,707	1,015,068	1,511,903
収納未済歳入額	18,219,842	22,914,510	25,695,199	27,986,221	30,458,370	31,061,604
収 納 率 (%)	99.1	98.8	98.5	98.4	98.3	98.2
郵政事業特別会計より受入	1,541,163	1,370,162	1,169,532	1,251,365	1,077,354	1,017,063

資料：労働省職業安定局調

第190表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	2,551,407,986	2,459,449,876	2,355,441,925	2,566,634,870	2,700,824,255	2,723,947,031
徴収勘定より受入	2,066,924,589	1,906,060,257	1,763,998,223	1,764,535,973	1,791,525,997	1,819,375,559
一般会計より受入	250,033,538	255,522,063	279,850,000	249,850,000	338,237,676	328,168,438
運用収入	204,449,171	262,564,407	282,404,542	272,481,604	263,346,813	234,287,720
積立金より受入	—	—	—	200,000,000	220,081,661	305,989,494
雇用安定資金より受入	—	—	—	50,000,000	76,278,277	22,431,802
雑収入	7,471,805	8,210,601	8,717,492	8,939,067	9,403,301	10,447,552
前年度繰越資金受入	22,528,883	27,092,549	20,471,668	20,828,225	1,950,530	3,246,466
支 出	1,558,872,566	1,795,483,413	2,155,929,911	2,364,306,247	2,693,492,491	2,715,028,540
失業給付費	1,047,714,699	1,245,757,864	1,495,993,133	1,704,480,372	1,903,571,827	2,015,387,346
業務取扱費	53,520,173	55,797,540	56,128,455	59,450,172	81,107,892	78,871,987
施設整備費	4,046,359	5,797,642	20,025,627	11,809,888	13,166,197	14,429,759
雇用安定等事業費	348,051,086	351,665,233	399,623,221	472,985,111	582,064,962	497,034,033
雇用促進事業団出資	64,674,814	103,928,668	163,441,979	92,243,539	91,028,160	85,067,764
徴収勘定へ繰入	19,733,659	20,601,732	20,717,497	23,337,165	22,553,452	24,237,651
雇用安定資金へ繰入	20,931,777	11,934,733	—	—	—	—
収 支 差 引 残	992,735,420	663,966,463	199,512,014	202,328,623	7,331,764	8,918,491

資料：決算書

13 労働者災害補償保険

第191表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在 (単位 場、人)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
適用事業場数	2,491,801	2,541,761	2,576,794	2,604,094	2,643,828	2,684,588
新規加入	304,480	302,457	288,728	282,485	291,223	298,387
消 滅	233,997	252,497	253,695	255,185	251,489	257,627
適用労働者数	44,469,300	45,831,524	46,633,380	47,017,275	47,246,440	47,896,500
新規加入	7,459,155	6,251,865	7,350,667	6,315,902	6,393,846	6,468,052
消 滅	6,212,179	4,889,641	6,548,811	5,932,007	6,164,681	5,817,992

《業種別》

年度末現在 (単位 場、人)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
全 業 種	2,491,801 (44,469,300)	2,541,761 (45,831,524)	2,576,794 (46,633,380)	2,604,094 (47,017,275)	2,643,828 (47,246,440)	2,684,588 (47,896,500)
林 業	29,705 (146,023)	28,378 (136,319)	27,926 (131,811)	26,960 (126,166)	26,102 (120,678)	25,589 (116,009)
漁 業	6,716 (57,511)	6,523 (57,880)	6,426 (56,792)	6,261 (56,459)	6,036 (56,391)	5,773 (54,928)
鉱 業	6,245 (50,300)	6,237 (51,971)	6,145 (55,222)	6,061 (55,026)	5,937 (52,763)	5,864 (51,871)
建設事業	635,196 (5,837,428)	648,505 (5,849,446)	659,382 (5,857,656)	666,500 (5,886,845)	682,694 (6,029,824)	695,519 (6,234,229)
製造業	556,543 (11,744,379)	556,744 (11,883,818)	551,272 (11,804,376)	544,275 (11,629,223)	539,239 (11,401,190)	536,005 (11,250,605)
運輸業	67,198 (2,251,408)	68,712 (2,300,776)	69,678 (2,337,541)	70,334 (2,350,323)	71,295 (2,380,893)	72,250 (2,405,162)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,929 (167,000)	1,948 (178,116)	1,952 (181,237)	1,962 (188,255)	1,955 (187,403)	1,995 (190,234)
その他の事業	1,188,269 (24,215,251)	1,224,714 (25,373,198)	1,254,013 (26,208,745)	1,281,741 (26,724,978)	1,310,570 (27,017,298)	1,341,593 (27,593,462)

(注) ()は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第192表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計 件数	5,066,634	4,950,733	4,863,558	4,804,607	4,783,999	5,084,172
金額	770,681,749	791,626,306	799,975,317	806,931,686	824,942,680	839,572,949
療養補償給付 件数	3,120,529	3,027,761	2,960,621	2,922,580	2,914,934	2,965,145
日数	65,499,557	64,117,418	62,718,713	61,934,686	61,229,726	62,357,350
金額	225,960,463	235,192,179	234,920,800	236,051,053	241,956,307	243,427,813
休業補償給付 件数	819,439	793,101	772,580	748,659	731,642	736,906
日数	25,634,482	24,770,572	24,090,489	23,572,399	23,008,970	23,100,389
金額	137,776,497	136,298,558	134,436,043	133,220,089	133,771,815	135,960,891
障害補償一時金 件数	37,108	35,215	34,132	32,564	31,433	30,087
金額	62,486,470	62,426,977	61,968,188	60,774,183	59,829,128	58,027,150
遺族補償一時金 件数	894	866	867	838	1,046	815
金額	6,364,285	6,460,071	6,495,666	6,349,473	7,704,617	6,236,769
葬 祭 料 件数	4,015	3,753	3,767	3,775	4,022	3,803
金額	2,332,401	2,204,140	2,277,802	2,328,582	2,576,332	2,443,679
介護補償給付 件数	—	—	—	—	—	28,136
金額	—	—	—	—	—	3,508,179
年金等給付 件数	1,084,649	1,090,037	1,091,591	1,096,191	1,100,922	1,319,280
金額	335,761,633	349,044,382	359,876,818	368,208,305	379,104,481	389,968,468
障害補償年金 件数	332,985	339,657	345,746	352,000	357,843	453,279
金額	114,500,441	121,034,195	127,368,275	132,235,996	137,084,041	141,741,039
遺族補償年金 件数	360,717	369,238	376,646	384,309	392,762	501,317
金額	141,845,917	148,912,003	155,450,292	160,748,636	168,565,870	175,732,611
傷病補償年金 件数	81,370	78,285	74,692	71,376	68,070	81,547
金額	50,248,712	49,864,540	48,992,059	47,469,180	46,042,798	45,268,180
傷病補償年金に係る療養補償給付 件数	309,577	302,857	294,507	288,506	282,247	283,137
金額	29,166,563	29,233,643	28,066,193	27,754,494	27,411,772	27,226,638

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第193表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
徴収決定済額	1,651,298,758	1,695,864,604	1,683,859,517	1,669,184,790	1,572,745,430	1,573,054,639	1,588,507,282
収納済額	1,628,323,361	1,667,602,300	1,651,583,709	1,633,356,459	1,535,800,346	1,535,218,958	1,548,568,963
不納欠損額	912,900	682,379	920,292	738,433	1,209,868	2,198,289	2,507,070
収納未済入額	22,062,497	27,579,925	31,355,515	35,089,898	35,735,216	35,637,392	37,431,249
収納率(%)	98.6	98.3	98.1	97.9	97.7	97.6	97.5

資料：労働省労働基準局調

第194表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
1日当り療養補償給付	3,450	3,668	3,746	3,811	3,952	3,904
1日当り休業補償給付	5,375	5,502	5,580	5,652	5,814	5,886
1件当り療養日数	21.0	21.2	21.2	21.2	21.0	21.0
1件当り休業日数	31.3	31.2	31.2	31.5	31.4	31.3
1件当り障害補償一時金	1,683,908	1,772,738	1,815,545	1,866,300	1,903,386	1,928,645
1件当り遺族補償一時金	7,118,887	7,459,666	7,492,118	7,576,937	7,365,790	7,652,477
1件当り葬祭料	580,922	587,301	604,673	616,843	640,560	642,566
平均給付基礎日額	8,958	9,171	9,301	9,419	9,690	9,809
1日当り療養補償費の平均給付基礎日額に対する比(%)	38.5	40.0	40.3	40.5	40.8	39.8

資料：労働省労働基準局労災保険業務室「労災保険事業月報」

第195表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
収 入	2,246,925,172	2,245,026,367	2,209,649,669	2,170,267,513	2,059,910,249	2,061,493,208
徴収勘定より受入	1,640,477,853	1,668,358,604	1,652,364,625	1,634,129,812	1,536,565,284	1,535,912,854
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	63,184,427	64,363,528	63,483,236	58,527,917	55,556,251	49,382,077
支払備金受入	400,241,072	335,950,055	280,290,796	233,039,541	205,131,539	196,158,373
雑 収 入	140,120,642	171,736,823	211,604,693	240,315,864	259,991,271	275,516,292
前年度繰越資金受入	1,594,179	3,310,353	599,319	2,947,379	1,358,903	3,216,612
支 出	1,131,455,206	1,170,554,373	1,230,473,727	1,255,644,186	1,287,236,642	1,280,352,695
保険給付費	770,681,749	791,626,306	799,975,317	806,931,686	824,942,680	839,572,949
業務取扱費等	43,611,316	44,962,639	50,897,106	48,277,499	51,061,653	50,399,584
労働福祉事業費	211,220,789	214,625,889	229,181,132	229,523,565	240,430,312	256,701,892
労働福祉事業団出資	22,699,681	35,073,082	64,878,863	41,668,177	47,214,344	35,651,120
徴収勘定へ繰入	83,241,671	84,266,458	85,541,309	129,243,259	123,587,654	98,027,148
収支差引残	1,115,469,966	1,074,471,990	979,175,941	914,623,327	772,673,607	781,140,513

資料：決算書

14 公務災害補償

第196表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

Table with 8 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include 合計, 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, 障害補償年金, etc.

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。 2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第197表 国家公務員災害補償1件当り補償費

(単位：円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第198表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

Table with 8 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include 合計, 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

(注) 1 通勤災害を含む。 2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第199表 地方公務員災害補償1件当り補償費

Table with 7 columns: 区, 分, 平成3年度(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994), 7(1995), 8(1996). Rows include 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

(注) 1 通勤災害を含む。 2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第6節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

第200表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）

事 項	6年度予算	7年度予算	8年度予算	9年度予算	10年度予算	整備目標(11年度)
在宅サービス						
(1) ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	59,005人 (+ 6,600人)	92,482人 (+ 33,477人)	122,482人 (+ 30,000人)	151,908人 (+ 29,426人)	167,908人 (+ 16,000人)	170,000人
(2) ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	24,274人分 (+ 4,600人分)	30,627人分 (+ 6,353人分)	36,727人分 (+ 6,100人分)	44,834人分 (+ 8,107人分)	51,917人分 (+ 7,083人分)	60,000人分
(3) デイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	5,180か所 (+ 850か所)	6,273か所 (+ 1,093か所)	7,573か所 (+ 1,300か所)	8,923か所 (+ 1,350か所)	10,583か所 (+ 1,660か所)	17,000か所
(4) 在宅介護支援センターの充実	2,400か所 (+ 600か所)	3,472か所 (+ 1,072か所)	4,672か所 (+ 1,200か所)	6,172か所 (+ 1,500か所)	7,964か所 (+ 1,792か所)	10,000か所
(5) 老人訪問看護ステーション	—	1,500か所	2,300か所	3,200か所	4,100か所	5,000か所
(6) ・「住みよい福祉のまちづくり事業」の推進 ・「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」	100市町村 30か所	50市町村 45か所	— 50か所	— 50か所	— 25か所	—
施設サービス						
(1) 特別養護老人ホームの整備	212,019人分 (+ 10,000人分)	231,509人分 (+ 19,490人分)	247,109人分 (+ 15,600人分)	262,709人分 (+ 15,600人分)	276,355人分 (+ 13,646人分)	290,000人分
(2) 老人保健施設の整備	139,811人分 (+ 26,000人分)	165,811人分 (+ 26,000人分)	191,811人分 (+ 26,000人分)	220,811人分 (+ 29,000人分)	249,811人分 (+ 29,000人分)	280,000人分
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備	23,700人分 (+ 7,000人分)	30,700人分 (+ 7,000人分)	38,200人分 (+ 7,500人分)	51,350人分 (+ 13,150人分)	64,500人分 (+ 13,150人分)	100,000人分
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	200か所 (+ 40か所)	240か所 (+ 40か所)	280か所 (+ 40か所)	320か所 (+ 40か所)	360か所 (+ 40か所)	400か所

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第201表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリ、看護介護を必要とする寝たきり老人等	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者
入院の要件	・療養が必要な場合（治療が重点）	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合（入院治療は要さない）	居室において適切な介護を受けることが困難な場合（入院治療は要さない）
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による定額制 ・出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給 ² (I)月268,290～243,150円 (II)月288,840～243,960円 ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・生活費全般について措置費を支給
財源	保険者拠出金 ¹ ……………6/12 国……………4/12 県……………1/12 市町村……………1/12	同 左	国……………1/2 町村市……………1/4ずつ
利用者負担	一部負担 ・月 1,100円(平成10年度)×30日(入院) 入院時食事療養費の標準負担 ・月 760円×30日	利用料 ・施設ごとに設定 (月6万円程度) ・生保対象者には一定額的生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担 (平均月4.0万円程度)
利用手続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置………許認可不要 市町村の設置………知事への届出 社会福祉法人の設置………知事への認可
施設	病室（1人当たり4.3㎡以上） 診察室 手術室 処置室 臨床検査室 等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室（1人当たり8㎡以上） 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室（1人当たり10.65㎡以上） ³ 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ（入院1人対）	(特例許可老人病院) 医師 3人 看護婦(准看護含む) 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等	医師 1人(常勤) 看護婦(准看護含む) 8人～10人 介護職員 20人～24人 PT又はOT 1人 その他 相談指導員等	医師 1人(非常勤で可) 看護婦(准看護含む) 3人 寮母 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等
施設床(定員)数	1,547 173,073床 (平成8年10月1日現在)	1,517 132,446床 (平成8年10月1日現在)	3,201 220,916床 (平成7年10月1日現在)

注 1 入院医療管理料病棟等の場合。
2 (I)入所者3.6人に対して看護介護職員1人以上
(II)入所者3人に対して看護介護職員1人以上
3 新設の場合。

資料：厚生省老人保健福祉局調

2 老人福祉

第202表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	各年10月1日現在					
	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総 数	7,155	7,986	8,903	9,827	12,904	15,000
施設数	252,057	264,164	276,822	291,924	307,912	330,279
施設数	947	948	949	947	947	947
在所者数	65,043	65,163	64,854	64,569	64,263	64,446
施設数	2,403	2,576	2,770	2,982	3,201	3,458
在所者数	170,132	181,083	192,719	205,729	218,769	234,946
施設数	306	337	368	436	551	740
在所者数	16,843	17,829	19,036	21,363	24,465	30,326
施設数	3	5	9	11	15	22
在所者数	39	89	213	263	415	561
施設数	2,080	2,123	2,159	2,190	2,214	2,226
施設数	1,416	1,997	2,648	3,261	3,948	4,793
施設数	2,028	2,814

(注) 老人デイサービスセンターは、平成2年法律改正により老人福祉施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第203表 ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区分	年度末現在						
	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
設置市町村数	3,247	3,249	3,249	3,251	3,251	3,252	3,250
運営委託している市町村数(再掲)	2,167	2,355	2,495	2,585	2,711	2,810	2,872
ホームヘルパー数	48,591	58,427	71,783	86,223	101,527	118,336	128,415
派遣対象世帯数	172,034	201,136	234,874	268,155	314,713	369,173	414,650
老人世帯	107,290	125,781	146,380	166,988	195,153	228,992	256,576
被保護世帯	19,405	21,347	23,281	24,997	.	.	.
その他の世帯	87,885	104,434	123,099	141,991	.	.	.
その他の世帯	64,744 (42,727)	75,355 (51,567)	88,494 (61,035)	101,167 (71,627)	119,560 (84,355)	140,181 (100,817)	158,074 (114,434)
被保護世帯	5,737 (1,792)	6,400 (2,277)	7,492 (2,525)	8,034 (2,850)	.	.	.
その他の世帯	59,007 (40,935)	68,955 (49,290)	81,002 (58,510)	93,133 (68,777)	.	.	.

(注) ()内は、老人同居世帯の再掲である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第204表 性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

要介護者の 年齢階級	平成元年 (1989)						平成4年 (1992)						平成7年 (1995)					
	総数		男		女		総数		男		女		総数		男		女	
	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	
総 数	826	400	365	170	461	230	1,118	338	493	137	625	201	1,112	331	478	124	633	207
6～17歳	26	7	16	4	9	2	30	4	17	1	13	2	36	10	19	5	17	5
18～59歳	119	37	65	20	54	17	175	29	94	16	80	13	145	25	78	11	67	14
60～69歳	119	52	66	28	53	23	179	42	98	22	81	20	166	35	97	19	70	16
70～79歳	240	125	114	59	126	66	298	94	142	46	156	47	270	87	129	41	141	47
80歳以上	322	181	103	58	220	123	436	170	141	52	295	118	494	175	156	49	338	126
(再掲)65歳以上	630	335	251	132	379	203	836	289	335	110	501	179	861	284	341	101	519	182

(注) 1 寝たきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。

2 「寝たきり者」とは要介護者のうち寝たきり等の程度区分の「(1) 全く寝たきり」と「(2) ほとんど寝たきり」とを合わせたものをいう。

「寝たきり等の程度区分」は、平成3年10月に厚生省が策定した『寝たきり老人の判定基準』に準拠したものである。

従来の調査における「寝たきり者」の定義は、要介護者のうち病氣(老衰を含む。)やけが等で日常生活をほとんど寝ている状態にある者をいう。

3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第205表 性・年齢階級別にみた寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

寝たきり者の 年齢階級	平成元年 (1989)						平成4年 (1992)						平成7年 (1995)					
	世帯 人員数	寝たきり者数			寝たきり 者の割合 (人口千対)	世帯 人員数	寝たきり者数			寝たきり 者の割合 (人口千対)	世帯 人員数	寝たきり者数			寝たきり 者の割合 (人口千対)			
		計	男	女			計	男	女			計	男	女				
総 数	114,202	400	170	230	3.5	115,776	338	137	201	2.9	112,043	331	124	207	3.0			
6～17歳	21,665	7	4	2	0.3	19,696	4	1	2	0.2	17,503	10	5	5	0.6			
18～59歳	71,664	37	20	17	0.5	72,853	29	16	13	0.4	69,796	25	11	14	0.4			
60～69歳	11,563	52	28	23	4.5	12,958	42	22	20	3.2	13,585	35	19	16	2.6			
70～79歳	6,716	125	59	66	18.6	7,216	94	46	47	13.0	7,740	87	41	47	11.3			
80歳以上	2,593	181	58	123	69.6	3,053	170	52	118	55.7	3,421	175	49	126	51.2			
(再掲)65歳以上	14,239	335	132	203	23.5	15,986	289	110	179	18.1	17,449	284	101	182	16.2			

(注) 第204表の(注)参照

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第206表 老人医療受給対象者数

区分	(人)					
	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総数	10,112,208	10,487,959	10,883,514	11,344,692	11,852,647	12,439,506
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,719,766	1,786,923	1,851,448	1,913,892	1,968,039	2,029,887
法第69条の7被保険者	10,976	10,166	9,750	8,565	7,832	7,996
組合管掌健康保険	918,540	933,380	939,956	947,271	946,851	937,449
船員保険	26,457	25,667	24,793	24,241	23,679	22,906
国民健康保険	6,971,870	7,266,720	7,590,019	7,977,930	8,430,211	8,961,368
共済組合	464,599	465,104	467,549	472,793	476,036	479,901

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。
2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費の状況

区分	金額(千円)					
	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総数	171,951,489	183,356,458	196,139,772	212,097,154	228,431,188	249,596,073
診療費	149,685,747	158,259,786	167,056,233	177,680,293	188,269,777	201,971,832
薬剤の支給	16,896,297	19,197,933	22,699,391	27,346,232	32,329,333	38,705,881
食事療養費	—	—	—	4,159,566	10,302,225	10,711,316
老人訪問看護	—	16,969	93,282	211,211	405,578	681,014
医療費の支給	4,819,124	5,124,170	5,261,308	5,473,728	5,631,235	5,781,251
施設療養費	550,321	757,600	1,029,558	1,385,690	1,795,265	2,456,095
1人当り老人 医療費(円)	633,841	661,440	684,627	719,244	752,169	781,643

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。
2 食事療養費の件数については再掲である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第208表 制度別老人医療費の状況

年度	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
昭和61(1986)	7,508	4,417	130	168	2,391	14,614	28,707	1,056	29,763	44,377
62(1987)	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309
63(1988)	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593
平成元(1989)	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578
2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517	59,269
3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095
4(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905	69,372
5(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511
6(1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596
7(1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152
8(1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849	97,232

(注) 市町村からの老人医療実施状況を集計したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第209表 老人医療費（診療費）の状況

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総数	149,685,747	158,259,786	167,056,233	177,680,293	188,269,777	201,971,832
入院	9,805,933	9,948,569	10,109,849	10,557,620	10,869,599	11,319,695
入院外	139,879,814	148,311,217	156,946,384	167,122,673	177,400,178	190,652,137
歯科	9,845,843	10,589,510	11,296,688	12,142,355	13,097,857	14,706,670

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第210表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数 千人	対前年度比 %	老人医療費 億円	対前年度比 %	1人当り老人医療費	
					千円	%
昭和49(1974)	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
50(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51(1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52(1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53(1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54(1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55(1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56(1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57(1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58(1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59(1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60(1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61(1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62(1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63(1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元(1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2(1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3(1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4(1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5(1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6(1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7(1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8(1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第211表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合 %	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
昭和49(1974)	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
50(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51(1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52(1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53(1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54(1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55(1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56(1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57(1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58(1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59(1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60(1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.15
61(1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.64	6.30
62(1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.70	6.37
63(1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.71	6.22
平成元(1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.73	6.12
2(1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.71	5.96
3(1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.77	6.01
4(1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5(1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.00	6.54
6(1994)	81,596	9.5	257,988	5.9	31.6	2.19	6.91
7(1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.35	7.10
8(1996)	97,232	9.1	285,210	5.8	34.1	2.48	7.27

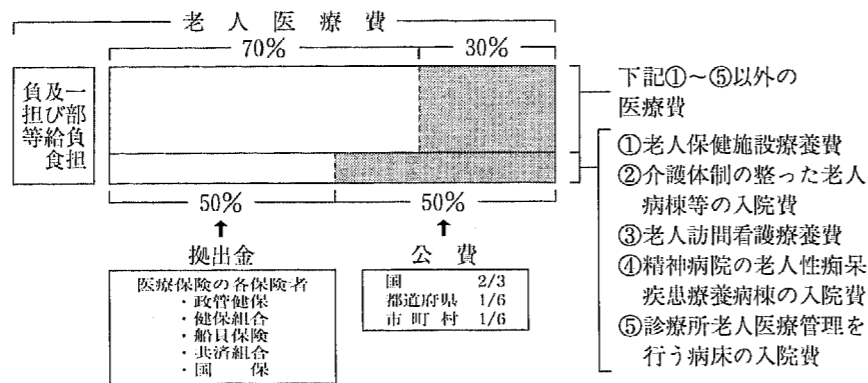
(注) 1 国民医療費は「国民医療費」(厚生省大臣官房統計情報部)による。

2 国民所得額は経済企画庁調べ。

3 第210表の(注)を参照。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第212表 老人医療費の負担



資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第213表 老人医療費の負担の状況

(単位 億円、%)

区分	平成3年度(1991)		4(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)		8(1996)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公費	18,703	29.2	20,891	30.1	22,623	30.4	24,913	30.5	27,310	30.6	30,088	30.9
国	12,469	19.5	13,928	20.1	15,081	20.2	16,609	20.4	18,207	20.4	20,058	20.6
都道府県	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1	4,552	5.1	5,015	5.2
市町村	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1	4,552	5.1	5,015	5.2
保険者	43,271	67.5	45,794	66.0	48,772	65.5	52,891	64.8	57,215	64.2	62,078	63.8
被用者保険	28,083	43.8	29,726	42.9	31,520	42.3	33,905	41.6	36,732	41.2	39,925	41.1
政管一般	12,920	20.2	13,750	19.8	14,650	19.7	15,841	19.4	17,343	19.5	18,933	19.5
組合	10,901	17.0	11,549	16.6	12,258	16.5	13,146	16.1	14,085	15.8	15,258	15.7
法第69条の7	40	0.1	38	0.1	33	0.04	30	0.04	30	0.03	28	0.03
船保	146	0.2	143	0.2	143	0.2	147	0.2	152	0.2	154	0.2
共済	4,075	6.4	4,246	6.1	4,436	6.0	4,741	5.8	5,121	5.7	5,552	5.7
国保	15,188	23.7	16,068	23.2	17,252	23.2	18,986	23.3	20,483	23.0	22,153	22.8
患者負担	2,120	3.3	2,687	3.9	3,118	4.2	3,792	4.6	4,627	5.2	5,067	5.2
合計	64,095	100.0	69,372	100.0	74,511	100.0	81,596	100.0	89,152	100.0	97,233	100.0

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 老人医療費拠出金積算内訳（平成8年度）（加入者按分率1.0）

(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	16,287	7,260	29	179	3,628	27,383	67,516	2,333	69,849	97,233
一部負担金	871	391	2	10	194	1,467	3,480	120	3,600	5,067
医療給付費	15,416	6,869	28	169	3,434	25,916	64,037	2,213	66,250	92,166
拠出金	18,933	15,258	28	154	5,552	39,925	19,915	2,238	22,153	62,078
調整対象外	0	10	0	0	3	12	140	0	141	153
確定加入者調整率	1.857	3.387	1.514	1.376	2.413	2.341	0.444	1.506	0.480	1.000

(注) 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第215表 開設者別老人病院数（重複計上）、病床数（実数、構成割合(%)）

平成8年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総数	1,701(100.0)	193,295(100.0)	1,568(100.0)	181,644(100.0)	181(100.0)	11,651(100.0)
国	4(0.2)	223(0.1)	2(0.1)	73(0.0)	2(1.1)	150(1.3)
公的医療機関	41(2.4)	3,931(2.0)	19(1.2)	1,736(1.0)	23(12.7)	2,195(18.8)
社会保険関係団体	3(0.2)	181(0.1)	1(0.1)	42(0.0)	2(1.1)	139(1.2)
医療法人	1,178(69.3)	140,911(72.9)	1,115(71.1)	135,010(74.3)	95(52.5)	5,901(50.6)
個人	394(23.2)	39,210(20.3)	359(22.9)	36,873(20.3)	46(25.4)	2,337(20.1)
その他	81(4.8)	8,839(4.6)	72(4.6)	7,910(4.4)	13(7.2)	929(8.0)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第216表 老人病院等の区分別状況

	平成3年度(1991)	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)	平成6年度(1994)	平成7年度(1995)	平成8年度(1996)	平成9年度(1997)	備考
全病院数	10,096(100.0)	10,066(100.0)	9,963(100.0)	9,844(100.0)	9,731(100.0)	9,606(100.0)	9,490(100.0)	平成4年度において老人病院制度の見直しを図り、診療報酬点数上特例許可外老人病院という取扱いを廃止した。ただし、特例許可を受けず老人(65歳以上)の収容比率が60%以上の病院も老人病院として取り扱うこととなり、特例許可以外の老人病院として分類している。
老人病院	1,121(11.1)	1,273(12.6)	1,359(13.6)	1,468(14.9)	1,534(15.8)	1,566(16.3)	1,502(15.8)	
特例許可外	78(0.8)	—	—	—	—	—	—	
特例許可以外(60%)	—	226(2.2)	175(1.8)	150(1.5)	109(1.1)	58(0.6)	47(0.5)	
合計	1,197(11.9)	1,486(14.8)	1,525(15.3)	1,613(16.4)	1,642(16.9)	1,623(16.9)	1,547(16.3)	

(注) 1 ()内は全病院数に占める割合である。

2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。

資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

4 老人保健施設

第217表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成9年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	1,927	168,516
都道府県	3	200
市町村	95	6,701
医療法人	1,432	125,557
社会福祉法人	302	27,705
国	—	—
日赤	4	362
厚生連	11	794
健康保険組合	1	90
共済組合	—	—
国民健康保険	1	50
全社連	13	1,230
その他	65	5,827

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告月報」

5 老人保健（ヘルス事業）

第218表 老人保健事業の概要

平成10年度

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の医療の受給資格のある者 40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者 	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者 必要に応じ、本人に代わってその家族等 	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他 以下の項目について重点的に健康教育を行う ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………18 1万以上3万未満……………30 3万以上10万未満……………54 10万以上30万未満……………66 30万以上……………86 標準的な実施回数 1万未満……………11 1万以上3万未満……………21 3万以上10万未満……………42 10万以上30万未満……………53 30万以上……………66
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者 必要に応じ、本人に代わってその家族等 	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う 以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390 標準的な実施回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類	対象者	内 容	備 考
健康 診 査	基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、 血圧、検尿（蛋白、潜血、糖）、 循環器検査（心電図、眼底、血 液化学検査（総コレステロール、 HDL-コレステロール及び中 性脂肪）、貧血検査（赤血球数、 ヘマトクリット、ヘモグロビ ン）、肝機能検査（GOT、G PT、r-GTP）、腎機能（ク レアチニン）検査、血糖検査 （グルコース）、ヘモグロビン A _{1c} 検査 ・基本健康診査に準ず
	訪問基本健康 診査	・40歳以上ねたき り者等	
健 康 相 談	総合健康診査	・40歳及び50歳 の者	・基本健康診査とがん検診の全て を同時に実施し、さらに次の検 査項目を追加 ○血液化学検査（血清尿酸及び 血清総蛋白） ○歯周疾患検診 ○骨粗鬆症検診（女性のみ）
	生活習慣 改善指導	・基本健康診査に ついて「要指導」 と判定された者 のうち、生活習 慣改善指導の必 要があると判定 された者等	・基本健康診査等の結果から判断 される健康状態について説明す るとともに、生活習慣における 問題点を指摘し、個人に即した 具体的な生活習慣の改善指導箋 を交付する。
機 能 訓 練	[A型（基本型）] ・40歳以上の者で (1)医療終了後も継 続し訓練を行う 必要のある者 (2)必要な訓練を受 けていない者 (3)老化等で心身機 能が低下してい る者 [B型（地域参加型）] ・虚弱老人 寝たきり判定基 準のランクJに 相当する者	市町村保健センター等適切な施設 に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作 の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活 動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工芸 ・レクリエーション、スポーツ 集会場、公民館等の身近な施設に 通所 ・スポーツや絵画・工芸等の創作 ・地域の諸行事への参加	・おおむね週2回、6ヵ月を 1単位とする ・おおむね週1回、1年間単 位とする。
訪 問 指 導	・40歳以上の者で 心身の状況、環 境等に照らして 療養上の保健指 導が必要な者 （痴呆性老人で あって精神症状 を呈する者又は 行動異常を有す る者を除く）	初回訪問は原則として保健婦、必 要に応じ、ホームヘルパー、民生 委員等との連携をとりチームアプ ローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に 関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、 その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限 度に月2回（初回4回）、 看護婦等を訪問させ保健指 導や看護が行われるため、 継続して指導が必要な者 に対し、連携を十分に保つこ と

資料：厚生省老人保健福祉局調

第219表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事 業	項 目	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	10,347,132	10,726,797	11,167,676	11,624,387	12,188,684	12,765,491
	70歳以上	10,086,794	10,449,027	10,877,965	11,321,420	11,872,428	12,435,543
	65～69歳	260,338	277,770	289,711	302,967	316,256	329,948
健康教育 ^(注1)	医療受給者以外の者(年度中)	1,966,169	2,298,062	1,999,143	1,822,290	1,721,869	1,656,857
	開 催 回 数	294,177	312,797	318,584	327,959	341,371	343,229
	参 加 延 人 員	10,710,405	11,273,913	11,712,828	11,776,896	12,289,704	12,302,929
	1 回 当 り 参 加 人 員	36.4	36.0	36.8	35.9	36.0	35.8
健康相談 ^(注2)	従 事 者 延 人 員	682,005	699,763	720,261	760,780	785,166	781,590
	開 催 回 数	448,885	470,401	483,345	498,406	519,041	524,125
	被 指 導 延 人 員	8,694,613	8,812,891	8,832,516	8,886,475	8,831,422	8,715,557
	1 回 当 り 被 指 導 延 人 員	19.4	18.7	18.3	17.8	17.0	16.6
基本・一般健康 診査 ^(注3)	従 事 者 延 人 員	878,314	912,145	913,750	959,852	996,979	985,679
	受 診 者 数						
	基本・一般診査	9,283,533	9,368,078	9,773,452	9,810,339	9,909,087	10,226,478
	選択・精密診査	7,568,331	8,278,088	8,759,044	8,849,907	8,996,982	9,223,720
が ん 検 診	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	6,570,976	7,199,061	7,654,896	7,765,131	7,988,400	8,350,681
	高血圧境界域	1,696,628	1,784,451	1,878,919	1,843,570	1,938,801	2,001,618
	高 血 圧	1,290,641	1,366,417	1,454,632	1,383,864	1,468,430	1,530,247
機 能 訓 練	受 診 者 数						
	胃 が ん	4,162,911	4,152,338	4,365,004	4,296,975	4,263,800	4,244,456
	子 宮 が ん	4,182,270	3,992,439	4,133,959	3,939,468	3,843,482	3,847,779
	子宮体がん(再掲)	131,013	147,890	184,813	198,393	217,827	247,264
訪 問 指 導	肺 が ん	5,623,351	5,869,993	6,298,527	6,503,415	6,703,359	6,926,451
	乳 が ん	2,781,373	2,852,947	3,179,831	3,135,975	3,125,516	3,187,084
	大 腸 が ん	—	2,539,492	3,596,289	4,050,794	4,348,649	4,623,388
	訓練実施施設数	3,455	4,103	4,286	4,624	5,222	7,265
訪 問 指 導	実 施 回 数	142,871	153,270	164,072	181,523	198,133	226,612
	被 指 導 実 人 員	91,013	95,967	104,218	110,664	119,864	136,360
	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	49,378	54,797	59,768	63,974	68,620	74,621
	そ の 他	41,635	41,170	44,450	46,690	51,244	61,712
訪 問 指 導	被 指 導 延 人 員	1,744,011	1,875,446	1,989,013	2,185,920	2,386,231	2,593,293
	1 回 当 り 被 指 導 人 員	12.2	12.2	12.1	12.0	12.0	11.4
	従 事 者 延 人 員	534,366	607,816	660,396	734,308	807,781	908,671
	被 訪 問 指 導 実 人 員	885,209	899,261	890,638	922,704	956,827	976,799
訪 問 指 導	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	185,976	202,189	202,390	215,003	225,466	231,949
	そ の 他	699,233	697,072	688,248	707,701	731,361	744,850
	被 訪 問 指 導 延 人 員	2,293,523	2,455,074	2,547,381	2,718,115	2,849,971	2,887,002
	訪 問 従 事 者 延 人 員	1,580,502	1,712,753	1,801,808	1,939,697	1,908,555	1,872,834

(注) 1 一般健康教育と重点健康教育の合計
2 一般健康相談と重点健康相談の合計
3 基本・一般健康診査は平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総 数				左のうち70歳以上の者(再掲)			
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
新規交付	1,247,558	1,314,987	1,403,882	1,449,293	1,165,455	1,231,368	1,318,980	1,354,634
資格喪失	787,803	854,329	834,422	870,363	726,477	787,248	765,751	792,421
年度末	11,167,676	11,624,387	12,188,684	12,765,491	10,877,965	11,321,420	11,872,428	12,435,543

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第221表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区 分	総 数				左のうち70歳以上の者(再掲)			
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
受 診 者								
基本健康診査	9,773,452	9,810,339	9,909,087	10,226,478	2,294,028	2,389,973	2,525,153	2,754,794
選択実施実人員(再)	8,759,044	8,849,907	8,996,982	9,223,720	2,057,533	2,164,717	2,311,755	2,513,627
判定・指導区分								
異常認めず	2,118,462	2,045,208	1,920,687	1,875,797	329,411	327,496	320,555	327,671
要 指 導	3,891,018	3,913,603	3,911,465	4,017,198	792,374	837,598	873,464	949,406
要 医 療	3,763,878	3,851,528	4,076,935	4,333,483	1,172,467	1,224,879	1,331,134	1,477,717

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第222表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区 分	総 数				左のうち70歳以上の者(再掲)			
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
高 血 圧 境 界 領 域	1,878,919	1,843,570	1,938,801	2,001,618	555,801	567,612	621,213	675,768
高 血 圧	1,454,632	1,383,864	1,468,430	1,530,247	513,673	501,578	544,297	600,899
心 電 図 異 常 あり	1,612,680	1,611,812	1,671,282	1,785,774	621,083	640,293	689,200	767,921
貧 血 (疑いを含む)	1,154,809	1,299,335	1,254,998	1,311,032	389,186	453,286	457,288	499,561
肝 疾 患 (疑いを含む)	1,074,046	1,081,148	1,196,461	1,246,674	191,701	205,875	237,945	268,195
糖 尿 病 (疑いを含む)	919,492	948,103	1,013,908	1,188,724	271,802	289,313	320,126	402,948
腎機能障害(疑いを含む)	664,643	726,347	741,305	831,515	227,680	250,250	263,156	309,855

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第223表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	総数				左のうち70歳以上の者(再掲)			
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
胃がん								
受診人員	4,365,004	4,296,975	4,263,800	4,244,456	589,404	631,145	681,582	752,973
要精密検査者	604,444	592,681	573,223	553,212	98,646	104,236	108,719	114,673
がん・がんの疑いのある人員	7,782	7,547	7,671	7,274	2,258	2,379	2,395	2,565
子宮がん								
頸部受診人員	4,133,959	3,939,468	3,843,482	3,847,779	152,632	167,628	188,706	212,932
要精密検査者	38,714	36,718	37,760	38,012	1,323	1,444	1,555	1,775
がん・がんの疑いのある人員	7,840	7,171	7,962	7,798	331	344	375	376
体部受診人員	184,813	198,393	217,827	247,264	3,435	4,094	5,199	6,300
要精密検査者	3,168	3,639	4,219	4,476	105	145	163	196
がん・がんの疑いのある人員	398	492	581	540	15	29	34	39
大腸がん								
受診人員	3,596,289	4,050,794	4,348,649	4,623,388	581,861	710,488	826,356	965,794
要精密検査者	250,170	287,003	316,311	335,632	50,582	64,293	75,517	88,774
がん・がんの疑いのある人員	6,514	7,503	9,321	9,479	1,716	2,157	2,960	3,402
肺がん								
受診人員	6,298,527	6,503,415	6,703,359	6,926,451	1,380,100	1,482,767	1,604,991	1,740,998
要精密検査者	143,228	159,998	167,255	179,671	47,775	56,207	60,720	69,788
がん・がんの疑いのある人員	4,144	4,509	5,226	5,459	1,934	2,172	2,555	2,707
乳がん								
受診人員	3,179,831	3,135,975	3,125,516	3,187,084	145,084	166,031	192,451	223,470
要精密検査者	136,455	132,034	130,669	134,244	3,670	4,126	4,624	5,568
がん・がんの疑いのある人員	3,656	3,657	3,667	4,279	232	244	238	323

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第224表 国民医療費推計額

	推計額(億円)						構成割合(%)					
	平成3年度 (1991)	4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)	8年度 (1996)	平成3年度 (1991)	4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)	8年度 (1996)
国民医療費	218,260	234,784	243,631	257,908	269,577	285,210	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	11,133	11,519	11,874	12,618	12,953	13,405	5.1	4.9	4.9	4.9	4.8	4.7
生活保護法	7,417	7,617	7,815	8,270	8,610	8,909	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1
結核予防法	378	382	345	381	208	125	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
精神保健福祉法 ^(注1)	627	633	647	689	554	543	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
その他 ^(注2)	2,712	2,886	3,067	3,278	3,582	3,828	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
医療保険等給付分	118,695	128,206	131,632	136,548	140,042	145,156	54.4	54.6	54.0	52.9	51.9	50.9
医療保険	115,425	124,826	128,279	133,199	136,641	141,741	52.9	53.2	52.7	51.6	50.7	49.7
被用者保険	70,870	77,065	79,119	82,115	83,674	86,864	32.5	32.8	32.5	31.8	31.0	30.5
被保険者	41,399	45,514	47,096	48,751	49,840	51,685	19.0	19.4	19.3	18.9	18.5	18.1
被扶養者	29,471	31,551	32,023	33,364	33,834	35,178	13.5	13.4	13.1	12.9	12.6	12.3
政府管掌健康保険	35,025	38,373	39,450	41,048	42,045	43,741	16.0	16.3	16.2	15.9	15.6	15.3
組合管掌健康保険	25,501	27,748	28,460	29,682	29,968	31,163	11.7	11.8	11.7	11.5	11.1	10.9
船員保険	401	410	396	387	375	370	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
国家公務員等共済組合	3,106	3,254	3,331	3,356	3,457	3,575	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3
地方公務員共済組合	6,063	6,440	6,610	6,736	6,884	7,046	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5
私立学校教職員共済組合	773	839	872	906	945	968	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
国民健康保険	44,555	47,761	49,160	51,085	52,968	54,877	20.4	20.3	20.2	19.8	19.6	19.2
退職者医療制度(再掲)	9,617	10,514	11,057	11,591	12,152	12,706	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
その他	3,270	3,380	3,353	3,349	3,400	3,415	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2
労働者災害補償保険	2,551	2,644	2,630	2,638	2,694	2,707	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
その他 ^(注3)	719	736	723	710	707	708	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
老人保健給付分	62,305	67,343	71,778	76,412	84,877	92,898	28.5	28.7	29.5	30.4	31.5	32.6
患者負担分	26,127	27,716	28,347	30,330	31,705	33,751	12.0	11.8	11.6	11.8	11.8	11.8
全額自費	3,561	3,658	3,741	3,678	3,875	3,727	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3
公費・保険又は老人保健の一部負担	22,566	24,058	24,606	26,652	27,831	30,024	10.3	10.2	10.1	10.3	10.3	10.5

(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律。平成7年6月までは「精神保健法」。

2 母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。

3 国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び公害健康被害の補償等に関する法律等による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第225表 治療費支払方法別患者数 (病院・診療所別)

(単位 千人)

区 分	総 数						病 院				
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.
総 数	8,873.7	7,698.7	8,069.5	8,366.3	8,402.5	8,810.3	2,818.5	2,766.1	3,090.9	3,384.1	3,430.3
全 額 自 費	112.3	168.9	154.8	180.2	178.7	193.7	49.2	69.0	67.4	74.8	84.1
健保・共済の本人	2,041.5	1,693.4	1,641.0	1,695.3	1,826.1	1,787.7	580.7	505.6	527.4	578.8	615.3
日雇健保の本人	39.7	—	—	—	—	—	8.8	—	—	—	—
健保・共済の家族	2,093.9	1,616.8	1,695.2	1,711.2	1,664.1	1,594.6	499.7	460.2	504.8	544.8	545.6
日雇健保の家族	11.7	—	—	—	—	—	3.2	—	—	—	—
国 保	2,272.1	1,985.5	1,854.8	1,817.3	1,693.8	1,701.4	693.7	690.2	696.7	734.1	709.9
労 災・公 災	92.9	81.9	76.6	71.7	57.5	49.5	52.1	50.3	49.8	46.9	38.8
自 賠 法	72.0	61.6	64.0	56.5	39.2	36.5	37.2	36.2	36.7	36.0	24.2
そ の 他	500.4	500.3	754.9	756.1	709.1	760.5	295.6	303.8	268.4	377.6	366.1
不 詳	6.4	11.2	22.2	40.2	38.4	44.2	2.7	3.0	7.8	15.5	17.9
老人保健法	1,630.7	1,579.3	1,806.0	2,037.7	2,195.4	2,642.3	595.5	647.6	812.6	975.6	1,028.4
結核予防法(再掲)	24.8	24.4	23.3	13.5	10.9	12.1	21.3	21.2	21.8	13.1	10.2
精神保健法(再掲)	41.5	46.1	36.7	42.4	27.2	48.1	40.4	44.5	33.0	28.3	23.1
生活保護法(再掲)	363.0	309.4	282.4	247.1	226.5	232.9	226.4	214.7	190.5	171.0	154.3

(注) 1 全国推計数である。
 2 船員保険は、「その他」に含む。
 3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 4 昭和59年以降の調査については、日雇健保の本人、家族と退職者医療を「その他」に含めた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

8.10.	一 般 診 療 所						歯 科 診 療 所					
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.
3,656.8	4,723.9	3,831.2	3,768.4	3,737.8	3,713.2	3,851.9	1,331.3	1,101.4	1,210.8	1,244.4	1,258.9	1,301.6
86.4	47.9	86.8	73.1	85.3	77.5	95.1	15.2	13.1	14.4	20.2	17.1	12.2
607.2	1,061.1	848.6	756.8	745.0	798.0	775.6	399.7	339.1	356.7	371.5	412.8	404.6
—	28.2	—	—	—	—	—	2.7	—	—	—	—	—
527.9	1,168.0	853.4	853.2	815.8	781.0	744.2	426.2	303.0	337.3	350.5	337.5	322.6
—	7.4	—	—	—	—	—	1.0	—	—	—	—	—
720.4	1,187.6	949.0	817.6	745.1	682.4	667.1	390.8	346.2	340.5	338.1	301.5	313.9
35.2	40.7	31.6	26.7	24.8	18.6	14.3	—	0.0	0.0	0.0	0.1	—
21.6	34.8	25.3	27.3	20.5	14.7	14.9	—	0.1	0.0	—	0.3	—
388.5	176.7	173.1	159.3	320.5	276.9	301.6	28.1	23.4	22.7	58.0	66.1	70.3
143	2.3	4.6	9.4	21.1	17.3	20.3	1.5	3.5	5.0	3.6	3.2	9.6
1,255.3	906.2	858.8	898.5	959.7	1,046.7	1,218.7	66.0	72.9	94.9	102.5	120.3	168.3
10.6	3.4	3.1	1.5	0.5	0.7	1.4	0.1	—	0.0	—	0.0	—
31.5	0.7	1.5	3.3	14.1	4.1	16.6	0.4	0.1	0.4	—	0.0	—
161.4	120.4	81.9	80.1	67.1	62.8	64.2	16.2	12.8	11.8	9.0	9.4	7.3

第226表 患者数及び受療率 (入院・外来、病院・診療所別)

区 分		総 数			病 院		
		総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭59.10.13	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
	平2.10.	8,366.3	1,500.9	6,865.4	3,384.1	1,407.0	1,977.1
	5.10.	8,402.4	1,429.5	6,973.0	3,430.3	1,347.3	2,083.0
	8.10.	8,810.3	1,480.5	7,329.8	3,656.8	1,396.2	2,260.6
受 療 率 (人口10万対)	昭59.10.13	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445
	平2.10.	6,768	1,214	5,554	2,738	1,138	1,599
	5.10.	6,735	1,146	5,589	2,749	1,080	1,670
	8.10.	7,000	1,176	5,824	2,905	1,109	1,796

(注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所		
総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
3,831.2	135.8	3,695.5	1,101.4	—	1,101.4
3,768.4	111.3	3,657.0	1,210.3	—	1,210.3
3,737.8	93.9	3,644.0	1,244.4	—	1,244.4
3,713.2	82.1	3,631.1	1,258.9	—	1,258.9
3,851.9	84.2	3,767.7	1,301.6	—	1,301.6
3,186	113	3,074	916	—	916
3,082	91	2,991	990	—	990
3,024	76	2,948	1,007	—	1,007
2,976	66	2,910	1,009	—	1,009
3,060	67	2,993	1,034	—	1,034

2 医療機関

第227表 病院・診療所数 (開設者別)

各年 10月1日現在

区分	病 院						一般診療所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	らい療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成2年(1990)	10,096	1,049	10	15	16	9,006	80,852	23,589	57,263	52,216
3 (1991)	10,066	1,046	10	13	16	8,981	82,118	23,369	58,749	53,633
4 (1992)	9,963	1,052	7	11	16	8,877	83,394	23,151	60,243	55,002
5 (1993)	9,844	1,059	7	11	15	8,752	84,128	22,383	61,745	55,906
6 (1994)	9,731	1,060	6	9	15	8,641	85,588	22,082	63,506	57,213
7 (1995)	9,606	1,059	5	8	15	8,519	87,069	21,764	65,305	58,407
8 (1996)	9,490	1,057	5	7	・	8,421	87,909	20,452	67,457	59,357
9 (1997)	9,413	1,055	5	6	・	8,347	89,292	19,796	69,496	60,579
国 厚 生 省	236	4	—	—	・	232	9	1	8	—
文 部 省	63	—	—	—	・	63	99	—	99	—
労働福祉事業団	39	—	—	—	・	39	11	—	11	—
その他の他	42	—	—	—	・	42	454	239	215	1
都 道 府 県	309	42	—	—	・	267	363	17	346	11
市 町 村	766	9	5	—	・	752	3,475	410	3,065	324
日 赤 会	96	—	—	—	・	96	199	2	197	—
済 生 会	74	1	—	—	・	73	40	4	36	2
北海道社会事業協会	7	—	—	—	・	7	1	—	1	—
厚生 生 連	114	1	—	—	・	113	63	5	58	—
国民健康保険団体連合会	3	—	—	—	・	3	—	—	—	—
全国社会保険協会連合会	53	—	—	—	・	53	16	—	16	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	—	・	7	4	—	4	—
船 員 保 険 会	3	—	—	—	・	3	20	1	19	—
健康保険組合及びその連合会	19	—	—	—	・	19	475	4	471	13
共済組合及びその連合会	50	—	—	—	・	50	334	—	334	7
国民健康保険組合	1	—	—	—	・	1	13	—	13	—
公 益 法 人	397	61	—	2	・	334	967	64	903	167
医 療 法 人	5,039	765	—	2	・	4,272	19,339	6,299	13,040	6,271
学 校 法 人	96	2	—	—	・	94	101	3	98	14
会 社	77	—	—	—	・	77	2,960	25	2,935	46
そ の 他 の 法 人	280	15	—	—	・	265	4,693	119	4,574	101
個 人	1,642	155	—	2	・	1,485	55,656	12,603	43,053	53,622
医 育 機 関 (再 掲)	170	2	—	—	・	168	—	—	—	—

(注) 「らい療養所」は平成8年4月1日以降「一般病院」とした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第228表 病床数 (開設者・種類別)

各年 10月1日現在

区分	病 院					一 般 診 療 所 病 床 数
	病 院 病 床 数 合 計	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	
平成2年(1990)	1,676,803	359,087	12,199	42,210	9,398	1,253,909
3 (1991)	1,685,589	360,905	11,868	41,280	9,394	1,262,142
4 (1992)	1,686,696	361,982	11,285	39,570	9,140	1,264,719
5 (1993)	1,680,952	362,436	11,061	37,049	8,833	1,261,579
6 (1994)	1,677,041	362,847	10,343	35,385	8,718	1,259,748
7 (1995)	1,669,951	361,714	9,974	33,163	8,633	1,256,467
8 (1996)	1,664,629	360,896	9,716	31,179	・	1,262,838
9 (1997)	1,660,784	359,778	9,408	29,488	・	1,262,110
国 厚 生 省	98,326	7,035	937	14,346	・	76,008
文 部 省	33,229	1,882	56	461	・	30,830
労働福祉事業団	15,464	20	—	218	・	15,226
その他の他	5,728	420	43	132	・	5,133
都 道 府 県	88,239	17,304	1,107	2,691	・	67,137
市 町 村	167,163	8,048	5,009	3,100	・	151,006
日 赤 会	40,485	1,871	714	799	・	37,101
済 生 会	20,515	483	100	152	・	19,780
北海道社会事業協会	1,987	60	47	—	・	1,880
厚生 生 連	37,896	3,129	740	393	・	33,634
国民健康保険団体連合会	645	—	—	33	・	612
全国社会保険協会連合会	15,146	42	111	540	・	14,453
厚生年金事業振興団	2,943	—	—	—	・	2,943
船 員 保 険 会	940	—	—	—	・	940
健康保険組合及びその連合会	3,632	—	—	—	・	3,632
共済組合及びその連合会	15,927	307	37	335	・	15,248
国民健康保険組合	320	—	—	—	・	320
公 益 法 人	94,424	27,861	213	1,649	・	64,701
医 療 法 人	756,288	250,996	142	3,040	・	502,110
学 校 法 人	50,946	2,430	114	98	・	48,304
会 社	15,823	336	38	116	・	15,333
そ の 他 の 法 人	50,816	6,507	—	669	・	43,640
個 人	143,902	31,047	—	716	・	112,139
医 育 機 関 (再 掲)	92,715	4,788	236	821	・	86,870

(注) 「らい病床」は平成8年4月1日以降「一般病床」とした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第229表 医療法人数の推移

各年末現在

	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
厚生大臣所管	172	197	218	243	249	257	333
都道府県知事所管	16,152	18,217	20,860	22,613	24,476	26,469	28,859
全医療法人数	16,324	18,414	21,078	22,856	24,725	26,726	29,192

資料：厚生省健康政策局指導課調

第230表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

区 分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9年度 (1997)
薬 局 数	36,979	37,532	38,077	38,773	39,433	40,310	42,412
開設者が自ら管理している薬局	14,462	14,308	13,860	13,828	13,340	13,155	12,777
開設者が自ら管理していない薬局	22,517	23,224	24,217	24,945	26,093	27,155	29,635
無 薬 局 町 村	838	837	832	807	806	796	754
医 薬 品 販 売 業	61,837	61,454	60,568	59,923	59,160	57,757	55,296
一 般 販 売 業	11,320	11,876	12,511	13,078	13,599	13,875	14,117
薬 種 商 販 売 業	18,453	18,247	18,063	17,894	17,609	17,324	16,764
特 例 販 売 業	16,371	15,949	14,902	14,054	13,920	12,809	11,510
配 置 販 売 業	15,693	15,382	15,092	14,897	14,032	13,749	12,905

(注) 平成8年までは年報、平成9年より年度報となる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第231表 1 病院当り収支状況(構成比率、病院種類、開設者別)

平成9年9月1カ月間

	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		総 数		法人・その他		個 人		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	179,380	100.0	58,718	100.0	160,191	100.0	90,989	100.0	45,141	100.0	85,432	100.0
1. 入 院 収 入	111,761	62.3	38,630	65.8	100,131	62.5	80,133	88.1	37,962	84.1	75,021	87.8
2. 特別の療養環境収入	2,269	1.3	600	1.0	2,003	1.3	274	0.3	9	0.0	242	0.3
3. 外 来 収 入	60,340	33.6	17,792	30.3	53,574	33.4	9,773	10.7	6,735	14.9	9,405	11.0
4. その他の医業収入	5,011	2.8	1,695	2.9	4,483	2.8	809	0.9	435	1.0	764	0.9
II 医 業 費 用	185,451	103.4	54,054	92.1	164,556	102.7	90,944	100.0	40,786	90.4	84,865	99.3
1. 給 与 費	95,845	53.4	27,670	47.1	85,003	53.1	57,963	63.7	24,234	53.7	53,874	63.1
2. 医 薬 品 費	35,202	19.6	8,055	13.7	30,885	19.3	7,569	8.3	4,375	9.7	7,182	8.4
3. 経 費	19,583	10.9	9,427	16.1	17,968	11.2	11,966	13.2	5,493	12.2	11,181	13.1
4. 減 価 償 却 費	8,202	4.6	1,578	2.7	7,149	4.5	3,778	4.2	936	2.1	3,434	4.0
5. そ の 他	26,619	14.8	7,324	12.5	23,551	14.7	9,669	10.6	5,748	12.7	9,194	10.8
III 医業収支差額(I-II)	-6,071	-3.4	4,664	7.9	-4,364	-2.7	45	0.0	4,355	9.6	567	0.7
IV その他の医業関連収入	9,887	5.5	640	1.1	8,417	5.3	4,644	5.1	945	2.1	4,196	4.9
うち補助金・負担金	6,728	3.8	62	0.1	5,668	3.5	2,281	2.5	88	0.2	2,015	2.4
V その他の医業関連費用	5,753	3.2	1,368	2.3	5,055	3.2	2,856	3.1	956	2.1	2,626	3.1
うち支払利息	3,574	2.0	1,134	1.9	3,186	2.0	1,427	1.6	716	1.6	1,341	1.6
VI 総収支差額(III+IV-V)	-1,937	-1.1	3,935	6.7	-1,003	-0.6	1,833	2.0	4,344	9.6	2,137	2.5
病 院 数	899		170		1,069		116		16		132	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成9年9月医療経済実態調査(医療機関調査)報告」

第232表 一般診療所1施設当り収支状況(構成比率、有床・無床、開設者別)

平成9年9月1カ月間

	有 床 診 療 所						無 床 診 療 所					
	個 人		そ の 他		総 数		個 人		そ の 他		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	10,128	100.0	19,149	100.0	13,650	100.0	6,020	100.0	12,083	100.0	7,854	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	9,002	88.9	16,964	88.6	12,110	88.7	5,715	94.9	11,522	95.4	7,471	95.1
2. 公 害 等 診 療 収 入	209	2.1	291	1.5	241	1.8	28	0.5	60	0.5	37	0.5
3. そ の 他 の 診 療 収 入	656	6.5	1,622	8.5	1,033	7.6	87	1.4	202	1.7	122	1.6
4. そ の 他 の 医 業 収 入	261	2.6	272	1.4	265	1.9	191	3.2	300	2.5	224	2.9
II 医 業 費 用	7,923	78.2	17,089	89.2	11,501	84.3	4,107	68.2	10,796	89.3	6,130	78.0
1. 給 与 費	3,145	31.1	8,054	42.1	5,062	37.1	1,441	23.9	5,386	44.6	2,634	33.5
2. 医 薬 品 費	1,936	19.1	3,872	20.2	2,692	19.7	1,354	22.5	2,475	20.5	1,693	21.6
3. 材 料 費	392	3.9	670	3.5	500	3.7	75	1.2	263	2.2	131	1.7
4. 委 託 費	433	4.3	707	3.7	540	4.0	198	3.3	332	2.7	239	3.0
5. そ の 他 の 医 業 費 用	2,016	19.9	3,787	19.8	2,707	19.8	1,040	17.3	2,340	19.4	1,433	18.2
III 医業収支差額(I-II)	2,205	21.8	2,060	10.8	2,148	15.7	1,913	31.8	1,287	10.7	1,724	22.0
診 療 所 数	267		171		438		669		290		959	

(注) 1 個人立診療所においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」は、貸借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成9年9月医療経済実態調査(医療機関調査)報告」

第233表 歯科診療所(個人立)1施設当り収支状況(構成比率)

平成9年9月1カ月間

	金 額 (千円)	%
I 医 業 収 入	4,055	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	3,543	87.4
2. 労 災 等 診 療 収 入	1	0.0
3. そ の 他 の 診 療 収 入	486	12.0
4. そ の 他 の 医 業 収 入	24	0.6
II 医 業 費 用	2,746	67.7
1. 給 与 費	1,057	26.1
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	297	7.3
3. 委 託 費	462	11.4
4. そ の 他 の 医 業 費 用	930	22.9
III 医業収支差額(I-II)	1,308	32.3

(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

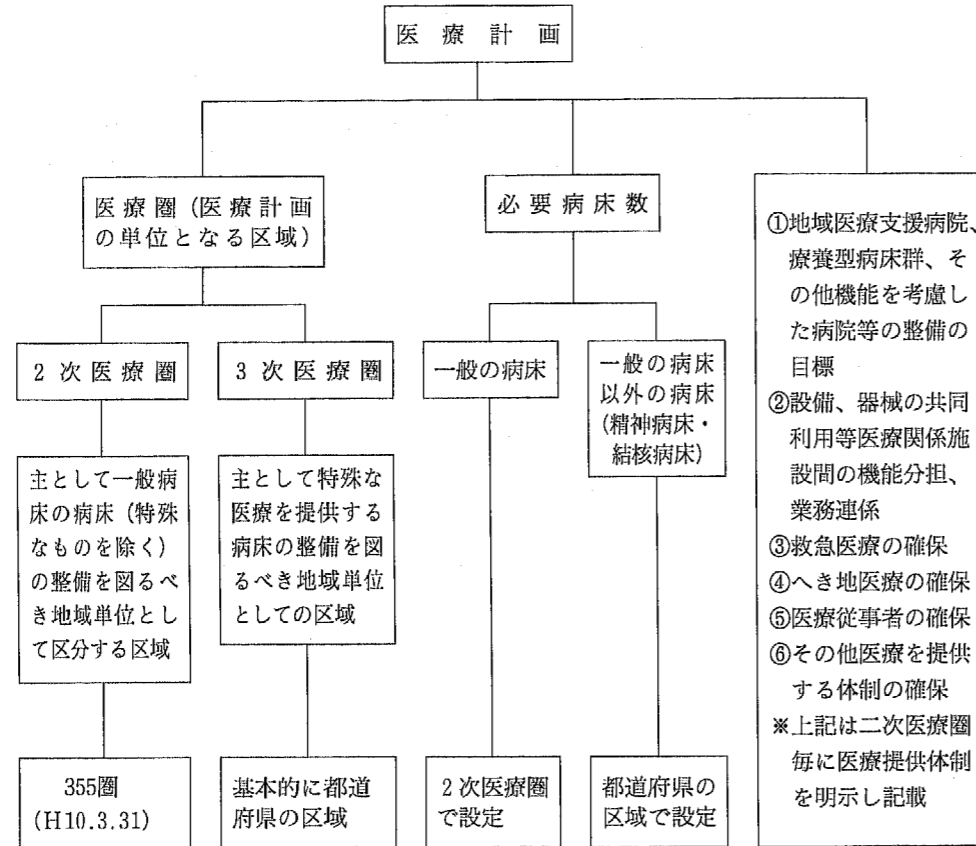
2 「II医業費用」の「4.その他の医業費用」は、貸借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成9年9月医療経済実態調査(医療機関調査)報告」

3 地域医療計画

第234表 地域医療計画の内容

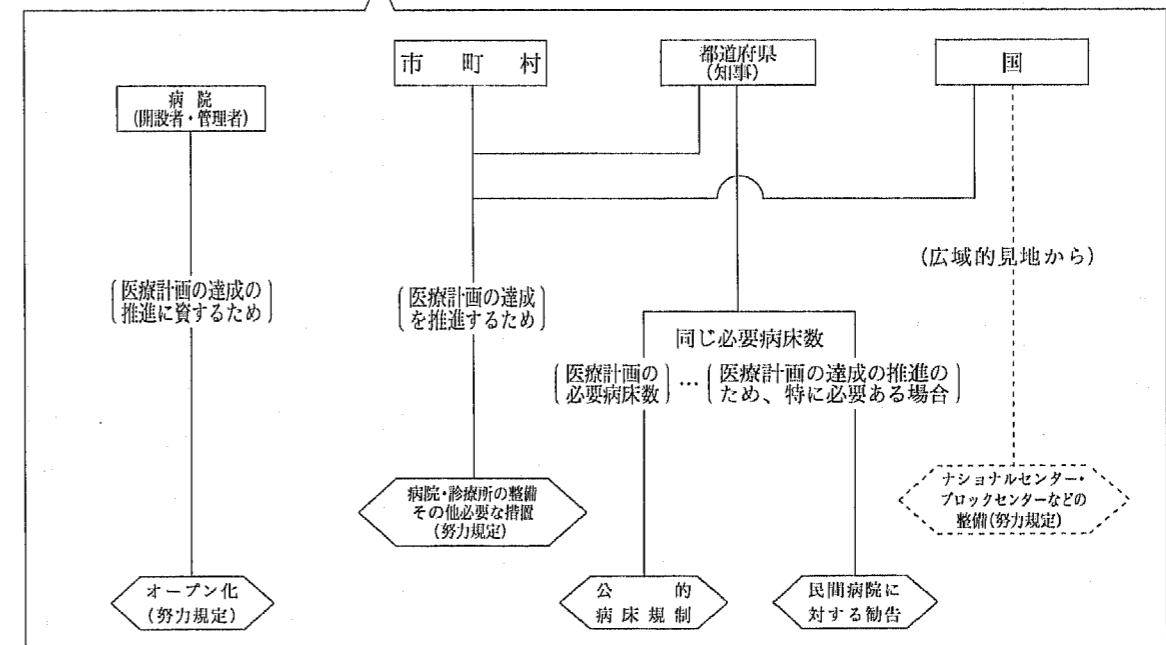
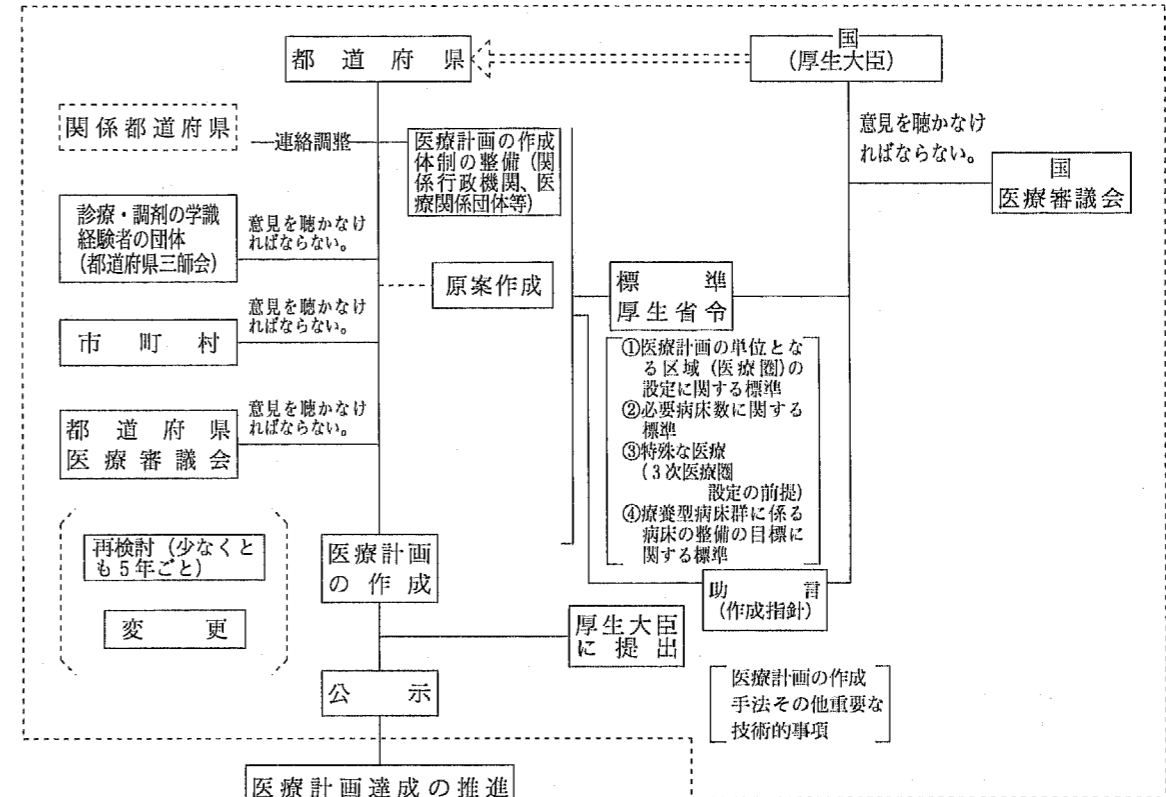
医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第235表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第236表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成10年3月31日現在

	公示年月日 (平成)	一般病床			精神病床		結核病床	
		二次医 療圏数	必要 病床数	既存 病床数	必要 病床数	既存 病床数	必要 病床数	既存 病床数
総数		355	1,203,181	1,258,479	344,477	360,612	22,563	28,025
北海道	5.3.31	21	75,433	84,871	21,995	21,995	1,043	1,273
青森	10.3.16	6	13,154	15,095	4,766	4,788	187	583
岩手	6.3.1	9	14,319	16,026	4,915	4,915	319	386
宮城	10.3.31	5	19,894	18,944	7,193	5,307	274	466
秋田	10.3.27	8	12,001	13,456	4,599	4,599	174	299
山形	10.1.13	4	12,020	11,111	3,954	3,246	172	202
福島	10.3.27	7	19,584	23,578	6,911	8,586	269	526
茨城	5.11.1	6	24,329	24,403	6,718	8,364	557	546
栃木	5.6.25	5	16,619	15,998	4,525	5,737	398	333
群馬	5.7.20	10	18,872	18,352	4,390	5,562	351	285
埼玉	9.3.21	9	49,846	46,485	15,125	12,438	615	811
千葉	8.7.30	8	42,960	42,221	13,543	12,470	527	729
東京都	5.12.24	13	108,116	103,483	27,791	26,326	2,557	1,827
神奈川県	9.2.18	11	61,064	62,403	16,290	14,293	817	812
新潟	9.7.18	13	24,953	23,323	5,705	7,448	292	374
富山	6.8.31	4	15,508	15,102	3,170	3,541	264	130
石川	9.4.1	4	14,056	16,439	3,632	4,042	155	324
福井	5.3.31	4	10,322	9,606	2,303	2,484	183	363
山梨	10.1.19	8	9,200	8,364	1,897	2,607	95	146
長野	9.12.8	10	20,547	18,931	4,998	5,978	254	260
岐阜	6.3.29	5	17,456	16,408	4,143	4,400	495	451
静岡県	8.3.29	10	30,587	30,242	7,336	7,379	493	497
愛知県	9.8.29	8	51,856	55,603	13,401	14,080	817	1,067
三重	5.12.17	4	16,669	16,020	3,967	5,307	441	649
滋賀	10.3.27	7	12,156	10,338	2,655	2,397	238	338
京都	6.6.10	6	28,157	29,941	6,893	6,777	838	845
大阪府	9.10.24	8	73,599	93,500	19,532	20,738	1,507	2,986
兵庫県	9.4.1	10	52,985	50,125	11,454	11,990	1,022	1,170
奈良	5.4.23	3	13,373	12,656	3,402	2,979	425	329
和歌山	5.10.8	6	11,879	12,087	2,204	2,895	389	410
鳥取	5.3.26	3	7,031	6,484	2,057	1,930	159	126
島根	8.4.5	7	9,718	8,547	2,712	2,724	129	224
岡山	8.3.29	5	22,153	23,568	6,711	6,042	342	577
広島	9.2.17	7	31,988	31,733	9,686	9,677	416	822
山口	8.5.7	9	17,583	22,019	5,310	6,444	257	461
徳島	9.9.19	6	10,133	12,352	3,221	4,529	185	455
香川	6.3.4	5	13,095	13,258	4,208	4,159	329	377
愛媛	9.6.24	6	18,199	18,545	5,575	5,106	326	371
高松	10.3.31	4	11,083	16,151	3,224	4,198	192	627
福岡	9.3.14	13	55,349	66,822	21,417	22,299	1,093	1,558
佐賀	8.4.1	5	10,036	10,926	4,195	4,498	201	272
長崎	9.3.31	9	17,196	19,749	6,793	8,563	363	590
熊本	5.5.19	10	24,266	26,319	8,020	9,049	700	725
大分	6.3.31	10	15,414	15,170	5,234	5,560	495	463
宮崎	5.6.10	7	13,117	13,583	4,833	6,301	412	353
鹿児島	9.10.1	12	23,504	25,357	7,727	10,211	456	423
沖縄	6.3.18	5	11,802	12,785	4,549	5,654	340	184

(注) 公示年月日は、見直し公示年月日を示す。

資料：厚生省健康政策局計画課調

第8節 公衆衛生

1 結核等

第237表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区分	推 計 額					
	平成3年度(1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合計	1,502	1,589	1,491	1,343	1,130	972

(注) 平成7年度は「第10回修正国際疾病、傷病及び死因統計分類」による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第238表 結核医療費公費負担承認件数 (治療費支払方法別)

区分	総 数	被 用 者 保 険		国民健康保険	老人保健	生活保護	その他
		本人	家族				
平成2年('90)	106,553	33,079	17,229	45,115	214	10,440	476
3 ('91)	99,110	31,650	16,109	41,296	191	9,337	527
4 ('92)	92,072	29,882	15,349	37,405	195	8,726	515
5 ('93)	86,139	28,036	14,806	34,270	200	8,264	563
6 ('94)	79,006	25,944	13,436	30,995	198	7,876	557
7 ('95)	71,911	23,542	12,504	27,910	112	7,261	582
8 ('96)	66,591	21,992	11,616	25,479	151	6,768	585

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第239表 結核医療費公費負担額

(単位 百万円)

区分	合 計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費	法第35条1項による措置患者に対する医療費
平成3年度('91)	37,853	2,927	34,926
4 ('92)	38,085	2,592	35,493
5 ('93)	37,611	2,393	35,218
6 ('94)	37,708	2,193	35,515
7 ('95)	23,171	1,370	21,801
8 ('96)	12,524	893	11,631
9 ('97)	12,908	1,049	11,859

資料：厚生省保健医療局調

第240表 結核登録者

(i) 結核登録者数 (活動性分類別)

年末現在

区分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活動性肺外結核	不活動性	不 明
		感 染 性			非感染性			
		計	広汎空洞型	その他の感染性				
平成3年('91)	210,423	24,090	918	23,172	57,993	5,381	86,955	36,004
4 ('92)	202,193	24,341	867	23,474	51,899	4,876	83,198	37,879
5 ('93)	191,584	23,390	858	22,532	48,714	4,571	79,864	35,045
6 ('94)	181,470	22,330	848	21,482	44,349	4,102	76,573	34,116
7 ('95)	168,581	21,483	734	20,749	40,021	3,663	72,006	31,408
8 ('96)	132,958	20,964	740	20,224	35,231	3,565	49,260	23,938

(II) 新登録結核患者数

区分	総計	活動性肺結核				活動性肺外結核	不明
		感染性			非感染性		
		計	広汎空洞型	その他の感染性			
平成3年('91)	50,612	25,759	974	24,785	21,050	3,771	32
4 ('92)	48,956	25,523	879	24,644	19,951	3,463	19
5 ('93)	47,437	24,862	925	23,937	19,220	3,334	21
6 ('94)	44,590	23,618	935	22,685	17,868	3,084	20
7 ('95)	43,078	23,498	826	22,672	16,761	2,803	16
8 ('96)	42,472	23,119	865	22,254	16,370	2,953	30

資料：厚生省保健医療局感染症発生動向調査年報集計

第241表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成3年(1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
結核病床数	41,665	39,800	38,393	35,790	33,800	31,813	29,895
1日平均在院患者数	19,342	17,857	16,666	15,228	14,534	13,607	12,713
病床利用率(%)	46.4	44.9	43.4	42.5	43.0	42.8	42.5

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第242表 ハンセン病入所者等の年次推移

	患者数(人)			有病率 (人口10万対)
	総数	入所者	在宅患者	
明治33年(1900)	30,359	69.2
39 (1906)	23,819	226	23,593	50.6
大正8年(1919)	16,261	1,491	14,770	29.5
14 (1925)	15,351	2,176	13,175	25.7
昭和5年(1930)	14,261	3,261	11,000	22.1
10 (1935)	14,193	9,735	4,458	20.5
15 (1940)	11,326	8,855	2,471	15.7
25 (1950)	11,094	8,325	2,769	13.3
30 (1955)	12,169	10,057	1,112	13.6
35 (1960)	11,587	10,645	942	12.4
40 (1965)	10,607	9,874	733	10.8
45 (1970)	9,565	8,958	607	9.3
50 (1975)	10,199	9,166	1,033	9.2
55 (1980)	9,458	8,509	949	8.1
60 (1985)	8,452	7,568	884	7.0
平成2年(1990)	7,348	6,597	751	5.9
3 (1991)	7,130	6,422	708	5.8
4 (1992)	6,947	6,249	697	5.6
5 (1993)	6,729	6,042	687	5.4
6 (1994)	6,484	5,826	658	5.2
7 (1995)	6,172	5,601	571	4.9
8 (1996)	5,413	5,413	—	—

(注1) 昭和25～46年は沖縄を含まず。

(注2) 平成8年以降は統計なし。(らい予防法廃止のため)

資料：厚生省保健医療局調

第243表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度繰越患者数	本年度入所患者数	退所患者数	本年度末患者数	
平成3年度(1991)	計	6,564	109	301	6,372
	国立療養所	6,493	109	295	6,307
	公益法人立病院	71	—	6	65
平成4年度(1992)	計	6,372	129	312	6,189
	国立療養所	6,307	129	293	6,143
	公益法人立病院	65	—	19	46
平成5年度(1993)	計	6,189	105	308	5,986
	国立療養所	6,143	105	307	5,941
	公益法人立病院	46	—	1	45
平成6年度(1994)	計	5,986	91	298	5,779
	国立療養所	5,941	91	297	5,735
	公益法人立病院	45	—	1	44
平成7年度(1995)	計	5,779	109	353	5,535
	国立療養所	5,735	109	350	5,494
	公益法人立病院	44	—	3	41
平成8年度(1996)	計	5,535	73	275	5,333
	国立療養所	5,494	73	274	5,293
	公益法人立病院	41	0	1	40

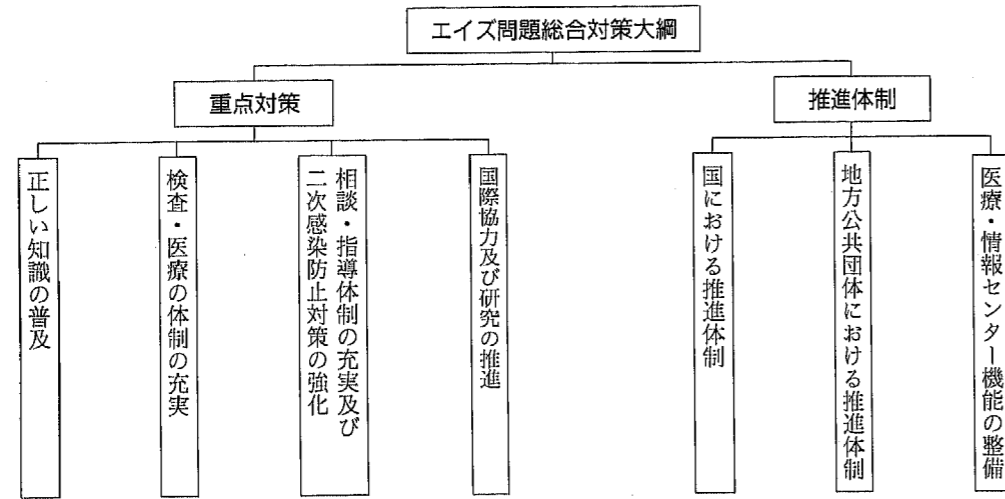
資料：厚生省保健医療局調

第244表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額 (単位 百万円)

区分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成3年度('91)	303	35,019	377
4 ('92)	288	36,605	379
5 ('93)	263	38,130	345
6 ('94)	240	39,193	343
7 ('95)	218	39,702	344
8 ('96)	205	40,151	336
9 ('97)	180	40,758	323

資料：厚生省保健医療局調

第245表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課

第246表 エイズ患者等の現状

	患者数	感染者数	備 考
	現 状 (人)	現 状 (人)	
日 本	1,757	4,118	・現状の数字は1998年4月30日現在。
アメリカ	641,068	—	・1998年6月20日WHO報告。
全 世 界	1,893,784	—	・1998年6月20日WHO報告。

(注) 西暦2000年までに感染者が3,000万人～4,000万人とWHOは予測している。

資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課

2 伝 染 病

第247表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出された伝染病患者数)

区 分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
法定伝染症							
コ レ ラ 患者数	90	48	92	90	306	40	89
り 患 率	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1
赤 痢 患者数	1,120	1,124	1,120	1,042	1,062	1,218	1,301
り 患 率	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0
腸 チ フ ス 患者数	106	71	129	71	64	81	79
り 患 率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
パ ラ チ フ ス 患者数	25	29	46	49	75	32	37
り 患 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
し ょ う 紅 熱 患者数	22	31	23	6	5	4	3
り 患 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ジ フ テ リ ア 患者数	2	4	5	1	1	1	1
り 患 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流行性脳脊髄膜炎 患者数	10	11	7	6	3	4	5
り 患 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	14	4	8	6	4	6	6
り 患 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指定伝染病							
急性灰白髄炎 患者数	—	—	3	1	1	—	—
り 患 率	—	—	0.0	0.0	0.0	—	—
腸管出血性大腸菌感染症 患者数	…	…	…	…	…	1,287	1,941
り 患 率	…	…	…	…	…	1.0	1.5

(注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。

2 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5カ年に患者の発生があった主な疾病である。

3 腸管出血性大腸菌感染症は、平成8年8月6日指定伝染病に指定された。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第248表 届出伝染病等患者数

区 分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
届出伝染病							
インフルエンザ 患者数	5,868	6,053	16,655	2,404	22,393	8,774	8,816
り患率	4.7	4.9	13.3	1.9	17.8	7.0	7.0
伝染性下痢症 患者数	—	—	2	1	—	10	140
り患率	—	—	0.0	0.0	—	0.0	0.1
百日せき 患者数	536	391	131	145	226	183	42
り患率	0.4	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0
ましん 患者数	5,452	2,250	2,002	1,766	931	1,640	899
り患率	4.4	1.8	1.6	1.4	0.7	1.3	0.7
破傷風 患者数	34	47	33	44	45	44	47
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	58	51	58	74	66	51	69
り患率	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
つつが虫病 患者数	937	704	712	652	529	423	487
り患率	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4
フィラリア病 患者数	1	—	1	—	1	1	—
り患率	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0	—
住血吸虫病 患者数	3	5	—	2	…	…	…
り患率	0.0	0.0	—	0.0	…	…	…
性病							
梅毒 患者数	1,494	1,055	804	666	530	565	448
り患率	1.2	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
りん病 患者数	5,567	3,465	1,724	1,448	1,699	2,201	2,355
り患率	4.5	2.8	1.4	1.2	1.4	1.7	1.9
軟性下かん 患者数	22	12	9	4	5	6	3
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 患者数	12	1	1	—	—	1	1
しゅ症 患者数	12	1	1	—	—	1	1
り患率	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0
結核 患者数	50,612	48,956	47,437	44,590	43,078	42,472	…
り患率	40.8	39.3	38.0	35.7	34.3	33.7	…
エイズ 患者数	38	51	87	137	169	610	647
り患率	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5	0.5
食中毒 患者数	39,745	29,790	25,702	35,735	26,325	46,327	39,989
り患率	32.0	23.9	20.6	28.6	21.2	36.8	31.7

- (注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。
 2 上記の伝染病は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。
 3 結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。
 4 エイズについては、「厚生省保健医療局エイズ疾病対策課調」による。
 5 住血吸虫病については、平成6年10月1日付で届出廃止となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」
 厚生省生活衛生局食品保健課「食中毒統計」

第249表 予防接種被接種者数

平成8年

区 分	被接種者数(法による)
D P T	1,279,688
急性灰白髄炎	1,186,649
麻疹	1,112,511
風しん	1,357,944
日本脳炎	973,083

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

3 精神保健

第250表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
精神病床数	360,303	361,896	363,010	362,692	362,154	361,073	360,432
1日平均在院患者数	349,215	347,056	344,230	343,254	341,357	340,419	337,634
病床利用率(%)	96.9	95.9	94.8	94.6	94.3	94.3	93.7

(注) 病床数は、6月末現在の数である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第251表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
平成2年(1990)	11,457	29,379
3 (1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654
5 (1993)	6,793	16,887
6 (1994)	6,064	15,121
7 (1995)	5,570	8,501
8 (1996)	5,110	5,728
平成9年度(1997)	4,338(3月末現在)	6,118

(注) 1 国庫負担額は当初予算額である。
2 平成9年より「衛生行政業務報告」は年度報になるため、措置入院患者数は3月末現在を計上。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
厚生省補助金ハンドブック

第252表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
平成2年(1990)	629,514	16,045
3 (1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,836	18,378
5 (1993)	707,642	19,741
6 (1994)	754,237	21,458
7 (1995)	519,043	16,661
8 (1996)	109,066	12,984
平成9年度(1997)	393,242	24,118

(注) 1 国庫補助額は当初予算額である。
2 平成9年より「衛生行政業務報告」は年度報となる。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
厚生省補助金ハンドブック

第253表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移
各年6月末

	全 精 神 病 床 数	月 末 在 院 患 者 数	措 置 患 者 数	措 置 率 (%)	病 床 利 用 率 (%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	63,894	36.1	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	76,597	30.2	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	65,571	23.3	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	12,570	3.6	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	10,011	2.9	96.9
4 (1992)	361,896	346,776	8,446	2.4	95.8
5 (1993)	363,010	343,718	7,223	2.1	94.7
6 (1994)	362,692	343,156	6,408	1.9	94.6
7 (1995)	362,154	340,812	5,905	1.7	94.1
8 (1996)	361,053	339,762	5,430	1.6	94.1

(注) 1 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。
2 平成8年の全精神病床数、月末在院患者数、病床利用率については概数である。
3 平成9年より「病院報告」「衛生行政業務報告」は年度報となるため、平成9年度の数値は平成11年度の統計年報にて計上する。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」「衛生行政業務報告」

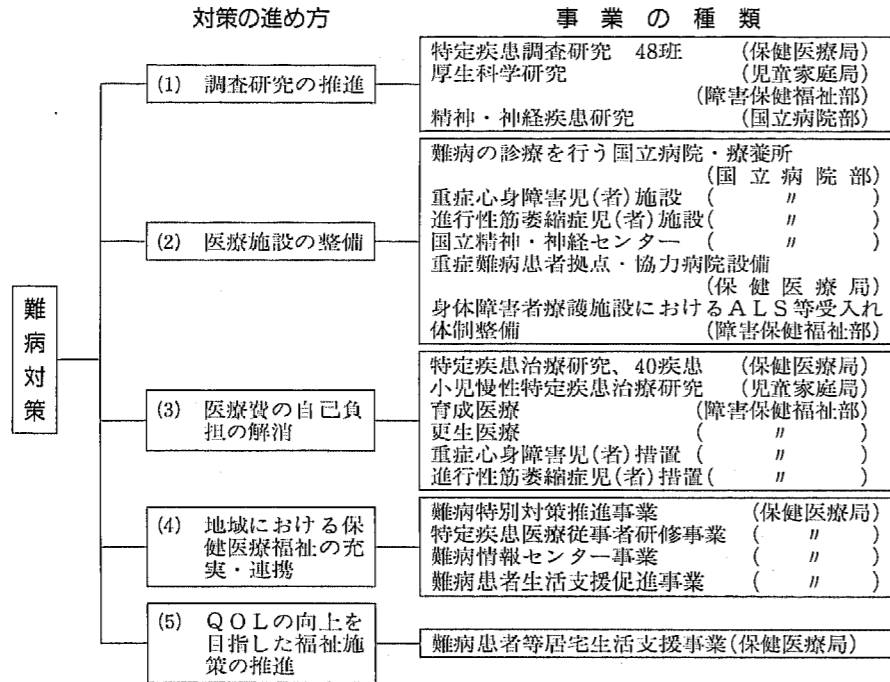
第254表 医療保護入院・仮入院届出件数

区 分	医療保護入院・仮入院届出件数
平成2年(1990)	81,914
3 (1991)	81,187
4 (1992)	79,086
5 (1993)	81,934
6 (1994)	81,911
7 (1995)	83,059
8 (1996)	84,247
平成9年度(1997)	94,105

(注) 平成9年より「衛生行政業務報告」は年度報となる。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第255表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課作成

第256表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成9年度末現在			
疾患名	受給者証交付件数	疾患名	受給者証交付件数
1 ベーチェット病	16,186	21 アミロイドーシス	840
2 多発性硬化症	6,881	22 後縦靱帯骨化症	16,924
3 重症筋無力症	11,035	23 ハンチントン舞踏病	489
4 全身性エリテマトーデス	44,777	24 ウィリス動脈輪閉塞症	6,669
5 スモン	2,005	25 ウェゲナー肉芽腫症	731
6 再生不良性貧血	9,324	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	9,626
7 サルコイドーシス	15,932	27 シャイ・ドレーガー症候群	524
8 筋萎縮性側索硬化症	4,418	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	324
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	24,178	29 膿疱性乾癬	976
10 特発性血小板減少性紫斑病	28,305	30 広範脊柱管狭窄症	1,171
11 結節性動脈周囲炎	2,454	31 原発性胆汁性肝硬変	8,159
12 潰瘍性大腸炎	51,477	32 重症急性膵炎	1,219
13 大動脈炎症候群	4,982	33 特発性大腿骨頭壊死症	6,168
14 ビュルガー病	10,369	34 混合性結合組織病	3,913
15 天疱瘡	2,782	35 原発性免疫不全症候群	1,141
16 脊髄小脳変性症	15,864	36 特発性間質性肺炎	2,127
17 クローン病	15,440	37 網膜色素変性症	14,337
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	744	38 クロイツフェルト・ヤコブ病	147
19 悪性関節リウマチ	5,384	39 原発性肺高血圧症	69
20 パーキンソン病	45,799		
合 計			393,890

資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課調

5 環境衛生

第257表 全国水道普及状況

区 分	平成3年度 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	16,711	117,798	16,569	118,471	16,569	119,036	16,121	119,710	15,980	120,096	15,784	120,730
上水道	1,969	109,834	1,971	110,602	1,969	111,313	1,962	112,055	1,952	112,496	1,960	113,246
簡易水道	10,390	7,171	10,262	7,094	10,111	7,029	9,942	6,940	9,828	6,908	9,709	6,809
専用水道	4,247	793	4,229	775	4,162	744	4,108	715	4,090	692	4,005	675
水道用水供給	105	—	107	—	107	—	109	—	110	—	110	—
普及率(%)	94.9		95.1		95.3		95.5		95.8		96.0	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第258表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

区 分	年度末現在 (1日当り)					
	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
下水道終末処理(万人)	5,397	5,622	5,863	6,107	6,369	6,683
ごみ処理(トン)	173,456	178,143	184,592	178,106	186,117	188,844
し尿処理(kl)	108,365	99,754	109,310	107,028	108,695	105,203

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第259表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

区 分	年度末現在 (単位 百万円)					
	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
下水道終末処理						
総事業費	1,785,363	1,965,800	2,465,944	2,746,529	2,724,255	2,650,394
国庫支出金	550,292	573,703	707,336	779,305	776,925	787,260
地方債	1,160,486	1,267,761	1,501,687	1,679,253	1,655,458	1,598,876
その他	74,585	124,236	256,921	287,971	291,872	264,258
ごみ処理						
総事業費	1,387,735	1,592,068	1,857,431	2,050,072	1,924,598	2,220,616
国庫支出金	52,816	54,473	100,367	87,933	73,370	120,462
地方債	148,637	229,293	294,248	289,947	290,574	482,410
その他	1,186,282	1,308,302	1,462,816	1,672,192	1,560,654	1,617,744
し尿処理						
総事業費	371,578	413,598	424,855	365,160	358,579	444,837
国庫支出金	13,867	17,370	21,304	8,166	7,517	21,507
地方債	34,359	53,512	57,331	18,722	18,102	76,684
その他	323,352	342,716	346,220	338,272	332,960	346,646

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

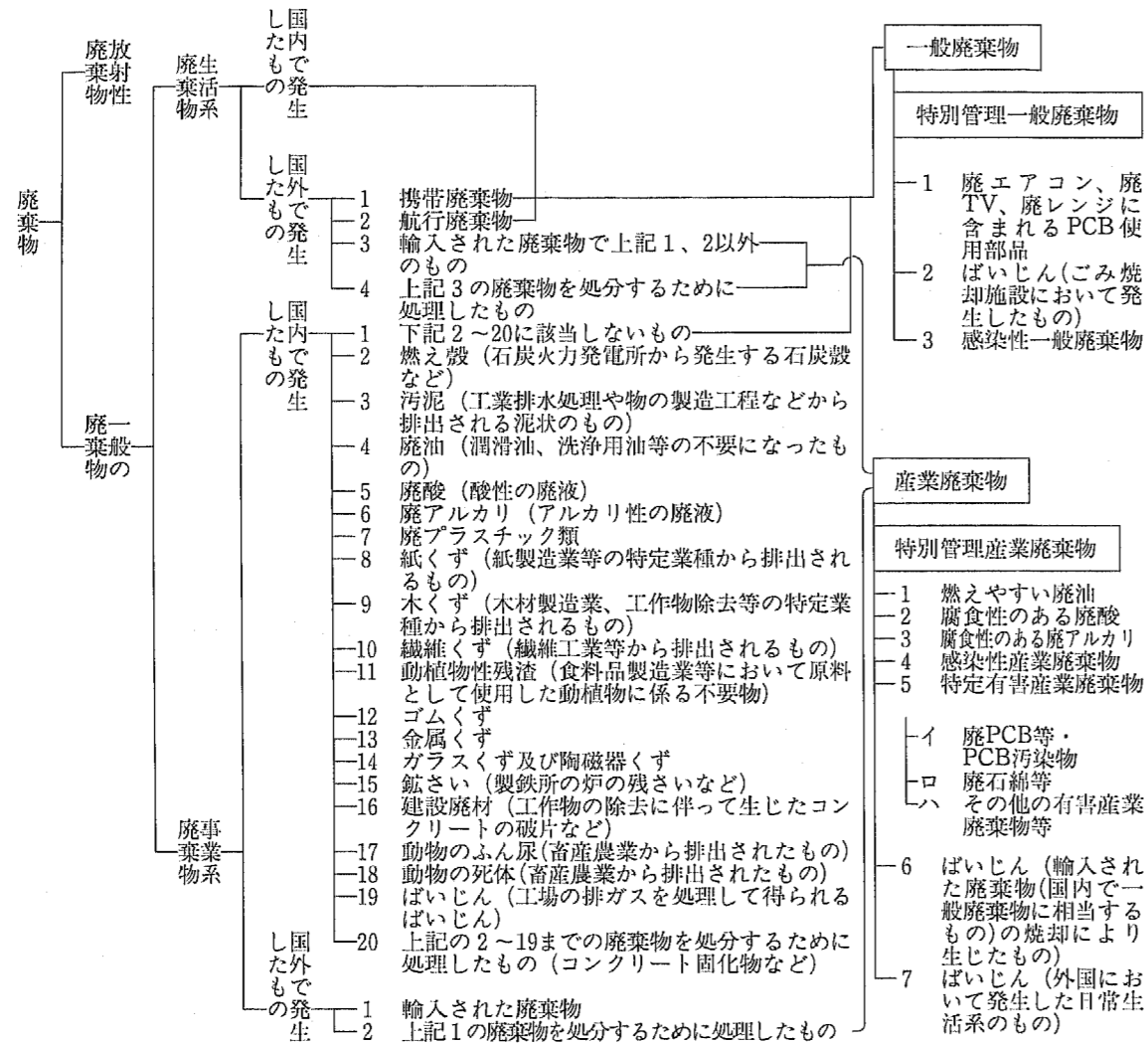
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

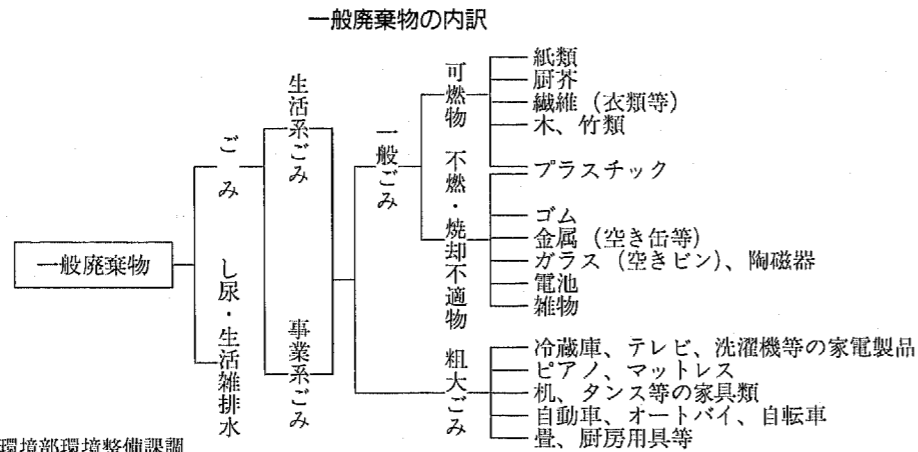
「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第260表 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]



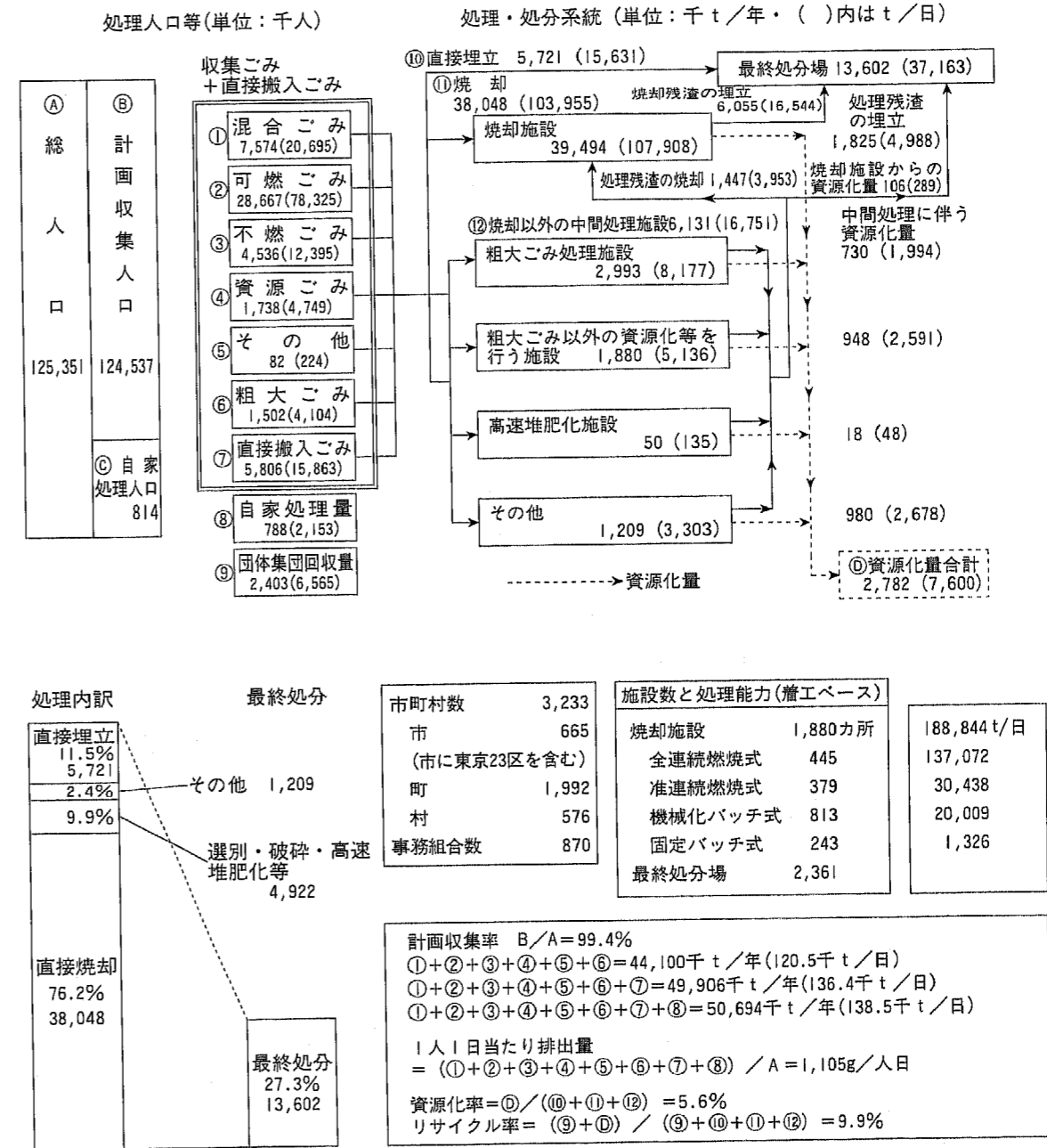
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。



資料：厚生省水道環境部環境整備課調

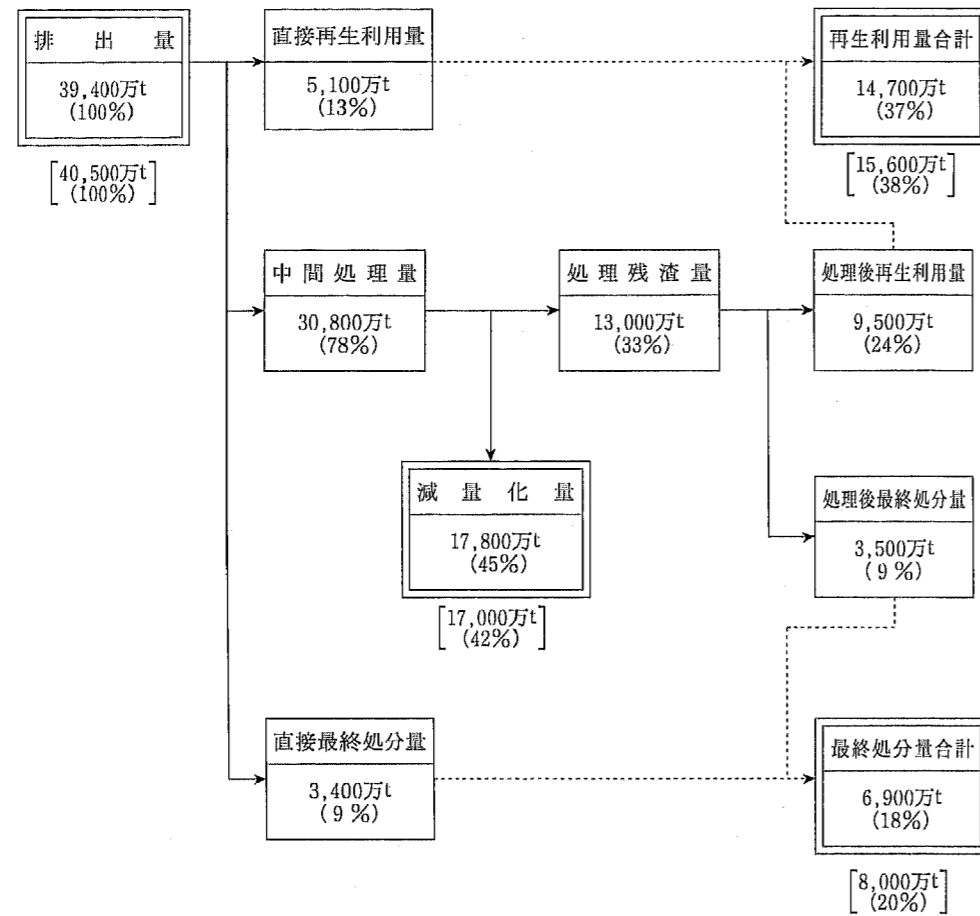
第261表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ (平成7年度'95実績)



資料：厚生省水道環境部環境整備課調

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ (平成7年度)



(注) 枠外の[]内は平成6年度の数値である。
資料：厚生省水道環境部産業廃棄物対策室調

第262表 市町村のごみ処理費用の推移

[]内は対前年増加率(%)

年次	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
処理費用総額 (百万円)	1,385,150 (9.8)	1,587,245 〔14.6〕	1,846,287 〔16.3〕	2,283,345 〔23.7〕	2,166,464 〔△5.1〕	2,216,755 (2.3)
国民1人当りの 処理費用(円)	11,222 (9.4)	12,795 〔14.0〕	14,819 〔15.8〕	18,272 〔23.3〕	17,306 〔△5.3〕	17,684 (2.2)

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：厚生省水道環境部環境整備課調

6 公 害

第263表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分 年度	あっせん			調 停			仲 裁			裁 定			そ の 他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
計	1	1	—	690	684	—	1	1	—	39(8)	22(6)	—	2	1	—	733	709	—	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
2. 「調停」平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。
3. 「裁定」()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
4. 「その他」は、義務履行勧告申出事件である。

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第264表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

区分 年度	受付件数					処理件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元年度	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
計	828	35	782	4	7	759	349	298	90	22	—

- (注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3. 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 4. 受付件数欄の「その他」は、義務履行勧告申出事件である。

資料：公害等調整委員会事務局調

第265表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚染	土壌 汚染	騒 音 ・ 振 動			地盤 沈下	悪 臭
					計	騒 音	振 動		
昭和45年度	59,467	12,911	8,913	67	22,568	11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812	68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439
2	49,359	9,496	7,739	233	20,431	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	18,657	16,830	1,827	37	10,506
4	44,976	9,108	8,099	204	17,123	15,315	1,808	33	10,409
5	43,175	8,837	7,570	215	16,553	14,779	1,774	22	9,978
6	45,642	10,319	7,279	183	16,792	15,016	1,776	34	11,035
7	42,701	10,013	6,763	213	15,552	13,492	2,060	29	10,131
8	45,378	10,961	7,168	229	16,158	14,281	1,877	23	10,839

資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

第266表 典型7公害以外の種類別苦情件数

年 度	合 計	日 照 通 障	風 害 光 害	電 波 干 渉	土砂の 散 乱	土砂の 流 出	廃棄物 の不法 投 棄	ふん・ 尿の害	害虫等 の発生	火災の 危 険	動物の 死骸放 置	その他	
平成2年度	24,935	408	23	64	372	129	119	5,029	594	4,314	2,432	2,423	9,028
3	30,063	262	3	71	648	118	102	6,175	720	4,137	3,113	4,050	10,664
4	31,210	324	12	66	536	111	76	6,741	646	4,940	2,569	4,014	11,175
5	36,142	220	2	74	467	113	321	8,320	847	4,411	2,487	5,784	13,096
6	20,914	42	17	62	414	189	129	5,175	727	2,868	1,034	3,003	7,254
7	18,663	53	18	55	387	202	113	4,065	635	2,749	873	2,091	7,422
8	16,937	27	15	64	351	196	133	4,095	635	2,233	594	1,700	6,894

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第267表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成9年('97)12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総数					69,827		
旧第一種地域 (非特異的疾患)	慢性気管支炎、 気管支喘息、喘 息性気管支炎及 び肺気腫並び にこれらの続発 症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	49.11.30	481		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	206		
		" 中央区 全域	中央区	50.12.19	305		
		" 港区 全域	港区	49.11.30	674		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	1,760		
		" 文京区 全域	文京区	"	790		
		" 台東区 全域	台東区	50.12.19	715		
		" 品川区 全域	品川区	49.11.30	1,389		
		" 大田区 全域	大田区	"	3,098		
		" 目黒区 全域	目黒区	50.12.19	781		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	49.11.30	871		
		" 豊島区 全域	豊島区	50.12.19	956		
		" 北区 全域	北区	"	1,639		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	2,315		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	974		
		" 江東区 全域	江東区	49.11.30	2,112		
		" 荒川区 全域	荒川区	50.12.19	1,233		
		" 足立区 全域	足立区	"	2,969		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	1,666		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	2,459		
		東京都 小計					26,912
				横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	683
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	2,520
						47.2.1	
						49.11.30	
				富士市 中部地域	富士市	47.2.1	555
						52.1.13	
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	48.2.1	3,664
						50.12.19	
						53.6.2	
				東海市 北部・中部地域	愛知県	48.2.1	671
				四日市市 臨海地域	四日市市	44.12.27	634
				桶町 全	三重県	49.11.30	63
		大阪市 全	大阪市	44.12.27	12,509		
				49.11.30			
				50.12.19			
		豊中市 南部地域	豊中市	48.2.1	359		
		吹田市 南部地域	吹田市	49.11.30	339		
		守口市 全	守口市	52.1.13	1,957		
		東大阪市 中西部地域	東大阪市	53.6.2	2,331		
		八尾市 中西部地域	八尾市	"	1,226		
		堺市 西部地域	堺市	48.8.1	2,944		
				52.1.13			
		神戸市 臨海地域	神戸市	"	1,446		
		尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	45.12.1	3,632		
				49.11.30			
		倉敷市 水島地域	倉敷市	50.12.19	2,112		
		玉野市 南部臨海地域	岡山県	"	75		
		備前市 片上湾周辺地域	"	"	100		
		北九州市 洞海湾周辺地域	北九州市	48.2.1	1,447		
		大牟田市 中部地域	大牟田市	48.8.1	1,722		
計					68,382		
第二種地域 (特異的疾患)	水俣病 " " " イタイイタイ病 慢性砒素中毒症 "	阿賀野川下流地域	新潟県	44.12.27	175		
		"	新潟市	"	200		
		水俣湾沿岸地域	鹿児島県	"	254		
		"	熊本県	"	728		
		神通川下流地域	富山県	"	9		
		島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	6		
		宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	73		
計					1,445		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境庁調

第268表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
造成建設事業 件数	29	22	20	14	16	18	15
金額	50,000,000	53,844,000	53,328,000	27,053,000	34,308,000	32,376,000	33,900,000
集団設置建物 件数	7	8	8	3	6	7	3
金額	25,019,000	32,169,000	32,750,000	9,300,000	15,482,000	13,625,000	17,143,000
工場移転用地 件数	9	2	-	2	-	-	-
金額	12,655,000	6,500,000	-	5,624,000	-	-	-
共同福利施設 件数	7	5	5	4	3	2	2
金額	7,041,000	6,159,000	11,801,000	6,628,000	10,164,000	9,712,000	6,054,000
大気汚染対策緑地 件数	3	3	3	3	3	4	6
金額	3,227,000	4,559,000	5,630,000	4,674,000	6,347,000	6,043,000	6,140,000
国立・国定公園施設 件数	3	3	3	-	-	-	-
金額	2,058,000	2,726,000	2,767,000	-	-	-	-
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地 件数	-	1	1	1	2	3	3
金額	-	1,731,000	380,000	527,000	965,000	2,136,000	4,063,000
国立・国定公園 件数	-	-	-	1	2	2	1
複合施設 金額	-	-	-	300,000	1,350,000	860,000	500,000
貸付事業 件数	99	93	105	90	60	42	28
金額	30,000,000	35,000,000	37,000,000	33,862,700	40,768,350	22,799,490	18,285,450

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
集団設置建物 件数	6	5	3	10	3	8	5
金額	28,855,501	23,044,468	5,760,400	25,958,778	15,306,920	22,334,601	17,714,344
工場移転用地 件数	2	7	3	3	0	0	2
金額	7,817,481	13,196,878	6,314,129	2,464,385	0	0	3,482,820
共同福利施設 件数	3	5	6	3	1	0	0
金額	6,402,552	10,372,732	15,047,961	10,501,740	11,687,795	0	0
大気汚染対策緑地 件数	1	0	3	3	0	3	5
金額	3,966,348	0	7,186,071	2,262,687	0	11,313,791	7,237,237
国立・国定公園施設 件数	-	-	2	1	2	1	-
金額	-	-	5,037,432	3,729,079	2,335,596	32,028	-
国立・国定公園複合施設 件数	-	-	-	-	1	1	1
金額	-	-	-	-	85,217	814,218	354,152

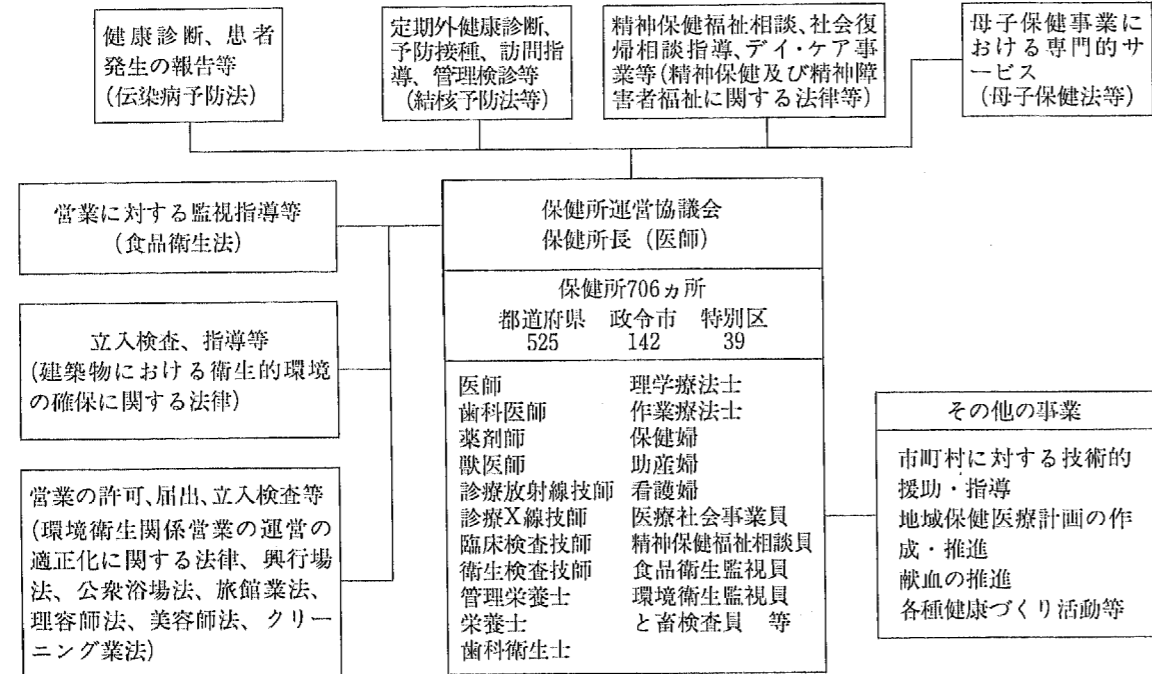
(注) 前表を参照

資料：環境事業団調

7 保健所及び保健センター

第269表 保健所の活動

平成9年4月1日現在



資料：厚生省保健医療局調

第270表 保健所数及び保健所職員総数

	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
保健所数	850	852	852	848	847	845	845
都道府県立	634	636	635	631	625	625	625
政令市	163	163	164	164	169	167	167
特別区	53	53	53	53	53	53	53
職員総数	34,571	34,470	34,463	34,302	34,134	34,004	33,698
医師	1,245	1,256	1,288	1,303	1,312	1,309	1,265
歯科医師	70	72	72	79	80	83	80
薬剤師獣医師	1,625	1,752	2,043	1,984	2,147	2,095	4,629
保健婦	8,305	8,386	8,408	8,453	8,462	8,515	8,512
看護婦	281	277	278	290	293	281	275
助産婦	76	76	79	80	79	80	77
X線技術者	1,274	1,259	1,257	1,268	1,217	1,207	1,186
管理栄養士	1,026	998	1,115	1,187	1,168	1,177	1,219
栄養士	254	290	188	137	166	149	107
歯科衛生士	350	348	349	355	355	356	360
試験検査技術者	1,613	1,606	1,533	1,492	1,503	1,474	1,386
理学療法士	22	23	28	33	40	43	51
作業療法士							
その他	18,430	18,127	17,825	17,641	17,312	17,235	14,551

資料：厚生省保健医療局調

第271表 保健所活動状況

(実数)

業務の種類	平成6年(1994)	平成7年(1995)	平成8年(1996)
健康診断 {開設回数}	311,241	294,127	275,459
環境衛生監視指導 {受診延人数}	9,677,166	9,132,082	8,481,276
食品衛生監視指導 {施設数}	671,256	667,119	610,398
結核予防 {結核予防法第34条による医療費公費負担承認件数}	3,419,634	.	.
梅毒血清反応検査被検査者数	1,931,333	.	.
保健所活動による予防接種被接種者延数	79,006	71,911	66,591
母子衛生 {妊婦保健指導延人員}	65,590	42,101	38,543
乳児保健指導延人員	1,642,679	.	.
幼児保健指導 {3歳児(実人員)}	128,491	117,082	112,054
その他	187,180	185,872	175,483
検診・保健指導受診延人員	247,779	242,196	216,472
予防処置延人員	1,083,174	1,165,193	1,111,857
治療延人員	1,037,164	999,461	987,827
個別指導 {栄養指導延人員}	705,078	841,976	811,636
施設指導 {開設回数}	2,821,927	2,753,043	2,744,136
集団指導 {施設指導延人員}	465,496	450,801	440,399
施設指導 {開設回数}	1,986	2,766	1,789
衛生教育開催回数	1,204,100	1,127,452	1,080,267(注1)
保健婦 {家庭訪問被訪問延数}	41,839	42,420	49,605
家庭訪問以外の活動実施回数	110,751	86,152	83,602
面接延回数	3,188,796	2,522,426	2,453,429
訪問延回数	5,445	4,767	5,233
試験検査回数	90,200	90,488	110,941
保健婦 {家庭訪問被訪問延数}	287,600	289,683	284,910
家庭訪問以外の活動実施回数	934,980	.	.
面接延回数	569,453	.	.
訪問延回数	204,384	232,975	233,786
試験検査回数	133,496	142,738	136,184
検査回数	30,908,545	21,303,977	21,669,632(注4)

(注1) 平成8年は訪問指導「16,587」を含む。

(注2) 平成8年は訪問指導延人員「1,138,097」である。

(注3) 平成8年は被指導延人員「16,394,095」である。

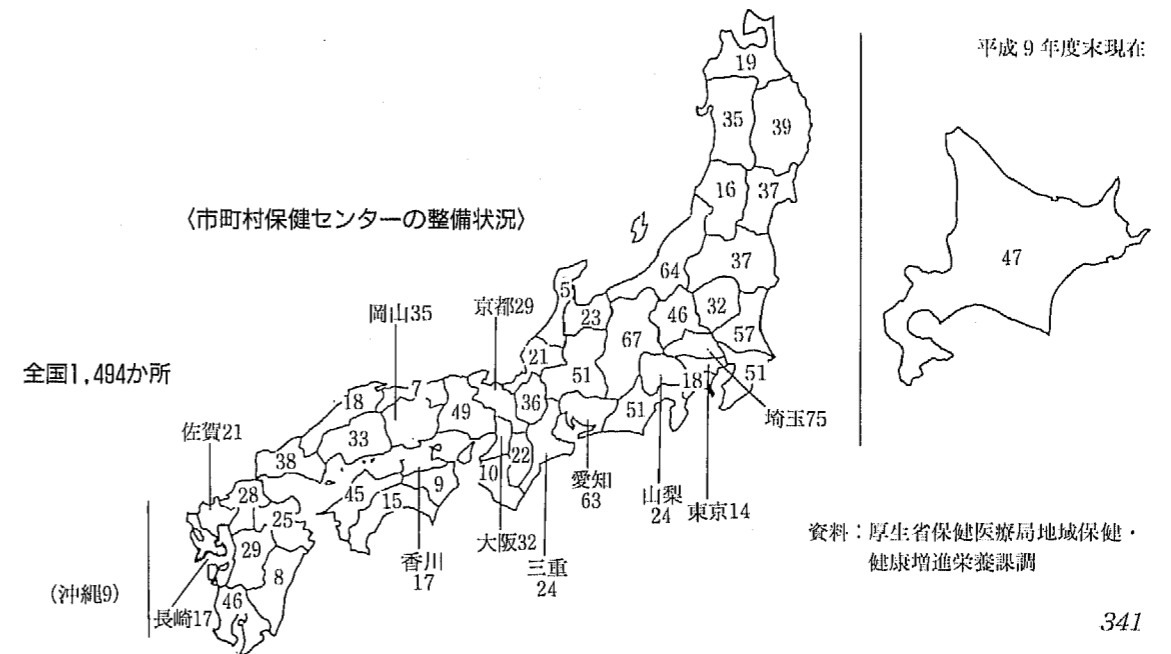
(注4) 平成8年より項目の変更が生じた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」

・は平成7年より法改正により廃止、または変更となり、該当する項目がなくなったものである。

第272表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	平成3年(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
	1,152	1,185	1,212	1,270	1,335	1,408	1,494



平成9年度末現在

資料：厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課調

第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者福祉

第273表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成9年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	3,954,493	397,570	432,612	48,869	2,267,941	807,501
18歳未満	108,421	6,090	19,078	1,045	64,844	17,364
18歳以上	3,846,072	391,480	413,534	47,824	2,203,097	790,137

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第274表 福祉事務所における知的障害者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
平成3年度('91)	170,231	267,835	78,494	1,159	19,407	19,436	39,150	11,332	98,857
4 ('92)	162,475	268,311	84,067	1,168	19,806	19,691	39,968	12,891	90,720
5 ('93)	165,037	274,842	88,567	1,425	21,186	19,814	39,624	11,231	92,995
6 ('94)	176,702	333,131	136,212	1,402	22,364	20,446	42,634	11,346	98,727
7 ('95)	177,521	327,571	135,564	1,290	23,230	19,906	41,481	10,610	95,490
8 ('96)	186,866	302,518	98,046	1,046	24,310	21,326	46,019	10,818	100,953
9 ('97)	195,648	311,113	103,036	1,009	24,276	21,096	47,109	11,416	103,171

(注) 精神薄弱者は、平成11年4月法律改正により知的障害者となる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第275表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	平成3年('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
肢体不自由者更生施設	施設数 44	44	43	42	41	41
	在所者数 1,196	1,182	1,106	1,047	1,042	1,026
視覚障害者更生施設	施設数 15	16	15	15	15	14
	在所者数 1,194	1,168	1,145	1,117	1,133	1,138
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
	在所者数 156	134	146	150	140	142
内部障害者更生施設	施設数 11	10	7	7	6	6
	在所者数 458	381	322	337	320	314
身体障害者療護施設	施設数 223	237	244	261	269	285
	在所者数 13,945	14,774	15,362	16,388	16,871	17,857
重度身体障害者更生援護施設	施設数 63	66	68	70	71	71
	在所者数 3,701	3,844	3,949	4,153	4,249	4,315
身体障害者福祉ホーム	施設数 11	12	13	17	21	24
	在所者数 182	219	225	255	285	310
身体障害者授産施設	施設数 85	84	85	84	82	85
	在所者数 4,006	3,809	3,859	3,865	3,826	3,742
重度身体障害者授産施設	施設数 121	123	123	125	125	127
	在所者数 7,423	7,584	7,611	7,863	7,903	8,018
身体障害者通所授産施設	施設数 120	139	160	173	185	195
	在所者数 2,597	3,026	3,496	3,904	4,300	4,573
身体障害者福祉工場	施設数 27	28	32	33	34	35
	在所者数 1,258	1,313	1,338	1,389	1,415	1,402
身体障害者福祉センター	施設数 202	211	224	228	233	240
在宅障害者日帰り介護施設	施設数 35	45	60	77	103	133
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	9	10
補装具製作施設	施設数 28	27	27	27	26	26
点字図書館	施設数 74	74	74	74	74	73
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 2	5	7	8	11	13
知的障害者更生施設	施設数 1,066	1,128	1,194	1,259	1,324	1,380
	在所者数 67,432	70,405	74,129	77,759	81,063	84,652
知的障害者授産施設	施設数 620	670	721	761	818	869
	在所者数 26,719	28,790	31,113	33,019	35,299	37,533
知的障害者通所寮	施設数 109	109	110	111	112	113
	在所者数 2,394	2,448	2,475	2,485	2,525	2,563
知的障害者福祉ホーム	施設数 49	52	53	55	58	62
	在所者数 477	510	504	542	567	643
知的障害者福祉工場	施設数 7	11	13	17	20	25
	在所者数 220	324	400	486	571	639

(注) 1 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。
2 精神薄弱者(知的障害)通所寮、精神薄弱者(知的障害)福祉ホーム及び精神薄弱者(知的障害)福祉工場は平成2年法律改正により精神薄弱者(知的障害)援護施設となった。
3 精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第276表 身体障害者更生援護状況

区分	平成4年度('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
更生援護取扱実人員	1,255,666	1,318,564	1,425,240	1,515,616	1,582,228	1,645,768
身体障害者手帳新規交付者数(18歳以上)	215,770	229,627	237,717	251,435	272,868	287,659
相談指導及び措置件数	1,854,230	1,945,510	2,066,134	2,213,044	2,242,321	2,400,414
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	46,520	44,659	46,603	45,997	46,701	49,024
補装具件数(交付)	500,179	538,982	601,392	681,094	758,704	820,658
修理	52,595	55,912	63,381	69,047	77,882	85,063
更生医療給付決定件数	85,616	76,816	65,861	50,463	52,871	71,525

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第277表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
交 付	件数 460,030 公費負担額 10,856,016	500,179 11,785,986	538,982 12,952,389	601,392 14,702,492	681,094 16,497,957	758,704 18,229,607	820,658 19,964,839
義肢	件数 2,755 公費負担額 234,078	2,676 230,438	2,557 247,290	2,576 253,881	2,567 290,047	2,474 263,590	2,418 280,334
義足	件数 7,824 公費負担額 1,469,680	7,681 1,516,069	7,650 1,607,324	7,687 1,734,589	7,666 1,883,900	7,775 1,983,339	7,423 2,050,281
装 具	件数 20,796 公費負担額 1,149,157	20,700 1,154,098	20,763 1,240,798	21,876 1,421,383	22,695 1,479,549	24,108 1,583,384	25,049 1,700,077
盲人安全つえ	件数 7,436 公費負担額 20,241	7,281 20,429	7,217 20,768	7,289 20,998	7,356 22,039	7,751 23,039	7,574 22,658
補聴器	件数 30,474 公費負担額 1,264,033	31,603 1,339,944	32,147 1,419,189	34,836 1,580,102	35,685 1,688,360	37,121 1,805,694	36,800 1,867,056
車いす	件数 39,213 公費負担額 4,208,168	42,250 4,701,705	44,575 5,169,208	47,124 5,636,426	52,632 6,406,768	58,007 7,249,401	62,403 8,111,553
歩行補助つえ	件数 11,913 公費負担額 49,696	11,844 50,726	11,816 52,076	12,258 54,926	13,267 59,654	13,965 67,135	14,918 75,461
その他	件数 339,619 公費負担額 2,460,964	376,144 2,772,577	412,257 3,195,736	467,746 4,000,187	539,226 4,667,640	607,503 5,254,025	664,073 5,857,419
修 理	件数 49,550 公費負担額 1,131,948	52,595 1,228,976	55,912 1,293,529	63,381 1,482,673	69,047 1,598,919	77,882 1,801,512	85,063 1,949,822
義肢	件数 1,120 公費負担額 46,051	1,088 44,644	1,074 51,683	1,130 57,390	1,075 57,361	1,068 58,042	1,094 65,255
義足	件数 5,826 公費負担額 431,568	5,893 452,103	5,452 455,266	5,640 511,740	5,773 529,915	5,811 573,216	5,611 597,369
装 具	件数 6,966 公費負担額 103,518	7,057 112,674	7,240 116,813	7,737 126,850	8,340 133,716	9,060 148,971	9,343 157,181
盲人安全つえ	件数 31 公費負担額 44	21 23	22 48	36 56	40 66	58 89	53 62
補聴器	件数 18,445 公費負担額 77,562	19,826 79,172	22,463 94,390	26,450 110,743	29,868 125,405	35,024 146,549	39,848 162,877
車いす	件数 14,677 公費負担額 465,656	16,210 532,452	16,798 561,614	19,463 663,793	20,722 735,032	23,596 853,037	25,528 942,746
歩行補助つえ	件数 1,775 公費負担額 2,455	1,749 2,218	1,799 2,436	1,913 2,561	1,955 2,787	2,014 3,063	2,106 3,295
その他	件数 710 公費負担額 5,094	751 5,690	1,064 11,279	1,012 9,540	1,274 14,637	1,251 18,545	1,480 21,037

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第278表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合 計	件数 93,063 公費負担額 4,416,094	85,816 4,065,725	76,816 4,380,976	65,861 4,748,079	50,463 6,323,089	52,871 6,942,696	71,525 7,926,554
視 覚 障 害	件数 53 公費負担額 3,081	41 2,328	58 3,435	34 3,116	46 3,422	44 4,681	51 4,102
聴覚・平衡機能障害	件数 17 公費負担額 952	5 350	18 908	37 3,010	54 3,473	95 10,402	92 10,112
音声・言語・そしゃく機能障害	件数 163 公費負担額 2,800	114 7,963	119 3,537	87 4,122	108 6,495	135 5,513	146 6,305
肢体不自由	件数 4,162 公費負担額 359,867	4,200 366,211	4,094 372,523	3,597 426,663	4,112 523,765	4,493 636,784	5,574 757,297
心臓機能障害	件数 13,791 公費負担額 1,137,300	14,364 1,112,385	14,912 1,316,423	16,406 1,368,596	19,782 1,807,994	20,307 2,095,556	23,319 2,229,408
じん臓機能障害	件数 74,800 公費負担額 2,900,028	66,863 2,573,001	57,572 2,668,684	45,690 2,940,895	26,349 3,975,093	27,581 4,158,603	42,038 4,887,475
小腸障害	件数 77 公費負担額 12,067	29 3,487	43 15,516	10 1,677	10 2,815	70 11,747	61 9,040
訪問看護	件数 . 公費負担額	2 32	146 19,410	244 22,815

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第279表 障害者職業能力開発校修了者数

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総 数	1,172	1,247	1,253	1,328	1,315	1,339
※電気・電子機器	81	114	75	79	77	88
※被服縫製	140	159	114	106	136	136
※木工	48	57	49	31	44	50
※製 函	96	93	70	75	87	84
※印刷・製本	159	159	203	173	173	186
塗 装	9	9	11	10	14	13
皮革工芸	6	6	16	20	14	13
義肢装具	18	18	16	18	24	27
印章彫刻	13	13	15	16	9	15
陶 磁 器	21	21	22	21	22	23
テ ザ イ ン	15	27	25	22	22	32
園 芸	30	30	24	23	16	18
※一 般 事 務	312	312	347	379	273	239
臨 床 検 査	10	10	11	9	3	12
そ の 他	214	219	255	346	401	403

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

2 児童福祉

第280表 児童相談所処理件数

Table with 9 columns: 区, 分, 平成3年度(91), 4('92), 5('93), 6('94), 7('95), 8('96), 9('97). Rows include 総訓戒誓約, 児童福祉司の指導, etc.

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第281表 児童福祉施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

Table with 9 columns: 区, 分, 平成3年(91), 4('92), 5('93), 6('94), 7('95), 8('96). Rows include 総施設数, 助産施設, 母子寮, etc.

(注) 在所者数には母子寮を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第282表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

Table with 8 columns: 区, 分, 平成3年度(91), 4('92), 5('93), 6('94), 7('95), 8('96), 9('97). Rows include 登録里親数, 児童が委託されている里親数, etc.

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第283表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

Table with 8 columns: 区, 分, 平成4年度(92), 5('93), 6('94), 7('95), 8('96), 9('97). Rows include 決定医療件数, 母子保健法による公費負担額, etc.

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第284表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
件数	1,096,555	1,084,679	1,089,450	1,069,991	1,089,888	1,093,684	1,059,901

資料：厚生省児童家庭局調

第285表 3歳児健康診査成績

区分	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
被検者数	1,125,700	1,095,639	1,072,087	1,044,034	1,037,164	1,096,254	1,062,088
健康管理上注意すべきもの	173,749	200,768	210,065	207,802	206,616	225,305	255,187
身体面	110,917	140,011	152,606	151,074	150,345	159,375	162,345
精神発達面	62,832	60,757	57,459	56,728	56,271	65,930	62,842

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第286表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
総数	574,100	567,686	574,844	587,232	603,534	624,101	649,816
生別母子世帯							
離婚世帯	486,860	485,904	495,279	508,768	526,013	545,667	570,245
その他	1,354	1,241	1,137	1,101	1,050	1,093	1,156
死別母子世帯	16,167	14,544	13,630	12,735	11,895	11,326	10,936
未婚の母子世帯	30,594	30,813	31,964	33,300	34,690	36,582	38,466
障害者世帯	7,101	6,138	5,484	5,039	4,508	4,227	3,927
遺棄世帯	23,728	21,126	19,633	18,240	17,217	16,442	15,873
その他の世帯	8,296	7,920	7,717	8,049	8,161	8,764	9,213

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。
 2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。
 3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第287表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
特別児童扶養手当							
受給者数	122,271	120,528	122,311	123,116	124,654	127,032	128,432
受給対象障害児数	125,023	123,280	125,105	125,947	127,554	130,004	131,511
福祉手当受給者数
障害児福祉手当受給者数	51,553	50,207	49,587	49,660	50,023	50,876	51,396
特別障害者手当受給者数	79,791	81,979	85,201	87,487	90,950	95,014	99,321
経過的福祉手当受給者数	55,304	48,560	43,339	38,640	34,650	31,132	27,975

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第288表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数

平成8年度

区分	総計	支給対象児童数別		
		1人	2人	3人以上
総計	2,001,864	1,762,686	232,135	7,043
児童手当	696,263	605,820	87,106	3,337
特例給付	1,305,601	1,156,866	145,029	3,706
市町村支給分計	1,827,568	1,609,713	211,516	6,339
児童手当	689,000	599,574	86,146	3,280
特例給付	1,138,568	1,010,139	125,370	3,059
被用者	1,463,166	1,291,520	166,957	4,689
児童手当	324,598	281,381	41,587	1,630
特例給付	1,138,568	1,010,139	125,370	3,059
非被用者	364,402	318,193	44,559	1,650
公務員分	174,296	152,973	20,619	704
児童手当	7,263	6,246	960	57
特例給付	167,033	146,727	19,659	647

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区分	総計	支給額
総計	2,248,433人	152,972,225千円
児童手当	790,226	54,762,825
特例給付	1,458,207	98,209,400
市町村支給分計	2,052,067	139,501,665
児童手当	781,886	54,180,400
特例給付	1,270,181	85,321,265
被用者	1,639,698	111,536,190
児童手当	369,517	26,214,925
特例給付	1,270,181	85,321,265
非被用者	412,369	27,965,475
公務員分	196,366	13,470,560
児童手当	8,340	582,425
特例給付	188,026	12,888,135

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成9年2月末現在の数である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第289表 児童手当拠出金徴収状況

平成8年度

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	143,805,562,597円	141,836,372,187円	98.6%
厚生年金保険関係	137,401,374,984	135,433,891,209	98.6
船員保険関係	1,752,192	45,557	2.6
共済組合関係	6,402,435,421	6,402,435,421	100

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第290表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区 分	平成8年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成9年2月末現在 受給者数
総 計	2,028,746	884,207	911,089	0	2,001,864
児童手当 特例給付	683,474	336,429	323,640	0	696,263
	1,345,272	547,778	587,449	—	1,305,601
市町村支給分計	1,839,964	821,599	833,995	0	1,827,568
児童手当 特例給付	675,514	331,890	318,404	0	689,000
被用者 児童手当 特例給付	1,164,450	489,709	515,591	—	1,138,568
非被用者 児童手当 特例給付	1,482,416	640,447	666,683	6,986	1,463,166
	317,966	150,738	151,092	6,986	324,598
	1,164,450	489,709	515,591	—	1,138,568
	357,548	181,152	167,312	△6,986	364,402
公務員分 児童手当 特例給付	188,782	62,608	77,094	—	174,296
	7,960	4,539	5,236	—	7,263
	180,822	58,069	71,858	—	167,033

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第291表 児童手当制度の費用負担

平成10年度

費用負担	サラリーマン		自営業者等		児童手当
	434.5万円 (所得制限4人世帯)		242.9万円 (所得制限4人世帯)		
特例給付	事業主拠出金 $\frac{10}{10}$		国 地方		児童手当
児童手当	事業主拠出金 $\frac{7}{10}$	国 $\frac{2}{10}$ 地方 $\frac{1}{10}$	国 $\frac{4}{6}$ 地方 $\frac{2}{6}$		
拠出金率	標準報酬月額等の1,000分の1.1 (うち1,000分の0.2は事業費充当額相当率) 厚生年金等の保険料に上乗せして徴収				

地方負担分は都道府県と市町村で折半
公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担

資料：厚生省児童家庭局育成環境課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第292表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
福祉事務所	事務所数	338	338	338	338	338	
	都道府県	338	338	338	338	338	
	区市町村	846	852	851	852	853	
職員数	査察指導員	2,893	2,888	2,870	2,822	2,835	
	現業員	15,928	15,967	15,496	15,713	15,930	
	身体障害者福祉司	183	163	106	95	92	
	知的障害者福祉司	115	105	105	95	95	
	老人福祉指導主事	173	162	141	154	147	
	家庭児童福祉主事	51	49	45	46	42	
	身体障害者更生相談所 相談所数	63	64	68	69	69	
	知的障害者更生相談所 相談所数	56	56	63	71	72	
	児童相談所	相談所数	171	172	174	174	175
		職員数	5,083	5,186	5,214	5,359	5,475
民生委員・児童委員定数	184,321	189,965	189,965	203,901	211,038	211,547	

(注) 1 福祉事務所関係は10月1日現在(平成4年まで6月1日現在)。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。
3 知的障害者更生相談所関係は、4月1日現在。
4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1関係 厚生省社会・援護局調
(注)2・3関係 厚生省大臣官房障害保健福祉部調
(注)4関係 厚生省児童家庭局調

第293表 社会福祉施設数(年次・施設の種別)

Table with 15 columns (昭和35年(60) to 平成2年(90) and 3 to 8) and 100 rows of facility types including total count, protection, medical care, elderly care, and children's facilities.

Table with 15 columns (昭和35年(60) to 平成2年(90) and 3 to 8) and 35 rows of facility types including children's facilities, mental health services, and social welfare centers.

(注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。
2 身体障害者福祉法の改正(昭和59年)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正(平成2年)により、老人日帰り介護施設が「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神障害者福祉法の改正(平成2年)により、精神障害者通所施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場が「その他の社会福祉施設等」から「精神障害者援護施設」となった。精神障害者は平成11年4月法律改正により知的障害者となる。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第294表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)		8(1996)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	17,181	16,168,342	18,852	18,847,327	18,189	17,887,904	17,375	17,071,525	17,639	16,998,489
更生資金	1,252	1,515,836	1,393	1,734,729	1,324	1,621,672	1,149	1,480,572	1,025	1,176,232
身体障害者更生資金	1,614	2,670,315	1,524	2,657,133	1,187	2,129,437	1,040	1,897,686	885	1,639,076
生活資金	469	221,556	537	279,027	490	235,528	420	217,351	471	217,878
福祉資金	2,304	2,449,434	2,441	2,595,635	2,278	2,441,254	2,063	2,187,638	2,126	2,294,926
住宅資金	2,340	3,202,870	2,313	3,304,969	1,886	2,764,055	1,664	2,598,738	1,478	2,317,547
修学資金	8,537	5,807,372	9,693	7,082,797	10,353	7,785,462	10,515	8,437,826	11,074	9,136,683
療養資金	535	146,897	524	145,142	450	128,715	419	121,681	523	144,630
災害援護資金	130	154,062	427	547,895	221	281,781	105	130,033	57	71,517

資料：厚生省社会・援護局調

第295表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成4年度(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)		8(1996)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	58,804	16,898,349	60,185	17,715,008	60,897	18,791,452	60,414	19,555,901	57,241	19,356,592
事業開始資金	331	655,079	265	546,960	233	471,480	196	416,102	159	345,053
事業継続資金	307	305,363	263	267,481	183	186,503	154	169,114	104	113,394
修学資金	43,970	12,202,351	44,466	13,070,060	44,885	14,054,065	43,664	14,639,488	41,897	14,943,906
技能修得資金	391	101,339	381	98,143	349	94,670	353	99,388	335	93,744
修業資金	974	254,229	938	253,452	1,101	320,081	956	280,245	813	242,690
就職支度資金	245	27,955	268	36,815	235	34,977	188	30,615	155	26,455
療養資金	48	7,485	56	9,656	64	9,544	68	11,709	66	12,061
生活資金	641	263,031	643	244,262	651	258,328	658	251,858	739	273,963
住宅資金	469	500,823	408	492,436	427	537,943	343	418,440	248	319,320
転宅資金	436	82,700	590	116,148	665	138,126	775	167,159	851	192,754
就学支度資金	10,844	2,276,428	11,747	2,557,148	11,970	2,668,281	12,975	3,061,041	11,802	2,783,133
結婚資金	43	11,750	43	11,600	36	9,750	23	6,410	22	6,050
児童扶養資金	105	9,816	117	10,846	98	7,704	61	4,332	50	4,069

資料：厚生省児童家庭局調

第296表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
法適用都道府県延数	13	0	10	7	5	2
法適用都道府県実数	10	0	8	5	3	2
法適用市町村延数	39	0	28	34	7	3
災害救助費国庫負担額	2,553,395	0	1,189,824	100,305,917	57,699,703	1,997,822
国庫負担対象都道府県数	9	0	8	6	4	3

資料：厚生省社会・援護局調

第10節 生活保護

第297表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
被保護世帯数							
年度合計	7,208,368	7,031,662	7,033,277	7,144,889	7,223,101	7,357,272	7,577,856
1か月平均	600,697	585,972	586,106	595,407	601,925	613,106	631,488
被保護人員							
年度合計	11,356,484	10,781,987	10,597,348	10,618,939	10,586,753	10,649,395	10,867,069
1か月平均	946,374	898,499	883,112	884,912	882,229	887,450	905,589
保護率(人口千対)	7.6	7.2	7.1	7.1	7.0	7.1	7.2
総人口(千人)	124,043	124,452	124,764	125,034	125,569	125,864	126,166

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2、7年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第298表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)	9(1997)
合計	600,697	585,972	586,106	595,407	601,924	613,106	631,488
世帯主が働いている世帯	81,959	74,926	69,655	66,456	63,705	62,515	62,987
常	46,383	42,540	39,876	38,868	37,546	37,215	38,058
日	11,921	10,879	10,087	9,216	8,788	8,547	8,529
内	9,453	8,559	7,914	7,525	7,076	6,714	6,599
そ	14,202	12,948	11,778	10,848	10,294	10,039	9,802
の							
他							
その他の世帯	517,524	509,896	515,432	527,983	537,275	549,665	567,589
世帯員が働いている世帯	23,708	21,045	19,726	18,851	17,899	16,951	16,724
働いている者のいない世帯	493,816	488,851	495,706	509,132	519,376	532,714	550,865
停止中の世帯	1,215	1,150	1,020	968	945	926	911

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第299表 扶助別人員

区分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)	9('97)
被保護実人員	946,374	898,499	883,112	884,912	882,229	887,450	905,589
生活扶助	826,462	780,517	765,290	765,629	760,162	766,232	783,840
住宅扶助	681,412	646,486	639,112	644,648	639,129	648,591	668,756
教育扶助	117,140	103,800	96,505	92,424	88,176	84,973	84,006
医療扶助	680,735	662,155	658,517	670,603	679,826	695,075	715,662
入院	129,057	125,049	122,591	122,968	123,924	124,794	126,530
単給	78,780	76,704	74,812	74,676	74,933	74,523	74,456
併給	50,277	48,346	47,779	48,292	48,990	50,271	52,074
入院外給	551,678	537,106	535,926	547,636	555,903	570,281	589,132
単給	12,879	13,122	13,789	14,369	15,763	15,950	16,799
併給	538,799	523,985	522,137	533,267	540,140	554,331	572,334
出産扶助	71	67	66	70	62	67	70
生業扶助	1,707	1,556	1,349	1,257	1,141	1,199	1,228
葬祭扶助	1,084	1,152	1,124	1,235	1,211	1,265	1,301

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第300表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成8年9月

労働力類型 保護開始の主な理由	総数	医療扶助 単給	医療扶助 併給	その他の 扶助
総数	10,011	3,982	4,452	1,577
世帯主の傷病	7,165	3,585	3,306	274
世帯員の傷病	221	7	203	11
働いていた者の死亡・離別等	585	4	222	359
「働きによる収入」の減少・喪失	724	11	300	413
社会保障給付金の減少・喪失	87	5	43	39
仕送り・貯金等の減少・喪失	727	29	339	359
その他の	502	341	39	122
世帯主が働いている世帯	753	155	330	268
世帯主の傷病	306	148	145	13
世帯員の傷病	60	2	55	3
働いていた者の死亡・離別等	158	—	57	101
「働きによる収入」の減少・喪失	114	1	39	74
社会保障給付金の減少・喪失	7	—	3	4
仕送り・貯金等の減少・喪失	82	—	26	56
その他の	26	4	5	17
世帯員が働いている世帯	245	9	216	20
世帯主の傷病	209	8	193	8
世帯員の傷病	9	1	8	—
働いていた者の死亡・離別等	5	—	3	2
「働きによる収入」の減少・喪失	11	—	5	6
社会保障給付金の減少・喪失	4	—	3	1
仕送り・貯金等の減少・喪失	4	—	4	—
その他の	3	—	—	3
働いている者がいない世帯	9,013	3,818	3,906	1,289
世帯主の傷病	6,650	3,429	2,968	253
世帯員の傷病	152	4	140	8
働いていた者の死亡・離別等	422	4	162	256
「働きによる収入」の減少・喪失	599	10	256	333
社会保障給付金の減少・喪失	76	5	37	34
仕送り・貯金等の減少・喪失	641	29	309	303
その他の	473	337	34	102

(注) 生活保護動態調査は平成8年度調査をもって終了。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第301表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成8年9月

労働力類型 保護廃止の主な理由	総数	医療扶助 単給	医療扶助 併給	その他の 扶助
総数	8,558	4,272	3,660	626
世帯主の傷病治癒	2,490	1,905	539	46
世帯員の傷病治癒	30	3	24	3
死亡	1,642	830	776	36
失	1,052	765	221	66
「働きによる収入」の増加・取得	925	26	692	207
「働き手」の転入	138	4	100	34
社会保障給付金の増加	445	128	278	39
仕送りの増加	118	12	86	20
親類・縁者等の引取り	446	83	300	63
施設入所	351	142	188	21
医療費の他法負担	62	41	20	1
その他の	859	333	436	90
世帯主が働いている世帯	1,257	133	845	279
世帯主の傷病治癒	289	67	196	26
世帯員の傷病治癒	13	1	9	3
死亡	15	4	10	1
失	55	37	16	2
「働きによる収入」の増加・取得	648	16	457	175
「働き手」の転入	50	—	33	17
社会保障給付金の増加	40	1	27	12
仕送りの増加	16	—	11	5
親類・縁者等の引取り	42	1	28	13
施設入所	7	—	4	3
医療費の他法負担	2	1	1	—
その他の	80	5	53	22
世帯員が働いている世帯	223	10	195	18
世帯主の傷病治癒	30	3	25	2
世帯員の傷病治癒	8	—	8	—
死亡	8	2	6	—
失	1	—	—	1
「働きによる収入」の増加・取得	113	2	100	11
「働き手」の転入	7	—	6	1
社会保障給付金の増加	24	2	22	—
仕送りの増加	3	—	3	—
親類・縁者等の引取り	3	—	3	—
施設入所	—	—	—	—
医療費の他法負担	3	—	3	—
その他の	23	1	19	3
働いている者がいない世帯	7,078	4,129	2,620	329
世帯主の傷病治癒	2,171	1,835	318	18
世帯員の傷病治癒	9	2	7	—
死亡	1,619	824	760	35
失	996	728	205	63
「働きによる収入」の増加・取得	164	8	135	21
「働き手」の転入	81	4	61	16
社会保障給付金の増加	381	125	229	27
仕送りの増加	99	12	72	15
親類・縁者等の引取り	401	82	269	50
施設入所	344	142	184	18
医療費の他法負担	57	40	16	1
その他の	756	327	364	65

(注) 生活保護動態調査は平成8年度調査をもって終了。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第302表 保護費(扶助別)

区 分	平成3年度('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
総 額(千円)	1,309,808,482	1,329,789,519	1,367,525,036	1,414,143,618	1,515,668,952	1,545,326,134
1人当り月額(円)	115,336	123,330	129,044	133,197	143,167	145,111
生活扶助費(千円)	433,594,453	431,914,408	443,151,255	458,503,813	465,621,324	488,825,236
1人当り月額(円)	43,720	46,246	48,255	49,905	51,044	53,163
住宅扶助費(千円)	102,668,228	104,802,004	111,480,135	120,650,907	127,511,796	137,626,003
1人当り月額(円)	12,556	13,552	14,536	15,596	16,626	17,683
教育扶助費(千円)	8,833,522	8,075,443	7,627,992	7,390,690	7,151,837	6,939,936
1人当り月額(円)	6,284	6,500	6,587	6,664	6,759	6,806
医療扶助費(千円)	735,310,806	753,698,466	773,047,837	794,588,928	881,899,336	877,290,963
出産扶助費(千円)	134,940	126,990	131,089	140,997	128,992	140,790
生業扶助費(千円)	381,554	365,940	309,730	281,235	267,818	266,214
葬祭扶助費(千円)	1,732,640	2,014,545	2,055,716	2,341,394	2,312,739	2,608,005
施設事務費及び委託事務費(千円)	27,152,338	28,791,723	29,721,282	30,515,652	30,775,109	31,630,988

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第303表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)
合計 件数	11,544,721	11,321,689	11,588,248	11,774,657	12,065,651	12,659,457	13,181,567
金額	700,293,425	719,573,016	746,434,217	776,356,187	821,509,761	846,330,921	883,152,886
一般診療 件数	10,581,925	10,390,120	10,658,567	10,825,438	11,093,051	11,618,379	12,082,934
金額	682,613,417	701,066,278	727,221,773	756,366,317	799,947,452	822,381,440	859,469,855
入院 件数	1,745,451	1,708,259	1,705,363	1,692,026	1,723,972	1,732,243	1,772,033
金額	484,360,389	503,567,764	519,137,602	541,847,938	581,923,976	598,918,197	627,569,781
入院外 件数	8,836,474	8,681,861	8,953,204	9,133,412	9,369,079	9,886,136	10,310,901
金額	198,253,028	197,498,514	208,084,171	214,518,379	218,023,476	223,463,243	231,900,074
歯科診療 件数	962,796	931,569	939,681	949,219	972,600	1,041,078	1,098,633
金額	17,680,008	18,506,738	19,212,444	19,989,870	21,562,309	23,949,481	23,683,031

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第304表 生活保護基準額改定の推移

(1級地-1標準3人世帯)(金額 単位 円)

区 分	第48次改定 (4.4.1)	第49次改定 (5.4.1)	第50次改定 (6.4.1)	第51次改定 (7.4.1)	第52次改定 (8.4.1)	第53次改定 (9.4.1)	第54次改定 (10.4.1)
生活扶助(金額)	149,966	153,265	155,717	157,274	158,375	161,859	163,316
改定率	103.1	102.2	101.6	101.0	100.7	102.2	100.9
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合計	162,966	166,265	168,717	170,274	171,375	174,859	176,316

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。

2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第305表 生活扶助基準額の推移

区 分	実施年月日	基準額	対前回比	区 分	実施年月日	基準額	対前回比
第1回	21. 3.13	199.80	—	第42次	61. 4. 1	126,977	102.0
第1次	21. 4. 1	252	126.6	第43次	62. 4. 1	129,136	101.7
第5次	22. 7. 1	912	144.8	第44次	63. 4. 1	130,944	101.4
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7	第45次	元. 4. 1	136,444	104.2
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6	第46次	2. 4. 1	140,674	103.1
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9	第47次	3. 4. 1	145,457	103.4
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0	第48次	4. 4. 1	149,966	103.1
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0	第49次	5. 4. 1	153,265	102.2
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0	第50次	6. 4. 1	155,717	101.6
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0	第51次	7. 4. 1	157,274	101.0
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0	第52次	8. 4. 1	158,375	100.7
第35次	54. 4. 1	114,340	108.3	第53次	9. 4. 1	161,859	102.2
第40次	59. 4. 1	152,960	102.9	第54次	10. 4. 1	163,316	100.9

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第306表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総 数 施設数	348	349	347	344	340	340
在所者数	21,424	21,586	21,709	21,662	21,217	21,292
救護施設 施設数	173	175	176	176	174	177
在所者数	16,315	16,542	16,683	16,759	16,564	16,884
更生施設 施設数	17	18	17	17	18	17
在所者数	1,602	1,652	1,708	1,717	1,698	1,538
医療保護施設 施設数	67	67	66	65	65	65
在所者数	16,281	16,300	14,315	13,714	15,252	16,169
授産施設 施設数	75	73	72	70	68	67
在所者数	2,738	2,659	2,601	2,503	2,377	2,305
宿所提供施設 施設数	16	16	16	16	15	14
在所者数	769	733	717	683	578	565

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第11節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第307表 文官恩給年金受給権者状況

Table showing the status of public official pension recipients. Columns include '区分' (Category), '合計' (Total), '普通恩給' (Regular Pension), '増加恩給' (Increased Pension), and '平均額' (Average Amount). Rows list fiscal years from Heisei 3 to 8 and various official categories like '文教職' and '警察監獄職員'.

資料：総務庁恩給局調

第308表 軍人恩給年金受給権者状況

Table showing the status of military pension recipients. Columns include '区分' (Category), '合計' (Total), '普通恩給' (Regular Pension), '増加恩給' (Increased Pension), and '傷病年金' (Wounded Pension). Rows list fiscal years from Heisei 3 to 8.

資料：総務庁恩給局調

第309表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

Table showing the status of pension recipients determined by prefectural governors. Columns include '区分' (Category), '合計' (Total), '普通恩給' (Regular Pension), '増加恩給' (Increased Pension), and '平均額' (Average Amount). Rows list fiscal years from Heisei 3 to 8 and categories like '文教職' and '警察監獄職員'.

資料：総務庁恩給局調

(単位 人 千円 円)

Table showing the status of pension recipients, including '傷病年金' (Wounded Pension), '扶助料' (Allowance), and '公務扶助料' (Public Service Allowance). Columns include '人員' (Personnel), '金額' (Amount), and '平均額' (Average Amount). Rows list years from 103 to 1.

各年度末現在

Table showing the status of pension recipients, including '特例傷病恩給' (Special Wounded Pension) and '扶助料' (Allowance). Columns include '平均額' (Average Amount), '人員' (Personnel), '金額' (Amount), and '平均額' (Average Amount). Rows list years from 1,193,300 to 1,292,836.

各年度末現在

Table showing the status of pension recipients, including '傷病年金' (Wounded Pension), '扶助料' (Allowance), and '公務扶助料' (Public Service Allowance). Columns include '人員' (Personnel), '金額' (Amount), and '平均額' (Average Amount). Rows list years from 10 to 6.

2 戦争犠牲者援護

第310表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	187	5,076	168	6,189	201	9,063	181	6,155	119	6,522	126	2,102
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	141	132	115	114	105	103	117	119	64	59	109	102
葬祭料	35	4,889	44	6,030	62	8,790	40	5,916	38	6,365	12	1,975
遺骨引取経費	11	55	9	45	34	170	24	120	15	75	5	25
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬祭諸費	—	—	—	—	—	—	—	—	2	23	—	—

資料：厚生省社会・援護局調

第311表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	52,283	3,285,334	47,878	3,088,544	45,736	2,992,936	40,537	2,759,279	38,227	2,810,636	34,901	2,500,271
療養の給付	48,899	3,032,665	44,435	2,830,889	42,481	2,733,112	37,458	2,509,744	35,508	2,564,786	32,386	2,276,703
療養手当	374	12,175	406	11,001	360	11,383	302	8,545	288	8,291	273	7,859
葬祭費	136	17,727	126	17,320	136	19,312	137	20,134	134	19,959	83	13,468
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	2,874	222,767	2,911	229,334	2,759	229,129	2,640	220,856	2,297	217,600	2,159	202,241

資料：厚生省社会・援護局調

第312表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	1,783	176,225	1,814	175,665	1,679	178,388	1,492	171,592	1,405	165,885	1,303	153,748
修理	1,091	46,542	1,097	53,669	1,080	50,741	968	49,264	892	51,715	856	48,493

資料：厚生省社会・援護局調

第313表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)		8 (1996)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	74,922	127,593,474	70,117	121,948,520	65,763	117,400,298	61,563	111,988,292	57,544	106,759,805	53,765	102,005,406
障害年金	4,926	10,606,127	4,786	10,571,310	4,631	10,327,470	4,469	10,118,648	4,326	9,820,065	4,171	9,692,653
遺族年金	46,705	77,238,639	43,733	74,279,381	41,121	71,538,017	38,603	68,545,982	36,169	65,643,374	33,844	62,860,406
遺族給与金	23,291	39,748,708	21,598	37,097,829	20,011	35,534,811	18,491	33,323,662	17,049	31,296,366	15,750	29,452,347
弔慰金 (国債) 支給人数	2,082,543		2,082,929		2,083,135		2,083,387		2,083,792		2,083,913	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	
健康手帳交付	343,712	339,034	333,812	328,629	323,420	317,633	
認定被爆者(再掲)	1,997	2,039	2,144	2,197	2,030	2,049	
健康診断受診者証交付	3,033	2,847	2,676	2,524	2,286	2,060	
医療給付	総額	22,306,077	22,866,008	22,995,947	23,694,500	23,100,390	22,982,858
	支払総額	162,638	148,412	159,807	157,434	175,900	142,163
	件数	8,163	7,908	7,595	6,980	6,801	6,078
	1件当り金額(円)	19,924	18,767	21,041	22,555	25,864	23,390
	一疾般病	支払総額	22,143,439	22,717,596	22,836,140	23,537,066	22,924,490
件数	4,420,203	4,486,193	4,503,331	4,515,316	4,269,680	4,267,427	
1件当り金額(円)	5,010	5,064	5,071	5,213	5,369	5,352	

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第315表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数
(地域・住宅の所有関係別)

平成5('93)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り居住室の延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数
全 国	40,773,300	40,970,700	121,672,800	4.85	91.92	10.41
持 家	24,376,200	24,484,800	84,906,200	6.09	122.08	11.69
借 家	15,691,000	15,777,700	35,999,800	2.92	45.08	7.38
公 営 の 借 家	2,033,000	2,033,900	5,814,900	3.40	49.44	6.44
公 団 ・ 公 社 の 借 家	845,000	845,800	2,334,500	3.11	46.66	6.17
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,453,900	5,474,000	12,255,200	2.95	45.81	7.40
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	285,200	285,900	326,400	1.91	17.17	5.93
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,974,300	4,996,200	9,777,700	2.57	39.46	8.04
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	49,100	49,900	55,700	1.20	17.38	6.15
給 与 住 宅	2,050,500	2,091,900	5,435,400	3.37	56.35	7.78
市 部 ※	32,941,900	33,117,400	94,708,100	4.55	84.40	10.04
持 家	18,027,200	18,125,600	61,659,800	5.88	116.22	11.45
借 家	14,226,600	14,301,700	32,302,100	2.87	44.07	7.34
公 営 の 借 家	1,671,700	1,672,300	4,783,600	3.40	48.94	6.41
公 団 ・ 公 社 の 借 家	804,800	805,600	2,211,900	3.10	46.47	6.19
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,929,800	4,946,900	10,940,800	2.89	44.35	7.32
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	274,100	274,600	311,100	1.30	16.79	5.85
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,710,600	4,730,700	9,209,600	2.56	39.20	8.03
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,900	42,700	48,000	1.22	17.36	6.14
給 与 住 宅	1,793,800	1,828,900	4,797,100	3.34	55.31	7.64
人 口 集 中 地 区 (再 掲) ※	28,267,800	28,431,400	77,920,900	4.28	77.72	9.71
持 家	14,132,100	14,223,700	46,821,600	5.65	110.29	11.25
借 家	13,470,600	13,540,700	30,380,600	2.85	43.56	7.32
公 営 の 借 家	1,502,000	1,502,600	4,275,600	3.40	48.64	6.43
公 団 ・ 公 社 の 借 家	779,900	780,600	2,140,100	3.11	46.45	6.20
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,647,800	4,664,100	10,199,400	2.86	43.50	7.28
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	268,800	269,400	305,800	1.30	16.79	5.84
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,543,700	4,562,600	8,893,800	2.55	39.10	8.00
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,700	42,500	47,500	1.20	17.13	6.07
給 与 住 宅	1,686,700	1,718,900	4,518,500	3.33	54.78	7.59

(注) 1 ※印は住宅の所有関係「不詳」を含む。
2 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第316表 居住状況(地域別)

平成5('93)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	40,934,000	33,068,900
持 家	24,376,200	18,027,200
借 家	15,691,000	14,226,600
公 営	2,033,000	1,671,700
公 団 ・ 公 社	845,000	804,800
民 営	10,762,500	9,956,400
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	4,929,800
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	274,100
非 木 造	5,023,400	4,752,500
給 与 住 宅	2,050,500	1,793,800
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	688,000
同 居	81,900	744,400
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	52,700

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第317表 住宅の所有関係

(単位：百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年('68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48 ('73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53 ('78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58 ('83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63 ('88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045
平成5年('93)	409,707	244,848	157,777	116,978	58,994	54,174

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。
2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。
3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第318表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)				
合 計	58,079(43,944)戸	61,792(47,043)戸	83,073(68,784)戸				
建設戸数	公営住宅	第一種	木 造	0(1,012)	0(1,261)	0(1,359)	
			簡易耐火構造平家建	1,110(68)	1,101(48)	1,010(105)	
			簡易耐火構造2階建	790(319)	1,210(400)	1,048(472)	
			準耐火構造3階建	—	—	0(68)	
			中高層耐火構造	23,096(18,976)	24,599(18,458)	26,719(22,599)	
			小 計	24,996(20,375)	26,910(20,167)	28,777(24,603)	
			第二種	木 造	0(1,128)	0(1,175)	0(1,421)
				簡易耐火構造平家建	970(209)	811(134)	928(237)
				簡易耐火構造2階建	700(970)	924(951)	890(1,284)
				準耐火構造3階建	—	—	0(42)
				中高層耐火構造	21,413(15,653)	22,871(17,388)	25,278(21,591)
			小 計	23,083(17,960)	24,606(19,648)	27,096(24,575)	
			地域特別賃貸住宅	10,000(5,609)	10,276(7,228)	27,200(19,606)	
補助金額(千円)	273,125,558	291,789,882	363,840,391				

- (注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。
 2 ()内は実績戸数である。
 3 平成7年度の第一種公営住宅戸数については、特定借上・買取賃貸住宅戸数を含む。
 4 平成6～9年度の公営住宅戸数については、災害公営住宅戸数を含む。
 5 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。
 6 平成5～9年度の地域特別賃貸住宅戸数については、特定公共賃貸住宅(建設戸数)とそれ以外の特定優良賃貸住宅
 7 平成8年度以降の公営住宅戸数については、公営住宅法の改正により、第一種、第二種の区分が廃止されたことに伴

資料：建設省住宅局住宅整備課調

6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
82,367(71,745)戸	108,233(90,484)戸	86,279(71,528)戸	83,101(53,592)戸
0(1,067)	0(818)	0(1,336)	0(1,144)
865(26)	115(41)	218(117)	220(248)
885(716)	28(469)	20(1,630)	20(956)
0(12)	0(12)	0(142)	0(170)
22,260(17,980)	28,963(23,147)	44,033(38,236)	40,845(23,915)
24,010(19,801)	29,106(24,487)	44,271(41,461)	41,085(26,433)
0(805)	0(1,136)	—	—
723(180)	173(184)	—	—
695(745)	45(783)	—	—
0(0)	0(180)	—	—
24,939(24,028)	28,675(24,260)	—	—
26,357(25,758)	28,893(26,543)	—	—
32,000(26,186)	50,234(39,454)	42,008(30,067)	42,016(27,159)
337,419,674	604,986,281	392,403,790	323,638,526

(計画認定戸数)の合計である。
 い、全て第一種欄に計上している。

第319表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区 分	総 数	50円未満	50～ 4,999	5,000～ 9,999	10,000～ 14,999	15,000～ 19,999	20,000～ 24,999	25,000～ 29,999
全 国	156,910	4,591	3,476	8,036	8,771	7,983	8,914	9,760
借家（専用住宅）	153,158	4,118	3,439	7,974	8,671	7,885	8,757	9,632
公 営 の 借 家	20,302	226	1,496	3,017	2,900	2,644	2,296	2,120
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,422	14	2	18	351	328	522	1,077
民 営 借 家（木造・設備専用）	52,616	788	223	523	1,161	1,824	3,412	4,359
民 営 借 家（木造・設備共用）	2,818	24	14	95	429	771	628	369
民 営 借 家（非木造）	49,157	282	57	96	193	262	526	1,085
給 与 住 宅	19,842	2,784	1,647	4,226	3,637	2,056	1,374	622
借 家（併用住宅）	3,752	473	37	62	99	98	156	127
市 部	142,266	3,708	2,378	6,335	7,489	6,896	7,784	8,660
借家（専用住宅）	138,937	3,367	2,352	6,287	7,410	6,815	7,651	8,549
公 営 の 借 家	16,695	210	839	2,120	2,445	2,221	1,922	1,816
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,020	13	1	17	311	276	481	1,028
民 営 借 家（木造・設備専用）	47,580	570	152	368	881	1,524	2,904	3,825
民 営 借 家（木造・設備共用）	2,711	21	11	82	403	740	612	361
民 営 借 家（非木造）	46,514	257	46	76	164	206	447	949
給 与 住 宅	17,417	2,295	1,304	3,623	3,206	1,848	1,285	570
借 家（併用住宅）	3,328	341	26	48	79	81	133	110

（注） 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

平成5（'93）年10月1日現在（単位：百戸）

30,000～ 39,999	40,000～ 49,999	50,000～ 59,999	60,000～ 69,999	70,000～ 79,999	80,000～ 89,999	90,000～ 99,999	100,000～ 109,999	110,000～ 119,999	120,000～ 129,999	130,000 円以上	不 詳
26,339	22,111	16,638	12,198	8,455	5,423	2,982	2,401	1,479	1,453	4,016	1,885
25,933	21,730	16,245	11,895	8,195	5,226	2,871	2,250	1,412	1,372	3,721	1,830
3,193	1,421	685	193	46	6	2	0	0	0	0	56
2,342	1,414	830	368	329	199	148	113	85	76	140	69
12,927	9,537	6,420	4,381	2,665	1,452	615	512	230	238	719	628
343	72	21	8	2	0	1	0	—	—	0	38
6,279	8,822	7,850	6,602	4,871	3,352	1,981	1,480	1,026	967	2,578	849
848	465	438	342	283	217	125	145	71	91	283	189
406	381	392	303	260	197	111	150	67	81	294	55
23,764	20,405	15,592	11,700	8,243	5,318	2,930	2,353	1,462	1,440	3,973	1,837
23,412	20,057	15,227	11,410	7,995	5,130	2,821	2,213	1,399	1,363	3,692	1,787
2,845	1,318	664	187	45	6	2	0	0	0	0	55
2,215	1,374	813	358	322	190	140	112	85	76	140	68
11,565	8,719	5,977	4,206	2,600	1,414	601	497	225	233	708	612
340	71	21	8	2	0	1	0	—	—	0	37
5,676	8,150	7,341	6,328	4,756	3,310	1,958	1,462	1,019	966	2,564	836
771	424	410	323	271	209	120	141	70	89	279	179
353	348	365	289	248	188	108	140	62	77	281	49

々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

第320表 住宅建設戸数

（単位：千戸）

区 分	公営住宅 等	改良住宅 等	高齢者向け有 料賃貸住宅等	特定優良賃貸 住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成 民間住宅	その他の 住 宅	公的資金に よる住宅計
昭和62年度（実績）	42	3	—	—	506	22	—	60	634
63（実績）	40	3	—	—	498	21	—	59	622
平成元年度（実績）	40	2	—	—	505	22	—	62	631
2（実績）	38	2	—	—	501	22	—	68	631
3（実績）	45	2	—	—	483	22	13	68	634
4（実績）	48	1	—	—	498	22	15	70	653
5（実績）	69	2	—	—	688	23	17	71	870
6（実績）	72	2	—	—	898	20	19	57	1,068
7（実績）	90	2	—	—	571	22	23	84	792
8（実績見込）	46	—	—	30	758	22	22	71	949
9（実績見込）	29	—	—	27	474	19	17	59	624
10（計画）	51	—	4	46	470	20	24	71	686

（注） 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。
 2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。
 3 平成8年度及び平成9年度の実績見込戸数は平成10年12月末日現在のものである。
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。
 （昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。）
 5 その他の住宅は、厚生年金住宅、地方公共団体単独住宅等である。
 6 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。
 7 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。
 8 平成8年度より、改良住宅等の区分が「高齢者向け有料賃貸住宅等」及び「特定優良賃貸住宅」に分けられた。

資料：建設省住宅局住宅政策課調

② 雇用関係一般

第321表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他		
男	昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0
	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
	5(1993)	12,466	10,370	6,615	6,450	166	3,740	1,615	947	1,178	63.8
	6(1994)	12,492	10,444	6,645	6,453	192	3,791	1,631	931	1,229	63.6
	7(1995)	12,520	10,510	6,666	6,457	210	3,836	1,659	914	1,263	63.4
	8(1996)	12,544	10,571	6,711	6,486	225	3,852	1,685	879	1,288	63.5
	9(1997)	12,604	10,661	6,787	6,557	230	3,863	1,678	855	1,330	63.7
女	昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
	55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
	60(1985)	5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1
	平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
	5(1993)	6,118	5,044	3,935	3,840	95	1,101	20	506	575	78.0
	6(1994)	6,128	5,078	3,951	3,839	112	1,122	21	499	602	77.8
	7(1995)	6,139	5,108	3,966	3,843	123	1,139	22	489	627	77.6
	8(1996)	6,148	5,136	3,992	3,858	134	1,140	24	469	647	77.7
	9(1997)	6,175	5,180	4,027	3,892	135	1,147	25	452	669	77.7
計	昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
	55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
	60(1985)	6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7
	平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
	5(1993)	6,347	5,326	2,681	2,610	71	2,639	1,595	441	603	50.3
	6(1994)	6,364	5,366	2,694	2,614	80	2,669	1,610	432	626	50.2
	7(1995)	6,381	5,402	2,701	2,614	87	2,698	1,637	424	636	50.0
	8(1996)	6,396	5,435	2,719	2,627	91	2,712	1,662	410	641	50.0
	9(1997)	6,429	5,481	2,760	2,665	95	2,716	1,652	403	661	50.4

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第322表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
男	昭和55年(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3
	平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
	5(1993)	63.8	18.1	74.8	80.6	75.5	80.0	84.3	84.9	82.0	74.9	57.1	24.9
	6(1994)	63.6	17.8	74.5	81.0	75.7	80.1	83.9	84.5	82.1	74.8	56.6	24.8
	7(1995)	63.4	17.0	74.1	81.7	75.9	79.4	83.8	84.5	82.0	75.2	56.7	24.5
	8(1996)	63.5	17.4	74.3	82.6	76.5	79.5	83.9	84.6	82.0	75.9	56.2	24.2
	9(1997)	63.7	17.9	74.1	82.6	77.3	80.2	84.7	85.0	82.6	76.4	56.6	24.2
	女	昭和55年(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
60(1985)		78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
平成2年(1990)		77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
5(1993)		78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7
6(1994)		77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0	37.6
7(1995)		77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3
8(1996)		77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7
9(1997)		77.7	18.9	75.0	96.5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7
計		昭和55年(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8
	60(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
	平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
	5(1993)	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0
	6(1994)	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	15.9
	7(1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6
	8(1996)	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4
	9(1997)	50.4	16.8	73.4	68.2	56.2	62.3	70.9	72.2	67.9	58.7	39.8	15.4

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第323表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数(万人)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	卸売・小売業、食料・飲料・酒類業、金融・保険業、不動産業	サービス業	公務
男	昭和45年(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173
	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
	5(1993)	6,450	350	33	6	640	1,530	429	1,709	1,516
	6(1994)	6,453	345	28	6	655	1,496	432	1,705	1,542
	7(1995)	6,457	340	27	6	663	1,456	444	1,712	1,566
	8(1996)	6,486	330	26	6	670	1,445	448	1,719	1,598
	9(1997)	6,557	324	26	7	685	1,442	448	1,728	1,648
女	昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372
	55(1980)	3,394	260	34	10	472	894	335	776	494
	60(1985)	3,503	233	32	7	454	879	329	812	578
	平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
	5(1993)	3,840	183	24	5	537	945	360	862	737
	6(1994)	3,839	181	21	5	549	935	361	855	740
	7(1995)	3,843	178	20	5	557	915	370	855	751
	8(1996)	3,858	174	19	5	563	913	374	859	762
	9(1997)	3,892	171	19	6	573	917	369	859	787
計	昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526	379
	55(1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
	60(1985)	2,304	231	13	1	76	574	48	722	595
	平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
	5(1993)	2,610	167	9	1	103	585	69	847	779
	6(1994)	2,614	164	7	1	105	561	71	850	802
	7(1995)	2,614	162	7	1	106	542	73	856	814
	8(1996)	2,627	156	7	1	107	532	75	859	836
	9(1997)	2,665	153	6	1	112	525	79	869	862

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。
2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

公務	産業別構成比(%)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	卸売・小売業、食料・飲料・酒類業、金融・保険業、不動産業	サービス業	公務
161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4
195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
209	100.0	5.4	0.5	0.1	9.9	23.7	6.7	26.5	23.5	3.2
215	100.0	5.4	0.4	0.1	10.2	23.2	6.7	26.4	23.9	3.3
218	100.0	5.3	0.4	0.1	10.3	22.5	6.9	26.5	24.3	3.4
214	100.0	5.1	0.4	0.1	10.3	22.3	6.9	26.5	24.6	3.3
215	100.0	4.9	0.4	0.1	10.4	22.0	6.8	26.4	25.1	3.3
136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4
166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7
159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
170	100.0	4.8	0.6	0.1	14.0	24.6	9.4	22.4	19.2	4.4
174	100.0	4.7	0.5	0.1	14.3	24.4	9.4	22.3	19.3	4.5
176	100.0	4.6	0.5	0.1	14.5	23.8	9.6	22.2	19.5	4.6
171	100.0	4.5	0.5	0.1	14.6	23.7	9.7	22.3	19.8	4.4
172	100.0	4.4	0.5	0.2	14.7	23.6	9.5	22.1	20.2	4.4
25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2
33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5
36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
39	100.0	6.4	0.3	0.0	3.9	22.4	2.6	32.5	29.8	1.5
41	100.0	6.3	0.3	0.0	4.0	21.5	2.7	32.5	30.7	1.6
42	100.0	6.2	0.3	0.0	4.1	20.7	2.8	32.7	31.1	1.6
42	100.0	5.9	0.3	0.0	4.1	20.3	2.9	32.7	31.8	1.6
43	100.0	5.7	0.2	0.0	4.2	19.7	3.0	32.6	32.3	1.6

第324表 就業者数(従業上の地位・職業別)〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総数	全 産 業							* 専門的・ 技術的職業 従事者
		自営業主	家族 従事者	雇 用 者					
				計	常 雇	臨時雇	日 雇		
男	昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
	55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
	60 (1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538
	平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
	5 (1993)	6,450	814	418	5,202	4,657	422	123	765
	6 (1994)	6,453	796	407	5,236	4,690	424	122	778
	7 (1995)	6,457	784	397	5,263	4,709	433	120	790
	8 (1996)	6,486	765	382	5,322	4,754	448	120	804
	9 (1997)	6,557	772	376	5,391	4,791	475	125	824
女	昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
	55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
	60 (1985)	3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293
	平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
	5 (1993)	3,840	562	75	3,193	3,020	119	54	445
	6 (1994)	3,839	556	72	3,202	3,028	120	54	442
	7 (1995)	3,843	550	70	3,215	3,039	124	52	448
	8 (1996)	3,858	543	67	3,238	3,056	130	52	450
	9 (1997)	3,892	550	68	3,264	3,070	139	54	461
計	昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
	55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
	60 (1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245
	平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
	5 (1993)	2,610	251	343	2,009	1,636	303	69	320
	6 (1994)	2,614	240	334	2,034	1,662	304	69	336
	7 (1995)	2,614	234	327	2,048	1,670	310	68	342
	8 (1996)	2,627	222	315	2,084	1,698	318	68	354
	9 (1997)	2,665	223	308	2,127	1,721	336	71	364

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
 2 * 職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業的職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サービス職業従事者が1万人減である。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職 業 別								
* 管理的職 業従事者	* 事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	保安職業、 サービス職業 従 事 者	農林漁業 作 業 者	運輸・通 信従事者	採 掘 作 業 者	* 技能工、 製造・建 設作業者	* 労 務 作 業 者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
246	1,226	948	587	381	233	3	1,725	309
235	1,238	943	603	369	234	3	1,715	308
236	1,252	945	610	363	237	3	1,687	310
240	1,263	933	618	352	240	2	1,686	318
226	1,273	940	637	346	241	3	1,706	328
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
226	483	583	268	209	221	3	1,210	177
214	489	580	275	202	221	3	1,223	174
216	495	582	276	198	224	2	1,215	173
218	495	579	279	192	227	2	1,219	179
204	495	585	286	191	227	3	1,237	184
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	744	365	319	172	11	0	515	132
20	749	363	328	168	13	0	492	135
21	757	362	335	165	13	0	472	136
22	769	353	339	159	13	0	467	139
21	778	355	351	155	14	0	469	145

も一致しない。
 の分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、管
 サービス職業従事者が1万人減である。

第325表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成4年 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
計	1.02	0.70	0.66	0.63	0.74	0.71
29歳以下	1.22	0.85	0.83	0.83	0.98	0.95
30歳～44歳	1.63	1.17	1.16	1.11	1.35	1.29
45歳～54歳	1.06	0.69	0.60	0.52	0.60	0.58
55歳～64歳	0.26	0.16	0.14	0.13	0.14	0.13
65歳以上	0.50	0.24	0.20	0.19	0.25	0.26

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第326表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
合計	27,409,027	28,802,151	28,503,877	26,943,112	30,026,644	27,315,478
就職促進手当	1,549,260	2,925,962	1,328,689	1,194,686	1,230,756	976,687
職業転換特別給付金	196,164	168,265	166,762	167,669	167,875	162,129
職業転換訓練費負担金	3,396,489	3,519,074	3,823,499	3,481,150	3,469,308	3,393,019
職業転換訓練費補助金	68,413	70,029	71,645	71,781	71,989	2,774
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	16,698,257	16,633,946	17,628,407	16,577,564	19,636,454	17,320,212
職業転換訓練費交付金	5,500,444	5,484,875	5,484,875	5,450,262	5,450,262	5,460,657

(注) 平成4年度、6年度、9年度は補正後予算額である。
資料: 労働省職業安定局調

第327表 平成10年度地域別最低賃金額の改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日額	時間額	発効年月日
北海道	道	4,975	622	10.10.1
北海道	森	4,713	590	10.10.1
北海道	手	4,713	590	10.10.1
宮城県	城	4,811	602	10.10.1
秋田県	田	4,713	590	10.10.1
山形県	形	4,715	590	10.10.1
福島県	島	4,746	595	10.10.1
茨城県	城	5,045	632	10.10.1
栃木県	木	5,051	632	10.10.1
群馬県	馬	5,026	629	10.10.1
埼玉県	玉	5,283	664	10.10.1
千葉県	葉	5,282	662	10.10.1
東京都	京	5,465	692	10.10.1
神奈川県	川	5,465	690	10.10.1
新潟県	潟	5,004	626	10.9.30
富山県	山	5,031	629	10.10.1
石川県	川	5,038	630	10.10.1
福井県	井	5,010	628	10.10.1
山梨県	梨	5,046	632	10.10.1
長野県	野	5,039	630	10.10.1
岐阜県	阜	5,217	653	10.10.1
静岡県	岡	5,239	656	10.10.1
愛知県	知	5,320	665	10.10.1
三重県	重	5,215	652	10.10.1
滋賀県	賀	5,071	635	10.10.1
東京都	都	5,283	661	10.10.1
大阪府	阪	5,465	690	10.9.30
兵庫県	庫	5,265	660	10.9.30
奈良県	良	5,040	632	10.10.1
和歌山県	山	5,037	630	10.10.1
鳥取県	取	4,750	595	10.10.1
島根県	根	4,736	592	10.9.30
岡山県	山	4,995	624	10.10.1
広島県	島	5,012	627	10.10.1
山口県	口	4,969	623	10.10.1
徳島県	島	4,770	597	10.10.1
香川県	川	4,802	602	10.10.1
愛媛県	媛	4,770	597	10.10.1
高知県	知	4,764	596	10.10.1
福岡県	岡	5,021	628	10.10.1
佐賀県	賀	4,713	590	10.10.1
長崎県	崎	4,713	590	10.10.1
熊本県	本	4,716	590	10.10.1
大分県	分	4,713	591	10.10.1
宮崎県	崎	4,712	589	10.10.1
鹿児島県	島	4,713	590	10.10.1
沖縄県	沖	4,713	590	10.10.1

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている労働者に適用される。
資料: 労働省労働基準局賃金課調

第328表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数 平成10年4月1日現在

業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	
	件	百人	百人	
製造業	食料品・飲料・飼料製造業	7	3	190
	繊維産業	11	30	527
	木材・木製品・家具・装備品製造業	3	11	59
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	4	230
	出版・印刷・同関連産業	4	46	745
	窯業・土石製品製造業	5	26	376
	機械・金属製品等製造業	156	1,103	36,263
	上記以外の製造業	5	4	160
	小計	194	1,227	38,550
	非製造業	卸売・小売業、飲食店	54	310
自動車整備業		1	10	34
上記以外の非製造業		2	2	18
小計		57	322	7,699
合計	251	1,549	46,249	
鉱業(労働大臣決定)	2	1	7	
総合計	253	1,550	46,256	

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。
 2 機械・金属製品製造業と自動車整備業にまたがって決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。

資料：労働省労働基準局調

2 関係機関

第329表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額(年度別) (金額 単位 千円)

区分	平成3年度(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
合計	631,488,671	650,361,327	657,452,183	680,485,885	697,379,271	712,566,342
審査及び支払取扱分	9,428,303,411	10,097,598,985	10,486,178,433	10,940,667,557	11,358,176,164	11,744,213,308
医療保険合計	631,430,112	650,325,507	657,419,386	680,455,633	697,350,844	712,540,166
政府管掌健康保険	558,406,769	574,521,182	578,160,490	596,948,636	610,121,930	620,655,567
船員保険	6,667,982,438	7,197,212,688	7,440,709,381	7,692,009,247	7,943,806,308	8,164,435,831
共済組合	263,469,012	272,667,030	275,482,850	285,242,638	292,686,172	299,286,494
健康保険組合	3,414,127,258	3,711,188,598	3,849,796,847	3,984,939,212	4,128,429,778	4,250,119,659
医療保険以外の諸法	2,665,592	2,547,057	2,406,445	2,341,960	2,250,945	2,183,397
生活保護法	39,085,273	39,777,633	38,628,221	37,688,151	36,826,160	36,124,553
戦傷病者特別援護法	82,051,652	82,825,763	82,567,505	84,795,946	86,006,157	86,592,452
身体障害者福祉法	888,351,951	935,859,387	956,511,679	981,478,650	1,005,632,785	1,027,413,628
児童福祉法	210,220,513	216,481,332	217,703,690	224,568,092	229,178,656	232,593,224
自衛官等	2,326,417,956	2,510,387,070	2,595,772,635	2,687,903,233	2,772,917,586	2,850,777,991
原爆医療	73,023,343	75,804,325	79,258,896	83,506,997	87,228,914	91,884,599
精神保健法	2,760,320,973	2,900,386,296	3,045,469,052	3,248,658,310	3,414,369,856	3,579,777,476
麻薬取締法	392,050	370,530	351,443	329,010	294,179	262,286
母子保健法	29,831,779	30,226,628	29,627,595	29,705,228	17,474,109	9,081,960
特定疾患	12,547,184	12,391,017	12,570,989	13,034,400	13,516,313	14,137,373
小児慢性	721,409,647	738,029,007	762,012,079	805,432,255	848,948,844	879,213,904
措置医療	10,602	9,556	8,731	7,762	6,982	6,358
老人保健	995,036	891,813	841,216	800,161	752,655	729,068
老人被爆者	176,250	174,234	174,164	182,794	207,733	219,924
職傷病者特別援護法(療養費分)	2,040,804	1,961,620	2,080,520	2,199,416	2,761,407	3,192,172
審査のみ取扱分	83,571	83,838	82,909	82,570	86,984	88,811
職傷病者特別援護法	2,059,138	2,162,768	2,127,828	2,296,061	2,608,061	2,731,921
職傷病者特別援護法	586,246	614,815	621,790	652,714	677,115	704,226
職傷病者特別援護法	10,056,993	11,199,555	11,303,906	11,690,561	12,118,516	12,422,449
職傷病者特別援護法	1,858,963	1,851,221	1,839,280	1,794,633	1,739,693	1,692,068
職傷病者特別援護法	9,353,277	9,456,133	9,443,647	9,511,298	9,693,005	9,546,511
職傷病者特別援護法	2,076,268	2,150,778	2,266,777	2,431,537	2,573,383	2,789,216
職傷病者特別援護法	46,164,342	44,901,241	44,412,066	45,873,838	37,600,592	35,047,603
職傷病者特別援護法	2	2	-	-	-	-
職傷病者特別援護法	363	447	-	-	-	-
職傷病者特別援護法	39,925	41,323	40,854	41,862	43,473	43,967
職傷病者特別援護法	2,101,307	2,225,292	2,291,870	2,535,720	2,872,627	3,061,810
職傷病者特別援護法	1,427,455	1,576,291	1,782,933	2,006,404	2,299,295	2,550,329
職傷病者特別援護法	10,876,108	11,994,226	13,352,441	15,215,849	17,755,615	19,121,218
職傷病者特別援護法	978,833	1,042,909	1,103,857	1,151,736	1,203,807	1,276,812
職傷病者特別援護法	14,216,886	15,621,843	16,782,918	17,678,510	19,153,508	20,148,685
職傷病者特別援護法	826,260	850,961	866,727	901,492	925,324	952,944
職傷病者特別援護法	15,744,690	16,402,817	16,804,223	17,932,963	18,890,158	19,471,295
職傷病者特別援護法	51,597,534	54,217,191	57,105,849	60,431,820	63,181,677	66,663,480
職傷病者特別援護法	1,894,845,791	2,014,550,040	2,133,523,379	2,286,741,362	2,422,451,466	2,564,659,958
職傷病者特別援護法	422,200	429,659	442,593	452,563	472,956	496,805
職傷病者特別援護法	624,812	762,865	865,364	1,045,088	1,289,294	1,348,921
職傷病者特別援護法	38,559	35,820	32,797	30,252	28,427	26,176
職傷病者特別援護法	38,559	35,820	32,797	30,252	28,427	26,176

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第334表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
合計 件数	722	777	760	654	1,122	861
金額	80,200,000	89,400,000	101,500,000	100,000,000	177,300,000	137,467,000
保護施設 件数	7	5	5	3	7	4
金額	1,585,300	755,500	422,100	609,000	1,119,400	488,000
児童福祉施設 件数	129	156	148	136	206	176
金額	6,599,900	5,785,200	7,109,400	7,553,500	10,010,800	8,848,000
身体障害者更生援護施設 件数	43	52	45	29	58	45
金額	4,687,200	4,346,400	5,899,500	2,992,100	7,659,600	5,803,000
老人福祉施設 件数	378	410	414	366	659	472
金額	53,341,500	65,071,600	71,483,700	74,531,100	143,121,000	103,648,000
知的障害者援護施設 件数	144	135	130	101	167	128
金額	10,604,900	12,441,100	9,886,700	10,123,300	13,826,000	11,875,000
婦人保護施設 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
母子休養ホーム 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
精神障害者社会復帰施設 件数	6	10	5	12	16	25
金額	173,300	393,500	186,700	397,900	557,800	1,551,000
社会福祉事業法による施設及び事業 件数	12	7	5	4	2	3
金額	1,817,400	470,700	4,902,800	2,364,100	100,000	40,000
有料老人ホーム 件数	1	1	2	2	1	3
金額	1,000,000	60,000	156,000	1,380,000	450,000	4,800,000
その他の施設及び事業 件数	2	1	6	1	6	5
金額	390,500	76,000	1,453,100	49,000	455,400	414,000
償 還 額	27,318,864	31,445,435	35,821,689	41,609,105	45,604,080	49,605,000

資料：厚生省社会・援護局調

第335表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
労 災 病 院	37	37	37	37	37	37
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	12	12	12	12	13	13
休 養 所	9	9	9	9	9	9
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	1	1
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1
健康診断センター	8	8	8	8	8	8
海外勤務健康管理センター	—	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	—	—	6	12	16	24
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第336表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
職業能力開発大学校	1	1	1	1	1	1
職業能力開発短期大学校	20	23	25	26	26	26
高等職業訓練校	4	1	1	—	—	—
職業能力開発促進センター	67	67	65	65	65	65
移転就職者用宿舎	148,197	150,757	153,453	154,613	156,043	156,343
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1
心身障害者職業センター	—	—	—	—	—	—
簡易宿泊所	23	22	22	22	22	20
出稼労働者援護相談所	—	—	—	—	—	—
就職援護センター	—	—	—	—	—	—
雇用職業総合研究所	—	—	—	—	—	—
福祉センター等	1,906	1,956	2,006	2,037	2,059	2,086

資料：雇用促進事業団調

第337表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成9年3月末現在在籍

区 分	合計	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸公 益事業	商 業	金融不 動産業	サービ ス 業
共済契約者数	410,499	4,451	935	70,344	112,706	14,624	111,799	6,804	88,836
被共済者数	2,806,352	32,595	10,416	474,605	1,077,558	236,425	520,686	28,982	425,085

(ii) 規模別

区 分	合計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人 以上
共済契約者数	410,499	161,789	115,934	76,626	27,036	16,701	9,016	2,757	476	164
被共済者数	2,806,352	303,119	472,982	613,213	375,351	373,219	354,495	211,801	63,601	38,571

資料：勤労者退職金共済機構調

第338表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
退職金 件数	208,095	213,507	223,743	242,155	251,953	261,250
金額	132,442,064	148,744,051	173,426,734	209,689,654	239,311,348	263,657,870
解約手当金 件数	15,672	16,216	17,216	16,672	12,807	11,548
金額	7,560,463	8,422,327	9,622,315	9,375,225	7,919,389	7,708,117
計 件数	223,767	229,723	240,959	258,827	264,760	272,798
金額	140,002,527	157,166,378	183,049,049	219,064,880	247,230,737	271,365,986
1件当たり 金額	625,662	684,156	759,669	846,376	933,792	994,751
国庫補助金 件数	20	—	—	—	—	—
金額	368	—	—	—	—	—

(注) 国庫補助金は平成3年度まで。

資料：勤労者退職金共済機構調

第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第339表 医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和63年 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	201,658	211,797	219,704	230,519	240,908
医療施設の従事者	193,682	203,797	211,498	220,853	230,297
病院の開設者又は法人の代表者	3,565	2,936	6,443	6,344	6,096
診療所の開設者又は法人の代表者	61,582	58,213	63,221	63,947	66,488
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	81,071	87,887	90,339	96,321	100,940
診療所の勤務者	11,075	16,819	12,432	13,494	15,610
医育機関附属の病院の勤務者	36,389	37,942	39,063	40,747	41,163
老人保健施設の従事者	22	204	349	861	1,128
老人保健施設の開設者又は法人の代表者	—	—	35	156	144
老人保健施設の勤務者	22	204	314	705	984
医療施設・老人保健施設以外の従事者	6,254	6,196	6,219	6,929	7,577
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	4,111	3,991	3,904	4,374	4,946
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,143	2,205	2,315	2,555	—
その他	1,700	1,600	1,638	1,876	1,906

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
 2 老人保健施設の開設者・勤務者は業務の種別に加えられた。
 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第340表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和63年 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	70,572	74,028	77,416	81,055	85,518
医療施設の従事者	68,692	72,087	75,628	79,091	83,403
病院の開設者又は法人の代表者	2	2	17	16	12
診療所の開設者又は法人の代表者	45,367	46,121	49,588	51,495	53,789
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	1,860	1,951	2,030	2,173	2,082
診療所の勤務者	14,778	17,147	16,503	17,382	18,891
医育機関附属の病院の勤務者	6,685	6,866	7,490	8,025	8,629
老人保健施設の勤務者	—	—	1	1	1
医療施設・老人保健施設以外の従事者	807	954	714	804	962
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	653	782	549	619	767
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	154	172	165	185	—
その他	1,073	987	1,073	1,159	1,152

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
 2 老人保健施設の勤務者は業務の種別に加えられた。
 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第341表 歯科衛生士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	29,178	32,666	36,986	40,932	44,219	48,659	56,466
保健所	399	417	503	602	686	765	781
市町村	—	—	—	—	462	600	799
病院	2,270	2,415	2,637	2,764	3,002	3,103	3,288
診療所	25,568	28,889	32,775	36,258	38,966	43,080	50,403
老人保健施設	—	—	—	—	4	3	2
事業所	—	—	—	—	252	204	197
学校の	485	465	541	535	592	540	561
その他	456	480	530	773	255	364	435

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第342表 歯科技工士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	29,339	31,139	32,518	32,433	32,629	34,543	36,652
技工所	11,526	13,652	14,828	14,862	16,987	19,487	21,377
病院・診療所	17,111	16,700	16,953	16,085	14,907	14,402	14,492
その他	702	787	737	1,486	735	654	783

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第343表 薬剤師数(業務別)

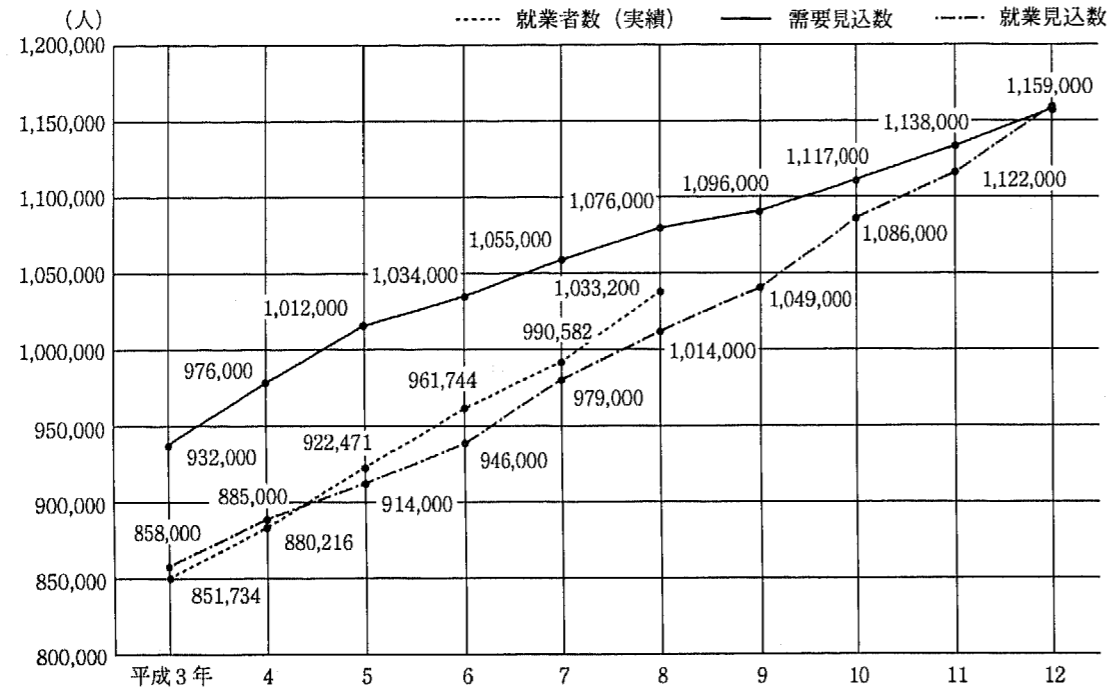
年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	135,990	143,429	150,627	162,021	176,871	194,300
薬局の開設者又は法人の代表者	17,379	17,046	17,461	16,923	20,333	20,460
薬局の勤務者	26,370	28,917	31,350	35,303	40,533	49,410
病院又は診療所の勤務者	34,799	38,339	41,214	43,416	45,553	48,987
大学において教育又は研究に従事する者	3,082	3,111	2,969	3,146	5,107	5,708
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	5,007	4,879	4,931	5,168	5,312	5,441
医薬品営業(製造・輸入・販売)従事者	26,793	28,931	31,358	36,248	40,881	45,116
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	240	192	179	180	·	·
その他の化学工業従事者	1,010	965	1,142	1,246	·	·
その他	21,310	21,049	20,023	20,391	19,152	19,181

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第344表 看護職員需給見通し



(単位 人)

年次	需要数 A	年当初就業者数 B	新卒就業者数 C	再就業者数 D	退職等による減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	885,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第345表 保健婦数(就業場所別)

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総数	22,050	23,559	25,303	26,909	29,008	31,581
保健婦学校・養成所	227	293	258	310	331	379
保健所	8,061	8,142	8,440	8,536	8,694	8,703
市内勤務	325	318	309	299	261	184
市町村駐在	10,273	11,033	11,673	12,563	13,802	15,641
診療所	1,439	1,842	1,331	1,512	1,644	1,615
老人保健施設	.	.	24	35	58	70
事業所	1,080	1,154	1,254	1,377	1,532	1,475
その他	645	777	943	1,234	1,464	2,152

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。平成8年は保健士数を含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第346表 助産婦数(就業場所別)

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総数	24,056	23,320	22,918	22,690	23,048	23,615
助産婦学校・養成所	307	283	305	380	375	502
保健院	203	220	258	292	336	347
診療所	13,998	14,512	14,933	15,643	16,370	16,958
助産所	2,678	2,491	2,514	2,256	2,397	2,545
開設者	1,944	1,757	1,518	1,290	1,059	947
従事者	497	323	233	190	196	190
出張のみによる者	3,741	3,020	2,443	1,972	1,556	1,402
その他	688	714	714	667	759	724

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第347表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数(就業場所・資格別)

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総数	639,936	694,999	745,301	795,810	862,013	928,896
就業場所別						
看護婦学校・養成所	6,308	6,359	6,665	7,192	7,873	9,150
保健所	886	1,051	1,228	1,331	1,732	1,888
診療所	503,781	549,727	581,249	616,360	660,180	695,855
老人保健施設	119,887	126,400	138,549	147,310	158,308	170,989
学校	.	346	2,559	4,547	8,334	13,111
派遣看護婦	520	615	747	847	1,055	1,259
その他	150	167	281	272	176	-
資格別						
看護婦	8,404	10,334	14,023	17,951	24,355	36,644
准看護婦	333,040	365,298	395,496	430,499	479,584	530,044
看護士	288,411	308,474	325,907	338,771	353,087	365,378
准看護士	6,218	7,845	9,268	10,810	12,768	14,885
看護士	12,267	13,382	14,630	15,730	16,574	18,589

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第348表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
あん摩マッサージ指圧師	86,024	86,806	87,519	91,969	94,150	95,365	98,070
はり師	52,794	55,086	56,465	60,546	63,543	66,322	69,231
きゅう師	51,433	53,696	54,950	59,414	62,428	65,363	68,214
柔道整復師	16,779	18,728	20,571	22,904	24,776	26,221	28,244

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第349表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
理学療法士	11,012	12,039	13,114	14,205	15,626	17,316	19,112
作業療法士	5,284	5,826	6,401	7,028	7,708	8,741	9,808

資料：厚生省健康政策局医事課調

第350表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

	社会福祉士 人	介護福祉士				合計 人
		法第39条1号 人	法第39条2号 人	法第39条3号 人	法第39条4号 人	
平成3年 (1991)	1,047	3,477	18	496	10,550	14,541
4 (1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設（2年課程）卒業者
社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設（1年課程）卒業者
社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設（1年課程）卒業者
社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調

第351表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

	昭和59年 (1984)	62 (1987)	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)
総数	1,926,662	1,989,163.1	2,182,975.5	2,380,082.8	2,568,253.5
医師	289,462	229,789.4	250,471.0	263,807.8	277,325.4
非常勤	170,029	187,360	201,316	212,246	223,731
非常勤	119,433	42,429.4	49,155.0	51,561.8	53,594.4
歯科医師	79,263	74,304.7	81,709.5	88,472.0	92,942.1
非常勤	61,355	67,538	72,734	78,449	82,779
非常勤	17,908	6,766.7	8,975.5	10,023.0	10,163.1
介輔・歯科介輔	40	34	20	15	12
薬剤師	35,887	39,308	44,125	48,922	51,555
保健婦	2,284	2,836	4,706	5,991	6,962
助産婦	17,539	17,803	18,231	18,827	20,017
看護婦（士）	311,865	356,224	403,286	459,961	527,004
准看護婦（士）	297,985	327,361	354,092	375,048	384,493
看護業務補助者	162,920	166,835	178,401	197,607	240,512
理学療法士（PT）	4,678	7,114	9,849	12,315	15,620
作業療法士（OT）	1,420	2,558	3,816	4,838	6,397
視能訓練士	927	1,218	1,509	1,750	2,463
義肢装具士	.	.	55	147	121
歯科衛生士	35,379	41,992	48,974	56,553	65,276
歯科技工士	22,008	22,049	20,898	19,042	17,705
歯科業務補助者	78,843	85,446	93,586	107,429	107,951
診療放射線技師	20,643	24,109	28,207	32,173	35,599
診療エックス線技師	4,199	3,507	2,978	2,860	2,703
臨床検査技師	39,284	43,605	47,353	50,517	53,258
臨床検査技師	1,719	1,496	1,252	1,065	1,099
その他	6,152	4,894	3,991	3,387	2,698
臨床工学技士	.	.	1,857	4,988	6,544
あん摩マッサージ指圧師	9,460	10,350	11,048	11,447	11,561
管理栄養士	3,234	5,509	7,452	9,978	13,355
栄養士	20,561	20,451	20,187	19,503	17,863
その他の技術員	24,899	27,721	30,009	31,584	33,807
医療社会事業従事者	3,048	3,957	4,630	5,359	6,837
事務職員	254,865	270,296	303,416	332,920	353,544
その他の職員	198,098	198,396	206,867	213,587	213,030

(注) 1 昭和59年以降は10月1日現在である。
2 非常勤職員を含む。
3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算（常勤換算）して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。
4 医療施設静態調査は3年ごとに行っている。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第14節 財政

第352表 一般関係歳出予算額の推移 (当初予算)

(単位 億円)

事 項	昭和 63年度 (1988)	平成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
一般会計予算	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)	730,817 (1.0)	709,871 (△0.3)	751,049 (5.8)	773,900 (3.0)	776,692 (0.4)
1.国債費	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)	143,602 (△7.0)	132,213 (△7.9)	163,752 (23.9)	168,023 (2.6)	172,628 (2.7)
2.地方交付税 交付金	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)	127,578 (△18.3)	132,154 (3.6)	136,038 (2.9)	154,810 (13.8)	158,702 (2.5)
3.一般歳出	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.4)	421,417 (3.1)	431,409 (2.4)	438,067 (1.5)	445,362 (△1.3)
4.産業投資特別 会計へ繰入等	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,783	51,089	24,087	13,000	13,000	—
社会保障関係費	103,845 (2.9) [18.3] <31.5>	108,947 (4.9) [18.0] <32.0>	116,148 (6.6) [17.5] <32.8>	122,128 (5.1) [17.4] <33.0>	127,378 (4.3) [17.6] <32.9>	131,457 (3.2) [18.2] <32.9>	134,816 (2.6) [18.4] <33.0>	139,244 (3.3) [19.6] <33.0>	142,879 (2.6) [19.0] <33.1>	145,501 (1.8) [18.8] <33.2>	148,431 (2.0) [19.1] <33.3>
厚生省予算	103,211 (2.9) [18.2] <31.3>	108,372 (5.0) [17.9] <31.8>	115,652 (6.7) [17.5] <32.7>	121,819 (5.3) [17.3] <32.9>	127,670 (4.8) [17.7] <33.0>	131,752 (3.2) [18.2] <33.0>	136,109 (3.3) [18.6] <33.3>	140,115 (2.9) [19.7] <33.2>	143,778 (2.6) [19.1] <33.3>	147,167 (2.4) [19.0] <33.6>	149,990 (1.9) [19.3] <33.7>
防衛関係費	37,003 (5.2) [6.5] <11.2>	39,198 (5.9) [6.5] <11.5>	41,593 (6.1) [6.3] <11.8>	43,860 (5.5) [6.2] <11.8>	45,518 (3.8) [6.3] <11.8>	46,406 (2.0) [6.4] <11.6>	46,835 (0.9) [6.4] <11.5>	47,236 (0.9) [6.7] <11.2>	48,455 (2.6) [6.5] <11.2>	49,475 (2.1) [6.4] <11.3>	49,397 (△0.2) [6.4] <11.1>

(注) 1 ()内は、対前年度伸び率(%)である。
2 []内は、一般会計に占める割合である。
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第353表 一般会計歳入・歳出 (目的別)

(単位 百万円)

区 分	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
歳 入	77,731,174	76,339,007	80,557,216	77,771,231	78,533,160	77,669,179
租税及び印紙収入	54,126,174	51,030,033	51,930,778	51,736,000	56,226,000	58,522,000
租 税	52,527,072	49,278,172	49,989,462	49,615,000	54,410,000	56,698,000
印 紙 収 入	1,599,103	1,751,861	1,941,316	2,121,000	1,816,000	1,824,000
専 売 納 付 金	14,339	16,704	16,331	14,670	16,835	20,324
官業益金及び官業収入	24,665	22,579	22,443	21,737	23,299	22,172
政府資産整理収入	122,889	98,763	274,365	326,956	302,852	277,287
雑 収 入	5,734,208	6,052,245	4,340,867	2,380,365	2,895,338	3,269,583
公 債 金	16,174,000	16,489,998	21,247,029	22,368,000	18,458,000	15,557,000
前年度剰余金受入	968,565	2,628,685	2,725,402	923,503	610,836	814
決算調整資金受入	566,335	—	—	—	—	—
歳 出	75,102,489	73,613,605	75,938,516	77,771,231	78,533,160	77,669,179
国 家 機 関 費	3,714,649	3,717,517	4,155,706	4,152,673	4,117,424	4,070,044
地 方 財 政 費	13,976,289	12,094,273	12,326,717	13,969,343	15,503,556	15,891,749
防 衛 関 係 費	4,625,747	4,661,772	4,745,452	4,874,373	4,979,013	4,965,893
国土保全及び開発費	11,854,532	11,350,947	10,937,619	9,324,556	8,851,098	7,690,728
産 業 経 済 費	3,569,479	3,291,980	5,053,029	3,271,649	3,278,916	3,067,659
教 育 文 化 費	6,350,986	5,897,205	6,588,870	6,278,020	6,245,783	6,278,785
社会 保 障 関 係 費	15,426,132	15,804,801	16,924,137	17,169,970	17,434,680	16,451,596
社 会 保 険 費	8,439,716	8,577,131	8,975,768	9,124,184	9,252,523	8,920,691
生 活 保 護 費	1,043,224	1,073,775	1,164,529	1,134,552	1,248,688	1,110,626
社 会 福 祉 費	3,148,622	3,359,328	3,783,512	4,173,718	4,445,983	4,358,213
住 宅 対 策 費	1,491,498	1,479,829	1,508,267	1,582,018	1,368,666	1,016,130
失 業 対 策 費	41,828	39,753	39,085	38,642	36,081	33,514
保 健 衛 生 費	1,165,297	1,052,444	1,071,788	1,019,469	973,525	898,012
そ の 他	95,946	222,541	381,187	97,386	109,215	114,409
恩 給 費	1,788,841	1,751,628	1,706,963	1,658,300	1,596,644	1,530,581
文 官 恩 給 費	99,557	93,348	88,978	81,388	77,806	71,652
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,557,376	1,533,343	1,496,718	1,456,823	1,403,081	1,354,155
そ の 他	131,907	124,937	121,267	120,089	115,758	104,774
国 債 費	13,714,209	13,422,226	12,820,432	16,083,851	16,268,093	17,262,816
予 備 費	—	—	—	200,000	150,000	350,000
そ の 他	81,623	1,621,256	679,592	788,495	107,953	109,330

(注) 平成9年度は補正後予算額、平成10年度は当初予算額、他は決算額。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は「決算書」

第354表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
歳入合計	90,503,077	96,194,581	100,567,003	101,508,953	107,095,609	106,990,573
地方税	35,072,745	34,568,312	33,591,323	32,539,076	33,674,977	35,093,735
地方譲与税	1,719,344	1,877,801	2,022,367	1,904,996	1,939,341	1,996,955
利子割交付金	644,661	399,605	477,812	586,880	477,067	256,712
ゴルフ場利用税交付金	67,752	72,206	71,402	69,040	68,307	68,646
特別地方消費税交付金	11,620	23,022	22,851	21,743	20,703	20,629
自動車取得税交付金	430,511	396,900	372,899	408,264	426,079	453,212
軽油引取税交付金	80,021	87,784	90,281	120,156	125,543	126,848
地方交付税	14,888,675	15,679,199	15,435,122	15,531,954	16,152,873	16,889,102
交通安全対策特別交付金	90,910	85,566	84,516	84,926	85,048	86,987
分担金及び負担金	1,159,370	1,284,324	1,489,685	1,470,361	1,588,475	1,550,828
使用料	1,585,095	1,661,341	1,726,656	1,780,904	1,823,955	1,863,293
手数料	425,905	440,624	474,094	506,306	524,003	548,017
国庫支出金	11,165,580	12,859,152	13,613,789	13,704,738	14,962,635	14,665,677
義務教育費負担金	2,910,610	2,891,997	2,836,772	2,853,598	2,861,693	2,968,116
生活保護費負担金	1,002,712	1,009,635	1,034,864	1,064,151	1,154,452	1,161,925
児童保護費負担金	433,942	456,731	466,961	478,989	501,312	527,902
結核医療費負担金	28,152	28,324	27,374	28,456	16,700	11,029
精神衛生費負担金	35,821	35,731	34,977	34,912	26,949	30,198
老人保護費負担金	273,931	302,288	313,567	334,085	379,139	395,649
普通建設事業費支出金	3,763,852	5,356,901	6,048,495	5,927,951	6,611,533	6,301,252
災害復旧事業費支出金	525,873	355,302	405,717	416,556	599,265	472,727
失業対策事業費支出金	31,252	27,776	25,558	23,587	23,496	19,619
委託金	219,867	262,242	279,094	270,834	360,928	338,647
財政補給金	11,504	11,620	10,939	10,490	9,931	9,169
その他	1,928,066	2,120,605	2,129,471	2,261,127	2,417,236	2,329,812
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	26,150	27,150	27,150	27,150	28,150	28,150
都道府県支出金	1,967,876	2,145,546	2,356,505	2,423,835	2,592,446	2,624,577
財産収入	2,076,111	1,710,320	1,517,649	1,219,922	1,021,886	895,235
寄附金	186,713	191,613	174,922	177,747	178,130	183,496
繰入金	2,537,480	3,158,357	3,717,514	3,915,866	3,609,100	3,188,331
繰越金	1,827,208	1,801,594	1,763,453	2,139,660	2,077,535	2,266,760
諸収入	6,439,842	6,750,505	7,375,421	7,817,638	7,903,829	7,734,582
地方債	7,424,132	10,298,884	13,490,532	14,426,007	17,117,578	15,718,172
特別区財政調整交付金・納付金	675,378	674,776	671,059	631,785	697,951	730,628

(単位 百万円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
歳出合計	88,599,647	94,330,466	98,329,190	99,332,296	104,724,516	104,666,175
議会費	544,320	570,989	574,813	580,423	591,566	602,093
総務費	11,244,325	10,750,813	9,916,537	9,819,748	10,656,940	10,279,007
民生費	9,627,653	10,586,450	11,381,921	11,960,261	13,000,158	13,205,947
社会福祉費	2,590,805	2,956,267	3,218,139	3,203,866	3,368,888	3,595,523
老人福祉費	2,581,557	2,914,395	3,299,230	3,488,873	3,873,940	4,132,392
児童福祉費	2,911,379	3,172,551	3,273,205	3,365,636	3,535,198	3,659,898
生活保護費	1,510,756	1,535,052	1,570,423	1,618,444	1,728,835	1,763,489
災害救助費	33,156	8,184	20,925	283,442	493,298	54,645
衛生費	5,233,309	5,750,422	6,416,448	6,513,835	6,638,873	6,818,846
公衆衛生費	2,782,819	3,022,128	3,221,139	3,364,955	3,492,542	3,545,677
結核対策費	60,835	61,901	60,923	61,198	49,032	39,080
保健所費	288,347	305,432	310,846	324,552	312,722	332,830
清掃費	2,101,308	2,360,961	2,823,540	2,763,130	2,784,577	2,901,259
労働費	485,758	547,748	567,018	547,577	551,484	519,037
失業対策費	93,149	79,162	70,824	61,495	61,935	56,401
その他	392,609	468,585	496,194	486,083	489,549	462,636
農林水産業費	5,920,164	6,605,469	7,354,768	7,575,377	7,997,961	8,100,085
商工費	3,967,142	4,494,027	5,106,142	5,390,515	5,720,396	5,436,209
土木費	19,446,844	22,038,715	23,059,865	22,125,003	23,503,093	22,939,384
消防費	1,542,587	1,633,257	1,705,898	1,778,529	1,891,514	1,923,116
警察費	2,779,852	2,970,511	3,123,890	3,186,530	3,281,706	3,383,963
教育費	17,575,270	18,494,855	18,628,099	18,670,322	18,848,688	18,952,997
災害復旧費	935,360	598,991	749,123	743,230	1,041,339	826,861
公債費	6,977,241	7,201,499	7,630,700	8,202,221	8,779,497	9,599,802
諸支出金	405,513	426,770	401,442	394,958	400,023	415,764
前年度繰上充用金	4,365	5,659	6,223	5,897	5,629	6,388
特別区財政調整交付金・納付金	675,378	674,776	671,059	631,785	697,951	730,628
利子割交付金	644,661	399,605	477,812	586,880	477,067	256,712
ゴルフ場利用税交付金	67,752	72,206	71,402	69,040	68,307	68,646
特別地方消費税交付金	11,620	23,022	22,851	21,743	20,703	20,629
自動車取得税交付金	430,511	396,900	372,899	408,264	426,079	453,212
軽油引取税交付金	80,021	87,784	90,281	120,156	125,543	126,848

資料：自治省「地方財政統計年報」

第355表 地方の民生費と衛生費の状況

(1) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成8年度(1996年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	981,580	28.0	2,613,942	27.0	3,358,632	27.5
老人福祉費	1,240,275	35.4	2,892,117	29.8	3,667,152	30.1
児童福祉費	992,567	28.3	2,667,332	27.5	3,385,025	27.8
生活保護費	287,045	8.2	1,476,444	15.2	1,729,667	14.2
災害救助費	7,083	0.2	47,562	0.5	54,336	0.4
合 計	3,508,550	100.0	9,697,396	100.0	12,194,812	100.0

平成7年度(1995年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,149,746	26.3	208,886	97.2	6.6	4.9
3,448,881	28.8	218,271	101.6	6.3	10.1
3,273,945	27.3	111,080	51.7	3.4	4.8
1,693,742	14.1	35,925	16.7	2.1	6.8
413,599	3.5	△359,263	△ 167.2	△ 86.9	80.7
11,979,914	100.0	214,898	100.0	1.8	8.2

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成8年度(1996年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	308,555	8.8	1,864,518	19.2	2,173,073	17.8
物件費	131,053	3.7	824,043	8.5	955,097	7.8
扶助費	1,038,414	29.6	4,327,912	44.6	5,366,325	44.0
補助費等	1,526,522	43.5	481,739	5.0	1,043,782	8.6
普通建設事業費	414,385	1.2	734,017	7.6	1,104,668	9.1
補助事業費	252,812	7.2	154,741	1.6	382,579	3.1
単独事業費	161,573	4.6	578,666	6.0	722,090	5.9
県営事業負担金	—	—	610	0.0	—	—
貸付金	64,456	1.8	45,822	0.5	107,356	0.9
繰出金	16	0.0	1,364,377	14.1	1,364,393	11.2
その他	25,149	0.7	54,968	0.6	80,117	0.7
合 計	3,508,550	100.0	9,697,396	100.0	12,194,812	100.0

平成7年度(1995年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,121,174	17.7	51,899	24.2	2.4	2.6
1,057,962	8.8	△102,865	△ 47.9	△ 9.7	23.5
5,108,618	42.6	257,707	119.9	5.0	5.9
963,462	8.0	80,320	37.4	8.3	5.4
1,175,748	9.8	△ 71,080	△ 33.1	△ 6.0	17.5
422,049	3.5	△ 39,470	△ 18.4	△ 9.4	54.2
753,700	6.3	△ 31,610	△ 14.7	△ 4.2	3.7
—	—	—	—	—	—
219,007	1.8	△111,651	△ 52.0	△ 51.0	55.1
1,245,296	10.4	119,097	55.4	9.6	8.7
88,647	0.9	△ 8,530	△ 4.0	△ 9.6	△ 29.1
11,979,914	100.0	214,898	100.0	1.8	8.2

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成8年度(1996年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	798,806	22.8	2,428,707	25.0	3,227,513	26.5
都道府県支出金	—	—	807,377	8.3	—	—
使用料、手数料	47,447	1.4	233,480	2.4	280,927	2.3
分担金、負担金、寄附金	88,807	2.5	440,623	4.5	441,238	3.6
地方債	56,842	1.6	299,948	3.1	350,069	2.9
その他特定財源	153,439	4.4	238,224	2.5	388,090	3.2
一般財源等	2,363,210	67.4	5,249,039	54.1	7,506,973	61.6
合 計	3,508,550	100.0	9,697,396	100.0	12,194,812	100.0

平成7年度(1995年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,250,903	27.1	△ 23,390	△ 10.9	△ 0.7	11.4
—	—	—	—	—	—
276,924	2.3	4,003	1.9	1.4	3.4
412,612	3.4	28,626	13.3	6.9	4.1
489,027	4.1	△138,958	△ 64.7	△ 28.4	△ 26.2
401,886	3.4	△ 13,796	△ 6.4	△ 3.4	3.4
7,148,562	59.7	358,411	166.8	5.0	6.4
11,979,914	100.0	214,898	100.0	1.8	8.2

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成8年度(1996年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,514,326	71.9	2,031,350	43.1	3,413,145	51.3
結核対策費	10,942	0.5	28,138	0.6	38,758	0.6
保健所費	192,002	9.1	140,828	3.0	330,653	5.0
清掃費	388,438	18.4	2,512,821	53.3	2,865,401	43.1
合 計	2,105,709	100.0	4,713,137	100.0	6,647,958	100.0

平成7年度(1995年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,362,636	51.9	50,509	29.1	1.5	3.9
48,684	0.8	△ 9,926	△ 5.7	△ 20.4	△ 20.0
310,208	4.8	20,445	11.8	6.6	△ 4.0
2,752,991	42.5	112,410	64.8	4.1	0.8
6,474,519	100.0	173,439	100.0	2.7	1.9

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成8年度(1996年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	456,027	21.7	1,089,456	23.1	1,545,483	23.2
物件費	217,301	10.3	1,148,354	24.4	1,365,656	20.5
扶助費	191,272	9.1	150,393	3.2	341,665	5.1
補助費等	499,287	23.7	591,021	12.5	978,027	14.7
普通建設事業費	427,460	20.3	1,275,074	27.1	1,645,709	24.8
補助事業費	105,361	5.0	492,890	10.5	593,229	8.9
単独事業費	322,100	15.3	775,056	16.4	1,052,480	15.8
県営事業負担金	—	—	7,128	0.2	—	—
繰出金	27,998	1.3	124,796	2.6	152,793	2.3
その他	286,364	13.6	334,043	7.1	618,626	9.3
合 計	2,105,709	100.0	4,713,137	100.0	6,647,958	100.0

平成7年度(1995年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,519,413	23.5	26,070	15.0	1.7	1.6
1,300,833	20.1	64,823	37.4	5.0	6.3
344,344	5.3	△ 2,679	△ 1.5	△ 0.8	△ 3.3
969,205	15.0	8,822	5.1	0.9	4.1
1,554,713	24.0	90,996	52.5	5.9	0.6
545,113	8.4	48,116	27.7	8.8	23.6
1,009,601	15.6	42,879	24.7	4.2	△ 8.6
—	—	—	—	—	—
152,333	2.4	460	0.3	0.3	3.8
633,678	9.7	△ 15,052	△ 8.7	△ 2.4	△ 3.0
6,474,519	100.0	173,439	100.0	2.7	1.9

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成8年度(1996年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	242,869	11.5	262,130	5.6	505,000	7.6
都道府県支出金	—	—	131,605	2.8	—	—
使用料、手数料	82,479	3.9	215,791	4.6	298,270	4.5
分担金、負担金、寄附金	7,052	0.3	67,599	1.4	48,806	0.7
地方債	261,107	12.4	780,846	16.6	1,030,014	15.5
その他特定財源	171,007	8.1	216,023	4.6	386,165	5.8
一般財源等	1,341,195	63.7	3,039,143	64.5	4,379,704	65.9
合 計	2,105,709	100.0	4,713,137	100.0	6,647,958	100.0

平成7年度(1995年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
504,015	7.8	985	0.6	0.2	11.5
—	—	—	—	—	—
283,305	4.4	14,965	8.6	5.3	3.8
47,338	0.7	1,468	0.8	3.1	6.4
996,761	15.4	33,253	19.2	3.3	1.8
391,830	6.0	△ 5,665	△ 3.3	△ 1.4	△ 4.6
4,251,270	65.7	128,434	74.1	3.0	1.4
6,474,519	100.0	173,439	100.0	2.7	1.9

資料：自治省「地方財政の状況」

第356表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区分	昭和59年度 (84)まで	60年度 (85)	61~63年度 (86~88)(暫定)	平成元年度 (89)(恒久化)
生活保護費等				
生活保護	8/10	7/10	7/10	3/4
結核・精神	8/10	7/10	7/10	3/4
児童扶養手当	10/10	8/10	7/10	3/4
措置費等				
特養、保育所、身体障害者、知的障害者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

在宅福祉サービス				
ショートステイ			1/2	
デイサービス	1/3	1/3	1/2	1/2
ホームヘルプサービス			1/3	

第357表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
国内総支出(A)	4,631,744	4,718,820	4,767,461	4,788,414	4,892,489	5,030,682
歳出総額						
国(B)	756,274	771,407	793,528	799,849	864,795	873,154
地方(C)	838,065	895,597	930,764	938,178	989,445	990,261
国から地方に対する支出(D)	288,021	306,223	311,937	312,538	331,680	336,669
地方から国に対する支出(E)	10,729	12,743	13,792	11,079	14,952	12,694
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	468,253	465,184	481,591	487,311	533,115	536,485
地方(C)-(E)(G)	827,336	882,854	916,972	927,099	974,493	977,567
合計(F)+(G)(H)	1,295,589	1,348,038	1,398,563	1,414,410	1,507,608	1,514,052
国内総支出に対する比率						
(F)/(A)×100	10.1	9.9	10.1	10.2	10.9	10.7
(G)/(A)×100	17.8	18.7	19.2	19.4	19.9	19.4
(H)/(A)×100	27.9	28.6	29.3	29.5	30.8	30.1

- (注) 1 国内総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(平成2年基準)によっており名目値である。
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー供給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第358表 国税及び地方税

(単位 億円)

区分	平成5年度(93)	6(94)	7(95)	8(96)	9(97)	10(98)
国税及び地方税合計	907,055	865,398	886,380	886,783	949,195	988,203
国税	571,142	540,007	549,630	548,968	579,052	603,451
直轄	396,582	359,567	363,519	357,090	368,350	381,860
所得	236,865	204,175	195,151	189,950	195,300	205,550
源泉	189,060	167,142	157,259	151,760	153,920	164,020
申告	47,805	37,033	37,891	38,190	41,380	41,530
法人	121,379	123,631	137,354	139,860	147,580	152,740
特別	2,861	178	44	—	—	—
相統	29,377	26,699	26,903	25,540	23,950	23,510
地価	6,053	4,870	4,063	1,740	1,520	60
旧	1	—	—	—	—	—
法人臨時特別税(特)	46	14	4	—	—	—
間接	174,560	180,440	186,111	191,878	210,702	221,591
地方	335,913	325,391	336,750	337,815	370,143	384,752
道府	138,779	136,080	139,090	137,786	160,714	174,454
市町	197,134	189,311	197,660	200,029	209,429	210,298

(注) 国税は、平成8年度以前は決算額、平成9年度は補正後予算額、平成10年度は当初予算額であり、地方税は、平成8年度以前は決算額、平成9年度及び平成10年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第359表 高齢社会対策関係予算(一般会計)の推移

(単位 億円)

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
昭和62年度	31,056	20,819	324	1,020	26	53,245
63	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271
6	45,572	32,543	712	2,113	74	81,015
7	43,800	36,360	726	397	270	81,553
8	43,269	39,516	766	449	340	84,340
9	43,176	41,698	686	452	385	86,396
10	44,078	45,395	591	402	380	90,846

(注) 7年度以前は、長寿社会対策関係予算である。

資料：総務庁「高齢社会白書」

第360表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
総 額	51,880	56,820	64,250	63,456	64,321	65,301	72,396
年金福祉事業団	43,828	47,964	52,374	49,723	47,515	47,452	54,202
大規模年金保養基地	32	33	60	109	98	52	22
福祉施設設置整備資金貸付	367	486	584	653	527	585	372
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	138	218	291	265	107	13	123
(2)療 養 施 設	132	158	159	236	291	294	128
(3)厚生福祉施設	97	110	134	152	129	160	121
被保険者住宅資金貸付	11,009	11,565	13,820	18,300	16,083	16,825	17,578
年金担保貸付	920	930	1,060	961	1,107	1,290	1,320
資金確保事業	11,000	11,050	12,600	10,200	10,200	9,790	9,610
年金財源強化事業	20,500	23,900	24,250	19,500	19,500	18,910	25,300
特 別 地 方 債	6,030	6,715	9,500	11,100	13,700	14,300	14,500
住 宅	73	68	70	70	70	70	70
病 院	2,480	3,062	4,400	4,400	5,200	5,200	5,200
厚生福祉施設	1,376	1,538	2,000	2,161	2,406	2,431	2,272
(1)社会福祉施設等	1,016	1,162	1,631	1,707	1,930	1,951	1,902
(2)リクリエーション・スポーツ施設	360	376	419	454	476	480	370
一般廃棄物処理	1,559	1,305	2,100	3,529	5,103	5,644	5,826
簡 易 水 道	522	700	880	890	855	890	1,000
と 畜 場 整 備	20	42	50	50	66	65	40
社会福祉・医療事業団	1,484	1,555	1,641	1,741	2,294	2,814	2,769
一 般 勘 定	761	868	899	963	1,516	1,801	—
医 療 勘 定	723	687	742	778	778	1,013	—
国立病院特別会計	470	508	648	780	697	577	775
環 境 事 業 団	68	78	87	81	74	64	56
国民金融公庫等	—	—	—	—	31	41	94

(注) 1 当初計画である。

2 社会福祉・医療事業団については、平成9年度より勘定統合したものである。

資料：厚生省年金局調

第361表 市町村税納税義務者数

平成9年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税(人)					固 定 資 産 税 (人)
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,233	46,517,105	3,448,003	4,310	52,454,998	3,307,838	41,314,277
人口50万以上の市	23	12,821,517	1,355,277	2,337	14,224,026	1,266,938	9,417,107
人口5万以上50万未満の市	424	21,742,068	1,406,717	1,174	24,626,831	1,394,541	18,140,578
人口5万未満の市	224	2,670,290	173,135	327	3,063,248	167,892	2,867,557
町 村	2,563	9,283,230	512,874	472	10,540,893	478,467	10,889,035

資料：自治省税務局調

第15節 国際統計及び比較

1 人 口

第362表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)							年平均人口増加率(%)		
	1950年	1970年	1990年	1995年	2000年	2025年	2050年	1950~ 55年	1995~ 2000年	2045~ 50年
世界 全 域	2,523,878	3,701,909	5,282,306	5,687,113	6,091,351	8,039,130	9,366,724	1.80	1.38	0.45
先 進 地 域 ¹⁾	812,687	1,007,667	1,148,119	1,171,384	1,186,990	1,220,250	1,161,741	1.22	0.27	-0.23
発 展 途 上 地 域 ²⁾	1,711,191	2,694,242	4,134,187	4,515,729	4,904,360	6,818,880	8,204,983	2.07	1.66	0.55
ア フ リ カ	223,974	364,081	629,385	719,495	819,910	1,453,899	2,046,401	2.25	2.65	1.09
東 部 ア フ リ カ	65,624	109,639	193,693	221,315	255,500	480,182	698,596	2.34	2.91	1.18
中 部 ア フ リ カ	26,316	40,101	70,236	83,271	95,385	187,525	284,821	1.82	2.75	1.30
北 部 ア フ リ カ	53,302	85,390	142,265	158,077	175,037	256,716	317,267	2.29	2.06	0.63
南 部 ア フ リ カ	15,581	25,371	42,217	47,335	52,887	82,901	106,824	2.31	2.24	0.82
西 部 ア フ リ カ	63,151	103,581	180,974	209,498	241,102	446,574	638,892	2.30	2.85	1.17
ア メ リ カ	337,954	515,070	719,840	773,282	823,324	1,058,634	1,194,487	2.20	1.26	0.34
ラテンアメリカ	166,337	283,530	437,820	476,637	514,688	689,618	810,433	2.68	1.55	0.45
カ リ ブ 海	17,039	24,856	33,540	35,686	37,757	48,211	56,229	1.79	1.13	0.41
中 央 ア メ リ カ	36,925	67,447	111,520	123,474	135,497	189,143	230,425	2.79	1.88	0.56
南 ア メ リ カ	112,372	191,226	292,760	317,477	341,434	452,265	523,778	2.78	1.47	0.41
北 部 ア メ リ カ	171,617	231,540	282,020	296,645	308,636	369,016	384,054	1.72	0.80	0.11
ア ジ ア	1,402,021	2,147,007	3,184,342	3,437,787	3,888,535	4,784,833	5,442,567	1.93	1.42	0.34
東 部 ア ジ ア	671,156	986,642	1,350,368	1,421,314	1,483,111	1,695,469	1,722,380	1.77	0.85	-0.08
中 央・南アジ	498,583	787,525	1,241,985	1,366,866	1,495,977	2,100,034	2,521,304	2.05	1.82	0.53
南 東 部 ア ジ ア	182,035	286,708	442,016	481,920	521,983	691,911	811,891	1.94	1.61	0.44
西 部 ア ジ ア	50,247	86,132	149,974	167,686	187,463	297,420	386,992	2.68	2.25	0.82
ヨ ー ロ ッ パ	547,318	656,441	722,314	728,244	729,328	701,077	637,585	1.01	0.03	-0.41
東 部 ヨ ー ロ ッ パ	219,296	276,282	310,778	310,506	306,654	284,170	255,955	1.52	-0.25	-0.40
北 部 ヨ ー ロ ッ パ	78,094	87,347	92,496	93,372	93,736	95,593	94,194	0.39	0.08	-0.07
南 部 ヨ ー ロ ッ パ	109,012	127,606	143,077	143,377	144,861	137,196	119,887	0.83	0.21	-0.66
西 部 ヨ ー ロ ッ パ	140,916	165,207	175,963	180,988	184,077	184,118	167,550	0.66	0.34	-0.45
欧 州 連 合 ³⁾	296,152	340,577	365,205	371,602	375,240	368,596	334,605	0.60	0.20	-0.46
オセアニア	2,612	19,309	26,425	28,305	30,253	40,687	45,684	2.23	1.34	0.35

UN, World Population Prospects : 1996 による。

1) ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

2) 先進地域以外の地域。

3) 1995年1月現在欧州連合を構成する15カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)の合計。

注：年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0}-1) \times 100$ によって算出。ただし、 P_0 、 P_1 はそれぞれ期首、期末人口、 n は期間。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1998」

第363表 平均寿命の国際比較

国名	年 1926~1930	1947	1955	1965	1975	1985	直近の 実績
男							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1997) 77.19
アメリカ	(1929~31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1994) 72.40
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1995) 74.06
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1993~95) 72.99
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1996) 74.0
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1996) 75.91
女							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1997) 83.82
アメリカ	(1929~31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1994) 79.00
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1995) 79.32
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1993~95) 79.49
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1996) 81.9
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1996) 81.18

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, “Demographic Yearbook 1996” 等
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。
 3 年次 () 内は作成基礎期間
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第364表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要先進国の65歳以上人口割合 (1850~2050年)

年次	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	5.49 ¹⁵⁾	...	5.45	6.47 ²³⁾	...
1860	4.96 ¹⁶⁾	...	5.20	6.89 ²⁴⁾	...
1870	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	...	5.81	7.41 ²⁵⁾	...
1880	5.72 ²⁾	4.39	6.10	...	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66 ⁷⁾	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	11.05	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	11.96	11.96	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.07	7.86	9.84	13.38	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.39	11.19	14.34	14.34	11.87	14.41	13.97	15.60
1990	12.08	11.22	12.39	15.06	15.06	12.98	15.58	13.99	14.96
1995	14.56	11.99	12.56	15.78	15.78	14.53	15.07	15.19	15.23
2000	17.24	12.60	12.43	16.43	16.43	15.82	14.66	16.24	15.88
2010	22.04	14.04	12.99	16.79	16.79	16.09	16.07	17.02	18.77
2020	26.85	18.13	16.27	19.97	19.97	18.45	18.98	20.76	20.05
2030	27.97	22.88	20.05	23.92	23.92	19.90	20.81	23.95	24.90
2040	30.95	24.18	20.80	25.49	25.49	22.14	22.47	26.00	28.60
2050	32.29	24.50	21.18	25.02	25.02	25.01	21.09	26.41	29.16

(%)

年次	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	4.75 ³⁸⁾	4.78	...	4.64 ²³⁾	...
1860	...	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁹⁾	5.75 ⁴¹⁾	4.67 ⁴⁴⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	...
1870	3.63	5.11 ³⁶⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴²⁾	...	5.43	5.54	4.79 ³⁶⁾	...
1880	3.53 ³²⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³²⁾	6.10 ⁴³⁾	4.73 ⁴⁵⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁶⁾	...
1890	3.51 ³⁵⁾	...	6.01 ³³⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	...
1900	...	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	...
1910	4.13 ³⁴⁾	6.50 ⁹⁾	6.12 ⁴⁰⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁹⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.75 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42 ⁹⁾
1930	5.86 ³⁵⁾	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁰⁾
1940	6.31	7.43 ³⁷⁾	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹¹⁾	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.47
1970	11.15	10.89	10.16	12.87	9.19	13.66	11.35	12.94	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.08	9.60
1990	13.69	14.48	12.83	16.32	13.61	17.78	14.35	15.72	11.15
1995	15.94	16.05	13.17	15.86	14.76	17.27	14.32	15.79	11.74
2000	17.81	17.69	13.58	15.04	15.73	16.68	14.67	15.75	11.86
2010	19.41	20.31	15.36	15.02	16.79	18.01	16.72	16.54	12.81
2020	21.56	23.55	20.11	18.24	19.02	20.95	20.54	19.08	15.93
2030	24.69	28.69	24.85	20.62	22.06	22.41	26.09	21.95	19.03
2040	28.38	34.73	27.62	22.60	25.64	23.90	29.00	23.55	21.45
2050	30.36	35.71	26.30	21.56	27.39	23.19	27.77	23.16	22.32

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population : 1996* による各年中央推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)による人口(中位推計値)。

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1946年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。32)1879年。33)1889年。34)1907年。35)1928年。36)1871年。37)1936年。38)1849年。39)1859年。40)1909年。41)1855年。42)1865年。43)1875年。44)1864年。45)1878年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

65歳以上人口割合	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
7%	1970	1945	1942	1929	1925	1952	1925	1864	1932
10%	1985	1984	1972	1945	1946	1972	1957	1943	1942
14%	1994(24)	2010(65)	2014(72)	1970(41)	1976(51)	1994(42)	1978(53)	1979(115)	1972(40)
15%	1996	2013	2017	1976	1990	1997	1985	1995	1976
20%	2006(21)	2024(40)	2030(58)	2024(79)	2021(75)	2031(59)	2027(70)	2018(75)	2020(78)
23%	2013	2031	—	2029	2028	2043	—	2027	2028
25%	2015	—	—	2032	2035	2050	—	2035	2031

65歳以上人口割合	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
7%	1951	1927	1940	1885	1951	1887	1931	1929	1939
10%	1968	1966	1969	1954	1977	1948	1959	1946	1985
14%	1991(40)	1989(62)	2004(64)	1977(92)	1992(41)	1972(85)	1982(51)	1976(47)	2014(75)
15%	1994	1992	2009	1982	1997	1975	2004	1980	2017
20%	2014(46)	2009(43)	2020(51)	2030(76)	2024(47)	2016(68)	2019(60)	2024(78)	2034(49)
23%	2025	2019	2027	—	2034	2033	2026	2034	—
25%	2031	2024	2031	—	2039	—	2029	—	—

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population : 1996* による各年中央推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)による人口(中位推計値)。1945年以前は5年単位に、1950年以降は各年に、それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。なお、5年単位のデータが得られない場合には前後の年次データを直線補間した数値に基づく。()内は倍化年数であり、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1998」

第365表 主要先進国の合計特殊出生率(1950~1997年)

年次	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	西ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	...
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	2.07
1960	2.00	3.81	3.64	...	2.53	2.31	2.54	2.72	2.34
1965	2.14	3.11	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.01
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.45
1976	1.85	1.80	1.77	1.70	1.73	2.25	1.75	1.87	1.46
1977	1.80	1.77	1.83	1.64	1.73	2.21	1.66	1.90	1.40
1978	1.79	1.72	1.80	1.62	1.70	2.14	1.67	1.86	1.38
1979	1.77	1.72	1.85	1.62	1.70	2.16	1.60	1.90	1.39
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.46
1981	1.74	1.67	1.82	1.71	1.68	2.01	1.43	1.96	1.44
1982	1.77	1.66	1.83	1.71	1.62	2.02	1.42	1.93	1.41
1983	1.80	1.65	1.80	1.56	1.57	2.01	1.37	1.79	1.34
1984	1.81	1.65	1.81	1.53	...	1.99	1.40	1.81	1.31
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51E	1.98	1.45	1.83	1.30
1986	1.72	1.62	1.84	1.46	...	2.04	1.48	1.85	1.36
1987	1.69	1.62	1.87	1.44	...	1.95	1.49	1.82	1.39
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	...	1.97	1.56	1.83	1.43
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	...	1.87	...	1.81	1.41
1990	1.54	1.83	2.08U	1.47	1.62E	1.73	1.68	1.78	1.45E
1991	1.53	...	2.07	1.52	1.66E	1.57E	1.69	1.80	1.42E
1992	1.50	1.69	2.07U	1.53	1.65E	1.54	1.77	1.73E	1.29E
1993	1.46	...	2.05	1.48E	1.60E	1.46	1.75E	1.65	1.28E
1994	1.50	1.66	2.04	1.46	1.55E	1.37	1.82	1.65E	1.24
1995	1.42	...	2.02U	1.41	1.55E	1.23E	1.82	1.70E	1.25E
1996	1.43	...	2.03U	1.42E	...	1.24E	...	1.72E	1.29E
1997	1.39*

第366表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和45年(1970)	50(1975)	55(1980)	60(1985)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.2	10.0	9.9	9.8	9.6
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	33.5	30.3	*29.1
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	14.9	15.2	14.6	14.0	13.4
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.3	16.6	16.3	*16.0	*15.6
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.8	20.9	21.1	20.3	19.8
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.6	30.2	29.5	29.0	28.5
タイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	22.5 ⁵⁾	19.4 ⁷⁾	19.4 ⁷⁾	19.4 ⁷⁾	19.4 ⁷⁾
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.6	13.4	13.3	13.0	*12.3
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.2	11.4	10.4	10.0	9.8
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.7	9.8	9.9	9.9	*9.4
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.3	13.4	12.5	11.8	11.7
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.0	12.3	12.5	13.1	13.0
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.6	13.9	13.7	13.5	13.1
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	14.9	15.4	14.9	15.1	14.7
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	14.6	13.4	12.1	10.7	9.3

(注) 1 国連人口部による ¹⁾1965年~1970年、²⁾1970年~1975年、³⁾1975年~1980年、⁴⁾1980年~1985年、⁵⁾1985年~1990年、⁶⁾1985年~1992年、⁷⁾1990年~1995年についての推計。*は暫定値。

2 UN "Demographic Yearbook, 1988~1994"

3 日本 厚生省「人口動態統計」

4 チェコ共和国の平成2年以前は、旧チェコスロバキア。

資料：厚生省「人口動態統計」

年次	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	...	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	...	2.39	2.57	...	2.98
1970	1.96	...	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	...	2.86
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	...	1.78	1.60	...	2.22
1976	2.26	2.01	1.64	1.87	...	1.69	1.53	...	2.14
1977	2.17	2.04	1.59	1.76	...	1.65	1.52	...	2.04
1978	2.08	...	1.59	1.77	2.53	1.60	1.49	...	1.98
1979	2.02	1.78	1.57	1.75	...	1.66	1.50	...	1.94
1980	1.93	1.61	1.60	1.73	...	1.68	1.53	...	1.92
1981	1.88	1.56	1.56	1.70	2.05	1.63	1.55	...	1.94
1982	1.79	1.56	1.50	1.71	...	1.62	1.54
1983	1.73	...	1.48	1.66	...	1.61	...	1.77	1.93
1984	1.74	1.43	1.49	1.65	...	1.65	1.53	1.77	...
1985	1.83	...	1.51	1.68	...	1.74	1.51	1.80	...
1986	1.83	...	1.55	1.71	1.54	1.80	1.53	1.78	1.92
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	...	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	...	1.96	...	1.84	1.84
1989	1.78	...	1.56	1.89	...	2.02	1.57	1.81	1.85
1990	1.85	1.36E	1.62	1.93	...	2.13	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.27	1.62	1.92	1.35	2.11	...	1.83	...
1992	1.77	1.33E	1.60	1.89	1.23E	2.09	1.60	1.81	1.89
1993	1.69	1.26E	1.58	1.86E	1.27E	1.99	1.53	1.77	1.87
1994	1.65	1.22E	1.58	1.87E	1.21	1.88	1.51	1.75	1.85
1995	1.57	...	1.54	1.87E	1.24E	1.74E	1.50	1.71	1.82
1996	1.46E	1.89E	1.15E	1.61E	1.50E	1.71E	...
1997

UN, Demographic Yearbook による。ただし日本は国立社会保障・人口問題研究所の算出による。*概数。

E=Council of Europe, Recent demographic developments in Europe, 1997年による。

U=U. S. Department of Health and Human Services, Monthly Vital Statistics Report, Vol. 45, NO. 11, Supplement による。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集1998」

第367表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1994年	24年
アメリカ	1945	2014	69
イギリス	1930	1976	46
ドイツ	1930	1972	42
フランス	1865	1979	114
スウェーデン	1890	1972	82

(注) UN "World Population Prospects 1994"

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第368表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある			出生率が高すぎる		
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組合せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日本 マルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ スペイン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "World Population Monitoring. 1991" New York. ESA/P/WP. 114. 14 January 1991. Draft.

第369表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成9年6月1日現在)

企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
企業	人	人	%	%
55,440 (54,877)	16,999,645 (16,925,077)	250,030 (247,982)	1.47 (1.47)	49.8 (49.5)

(注) ()内は前年度の状況。

資料：労働省職業安定局集計

○ 規模別にみると	○ 主な産業をみると
63～99人 1.91%	製造業 1.70%
100～299人 1.46%	サービス業 1.48%
300～499人 1.35%	建設業 1.30%
500～999人 1.36%	金融・保険・不動産業 1.30%
1,000人以上 1.46%	卸売・小売業、飲食店 1.03%

(ii) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

	平成2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
実雇用率(%)	1.32	1.32	1.36	1.41	1.44	1.45	1.47	1.47

資料：労働省職業安定局集計

(10) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

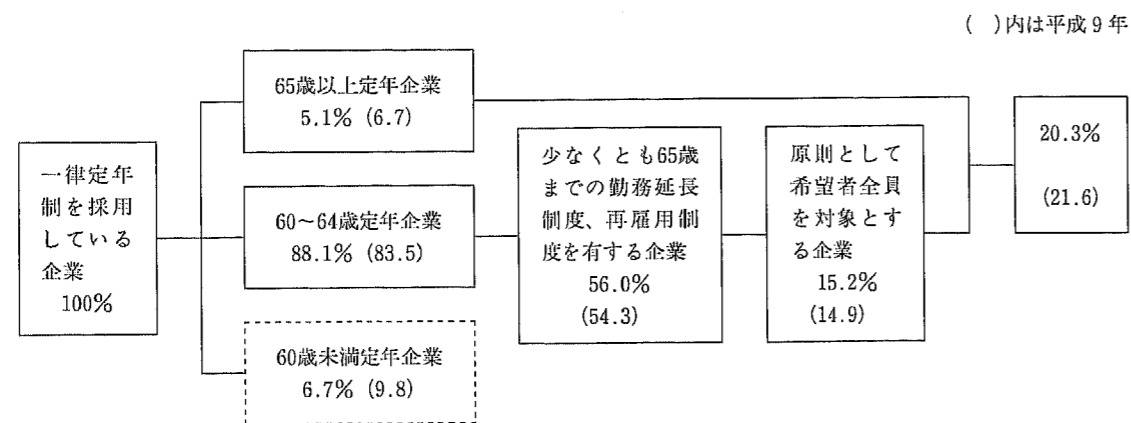
(平成10年3月現在)

	総数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登録者数(人)	436,533	307,262	117,627	129,271	116,872
(%)	(100)	(70.4)	(26.9)	(29.6)	(26.8)
就業中の者	308,161	210,730	77,555	97,431	92,465
(%)	(100)	(68.4)	(25.2)	(31.6)	(30.0)
有効求職者	102,715	78,433	32,046	24,282	18,241
(%)	(100)	(76.4)	(31.2)	(23.6)	(17.8)

資料：労働省職業安定局調

第370表 定年制等の状況

65歳までの雇用を確保する企業割合



資料：労働省「雇用管理調査」(平成10年)より職業安定局高齢・障害者対策部にて算出

2 社会保障

第371表 社会保障制度類型別国数

制度の類型	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老齢・障害・遺族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労働災害	57	57	77	117	129	136
失業	21	22	26	34	38	40
家族手当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局“Social Security Programs Throughout The World 1989”

第372表 ILO条約及び勧告(社会保障関係)

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	54	大11.11.23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	32	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	58	昭30.8.22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	74	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	70	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	65	昭3.10.8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	117	昭3.10.8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	44	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	27	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	19	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	

19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	10	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	18	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	39	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	34	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	21	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	25	平7.6.9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	26	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	58	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	8	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	1	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	0	
85(1997)	181	民間職業事業所に関する条約	0	

26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。
 3 条約の批准国数は、1997年12月現在である。
 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(II) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告

(参考) ILOの現勢

1997年12月31日現在

加盟国数	174
条約数	181
勧告数	188
加盟国の平均批准数	37
OECD諸国の平均批准数	64
日本の批准条約数	42

資料：ILO東京支局

第373表 ILO第102号条約の批准状況

部	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国	医療	傷病	失業	老齢	業災	家族	母性	廃疾	遺族
オーストリア (注2)	○		○	○		○	○		
バルバドス (注2)		○		○	○			○	○
ベルギー (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリビア (注1), (2), (3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボスニアヘルツェゴビナ (注1)	○	○	○	○	○		○		○
コスタリカ	○			○	○	○	○	○	○
クロアチア (注1)	○	○	○	○	○		○		○
キプロス (注1), (2)		○	○	○	○			○	○
チェコ (注2), (3)	○	○		○		○	○	○	○
デンマーク	○		○	○	○			○	
エクアドル (注1), (2), (3)		○		○	○			○	○
フランス	○		○	○	○	○	○	○	
ドイツ (注1), (2), (3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ	○	○	○	○	○		○	○	○
アイスランド				○		○		○	
アイルランド		○	○						○
イスラエル				○	○				○
イタリア				○		○	○		
日本 (注1)		○	○	○	○				
リビア (注1), (2), (3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モリタニア				○	○	○		○	○
メキシコ	○	○		○	○	○	○	○	○
オランダ (注1), (2), (3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール				○	○	○	○		
ノルウェー (注1), (2), (3)	○	○	○	○	○	○			
ペルー	○	○		○			○	○	
ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セネガル (注1)				○	○	○	○		
スロバキア (注2), (3)	○	○		○		○	○	○	○
スロベニア (注1)	○	○	○	○	○		○		○
スペイン									
スウェーデン (注1)	○	○	○		○	○	○		
スイス (注2), (3)				○	○	○		○	○
トルコ	○	○		○	○		○	○	○
英国	○	○	○	○		○			○
ベネズエラ (注1)	○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (注1)	○	○	○	○	○		○		○
ザイール				○		○			○

- (注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。
 4) 1996年12月末現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第374表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

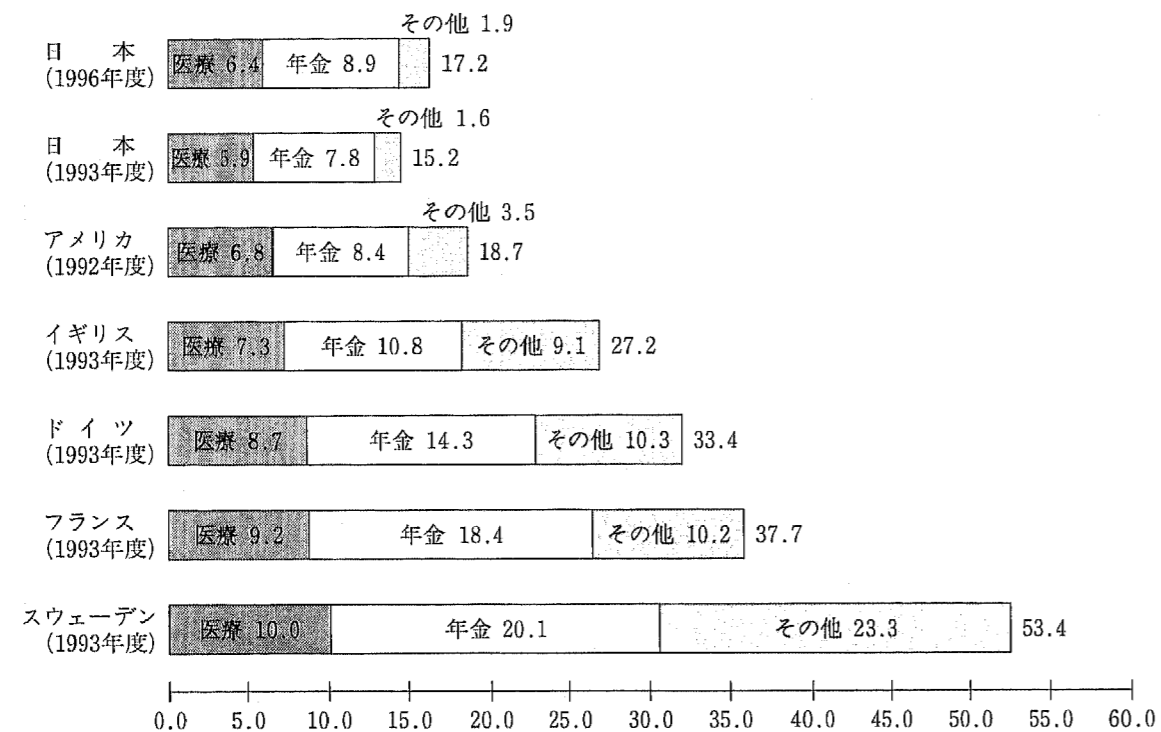
(単位 %)

国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1993年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1993年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1993年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1996年度)	15.2 (17.2)	13.6 (15.1)	24.4 (23.0)	12.1 (13.2)	36.5 (36.2)
アメリカ	18.7	12.7	25.2	10.2	35.4
イギリス	27.2	15.8	35.8	10.2	46.2
ドイツ	33.3	15.1	31.3	24.9	56.2
フランス	37.7	14.5	33.5	29.1	62.6
スウェーデン	53.4	17.6	50.5	19.9	70.4

- (注) 1) アメリカの社会保障給付費については、1992年度の数値である。
 2) 租税・社会保障負担の対国民所得比の数値は財政調査会(1998)「平成10年度予算の話」による。
 3) 諸国の社会保障給付費はILO調べ、国民所得はNational Accounts(OECD 1998)、老年人口比率はUnited Nations "Demographic Yearbook" 及び "The Sex and Age Distribution of World Population" による。
 資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

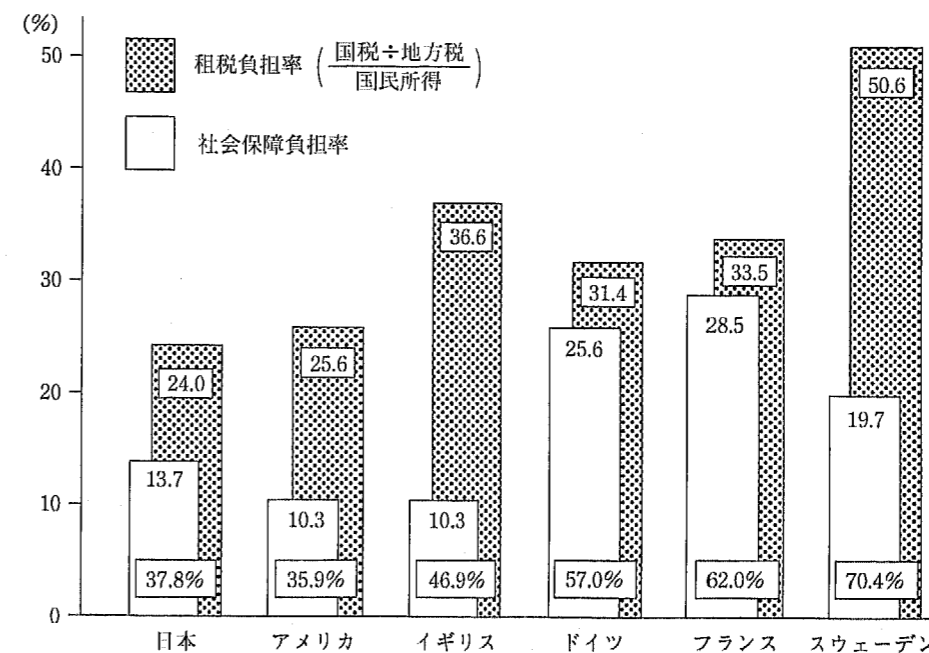
第375表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第376表 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率



(注) 1 日本は平成10年度見込み、諸外国は1994暦年実績
 2 □内は租税負担率と社会保障負担率の合計
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第377表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革</p> <p>恤救規則(1874) 健康保険法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) 児童福祉法(1947) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワンデル報告)(1948) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会保障制度審議会(1950) 「社会保障制度に関する勧告」 社会福祉事業法(1951) 国民年金法(1959) 精神薄弱者福祉法(1960) 国民皆保険・皆年金の実施(1961) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 福祉元年(1973) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) 基礎年金制度の導入(1985)</p> <p>2. 根拠法令</p> <p>健康保険法(1922) 国民健康保険法(1938) 厚生年金保険法(1944) 児童福祉法(1947) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会福祉事業法(1951) 精神薄弱者福祉法(1960) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982)</p> <p>3. 体系</p> <p>所得保障 国民皆年金制度 医療保障 国民皆保険制度 公的扶助 生活保護、児童扶養手当 社会手当 児童手当 福祉サービス 老人福祉、母子福祉、障害者福祉 労働保険</p>	<p>1. 年金制度</p> <p>①制度概要 基礎年金部分が国民年金制度 20歳以上の国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例 部分に相当 ②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継 続、短期雇用特例、日雇労働 の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者；離職の日以前 1年間に被保険者期間が通算 して6か月以上あることが必要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、 被保険者期間に応じ90~300 日迄支給、4種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ・雇用継続給付(2種類) ③費用負担(1997年度) 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 *暫定措置として1993年度以 降は80%</p> <p>2. 国民年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要 他の年金制度を受けない全て の成人市民 ②給付資格 老齢年金は65歳から支給、加 入期間原則25年以上 ③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額130,916円(1997年度) ④財源 ・被保険者 保険料13,300円(1998年度) ・使用者 負担なし ・政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>3. 厚生年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要 ・法人の事業所又は常時5人上 の従業員を使用する事業所 に使用される65歳未満の者に 適用される ・厚生年金の被保険者は同時に 国民年金の被保険者となり、 基礎年金部分は国民年金によ る ②給付資格 国民年金の老齢基礎年金の受 給権を取得すること ③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額232,600円(1997年度) ④財源(1998年度) 被用者 保険料率8.675%(男子) 使用者 保険料率8.675% (特別保険料) 政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>4. 特別制度 船員、国家公務員、地方公務員、 私立学校共済、農林漁業者等</p>	<p>1. 雇用保険</p> <p>①適用範囲 適用事業に雇用される労働者 (短期の季節労働者等を除く) ②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継 続、短期雇用特例、日雇労働 の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者；離職の日以前 1年間に被保険者期間が通算 して6か月以上あることが必要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、 被保険者期間に応じ90~300 日迄支給、4種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ・雇用継続給付(2種類) ③費用負担(1997年度) 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 *暫定措置として1993年度以 降は80%</p> <p>2. 労働保険</p> <p>①適用範囲 適用事業に雇用される労働者 特別制度(公務員・船員) ②給付内容 (通勤災害も同内容) ・休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支 給金との合計で80%) ・障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日 分の年金或いは503~56日分 の一時金 ・傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 ・療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) ・介護補償給付 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護月額105,080円) 随時介護月額 52,540円/ ・遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分 の年金或いは1000日分の一時金 ・埋葬料 労働福祉事業による各種特別 支給金等あり ③費用負担 事業主 業種別災害率等に応じ賃金 支払総額の0.6~14.4%の 保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療給付(現物給付)</p> <p>①健康保険(勤労者及び その家族) 本人 2割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限 度あり、②も同じ ②国民健康保険(自営業 者及びその家族) 3割負担(但し、退 職被保険者及びその 家族の入院は2割負 担) ③老人保健(70歳以上) 入院 1,000円/日負担 外来 500円/回負担 (1997年度)</p> <p>2. 傷病手当金(健康保険) ・標準報酬日額の60% ・支給期間1年6月</p> <p>3. 出産手当金 ・標準報酬日額の60% ・支給期間 産前6週 産後8週</p> <p>4. その他 出産費、埋葬 料等</p> <p>5. 医療供給体制 ・医療の非営利原則 ・医療計画に沿った病院 開設の推進</p>	<p>1. 老人福祉</p> <p>① 老人医療 左項③を参照 ② 介護体制 ・ホームヘルプサービ ス ・デイサービス ・ショートステイサー ビス ・福祉施設の整備</p> <p>2. 母子福祉</p> <p>① 保育所の整備援助 ② 母子保健体制 ・妊婦、乳幼児の健康 診査 ・母子健康手帳の交付 ③ 母子家庭対策 ・母子福祉施設の設置</p> <p>3. 障害者福祉</p> <p>① 身体障害者福祉 ・身体障害者手帳の交 付 ・相談指導 ・医療、補助具の支給 ・特別障害者手当の支 給 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所 等 ② 知的障害者福祉 ・療養手帳の交付 ・相談指導 ・日常生活用具の給付 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所 等</p> <p>4. 総合対策</p> <p>① 高齢者保健福祉推進 十か年戦略(ゴールド プラン)新ゴールドブ ランの策定 ② 子育て支援のための 総合計画(エンゼルブ ラン)の策定</p>	<p>1. 児童手当</p> <p>①制度概要 第1子から3歳未満ま での児童に支給 ②給付内容 第1子及び第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>2. 育児休業制度</p> <p>①制度概要 児童が1歳までの1年 間に育児休業を請求で きる</p>	<p>1. 生活保護</p> <p>①制度概要 生計中心者が病気、母 子世帯になった、障害、 高齢のため働けない等 の世帯に対して行う扶 助 ②給付内容 161,859円 (標準3人世帯、1級 地-1、1997年4月) 生活扶助、住宅扶助、 教育扶助、医療扶助、 出産扶助、生業扶助、 葬祭扶助までを含む</p> <p>2. 児童扶養手当</p> <p>①制度概要 離婚等により父がいな い母子家庭に対する扶 助 ②給付資格 離婚等により父と生計 を同じくしていない18 歳未満(一定の障害の ある場合は20歳)の児 童を監護養育している 母又はその他の者 ③給付内容 児童1人の場合 41,390円(1997年度) 所得制限 年収1,944,000円未満 (2人世帯)</p>

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

※ 精神薄弱者福祉法は平成11年4月より知的障害者福祉法と改称される。

第378表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 沿革 ・エリザベス救貧法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリジ報告(1942)	1. 退職年金 ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—提出すべき年数の1/4以上の提出年数があること	1. 失業保険 ・適用範囲：すべての被用者 [65歳(女60歳)以上の者、家族従事者を除く] ・主な受給要件：過去1年間に、保険料が賦課される下限所得の25倍以上の賃金に対応する保険料を提出していること ・給付内容(1週当り)：18歳未満 29.60ポンド 18~24歳 38.90ポンド 25歳以上 49.15ポンド ・扶養する子供：第1子10.80ポンド、第2子以降8.80ポンド加算	1. 医療給付 医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに提出要件をみたす自営業者	1. 老人福祉 ① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール ・食事の配達 ② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア	1. 児童給付 ・16歳(修学中の場合は19歳)未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない 2. 単親給付 児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給 3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり	1. 世帯給付 所得補助が受けられない常勤(週16時間以上勤務、自営業者も含む)の有子低所得世帯の援助 2. 所得補助 個々の世帯の持つニードを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助 3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニードに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度	
2. 根拠法令 社会保障法(1986) 求職者法(1995)	2. 障害給付 28週までは労働不能給付(短期低額) 28週以降(24週間)は労働不能給付(短期高額) 2年目以降は長期労働不能給付	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上) 傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満) 障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害補償年金との合算額の上限あり) ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給	1. 医療給付 (1) 現物給付 (2) 費用の全額 ただし、 ① 一般歯科は、治療費の80%(330ポンドの上限あり) ② 薬剤—処方当り 5.65ポンド患者負担(16歳未満の児童、65歳(女60歳)以上の老人、低所得者等免除) (3) 支給期間 制限なし	2. 母子福祉 ① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスビジターの訪問 ・幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使	2. 3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり		
3. 体系 ソーシャル・サービス { 所得保障 国民保健サービス 社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス	3. 遺族給付 被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金(45~54歳の寡婦は減額) 他に寡婦一時金及び母子手当金あり	2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 55.70ポンド/週 (2) 支給期間 28週(待機3日間)	2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 55.70ポンド/週 (2) 支給期間 18週	3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供			
4. 国と地方の分担(主なもの) ①国……所得保障 国民保健サービス ②地方…対社会福祉サービス 住宅サービス							

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第379表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項目	88年度	89年度	90年度	91年度	92年度	93年度
被保険者総数	2,537	2,573	2,561	2,481	2,434	2,436
標準保険料適用被用者	2,181	2,226	2,238	2,172	2,136	2,133
付加年金適用者	1,164	1,214	1,254	1,229	1,230	1,257
付加年金適用除外者	824	849	842	828	801	768
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	193	163	142	115	105	108
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	101	85	73	62	53	50
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	5	8	4	3	3	2
自営業者	204	209	206	203	201	210
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	37	36	32	30	30	33
無業者	8	9	9	10	12	14

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことのある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項目	85年	90年	92年	93年	94年	95年
失業給付	901	331.4	685.2	671.9	553.5	426.5
疾病・障害給付	1,098	1,515.6	1,646.3	1,805.0	1,893.9	1,987.7
出産一時金	776	—	—	—	—	—
死亡一時金	615	—	—	—	—	—
保護者手当金	3.2	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3
寡婦給付	398	365.2	351.0	345.3	335.0	323.1
退職年金	9,732	10,179.6	10,296.8	10,303.6	10,384.7	10,505.9
老人年金	39	36.0	31.8	31.0	30.2	31.0
労災傷害給付	—	—	—	—	—	—
労災障害年金	191	196.9	204.9	216.0	232.8	237.9
児童給付	7,034	6,949.5	7,078.3	7,136.4	7,179.9	7,222.2
世帯給付	214	331.7	—	—	564.5	631
所得補助	4,771	4,376.0	5,292.9	5,858.4	5,897.5	5,896.5

(注) 世帯給付と所得補助は、88年4月以降実施された。それ以前は、世帯所得補足と補足給付の数値である。児童給付は、受給世帯数である。95年の労災障害年金はグレートブリテンの値である。

(iii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項目	85年度	90年度	93年度	94年度	95年度
社会保障	42,665	58,131	86,130	89,206	92,655
国民保険	23,173	31,323	39,763	40,301	40,953
退職年金	16,837	22,725	28,352	28,906	30,156
年金受給者への一時金	105	114	116	123	118
寡婦給付・保護者手当金	801	893	1,041	1,034	1,014
失業給付	1,589	892	1,623	1,277	1,099
疾病給付	276	222	294	426	298
障害給付	2,349	4,544	7,146	8,042	7,748
出産給付	164	35	32	17	28
死亡一時金	18	—	—	—	—
労働災害給付	465	588	—	—	—
法定傷病手当金	561	966	696	24	24
法定出産手当金	—	344	436	452	468
社会基金	—	123	189	186	186
戦争年金	563	688	1,118	1,083	1,247
児童給付	4,770	5,067	6,629	6,521	6,609
世帯所得補足	142	466	1,208	1,503	1,774
出産一時金	17	—	—	—	—
補足給付	7,813	9,106	16,997	16,387	16,650
その他の無拠出給付	4,452	8,152	15,966	19,024	20,895
老人年金	41	38	37	35	36
年金受給者への一時金	7	8	13	16	17
付添手当金	686	1,698	2,283	2,413	2,777
障害者介護手当金	13	229	442	563	715
障害者移動手当金	422	895	—	—	—
障害者生活手当金	—	—	2,637	3,887	4,509
障害者就労手当金	—	—	—	11	19
重度障害手当金	266	407	687	809	847
労働災害給付	—	142	695	728	811
住宅給付	3,017	4,735	9,163	10,565	11,164
事務費	1,735	3,206	4,287	4,201	4,341
国民保健サービス	16,343	26,063	36,320	39,341	40,375
病院・家庭医等サービス	16,407	26,255	35,551	37,698	38,514
患者負担	△ 489	△ 1,198	△ 1,132	△ 917	△ 919
中央政府事務費	142	268	270	256	242
その他のサービス	283	738	1,631	2,304	2,538
社会福祉サービス	3,092	5,399	7,283	7,637	8,568
合計	62,110	89,593	129,733	136,184	141,598
対国民所得比(%)	23.1	21.4	26.8	26.2	26.2

(注) 国民保健サービス、社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。92年より、付添手当金と移動手当金は障害者生活手当金にかわっている。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1997 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第380表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 (1)革命期～19世紀後半 ①憲法(1791) 公的救助の施設を宣言 ②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言 ③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識) ④国民年金基金の設立(1850) ⑤公務員の年金制度発足(1853) ⑥共済組合法の制定(1898) (2)19世紀末～20世紀初頭 ①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労働災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905) ②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930) ③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939) (3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)	1. 年金制度 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者 ②特別制度 ・公務員、鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等 (2)老齢年金(拠出制) ①基本年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった25年間の平均賃金額の50%(上限付) ・最低限度額を保障 ②加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき (3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・基本年金額の52%を支給 2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一	1. 失業保険 ・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く] ・主な受給要件：離職前8ヶ月のうち1ないし数企業における雇用期間が4ヶ月以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 ・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(56.95フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、138.84フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する ・費用負担：被保険者；賃金の2.42%使用者；賃金の4.18% 政府；赤字額 2. 労災保険 ・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民 ①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし ②休業補償給付 ・当初28日間は基準賃金日額の60%、その後は80% ・最高限度は1日823.53フラン、29日以降は1,098.47フラン ・被災の翌日から支給 ③障害給付 ・完全障害・直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給：年金の40% ・一部障害：障害度によって決定 ④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族	
2. 体系			
		<ul style="list-style-type: none"> 所得保障 <ul style="list-style-type: none"> 年金制度 労災補償制度 家族給付 失業保険・雇用政策 社会扶助 医療保障・社会サービス <ul style="list-style-type: none"> 医療供給・医療保険 高齢者福祉サービス 障害者政策 児童福祉サービス 住宅政策・住宅保障 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 医療保障 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者 ②特別制度 ・鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等 (2)医療給付(償還制) ・一般外来診療75% ・薬剤費70% ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100% (3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% ・支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 ・待期3日間 (4)出産手当金 ・基準賃金日額の100%(最高は457.33フラン) ・支給期間 産前 8週間 産後 18～20週間 (5)哺育手当金又はミルククーポン4月間 (6)死亡一時金 ・最高・上限賃金月額分3か月分(41,160フラン) ・最低・上限賃金年額分1%(1,646.40フラン)	1. 高齢者福祉 ①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス ・介護及び看護サービス等 ②施設サービス ・高齢者住宅 ・ホスピス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設 2. 障害者福祉 ①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等 ②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス ③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス ④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付・借入 ・補償の手当 3. 児童福祉 ①母子福祉 ・単親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮 ②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮 ③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校)無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院	1. 家族給付 ①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし ②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり ③家族扶養手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引き取って養育する者 ・所得制限なし ④単親手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人の子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり ⑤幼児手当 ・妊娠4か月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4か月以降所得制限あり ⑥養育手当 ・出生や養子縁組等により2人以上の子を養育するとき、親が職業活動を中断、正規労働時間を短縮したとき ⑦特別養育手当 ・障害をもつ児童を養育するとき ⑧新学期手当 ・6歳～16歳未満の子が新学期になるとき ⑨保育手当 ⑩住宅手当 2. 住宅政策と住宅保障 ①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資 ②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助	1. 医療扶助 ・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)で必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が定める医療扶助条例で規定 ①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の鉱夫、必要な家事補助等 ②避妊薬に掛かる扶助 ③入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養護施設への入所、定額医療費の負担 ④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その1/3 ⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担 2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助 ①家賃手当 ②宿泊・再適応センター 3. 家族に対する社会扶助 ①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当 4. 老齢扶助 ①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助 ②現金給付 ・単親手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第381表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保障の適用状況 (12月末現在)

(単位 千人)

部 門	80年	85年	86年	87年	88年
疾病保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	15,352	16,105	16,235	16,123	...
(2) 特別制度 被保険者	3,739	4,329	4,339	4,331	...
(3) 自営業制度 被保険者	1,344	1,285	1,306	1,338	...
(4) 農業制度 被保険者	1,925	1,636	1,614	1,570	...
年金保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	13,354	12,944	12,795	12,758	12,943
年金受給者	4,985	6,000	6,290	6,576	6,863
(2) 自営業制度(商工業全) 被保険者	724	683	678	682	672
年金受給者	744	765	785	803	810
(3) 農業制度(経営者) 被保険者	2,052	1,656	1,601	1,502	1,404
年金受給者	1,836	1,782	1,822	1,866	1,917
家族給付部門					
手当受給権者	5,946	6,050	6,008	5,867	5,853
(一般制度)	(4,608)	(4,925)	(4,916)	(4,803)	(4,814)
対象児童	12,435	12,430
(一般制度)	(...)	(...)	(...)	10,090	(10,150)

(資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.

(ii) 社会保障給付費

(単位 100万フラン)

部 門	1993年	94年	95年	96年
疾病給付	501,493	514,242	537,682	552,375
診療所費	75,477	75,684	79,833	82,120
処方箋料	112,357	112,632	119,301	124,398
病院費	265,645	276,265	287,101	294,127
傷病手当金	26,560	26,506	26,898	26,945
その他	21,454	23,115	24,549	24,785
出産給付	24,837	26,755	30,215	34,372
労災補償	42,234	42,609	43,250	43,589
障害給付	56,961	59,147	50,471	52,938
老齢給付	828,467	861,139	912,836	949,388
公的年金	609,104	634,119	672,246	701,394
協約年金	219,364	227,020	240,590	247,993
家族給付	119,321	122,213	125,189	124,344
住宅手当	13,492	14,095	14,492	14,643
失業・職業訓練費	6	5	6	7
準法定給付	38,531	37,991	39,417	41,203
福祉サービス費	8,497	12,087	12,888	12,816
統計上の調整	496	621	608	774
計	1,634,335	1,690,906	1,767,053	1,826,449
対国内生産比(%)	23.1	22.9	23.1	23.2

(注) この表の数値はDépenses sociales (「社会的支出」) から社会保障給付費分を抽出したものである。

(資料) *L'Effort social de la Nation*.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第382表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
1. 沿革 ・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法 ・エバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル) ・ライヒ保険法(1911) 2. 根拠法令 ライヒ保険法(1911) 職員保険法(1911) ライヒ鉱夫組合法(1923) 農民老齢扶助法(1957) 雇用促進法(1969) 3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類) 社会保険(年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健・医療、環境政策	職業、階層により適用される年金制度が異っている。 労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業員年金保険及び農業者老齢扶助 1. 老齢年金 ・支給開始年齢 65歳(女子60歳35年以上拠出者は63歳等) ・拠出期間5年以上 2. 障害年金 (1)職務不能年金 (2)生業不能年金 ・拠出期間5年以上 3. 遺族年金 1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金 4. リハビリテーション給付 その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり	1. 失業保険 ・適用範囲：疾病保険の強制適用者等ほとんどすべての被用者(農業労働者、家事使用人、見習者を含む)、職業訓練生 ・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算26週または6ヵ月以上あること ・給付内容：賃金の60%(1子以上を有する者は67%)。離職前における被保険者期間に応じ通常15~52週(ただし、45歳以上は年齢に応じ最高104週)支給。 ・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助 2. 労災保険、補償制度 ・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む) ・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業援護 障害年金 遺族給付 埋葬金 ・年金、現金給付のスライド制あり ・費用負担：保険料(全体の約9割)は金額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生)	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障等	福祉サービス	社会手当	公的扶助
・適用対象 一般疾病保険—一般労働者 農業者疾病保険—自営農民 1. 医療給付 (1)現物給付 (2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり) (3)支給期間は制限なし 2. 傷病手当金 (1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給) (2)支給期間3年間に最高78週 3. 出産手当金 (1)収入(手取賃金)の100% (2)支給期間 産前6週間 産後8週 4. 他に出産一時金死亡一時金等あり 5. 介護保険 ・適用対象 疾病保険とほぼ同一 ・在宅介護給付 一定の現物給付 現金給付 施設介護給付 介護費用の負担	1. 老人福祉 ①生活扶助 ・日常生活費給付(居宅、施設内での給付) ②特別扶助 ・相談、指導 ・住宅提供 ・介護扶助又は介護手当 ・在宅の各種サービス ・老人ホーム入室 2. 母子福祉 ①母子保健 ・妊婦の検診 ・入院、分娩ケア ・片親の相談、保護 ②児童福祉 ・3歳未満児保育所入所 ・幼稚園入所 ・福祉施設での養育 ・当局による保護・後見 3. 障害者福祉 (身体、精神の各障害者) ・医療、リハビリの提供 ・児童等の教育援助 ・就労、就職の斡旋 ・在宅での介護 ・施設への入所 ・補装具の支給	1. 家族政策 (1)児童養育への援助 ①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当 (2)母性と胎児の保護 ①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護 (3)家庭教育・家族相談 ①親教育 ②家族援助団体 2. 児童青少年対策 (1)教育に関する助言と相談 (2)産前産後における児童及び母親の援助 (3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導 (4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他 3. 住宅手当 社会住宅であれ、そうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付	1. 生計費扶助 ・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象 (労働忌避者については生計費扶助を制限) ・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算 2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助) 12の状態を想定 ①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊産婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第383表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項 目	85年度	90年度	92年度	93年度	94年度	95年度
労働者年金保険						
被保険者総数	17,066	16,541	22,927	22,217	21,619	21,542
拠出義務者	11,359	11,377	16,777	16,259	16,517	16,283
その他の者	5,708	5,164	6,150	5,957	5,102	5,259
職員年金保険						
被保険者総数	14,294	16,788	21,292	21,938	22,008	21,583
拠出義務者	9,518	11,438	15,404	15,829	16,428	15,839
その他の者	4,776	5,350	5,888	6,109	5,580	5,745
鉱山従業員年金保険						
被保険者総数	254	204	383	294	260	230
農業者老齢扶助						
被保険者総数	572	506	475	463	469	469
拠出者	532	427	380	364	348	348
疾病保険						
被保険者総数	36,209	37,939	50,834	50,759	50,607	50,702
加入義務者	21,105	22,494	31,203	30,773	30,385	30,146
任意加入者	4,481	4,435	5,328	5,519	5,559	5,637
年金受給者	10,623	11,011	14,304	14,467	14,662	14,883
災害保険						
被保険者総数	29,900	41,134	52,514	51,844	53,836	55,055
失業保険						
被保険者総数	20,350	22,442	23,535	23,175	...	22,829
拠出者	20,350	22,442	23,535	23,175	...	22,829

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、95年度の鉱山従業員年金保険は96年7月1日現在。同じく農業者老齢扶助は94年末現在。疾病保険は年平均、このほかに、95年4月現在の家族被保険者(被扶養者)数が2,418万人。労災保険は年平均。このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,645万2,000人。93年度から新連邦州(旧東ドイツ地域)の数値が含まれている。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項 目	85年度	90年度	92年度	93年度	94年度	95年度
労働者年金保険	95,879	115,182	153,182	165,624	179,845	190,991
うち { 年金	81,160	98,128	130,396	140,514	152,264	161,391
リハビリ対策	2,521	3,495	4,510	5,096	5,522	5,989
職員年金保険	77,393	93,100	125,948	153,410	164,275	180,572
うち { 年金	59,847	77,746	107,929	116,736	126,757	137,086
リハビリ対策	1,775	2,081	2,707	3,131	3,573	3,770
鉱山従業員年金保険	14,706	17,225	22,097	23,707	25,328	265,519
うち { 年金	12,199	14,663	19,162	20,454	21,832	22,746
リハビリ対策	89	89	132	185	198	245
農業者老齢扶助	3,061	4,131	4,851	5,181	5,571	5,571
(うち)老齢扶助金	2,697	3,481	3,911	4,136	4,497	4,497
疾病保険	114,400	141,654	210,496	211,781	234,274	262,825
うち { 一般・歯科医療	97,378	112,472	165,285	163,518	175,555	185,625
薬剤・治療材料 ^(注1)						
病院医療						
現金給付	10,889	12,721	14,104	14,564	15,918	18,406
災害保険	11,648	13,462	21,278	23,349	24,312	25,411
うち { 年金	7,676	7,449	9,328	9,970	10,501	10,714
治療	2,106	3,019	4,264	4,630	4,883	5,196
災害予防						
雇用促進	39,376	49,289	93,522	109,535	99,864	97,103
児童手当	14,465	14,619	21,987	21,689	21,069	21,244
公務員等児童手当	8,206	9,772	12,136	12,520	12,456	13,042
育児手当	.	4,597	7,234	6,835	6,681	7,245
戦争犠牲者援護	13,474	12,999	14,499	14,691	15,037	14,315
社会扶助	22,789	31,782	44,986	52,306	57,987	53,328
青少年扶助	9,535	13,686	23,270	24,470	24,880	29,170
負担調整	1,389	1,097	907	835	713	620
公衆保健サービス	1,911	2,330	3,290	3,470	3,580	3,394
公務員恩給	37,028	43,282	48,227	49,656	49,867	55,967
合計	465,260	568,207	807,910	879,059	925,739	987,317
対国民所得比(%)	32.8	30.4	36.3	36.8	37.3	37.7

(注) 1) 93年度から新連邦州(旧東ドイツ地域)の数値が含まれている。
 2) 95年度の農業者老齢扶助は94年度の数値である。
 3) 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。
 4) 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。
 (資料) Statistisches Jahrbuch. 1988-1996.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第384表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ①社会保障法(1934) (Social Security Act) ②ワグナー法(1935) (団結権・争議権を保障した)	1. OASDI ①適用対象 I一般制度 ・自営業者を含む所得のある有業者 II特別制度 ・鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 IIIその他の制度 ・自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者(年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 ②財源 I被保険者 収入総額の6.2%(1997) II使用者 賃金支払総額の6.2%(1997) III政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用) ③受給要件 ・拠出期間40四半期 ・拠出の対象となる報酬 上限—62,700ドル 下限— 640ドル	1. 失業保険 ①適用範囲：(州の運用方法により異なるが)連邦法上：1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険；鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 〔家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く〕 ②受給要件：(州の運用方法により異なるが、平均的な州の場合) 最近の5四半期中4四半期の就労者でなければならないこと。少なくとも週30時間の所得を有する者でなければならない。 ③給付内容 州、従前所得、就労期間により異なる。1994年度週平均給付額182.17ドル 対週賃金比35.7% ④費用負担 連邦失業保険税率…使用者の年間賃金支払総額に対し課税 各州法による失業保険料…年間賃金支払総額の5.4%を基本とし、殆んどどの州でメリットシステムをとる。	
2. 体系 所得保障(連邦レベル) OASDI(老齢遺族障害保険) 医療保障(州レベル) HI(メディケア) 公的扶助(GAを除き連邦レベル) 医療扶助 メディケイド 生活扶助 SSI—補足的保障所得 AFDC—母子家庭の児童に対する援助 LIHEA—低所得世帯光熱費扶助 FA—フードスタンプ GA—一般扶助 労働保障(州レベル) 福祉サービス 社会手当 (皆年金・皆保険制度なし)	2. 老齢年金(OAI) (1)受給資格 ・65歳以上から支給(2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・62~64歳—減額 66~67歳—増額	2. 労災保険・労災補償 ①概要 全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム 約87%の被用者をカバー ②給付額 平均は事故発生時の所得の2/3程度 連邦の障害給付(DI)を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される 通常3~7日間の待期間あり。保険料率 給与支払額の2.3%程度。使用者が通常負担する	
	3. 障害年金(SDI) (1)受給資格 ・回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼得能力を喪失したこと		
	4. 遺族年金(SDI) (1)受給資格 ・死亡者が年金受給者であったこと		

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 入院保険(HI) ①対象者数 65歳以上の者及び重度障害者等(65歳未満の者) ②受給内容 ア入院給付 90日間 (当初及び60日以後患者負担あり) イ退院後のナーシングケア 100日間(20日以後患者負担あり) ウ退院後の在宅保健サービス 100日間	1. 老人福祉 ①老人医療 ・入院医療サービス ・療養サービス(ナーシングホーム) ②老人諸サービス ・相談サービス ・食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・施設への収容	1. 被扶養児童家庭扶助制度(AFDC) ①適用対象 親の稼得能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う ②給付内容 給付月額1世帯当たり約377ドル (93年度連邦平均) ③財源 連邦がAFDC給付月額のうち18ドルまでの部分については—15ドル負担 18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している	1. 医療扶助(メディケイド) ①制度概要 低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度 ②給付範囲 入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査 21歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅ヘルス・サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア ③給付内容 連邦と州合わせて1,354億ドル(1994) ④財源 連邦が50~83%(平均55%)を償還
2. 補足的医療保険(SMI) ①加入者 HIの対象者 ②給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還	2. 母子福祉 ①母子保健サービス ・妊婦、乳幼児の定期検診 ・訪問看護 ・学校保健サービス ②児童保護 ・児童相談サービス ・里子、養子、収容保護、保育所への入所	2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度(SSI) ①制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ②給付内容 月額平均1世帯325ドル II 対低所得世帯光熱費扶助(LIHEAP) ①制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ②給付内容 13億2,100万ドル(1994) III フードスタンプ(FA) ①制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ②給付内容 月額10ドルから386ドルの範囲で支給 1人当たり平均給付月額は72ドル IV 一般扶助(GA) ①制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助	
3. 傷病者手当等 カリフォルニア州等5州で実施	3. 障害者福祉 ①身体障害者福祉 ・リハビリテーションサービス ・低所得者住宅の提供 ・医療サービスの提供、訪問看護 ②精神障害者福祉 ・精神衛生センターの設置 ・医療サービス		
4. 医療供給面の特徴 當利目的の医療施設も開設可能 慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設			

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第385表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項目	80年	85年	90年	95年	96年
公的年金制度	96.4	106.6	117.7
老齢・遺族・障害・健康保険	89.3	100.3	110.2	141.0	143.7
鉄道従業員退職年金制度	0.5	0.3	0.3 ¹⁾
公務員等退職年金制度	6.6	6.0	7.2 ¹⁾
その他の社会保険制度					
失業保険	87.2	98.2	109.5	113.5	116.1
労災補償保険	79.1	85.1	96.7	96.1	... ²⁾
一時障害保険	18.4	19.8	...	20.2	20.9 ³⁾

(注) 1) 84年から新規採用の鉄道従業員や公務員は老齢・遺族・障害・健康保険に加入することになっているため、これらの特定制度はやがて消滅することになっている。

2) 調査中止

3) この数字は94年度の数字である。

(資料) *Statistical Abstract of the U. S., 1989, 1993, 1996 Annual Statistical Supplement, 1997 to Social Security Bulletin.*

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項目	80年度	85年度	90年度	93年度	94年度
社会保険	229,754.4	369,595.2	561,175.2	657,328.2	683,846.6
老齢・遺族・障害・健康保険	152,110.4	257,535.1	382,289.8	449,276.8	477,339.7
健康保険(メディケア) ^(注1)	34,991.5	71,384.3	116,651.0	148,093.5	161,392.7
鉄道従業員退職年金	4,768.7	6,275.6	7,531.8	7,920.8	8,025.2
公務員退職年金	39,490.2	63,044.0	97,271.3	112,631.6	119,321.0
失業保険・雇用事業	18,326.4	18,343.8	28,405.3	40,720.8	31,251.1
鉄道従業員失業保険	155.4	138.4	71.0	60.3	53.5
鉄道従業員一時障害保険	68.7	50.6	23.4	25.9	29.3
州一時障害保険	1,377.7	1,944.1	3,879.2	3,316.0	3,200.8
労働者災害補償	13,457.2	22,263.6	41,703.4	43,376.2	44,626.0
公的援助	72,703.1	98,361.8	181,339.4	221,064.8	238,025.3
公的扶助	45,064.3	66,170.2	133,669.2	160,695.0	171,755.1
補足的保障所得	8,226.5	11,840.0	19,646.2	26,501.2	30,085.5
食料スタンプ	9,083.3	12,512.7	19,471.3	24,496.7	25,273.6
その他の公的援助	10,329.0	7,838.9	8,552.7	9,371.9	10,911.1
保健及び医療	27,263.0	39,373.0	65,632.0	74,503.0	79,296.0
病院及び医療 ^(注2)	12,303.0	16,373.0	28,237.0	30,508.0	30,957.0
母子保健 ^(注3)	870.0	1,222.0	1,981.0	2,172.0	2,272.0
医学調査研究	4,924.0	6,903.0	11,312.0	12,780.0	13,967.0
学校保健	575.0	790.0	1,201.0	1,407.0	1,384.0
その他の公衆衛生活動	6,931.0	11,919.0	20,876.0	24,978.0	27,477.0
医療機関整備	1,660.0	2,166.0	2,025.0	2,658.0	3,239.0
退役軍人関係制度	21,465.5	27,042.3	32,857.3	36,605.5	37,894.8
年金・所得補償	11,306.0	14,333.0	16,284.3	17,205.2	17,481.0
保健・医療	6,203.9	9,493.2	13,221.5	15,640.8	16,231.4
教育	2,400.7	1,170.8	569.5	937.7	1,098.3
生命保険 ^(注4)	664.5	795.5	1,039.3	904.7	971.5
福祉その他	890.4	1,249.8	1,742.7	1,917.1	2,112.6
教育	121,049.6	172,047.5	277,147.1	331,909.8	344,196.0
住宅関係	6,879.0	12,598.5	21,522.6	19,803.1	26,769.0
その他の社会福祉	13,599.1	13,551.8	19,779.8	22,670.0	24,617.0
職業リハビリテーション	1,251.1	1,536.7	2,235.8	2,379.1	2,414.6
施設福祉	482.4	379.6	664.9	721.5	783.1
学校給食	4,852.3	5,308.5	7,966.9	9,932.4	10,099.1
児童福祉	800.0	200.0	237.9	294.6	294.6
特別計画(OEO・Action)	2,302.7	503.8	191.9	208.3	204.4
その他	3,910.6	5,623.2	8,446.4	9,674.1	10,821.2
合計	492,713.7	732,570.1	1,159,453.4	1,363,884.4	1,434,644.9

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) *Annual Statistical Supplement, 1997, to Social Security Bulletin.*

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第386表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革 救貧令(1848年) 救貧法(1853年) 児童労働禁止法(1881年) 婦人年少者労働法(1900年) 里子法(1902年) 児童福祉法(1924年) 児童保育法(1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法(1956年) 児童福祉法(1960年) 国民保険法(1962年) 労働者災害保険法(1976年) 社会保険法(1976年) 社会サービス法(1980年) 保健・医療サービス法(1982年)</p> <p>3. 体系 ┌ 所得保障 ├ 医療保険 ├ 医療・保健サービス └ 社会サービス</p> <p>4. 国と地方の分担(主なもの) ①国……所得保障 医療保険 ②地方……医療・保健サービス 社会福祉</p>	<p>1. 国民年金(老齢年金) ①国民基礎年金(FP) ・全国民を対象 ・年金額は一律 ・65歳から支給 ・支給開始年齢を1994年から毎年3カ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする ②国民付加年金(ATP) ・従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・②が受給できないか又は低額の場合 ・基礎額の54% ④部分年金 ・61歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・労働能力の喪失50%以上に支給 ・年金額は廃疾の程度により異なり完全廃疾は老齢年金と同額 ・永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 調整年金 ・婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 遺児年金 ・18歳未満の遺児に支給 ・年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保障制度 ①労働組合基金制度 ・適用範囲:労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者 ・主な受給要件:失業直前12カ月間中の4カ月間を含む75日間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと ・給付内容:基金及び貸金等級に応じ日額貸金の80% ・待期5日以後基金により1年に最高300日間まで ・費用負担:被保険者;月額45クローナ(基金により異なる)(費用の約23%) ・費用負担:貸金支払総額の1.58% (労働市場扶助制度の負担を含む)政府;費用の約46% ②労働市場扶助制度 ・適用範囲:労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者 ・主な受給要件:所得と資力調査、5カ月間の職業活動 ・給付内容:日額174クローナ 60~66歳最高450日 55~59歳最高300日 55歳未満最高150日 ・費用負担:使用者;0.4% (拠出率)政府;95.4%</p> <p>2. 労災保険 ・公営又は民間保険との強制契約 ・民間被用者・公務員を対象 ①療養補償給付 ・当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ②休業補償給付 ・180日間は所得等級に応じた一定額を支給、その後貸金の100%支給 ・当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ③障害補償給付 ・完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可 ④埋葬料 ・死亡した年の1月の基本額の30%</p>	<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・医療給付 全居住者 ・現金給付 一定以上の年取のある有業稼得者及び主婦・主夫 (2)医療給付(一部償還制) ・入院 日額80クローナの患者負担を除く全額 ・外来 費用の全額を現物給付 ・歯科 3,000クローナまでの費用の75%、3,000~7,000クローナを超える費用の60%、7,000クローナ以上で30% (3)傷病手当金 ・収入の80、70、65% ・治癒又は障害年金支給まで支給(70歳以上の被保険者年金受給者は180日間) ・待期 1日 (4)両親手当 ・子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・子供が8歳になるまでのうち15日間 ・12月間は稼得収入の80%、残り3月間は1日60クローナ (5)養育手当 ・12歳未満の子を養育するとき ・子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)近親者介護手当 ・極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・近親者(親しい友人、隣人を含む)に逸失所得の75%を最高60日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・デイセンター 食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅者サービス ・給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・期間中の所得保障 ・期間中の医療サービス ②児童福祉 ・児童検診 ・保育所入所 ・応分の広さの住宅への入居 ・ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・授業料なし ・学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉(心身障害者) ・一般教育への編入 ・労働訓練 ・適職への斡旋 ・障害者用住宅の提供 ・ホームヘルパーの提供 ・リハビリの実施 ・補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・16歳未満の第1子から支給 ・多子加算制度(第3子以降加算) ・所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当(児童扶養手当) ・離婚家庭(通常母子家庭)に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者(通常は父親)に求償 ・児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・子供が17歳まで支給 ・所得要件あり ③低所得家族(①と②以外)の住宅手当 ・所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助(公的扶助) ・最低生活費 ・収入要件</p>	

資料: 社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医 療

第387表 医療保障制度の国際比較

(1997年)

	日 本	ド イ ツ
制度の種類	社会保険方式	社会保険方式
適用対象	全国民を対象(加入率100%) 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者	全国民を対象(但し加入義務免除・任意加入有)(加入率約90%) 一般疾病保険 年取73,800マルク以下(旧東独は年取63,900マルク以下)の被用者年金受給者、学生等(上限年取を超える被用者は任意加入) 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付	現物給付 患者負担 ・2割～3割(制度により相違) ・高額療養費 ・入院時食事療養費	現物給付 患者負担 ・入院時:1日につき17マルク(14日限度) ・薬剤 ・包装の大きさに応じて9マルク、11マルク、13マルク ・義歯:費用の55% ・補装具、めがねは一定差額
現金給付	傷病手当金・分娩費・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等 政管健保:標準報酬の4.25%+賞与等の0.3% 国保:162,264円(1世帯平均)	基本賃金の6.7% (旧東独地域6.5%)
	使用者等 政管健保:標準報酬の4.25%+賞与等の0.5%	被用者に同じ
	国庫 政管健保:保険給付費等の13.0%+賞与等の0.2%+老人保健拠出金の16.4% 国保:保険給付費の50%	原則としてなし

(注) 上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

フランス	イギリス	アメリカ
社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
全国民を対象(加入率99%) 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象(加入率100%)	(全国民対象の公的医療保険制度はない)(加入率約25%) メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等
償還制(制度・給付科目毎に償還率が異なる) (一般制度の例) ・入院時:1日70フランの定額負担(31日目から及び長期・高額な疾病30種類については免除。なお入院費は80%を現物給付) ・外来:費用の70%償還 ・薬剤:費用の65%償還(代替不可能かつ高額の薬剤は100%、軽治療薬は35%、ビタミン剤等は0%)	現物給付 患者負担 ・薬剤:処方一件5.65ポンド ・歯科治療:費用の80%(ただし上限あり) ・歯科検査:5.00ポンド(93年)	メディケア・パートA(入院サービス等):現物給付 患者負担(入院の例) 60日まで 期間764ドル 61～90日 1日191ドル 91～150日 1日382ドル* 151日～全額患者負担 *(生涯60日を限度) メディケア・パートB(入院・外来の医師サービス等):償還制 患者負担:免責100ドル。それを超える部分は20% メディケイド:現物給付 患者負担:原則としてなし(98年)
傷病手当金・出産手当金・育児手当金又はミルク券・死亡一時金	傷病手当金・出産手当金(国民保険制度からの給付)	傷病手当金・出産手当金(一部の州において州法に基づき実施)
総報酬の5.5%(一般制度)	なし	メディケア・パートA:報酬の1.45%(自営業者2.9%) メディケア・パートB:月43.80ドル メディケイド:なし
総報酬の12.8%(一般制度)	なし	メディケア・パートA:報酬の1.45% メディケア・パートB:なし メディケイド:なし
原則としてなし	国民保健サービス費用の約82%(国民保険からの拠出金12%)	メディケア・パートA: 原則としてなし メディケア・パートB: 老人1人当たり月127.30ドル 障害者1人当たり月167.70ドル メディケイド:連邦、州にて負担(96年)

第388表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国民医療費			1人当 り医療費 (千円)	国民医療費			1人当 り医療費 (ドル)
	推計額 (億円)	指 数	対GNP (GDP) (%)		推計額 (10億ドル)	指 数	対GNP (GDP) (%)	
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.0
1975	64,779	1.00	4.3	57.9	100.4	1.00	6.3	446.8
1980	119,805	1.85	4.9	102.3	187.5	1.87	6.9	796.9
1985	160,159	2.47	4.9	132.3	318.4	3.17	7.9	1,289.1
1986	170,690	2.63	5.0	140.3	344.9	3.44	8.1	1,382.4
1987	180,759	2.79	5.1	147.8	378.6	3.77	8.3	1,503.0
1988	187,554	2.90	4.9	152.8	416.6	4.15	8.5	1,637.6
1989	197,290	3.05	4.8	160.1	457.7	4.56	8.7	1,780.9
1990	206,074	3.18	4.7	166.7	524.6	5.23	9.5	2,022.4
1991	218,260	3.37	4.7	176.0	571.8	5.70	10.0	2,175.8
1992	234,784	3.62	4.9	188.7	619.7	6.17	10.3	2,331.5
1993	243,631	3.76	5.1	195.3	661.4	6.59	10.4	2,464.2
1994	257,908	3.98	5.4	206.3	700.1	6.97	10.4	2,583.4
1995	269,577	4.2	5.5	214.7				
1996	285,210	4.4	5.6	226.6				

(注) 1) 日 本: 「その他」は、老人保健施設療養費等である。1994年は、「その他」に入院時食事医療費を含む。
 2) アメリカ: 国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。薬局調剤の項は Drugs and Medical sundries の費用
 3) イギリス(イングランド): イングランドのみの医療費である。
 この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでいる。
 4) フランス: 予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。

(資料) 1) 日 本: 厚生省「国民医療費」
 2) アメリカ: Health Care Financing Administration: Health Care Financing Review, Summer 1995
 3) イギリス(イングランド): Department of Health and Social Security: Health and Personal Social
 4) フランス: Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: Comptes Nationaux de la Sante

資料: 厚生統計協会「国民衛生の動向」

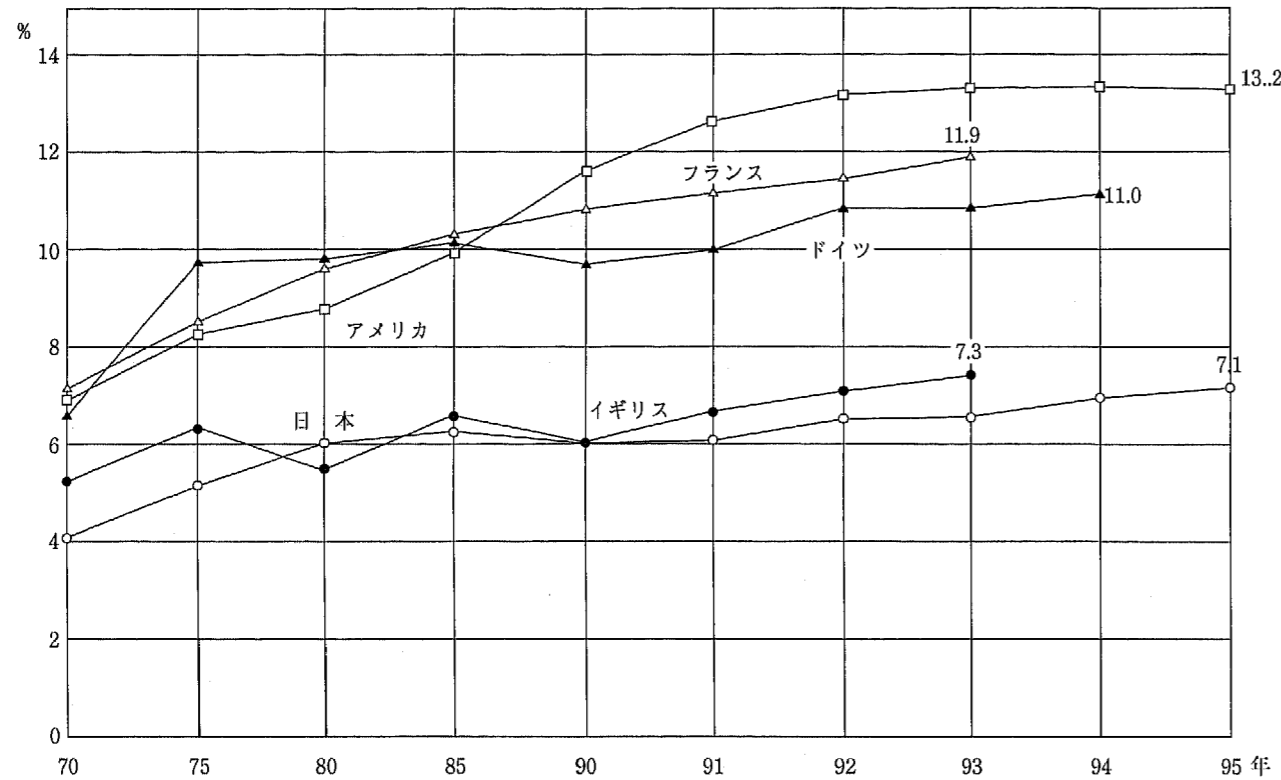
イギリス (イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国民医療費			1人当 り医療費 (ポンド)	国民医療費			1人当 り医療費 (フラン)
推計額 (100万ポンド)	指 数	対GNP (GDP) (%)		推計額 (100万フラン)	指 数	対GNP (GDP) (%)	
1,414	1.00	...	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	1.00	...	84.6	87,880	1.00	6.0	1,664.8
8,937	2.26	...	191.0	183,303	2.09	6.6	3,420.9
12,305	3.12	...	262.7	348,840	3.97	7.5	6,323.0
13,038	3.30	...	277.7	376,673	4.29	7.5	6,799.9
14,060	3.56	...	298.4	395,613	4.50	7.4	7,111.5
15,559	3.94	...	329.3	429,070	4.88	7.5	7,678.0
17,388	4.40	...	366.8	466,597	5.31	7.6	8,308.4
18,878	4.78	...	393.4	502,119	5.71	7.8	8,863.2
21,085	5.34	...	437.4	216,023	2.46	7.9	9,354.9
24,531	6.21	...	507.1	568,425	6.47	8.1	9,907.7
27,176	6.88	...	559.9	601,239	6.84	8.5	10,451.1

である。「その他」は保健専門家サービスの費用である。GDPを用いた。

イングランドのみのGNPはわからない。

Services Statistics for England 1995 edition
 Annuaire Des Statistiques Sanitaires et sociales 1995 フランスの人口は World Health Statics を使用した。

第389表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



(注) ・日本：国民医療費は、「平成7年度国民医療費」(大臣官房統計情報部)による。
 国民所得は、経済企画庁調べ。
 ・その他：国民医療費は、我が国の国民医療費の定義を目安として試みに作成したもの。
 国民所得は、「NATIONAL ACCOUNTS」(OECD)により算出。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第390表 主要国の診療報酬支払方式

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
開業医(診療所)	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) (RBRVS方式： 医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人头制(登録患者数に応じて支払う)+基本診療手当(各種加算あり) その他に、総予算で請負う予算管理家庭医あり 別途、診療所賃料等の補助あり	総額請負制 (保険者が保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、その対価としてあらかじめ1年間の報酬総額を設定。個々の医師については、点数表に基づき出来高払いで配分。)	上限付出来高払い制 (医療行為集に基づく) 開業医の医療費支出全体に、物価上昇率による伸び率の目標を設定	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式) 一部包括払い制
病院	DRG-PPS方式 (疾患別予定額払制) 入院患者の分類に従いあらかじめ定まった額を支払う	地区保健当局と請負契約を結び、支払いを受ける その他に、独立採算制のNHS病院トラストあり	・特定の療養について1件当たり包括払制 ・その他の療養については、基本的に1人1日当たり定額払い制 ・キャピタルコストは州からの補助あり	公的病院 総額予算制 私的病院 各保険者と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額の入院料を支払う	同上

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第391表 医療供給に関する指標の国際比較

(人口10万人対比)

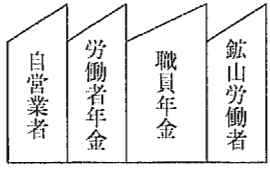
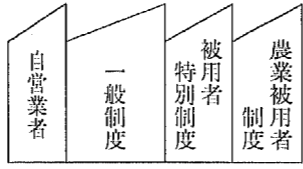
	日本	アメリカ	イギリス	(西)ドイツ	フランス	スウェーデン
医師数	183人	214人	164人	256人	319人	264人
歯科医師数	64人	59人	31人	57人	72人	110人
看護職員数	692人	1,372人	325人	438人	—	847人
病院数	7.8	3.1	3.4	5.2	1.8	8.4
病床数	1,346床	585床	625床	1,124床	585床	1,449床

(資料)：総務庁統計局「世界の統計1997」

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

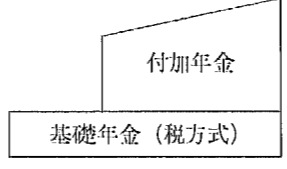
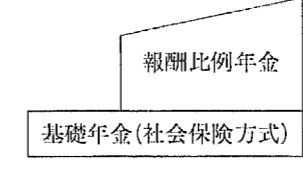

4 年 金

第392表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ンス
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般被用者制度 公的機関の被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は職員年金 ・手工業者等は労働者年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 20.3% (労使折半) ・拠出対象となる報酬 上限 旧西独地域年98,400マルク 旧東独地域年85,200マルク ・国庫負担 (1995年以降) 年間給付費の約20%	<一般制度> ・保険料率 16.45% (事業主 被用者) (9.8% 6.65%) ・拠出の対象となる報酬 上限 年164,640フラン ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1997年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
・全国民が基礎年金に加入 ・基礎額 (年36,300クローネ) 以上の年間所得のある者は付加年金に加入	(被用者) ・一定額 (週62ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (自営業者) ・一定額 (年3,480ポンド) 以上の者は基礎年金 (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
<基礎年金> ・保険料率 5.86% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1992年実績) 基礎年金給付費の約32% <付加年金> ・保険料率 14.0% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 下限 年初の基礎額 ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.2% (1996年) (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週62ポンドまでの所得の2.00% 週61-465ポンドの所得の10.00% 事業主負担 収入 (週) 62~110ポンド 3.0% 110~155ポンド 5.0% 155~210ポンド 7.0% 210ポンド~ 10.0% (自営業者) 週6.15ポンド 年間所得 (7,010~24,180ポンドの者) の6.0% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・拠出の対象となる報酬 上限 年 65,400ドル 下限 四半期 670ドル ・国庫負担 原則としてなし

	ドイツ	フランス
老齢年金支給要件	〈労働者年金・職員年金〉 ・拠出期間5年以上	〈一般制度〉 ・拠出期間1四半期（3か月）以上
年金額算定方法	〈労働者年金・職員年金〉 個人報酬点数×年金種別係数**×年金額*** * 雇用期間中の各年の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比を合計したものに受給開始係数を乗じた値 ** 老齢年金を基準とする各種年金の支給率 *** 全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価	〈一般制度〉 {最高11年間の再評価後の平均賃金}×給付率*×(拠出期間(四半期ベース上限151)÷151) * 給付率は受給開始年齢と拠出期間により25%~50% 加給 妻(65歳以上)：4,000フラン 子(3子以上)：年金額の10%
支給開始年齢	65歳 (63歳〔女60歳〕の特例があるが、2009年〔2018年〕までに段階的に廃止)	60歳
繰上げ・繰下げ支給	(支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給：減額率 月0.3%)	繰下げ特例：151四半期に満たない者が1年繰下げることにより拠出期間が10%増(最大151四半期)
在職受給者の取扱い	(支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り)	60歳以上で150四半期以上の拠出期間のある者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う減少した賃金収入分の65%を支給
年金額改定方式	可処分所得の上昇率に基づき改定(7月実施)	1994年より当面5年間は、物価上昇の見通しに基づき毎年1月に改定

(注) 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1997年のものである。

第393表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較 (夫婦世帯の場合)

日	本		イギリス	ドイツ	フランス
	一般の	給与所得者			
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,346	1,928	1,060 (6,665 ポンド)	5,263 (83,538 マルク)	1,688 (93,784 フラン)	

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
〈基礎年金〉 ・スウェーデン国内に3年間以上居住 〈付加年金〉 ・拠出期間3年以上	〈基礎年金〉 最低拠出水準の52倍以上の所得に応じた拠出年数と免除となった年数の合計が有効拠出年数の4分の1以上	〈老齢遺族障害保険〉 ・1950年(または21歳)から退職までの年数に等しい四半期の適用
〈基礎年金〉 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額：36,300クローネ 子(16歳未満)への加給： 基礎額の25% 〈付加年金〉 {15年間の年金ポイントの平均の最大値}×基礎額×60%×{加入年数/30}	〈基礎年金〉 単身 週62.45ポンド(満額) 夫婦 週99.80ポンド(満額) 〈報酬比例年金〉 {再評価後賃金-最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%の上位20年分の合計 被扶養者加算 妻 週37.35ポンド 子 週11.20ポンド	〈老齢遺族障害保険〉 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額437ドルまでの分}×0.9+{437ドル~2,635ドルの分}×0.32+{2,635ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者(65歳以上) 基本年金額の50% 子(18歳未満) 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)
繰上げ支給：減額率 月0.5% 繰下げ支給：増額率 月0.7% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給：なし 繰下げ支給：増額率 週1/7% (69歳〔女64歳〕までの間)	繰上げ支給：減額率 月5/9% 繰下げ支給：増額率 月3/8% (62歳から69歳までの間)
〈部分年金〉 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う減少した賃金収入分の65%を支給	なし	65歳未満：8,640ドルを超える2ドルの所得につき1ドル減額 65~69歳：13,500ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定(1月実施)	消費者物価上昇率に基づき改定(4月実施)	第3四半期の消費者物価上昇率で改定(1月実施) 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第394表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区分	保険料(被保険者)	年金給付
日本	所得から控除される(全額)	老齢……………課税 障害・遺族……………非課税
ドイツ	”(限度あり)	課税
フランス	”(全額)	課税
イギリス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	老齢・遺族……………課税 障害……………非課税
アメリカ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第395表 世界6か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ('47) ・身体障害者福祉法 ('49) ・生活保護法 ('50) ・社会福祉事業法 ('51) ・精神薄弱者福祉法 ('60) ・老人福祉法 ('63) ・母子及び寡婦福祉法 ('64) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法 ('35) ・老人福祉法 ('65) ・リハビリテーション法 ('73) ・障害者保護法 ('90) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保健サービス法 ('46) ・国民扶助法 ('48) ・地方福祉サービス法 ('70) (Local Authority Social Services Act) ・児童保護法 ('80) ・社会保障法 ('89)
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機構	国	厚生省	保健社会保障省 (Department of Health and Human Services)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等
	基礎自治体	市町村 (福祉部等) (市福祉事務所又は郡部福祉事務所)	郡 (County) 等 (郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office))
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助 (GA) 等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部 (Department of Social Services) が行っている。
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共募が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体をもち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC (Purchase of Service Contracting) で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団 (CAP) 等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD (全国民間団体協議会) がある。

資料：京極高宣著「現代福祉学の構図」(中央法規出版)

フランス	旧西ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法典 ('56) ・家族及び社会扶助法典 ('56) ・障害者福祉法基本法 ('75) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会扶助法 ('61) ・青少年福祉法 ('53、'70) ・施設法 ('74) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会サービス ('82) (Social Tjänst Lag)
伝統的な集権的地方制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が(連合や事務組合も含めて)福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦青少年家庭保健省 ・連邦労働社会省 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会省 (Social Department) ・社会庁 (Social Styrelsen)
<ul style="list-style-type: none"> ・州 (Région) 衛生・社会問題局 ・県 (Départments) 衛生・社会問題局 	<ul style="list-style-type: none"> ・州 (Land) 社会省 ・県 (Regierungsbezirk) ・郡 (Kreisverwaltung) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県 (Län) 議会 ・県行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 (communes) (社会扶助事務所 (bureaud aide sociale)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 (Gemeinde) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 (市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen))
市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。
4万2,500団体(全団体の16%)が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国でみられる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる(逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している)。

※ 精神薄弱者福祉法は平成11年4月より知的障害者福祉法と改称される。

第396表 主要国の児童手当制度

ドイツ、スウェーデン、イギリス、フランスの児童手当制度は以下のとおりである。なお、アメリカ合衆国には見
 各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、
 ない、フランスはN分N乗制度を採用する等）などに留意する必要がある。

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年発足 第3子以降対象 事業主拠出、 自営業者拠出、国庫 1961年改正 第2子以降対象 1964年改正 全額国庫負担へ 1975年改正 ・第1子以降対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活) 1996年改正 ・児童扶養控除との選択制の 導入 ・支給額の引上げ ・地方負担の導入 ・税額控除方式で支給	1948年発足 「一般児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年改正 「多子加算」実施 1983年改正 奨学手当等の実施 1996年改正 ・支給額の引下げ ・多子加算廃止 1998年改正 多子加算復活
支給対象児童	第1子から 18歳未満 (学生は27歳未満 失業者は21歳未満)	第1子から 16歳未満(義務教育修了前) (学生は20歳未満まで奨学手当)
支給月額	[1998年] 第1子 220マルク [15,349円] 第2子 220 " [15,349円] 第3子 300 " [20,931円] 第4子~ 350 " [24,420円]	[1998年] 第1子 750クローナ [11,888円] 第2子 750 " [11,888円] 第3子 950 " [15,058円] 第4子 1,350 " [21,398円] 第5子~ 1,500 " [23,775円]
所得制限	・18歳未満 なし ・18歳以上の児童については児童の年取 12,360マルク [86.2万円] 以上の場合に は支給しない。 [1998年]	なし
財源	公費(連邦、州及び市町村)	全額国庫負担
運営	政府	政府

(注) 1 イギリスの手当額は週単位であり、これを月額に換算した。
 2 換算レートはIMF "International Financial Statistics" による1997年平均値。
 1 ドイツマルク=¥69.77 1 クローナ=¥15.85 1 ポンド=¥198.15 1 フランスフラン=¥20.73
 (参考 1 ドル=¥120.99)

資料：厚生省児童家庭局育成環境課調

児童手当制度がない。
 賃金体系(欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系)、税制(イギリス、スウェーデンは扶養控除が

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 家族手当法 第2子以降対象 1975年改正 児童給付法 第1子以降対象 児童扶養控除の廃止と家族手当と の統合 1991年改正 第1子について割増 1997年改正 単親手当を廃止し児童 手当に統合 1999年4月より(予定) 第1子につ き10.86ポンド(2,152円)の割増	1932年発足 家族手当法 1946年 社会保障法典公布 家族手当制度に関する法体系の整 備/現行制度の基本的枠組み 1998年 所得制限の導入 ※3歳以上の児童を3人以上抱えた 収入の少ない家庭に支給する家族 補足手当あり	1972年発足 第3子以降対象 義務 教育修了前 1982年改正 被用者への特例給付 1985年改正 第2子以降対象 義務 教育就学前 1991年改正 第1子以降対象 3歳 未満 1994年改正 児童育成事業創設
第1子から 16歳未満 (全日制教育を受けている) 場合は19歳未満	第2子から 16歳未満(義務教育修了前) (就労者以外は20歳未満まで)	第1子から 3歳未満
[1998年] 第1子 49.75ポンド[9,858円] 第2子~ 40.41 " [8,007円]	[1998年] 第1子 なし 第2子 682フラン [14,138円] 第3子~ 874フラン [18,118円] の加算 [割増給付] 10~15歳 192フラン増[3,980円] 16歳以上 341フラン増[7,069円]	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子~ 10,000円
なし	一定の収入(4人世帯の場合で月 額25,000フラン(518,250円))以上 の家庭には支給しない。ただし、夫 婦共稼ぎ又は片親しかいない場合は、 これに7,000フラン(145,110円)加 算 [1998年]	一定の年取(5人世帯の場合で年 取480.0万円)以上の者には支給しな い。 被用者については一定年取(5人 世帯の場合で712.2万円)未満まで、 特例給付を支給 ※
全額国庫負担	事業主拠出、自営業主拠出、一般 社会拠出金から繰入れ(1991年か ら)	被用者 事業主7/10 国 2/10 : 地方1/10 非被用者 国 4/6 : 地方2/6 特例給付 全額事業主負担
政府	家族手当金庫	政府

※は11年度予算ベース

6 労働

第397表 主要国失業者数及び失業率

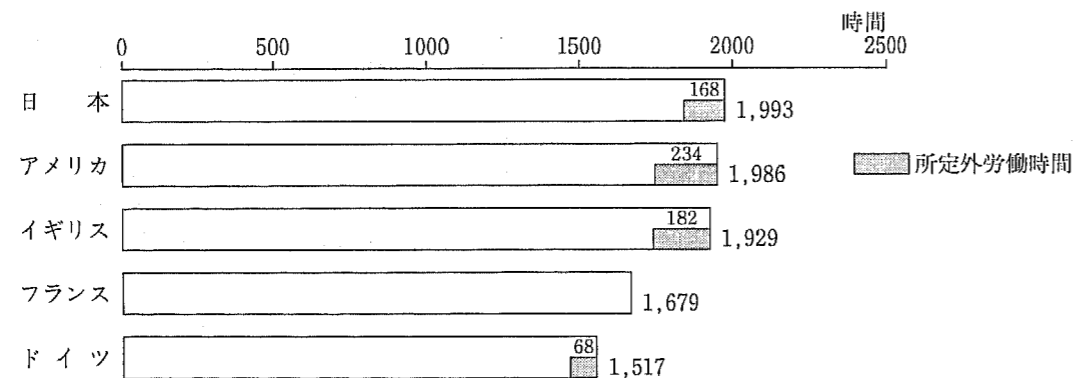
(単位 万人・%)

年	日本		アメリカ		イギリス ^(注1)		ドイツ ^(注2) (登録)		フランス ^(注2) (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1980	114	2.0	764	7.1	179	7.4	89	—	145	6.4
1985	156	2.6	831	7.2	327	11.7	230	8.2	240	10.2
1986	167	2.8	824	7.0	329	11.8	223	7.9	252	10.4
1987	170	2.8	743	6.2	295	10.5	223	7.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.5	237	8.3	224	7.7	256	10.0
1989	139	2.3	653	5.3	180	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.6	166	5.8	188	7.2	250	8.9
1991	136	2.1	864	6.9	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	277	9.7	290	6.6	291	10.4
1993	166	2.5	892	6.9	290	10.3	345	8.2	317	11.6
1994	192	2.9	797	6.1	262	9.3	370	9.6	333	12.0
1995	210	3.2	740	5.6	231	8.2	361	9.4	298	11.6
1996	225	3.4	723	5.4	210	7.5	397	10.4	309	12.4

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。
 2) 職業安定機関に登録している失業者。91年までは旧西ドイツ地域。92年以降は統一ドイツの数値。
 (資料) 日本：総務庁統計局「労働力調査」
 アメリカ：労働省「Employment and Earnings」
 イギリス：国家統計局「Labour Market Trends」
 ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」
 フランス：国立統計経済研究所「Bulletin Mensuel de Statistique」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第398表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1996年)



資料出所：EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計

(注) フランスの所定外労働時間は不明である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第399表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス ²⁾	ドイツ ³⁾	フランス
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.7
1985	41.5 ²⁾	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	43.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1 ³⁾	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	43.2	38.9	38.7
1993	37.7	41.4	43.1	37.6	38.6
1994	37.6	42.0	43.4	38.0	38.6
1995	37.8	41.6	—	38.3	—
1996	38.2	41.6	—	37.4	—
①定義	実労働時間	支払労働時間 ^(注4)	実労働時間	支払労働時間 ^(注4)	実労働時間 ^(注5)
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	常用雇用労働者男女計	生産労働者男女計	雇用労働者男女計
③期間	毎月 月間	毎月の特定週	4月の特定日 ^(注6) を含む給与支払対象期間	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	四半期ごとの ^(注7) 最初のフル労働週
④調査方法	事業所調査	同 左	個別調査	事業所調査	同 左
⑤事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	11人以上

(注) 1) 常用雇用労働者 (生産労働者、管理事務労働者) の年間平均月当たり総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数) を乗じて算出。

2) 85年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。

3) 88年から、新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。

4) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間 (有給休暇、有効特定休日等) を含む。

5) グレート・ブリテン地域。

6) 祝祭日等の特定休日を含まない週 (full work week)

7) 91年1月以降、統一ドイツ。

8) 非農業生産労働者。公務員、家事サービス従事者。大使館、国際機関の職員は除く。

9) 特定日とは、通常、4月の第2水曜日。

資料 ILO「YearBook of Labour Statistics 1997」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第400表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較 (製造業、全労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
96年実労働時間当たり賃金	2,208 円	16.61ドル	42.13マルク
96年平均為替レートで換算	(100)	(82)	(138)
96年購買力平価で換算	(100)	(140)	(171)
96年為替レート		108.78円/ドル	72.29円/マルク
96年購買力平価(延長推計)		186円/ドル	89.5円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較 (製造業、全労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
96年平均為替レートで換算	(100)	(82)	(133)

(注) 1 賃金の国際比較については、日本は労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics "Employer Costs for Employee Compensation" の製造業全労働者について、Wages and salaries と Paid leave と Supplemental pay を合計した。

ドイツは、EC "Labour Costs" の製造業全労働者について、労働費用中の現金給与割合で実労働時間当たり賃金を算出し延長推計した。

2 購買力平価はOECDの1993年の消費購買力平価をもとに、消費者物価上昇率で延長推計した。

3 労働費用の国際比較については、日本は労働省「賃金労働時間制度等総合調査」の30人以上事業所の製造業全労働者の実労働時間当たり労働費用をもとに、データのない中間年については、一人当たり名目雇用者所得の伸び率を用いて推計し、さらに「毎月勤労統計調査」の製造業5人以上現金給与総額と30人以上現金給与総額の比で5人以上の労働費用を推計した。

アメリカは "Employer Costs for Employee Compensation" の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用を用いた。

ドイツは、EC "Labour Costs" の製造業全労働者の実労働時間当たり労働費用をもとに延長推計した。

(資料)：労働大臣官房政策調査部推計

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第401表 諸外国の育児休業制度について

国名	スウェーデン	ドイツ	フランス	
対象者	男女労働者 実親、養親、継親、監護者	男女労働者 実親、養親、継親、子の扶養権を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	
期間・形態	・1歳半まで全日休暇 ・8歳又は小学校1年生終了まで労働時間短縮	子が3歳になるまで全日休暇	子が3歳になるまで原則1年、全日休暇又はパートタイム労働 最長3年まで延長2回可能	
雇用・不利益取扱い	休業取得、請求を理由とする解雇及び不利益取扱いの禁止	休業期間中解雇禁止	規定なし	
復職	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	
給与	無給	無給	無給	
休業期間中の手当	対象者	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象で第2子以上に支給
	期間	子が8歳又は小学校1年生を終了するまで450日間	産後24ヶ月まで	最長3年
	金額	・継続して240日間1日60クローネを超える収入があった者は、最初の360日間収入の85%又は75%、その後90日間は1日60クローネ ・それ以外の者1日60クローネ ・労働時間短縮の場合、短縮した時間に比例	産後6ヶ月まで月600マルク それ以後、収入に応じて遡減	家族手当の算定基礎月額額の142.57% (1994年現在) 全日休暇 2,929フラン 週20時間未満労働 1,937フラン 週20～32時間労働 1,465フラン
	費用負担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業者負担
支払制度	国民保険制度の一部	各州の管轄機関	家族手当基金	

資料：労働省女性局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第402表 諸外国の介護休業制度について

国名	スウェーデン	アメリカ	ドイツ
対象者	男女労働者 (養親、継親、監護者を含む)	従業員50人以上の事業主に雇用されている男女労働者 (公務員も適用)	男女労働者
資格要件	・12歳に達しない子供の病気等 ・12歳以上16歳未満の子供の病気等の場合	事業主に12ヶ月以上雇用され、過去12ヶ月間の労働時間が1,250時間以上であること ・子の出生、養子縁組、又は里子を受け入れ、その養育の場合 ・重大な健康状態にある配偶者、子、又は親の世話の場合等	12歳未満の病児を監督、世話、看護する場合 (家庭に子供を監督等する人がいないこと)
形態	・全日休暇 ・1/2又は1/4に労働時間を短縮	全日休暇 (労働時間短縮の方法も可)	全日休暇
期間	一時介護両親手当を受給している間 (各子供各年ごと最高年間60日間)	12ヶ月ごとに合計12週間まで	疾病手当を請求できる間 (各子供につき1暦年最大限10労働日)
手当	一時介護両親手当 (収入の75%)	無給 (医療給付は休暇中も継続)	疾病手当 (賃金の80%)
罰則	なし	なし	なし

資料：労働省女性局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

7 国際協力

第403表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位：%)

国名	1986年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	10.13	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16	12.24	12.24	12.24	15.17	15.38
ドイツ	8.38	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18	8.78	8.78	8.78	8.89	8.90
フランス	6.39	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13	5.90	5.90	5.90	6.30	6.31
イギリス	4.58	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77	4.94	4.94	4.94	5.23	5.23

(注) ドイツは、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省「厚生白書」

第404表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内 容	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
研修員受入 (計)	606	614	612	626	770	846	823
国際協力事業団(JICA)	423	436	461	464	585	637	614
世界保健機関(WHO)	61	52	33	36	26	43	27
国際厚生事業団(JICWELS)他	122	126	118	126	159	166	182
専門家派遣 (計)	262	256	268	301	289	373	329
国際協力事業団(JICA)	225	219	227	261	252	304	301
国際厚生事業団(JICWELS)他	37	37	41	40	37	69	28

資料：厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第405表 国民所得(総額)

(単位 ドル)

区 分	1988年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
アメリカ	43,630	47,047	49,823	51,088	53,897	56,849	59,981	62,851	66,126
日本	23,254	22,927	23,629	26,978	29,158	33,545	36,544	39,878	35,791
ドイツ	10,506	10,477	13,277	15,186	17,310	16,625	17,774	20,876	20,279
イギリス	7,387	7,451	8,569	8,912	9,419	8,413	9,130	9,905	10,313
イタリア	7,331	7,586	9,497	9,970	10,515	8,461	8,731	9,365	10,483
カナダ	4,192	4,658	4,791	4,919	4,728	4,585	4,523	4,701	4,862
スペイン	3,042	3,373	4,360	4,689	5,117	4,238	4,230	4,946	5,116
オーストラリア	2,150	2,351	2,370	2,433	2,486	2,386	2,741	2,976	3,282
オランダ	2,026	2,017	2,504	2,560	2,832	2,758	2,995	3,520	3,535
スウェーデン	1,552	1,619	1,927	2,008	2,053	1,522	1,642	1,929	2,099
ベルギー	1,388	1,408	1,753	1,811	2,014	1,945	2,113	2,494	2,456
スイス	1,649	1,566	1,977	2,003	2,085	2,041	2,245	2,700	2,576
インドネシア	760	852	956	1,052	1,155	1,339	1,519	1,739	1,978
南アフリカ	3,629	5,049	856	919	987	980	1,023	1,128	1,067
オーストリア	1,104	1,105	1,396	1,454	1,633	1,587	1,701	2,004	1,973
デンマーク	883	847	1,038	1,039	1,140	1,091	1,187	1,429	1,457
ベネズエラ	553	379	439	486	541	536	521	695	615
ノルウェー	776	782	921	942	1,023	939	1,005	1,210	1,315
フィンランド	867	942	1,104	970	837	657	773	1,017	1,021
韓国	1,604	1,970	2,256	2,627	2,751	2,972	3,409	4,064	4,308
ギリシャ	588	610	764	825	906	859	917	1,074	1,150
タイ	294	328	774	876	978	1,095	1,257	1,457	1,546
ニュージーランド	376	358	367	353	345	374	435	505	542

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。
2 ドイツは1988年は旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第406表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1988年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
アメリカ	17,807	19,021	19,936	20,221	21,102	22,024	23,009	23,882	24,901
日本	18,975	18,635	19,142	21,776	23,464	26,919	29,258	31,842	28,470
ドイツ	13,450	13,316	16,729	18,987	21,477	20,480	21,830	25,564	24,767
イギリス	12,923	12,991	14,887	15,417	16,238	14,457	15,634	16,902	17,545
イタリア	12,933	13,378	16,739	17,565	18,492	14,825	15,263	16,349	18,239
カナダ	15,585	17,013	17,239	17,493	16,566	15,838	15,459	15,874	16,227
スペイン	7,856	8,696	11,223	12,049	13,117	10,843	10,804	12,615	13,027
オーストラリア	13,008	13,982	13,890	14,076	14,216	13,515	15,366	16,489	17,947
オランダ	13,728	13,588	16,750	16,992	18,656	18,041	19,470	22,769	22,815
スウェーデン	18,402	19,059	22,491	23,304	23,679	17,453	18,697	21,858	23,580
ベルギー	13,995	14,181	17,599	18,092	20,051	19,289	20,887	24,602	24,184
スイス	24,719	23,300	29,097	29,145	30,031	29,207	31,900	38,125	36,365
インドネシア	433	475	533	580	626	714	796	898	—
南アフリカ	10,244	13,932	2,310	2,419	2,543	2,472	2,529	2,736	—
オーストリア	14,497	14,429	18,067	18,609	20,641	19,858	21,181	24,900	24,485
デンマーク	17,214	16,506	20,186	20,164	22,059	21,019	22,808	27,340	27,696
ベネズエラ	3,003	2,011	2,269	2,454	2,671	2,589	2,437	3,210	—
ノルウェー	18,444	18,501	21,726	22,092	23,869	21,782	23,177	27,769	30,089
フィンランド	17,527	18,971	22,132	19,339	16,608	12,972	15,199	19,901	19,918
韓国	3,816	4,640	5,263	6,071	6,302	6,745	7,668	9,061	9,459
ギリシャ	5,857	6,045	7,522	8,048	8,774	8,277	8,798	10,272	10,989
タイ	541	593	1,387	1,548	1,708	1,888	2,141	2,453	—
ニュージーランド	11,346	10,754	10,914	10,368	10,020	10,741	12,326	14,118	14,892

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。
2 ドイツは1988年は旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

社会保障統計年報 (平成10年版)

昭和34年7月 初版発行
平成11年2月 第39版発行

定価 本体2,429円+消費税

送料 470円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

発行所 株式会社 法研

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104-8104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 00120-8-196899

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530-0045) ☎06-6364-1884

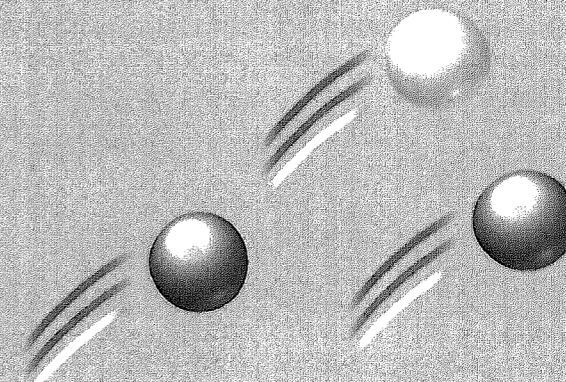
法研中部・名古屋市中区錦3-4-6 (〒460-0003) ☎052-962-5821

法研九州・福岡市中央区大名1-14-45 (〒810-0041) ☎092-712-8305

神奈川支局・横浜市中区本町1-8 (〒231-0005) ☎045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20 (〒730-0017) ☎082-222-1810

印刷・製本 研友社印刷株式会社



法研